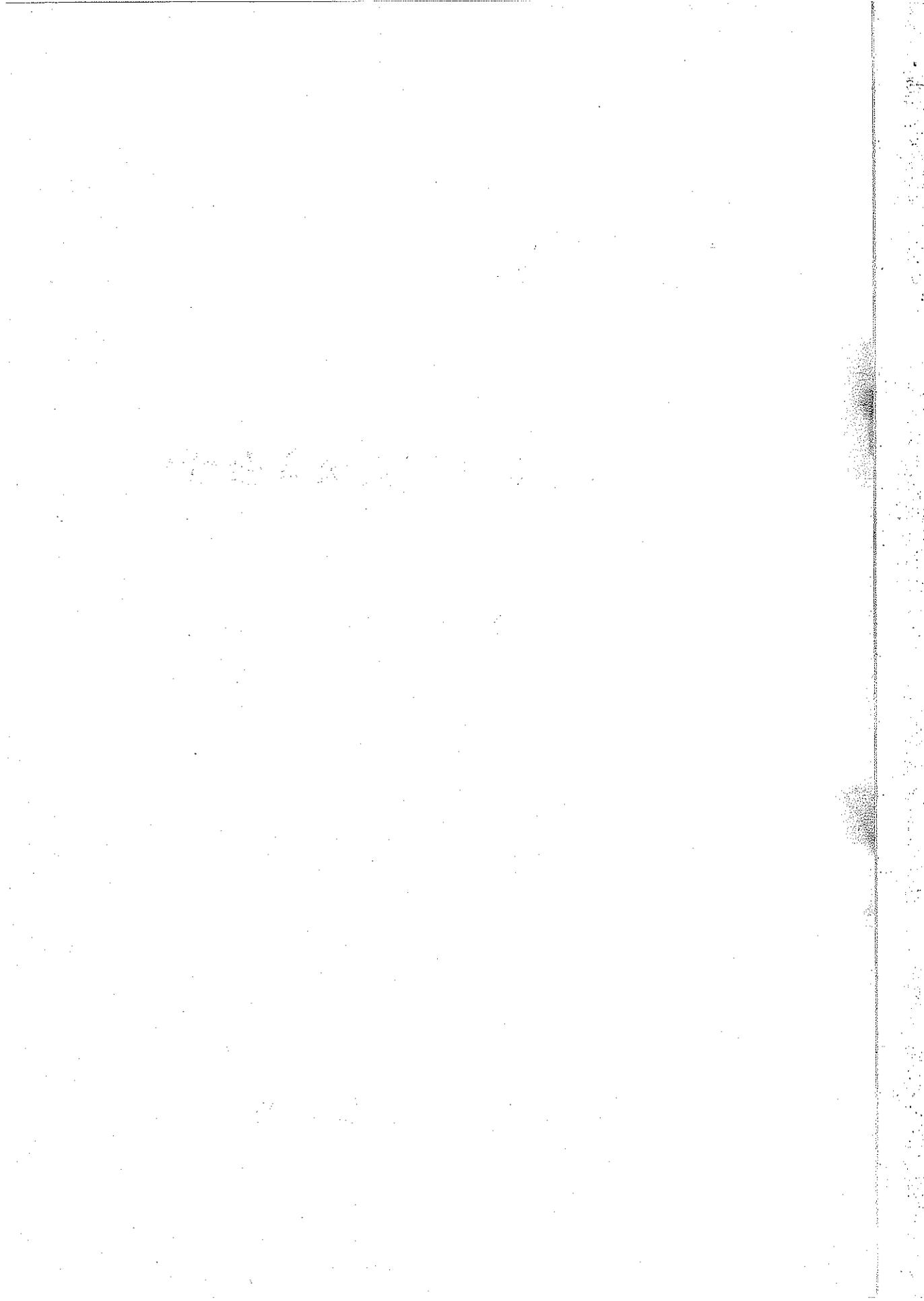


昭和51年12月14日開会
昭和51年12月20日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和51年12月14日(火曜日) 第1日

○ 出席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 開会宣告(午後1時5分)	3頁
○ 会議録署名議員の氏名(仁井明君、大谷昌幸君、金沢勝君)	3頁
○ 市長開会あいさつ	3頁
○ 会期決定(12月14日～12月21日 8日間)	4頁
○ 一般質問	
1番に25番 竹内修一君	4頁
2番に5番 仁井明君	10頁
3番に22番 勝部津喜枝君	14頁
4番に15番 横田憲治郎君	17頁
5番に13番 赤阪和見君	27頁
○ 散会宣告(午後4時13分)	32頁

昭和51年12月15日(水曜日) 第2日

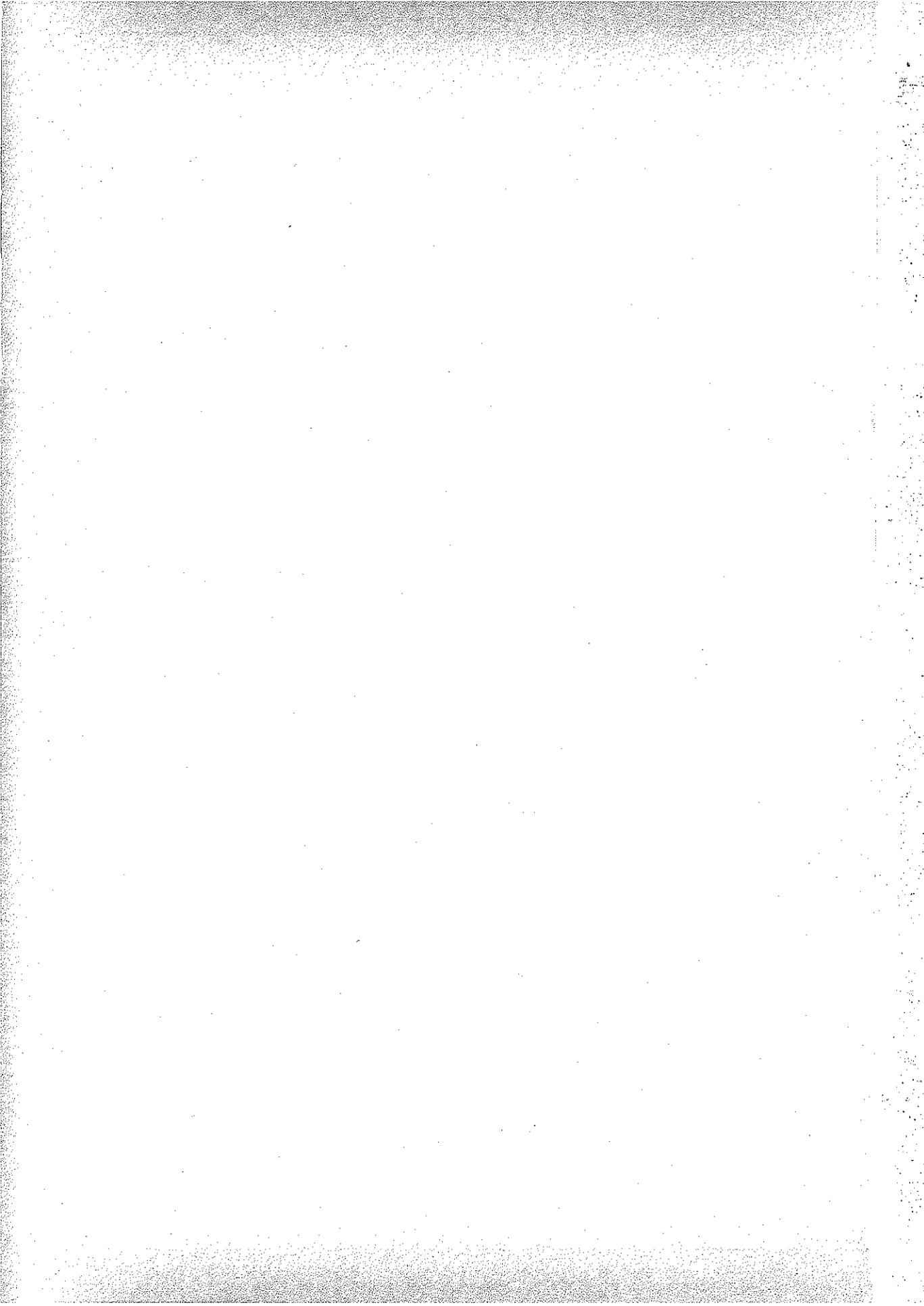
○ 出席議員	33頁
○ 議事説明員その他	33頁
○ 開会宣告(午前10時22分)	35頁
○ 一般質問	
1番に6番 大谷昌幸君	35頁
2番に21番 直村静二君	44頁
3番に2番 天堀博君	51頁
4番に20番 田中包治君	65頁
○ 散会宣告(午後3時35分)	76頁

昭和51年12月20日(月曜日) 第3日

○ 出席議員	77頁
○ 議事説明員その他	77頁
○ 議事日程	79頁

○ 開会宣告（午前11時）	81頁
○ 日程1 例月出納検査結果報告（収入役扱昭和51年8月分）	} 83 一 頁 括 上 程 141 頁 142
○ 日程2 "（水道部企業出納員扱昭和51年8月分）	
○ 日程3 "（市立病院企業出納員扱昭和51年8月分）	
○ 日程4 "（収入役扱 昭和51年9月分）	
○ 日程5 "（水道部企業出納員扱昭和51年9月分）	
○ 日程6 "（市立病院企業出納員扱昭和51年9月分）	
○ 日程7 昭和50年度和泉市水道事業会計決算認定について（決算委員長報告）	} 一 括 上 程
○ 日程8 昭和50年度和泉市病院事業会計決算認定について（ " ）	
○ 日程9 専決処分の報告について（交通事故による損害賠償の額の決定及び 和解に関する専決処分について）	145頁
○ 日程10 昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について	147頁
○ 日程11 昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第3号）	297頁
昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第3号）の修正案	364頁
○ 日程12 和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	367頁
○ 日程13 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	369頁
○ 日程14 土地開発公社特別委員会設置並びに委員の選任について	379頁
○ 日程15 緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願	} 380頁 一括上程
○ 日程16 緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願	
○ 日程17 工事請負契約締結について（上代伏屋線道路改良工事）	383頁
○ 日程18 "（市立郷荘中学校増築工事）	} 一括上程 386頁~388頁
○ 日程19 "（市立富秋中学校講堂新築工事）	
○ 閉会宣告（午後4時40分）	391頁
○ 市長閉会あいさつ	391頁
○ 議長閉会あいさつ	392頁

第 1 日



昭和51年12月14日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 寺田 茂君	16番 木下 甲子三君
2番 天堀 博君	17番 富山 敏治君
3番 橋本 佳行君	18番 池辺 秀夫君
4番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
8番 成田 秀益君	23番 三井 正光君
9番 松下 定君	25番 竹内 修一君
10番 山口 義一君	27番 竹下 義章君
11番 上代 卯之松君	28番 坂上 国治君
12番 藤原 要馬君	29番 藤原 利一君
13番 赤阪 和見君	
15番 横田 憲治郎君	

欠席議員(2名)

19番 貝淵 博治君	26番 柳瀬 美樹君
------------	------------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池田 忠雄	財政課長	麻生 和義
助 役	坂口 禮之助	同 和 対 策 部 長	佐原 行雄
収 入 役	橋本 炳	同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長	生田 稔
市長公室長	西川 喜久	重要施策推進室長	小林 一三
市長公室次長 兼 秘書課長	杉本 弘文	重要施策推進室次長	富田 宏之
広報広聴課長	竹田 明郎	市 民 部 長	内田 繁
財 務 部 長	宇沢 清	市 民 部 理 事	吉岡 昭男
財 務 部 次 長	門林 六男	市民部次長兼福祉事務 所長兼 保育課長	中西 淳富

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部長	山本俊兼	消 防 長	和田増義
産業衛生部次長	岩井益一	消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫
市参与兼建設部長 事務取扱	中塚白	教育委員長	堀内由延
建設部次長	森保	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	林徳次	市参与兼教育次長	阪東重信
改良事業部次長	逢野一郎	指 導 部 長	乾武俊
水 道 部 長	田中稔	管 理 部 長	広岡史郎
水道部次長	福本喬久	管理部長兼 総務課長	松村吉堯
用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄	選挙管理委員長 兼会長	味谷日吉
用地担当(部次長級) 兼土地開発公社 事務局長	橋本昭夫	選挙管理委員長 兼局長	青木孝之
病院長代行	岩見洋	監 査 委 員	西口喜一郎
病院事務局長	平野誠蔵	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
病院事務局次長 兼庶務課長	藤原光夫	農業委員会事務局長	杉本忠彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 北野丈夫
次 長 逢野博之
議事・調査係長 西垣宏高
調 査 係 佐土谷茂一
議 事 係 山本雅俊

(午後1時5分開議)

- 議長(坂上国治君) 大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さん方には年末何かと御繁忙の中にもかかわらず多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

これより昭和51年第4回定例会を開会いたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは21名でございます。成田議員さん、貝淵議員さん、柳瀬議員さんより遅刻の届け出が出ております。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在21名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただいま報告どおり、出席議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(坂上国治君) 会議録の署名議員を5番 仁井明君、6番 大谷昌幸君、7番 金沢勝君、以上、3名をお願いいたします。

本会議に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷、配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

この際、市長のあいさつを願います。

○

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 本日、ここに本年第4回定例議会開会に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には年末を控え、公私まことに御多忙のところ御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げ、御審議をいただく議案は、昭和51年度一般会計補正予算案ほか2件と、昭和50年度歳入歳出決算について御認定をお願いする認定第3号と、専決処分による報告でございます。

なお、追加議案として3件ほど御提案いたしたく存じておりますが、諸議案の内容につきましては別途御説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議くださいまして、御議決、御承認を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつといたします。よろしく願います。

- 議長（坂上国治君） 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月21日までの8日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日より12月21日までの8日間と決定いたします。

- 議長（坂上国治君）

それでは、これより一般質問に入ります。まず25番 竹内修一君。

- 25番（竹内修一君） ただいまから一般質問を行います。通告順序に従って申し述べますので、的確なる御回答をお願いしておきます。なお、的確でない場合は再質問をいたします。

まず、最初に北信太駅前再開発等について、「等」に含みがあるわけですが、主体は駅前開発について述べたいと思います。この案件につきましては、開発当初における幾多の困難な要因を中途半端にして開発せざるを得なかったところに問題があり、担当者が鋭意努力していただいていることはよくわかります。また、中塚参与の取り組み方、信念のほども承知しているのですが、日本住宅公団との52年3月末の契約切れになるうかと思いますが、これをどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

2番目は、議会の同意を得て明許繰り越しました予算の執行ができるのかどうか、事故繰り越し等、そういう理由はないと思います。

その3つ目は、埋蔵文化財に対する考え方、対処について積極的に取り組み、貧困財政下における実情を国、府に強く訴え、一日も早く解決を図るべきでないでしょうか。しかし、長い間かかっておる間に、北信太駅前周辺の住民の情勢は大きく変わってきていることを理事者は御承知であろうか。先日、駅前周辺の住民であり、30歳前後の商店主8名が会ってほしいということで会った事がありますが、彼らの熱意にほだされ、約3時間半懇談いたしました。要約いたしますと、市の態度をはっきりさせてほしい。協力を惜しまない。現状では駅前の発展もなく、われわれの生活設計にも支障を来すということであります。12万市民の市長として、よく心してほしいことであります。

計画道路を早く通してほしいということでもあります。葛の葉地域の方からも同様の要望を聞いております。

このように情勢は大きく変わってきておりますので、やはり町づくりの根幹をなす基幹道路、こういうものを原則どおり努力してもらいたいと思います。

次に、「等」でございますが、新しい人口急増都市として似たような開発が行われつつあります。そこで、鶴山台団地開発を教訓として、光明池、緑ヶ丘等の開発について市長はどのように

分析し、町づくりをやっていくかという心構えをお尋ねしたいと思います。ちょうど来年度予算編成の時期でもありますので、もう一度市長さんも一年たった今日、初心に返って市民の期待にこたえてもらいたいと思います。対話のある市長を標榜しておられますが、履行してもらいたいと思います。

次の例としまして、12月をもって決着、開発を要望しておる地域があるはずですが、市民合意のもとであってほしいと思います。住宅公団等、国の出先機関を回りますと、出先機関等は、協力はしたいんだけど、間があき過ぎる。回答がおそい。市民合意のために時間を費しておられるならば結構でございますけれども、出先機関3つほど回しまして、同様の話が出ております。鋭意努力してもらいたいと思います。

次に、幼児教育であります。1回、私は遠慮しましたけれども、必要性はるる6月に述べておるとおりでございます。2、3日前の新聞を見ますと、貝塚市は本市の人口の約半分でございますけれども、公立幼稚園が9園ございます。和泉市は本年度の設置を入れて8園、やはり市長としての取り組み方、計画の立て方、そこらに問題があると思いますけれども、当面、和泉市の4分の1の地域に1園もないということで、余りにも地域差があるのではなからうか。そこで、6月にははっきり中学単位に公立幼稚園を考えておると確答を得ておりますが、来年度計画で当然大丈夫と思われましても、この点明快にさせていただきたいと思います。

次に、同じ幼児教育の保育所の措置でありますけれども、去年は700名が希望を満たされなかった。鋭意努力されておるし、市民部長さんの要望で、鶴山台におきましても、駐車場用地の計画ができた土地も、申し出により12月12日、自治会の棟幹事約100名、これに住民の合意を取りつけたわけでありまして、どうか間に合うように善処してもらいたいと思います。

3番目は住民サービス。これも前々から要望しておるわけですが、せんだって、市長は4大新聞の1つに、本当に住民の現状を訴えた記事を承知されておると思いますけれども、4年間も空き家になっておる鶴山台団地の外科診療所、住民は不安がつのっている。なぜ、こういう放置したままになるのか、その原因を分析し、要望を今後どのようにしていくかをはっきりと聞かせてもらいたいと思います。

3番目、市民サービスセンターにつきましても数年来、私は示唆をしてきたわけでございますけれども、20万にもなろうとする近代都市の市長さんとして、これはどういう組織上の問題があったのか知らないけれども、岸和田、高石に先を越されておるということは、市民がやはりわが市は、ということになるのではないかと思います。

そこで、52年度には新しい和泉方式で実施されると思います。4カ所やれば6,400万円とか、そういう逃げた手を打たないで実施してもらいたい。先に私が提案した方式ならば、

数百万円で済むと思います。この点ははっきりしていただきたいと思います。

最後に、行政の公正、適正化であります。これも市政全般に言えることでございます。この点について、市長は留意されて前向きで編成をされてると思いますけれども、いろいろ歴史的な経緯、地域の特性とかでむずかしいことはわかりますが、せんだって、社会福祉協議会の評議員の定数改正がございました。これは本当によく基礎データを集めて分析をされ、むずかしいと思いますが、原案どおりうまくいったように思います。これを参考にされまして、公平、適正な「年金委員等」と書いてますが、聞くところによると、府の定数云々は市の補助手段等々の話もありますが、これは府市あわせて公平、適正な活動をやってもらわなければ、こういうところから、一生懸命やっておられる池田市政に対する不信感が出てくるのではないかと危惧するわけであります。

以上で終わります。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市参与（中塚白君） それでは第一点の北信太駅前再開発についての御質問に対し、私からお答え申し上げます。

ただいま議員さんが質問の中で申し述べておられたように、北信太駅前線につきましては、鶴山台団地開発当初からの問題がございます。あれを開発するにつきましては、当然、北信太駅前からの道路計画があったわけでございますけれども、その時点では御承知のように、いまだに文化財が大きな問題になっております。それから、駅前との関係がいろいろございます。現実には、泉南線から見切り発車したというのが現状の姿でございます。

しかし、いまさら過ぎ去ったことをいかに繰り返してみても戻らないわけでございます。しからば、どのように進めていくかが最大のネックでございます。まず、一番大きな問題になりますのは、毎回、私も申し上げておりますけれども、文化財の関係がでございます。いずれにしても、どんな事業をやるにしても、まず当面の措置として、住宅の詰まっておる道路を延伸して泉南線まで結ばなければならず、その後には生じてまいるのがバスの問題でございます。御承知のように、現実には、北信太駅前にはバスの停留所が非常に遠距離にあるという関係もございまして、現実には、自転車対策に悩まれておまして、これを取り締まると、逆に駅前の問題が出てまいります。それもあわせて考えますときに、どうしても何らかの措置を講じなければならぬことは万々、私の方も承知してございます。

まず一つは、やはり文化財の試掘調査をやらなければこの結果が出てまいりません。どういう工法でやるかどうか、年内に何とか試掘調査の用意を得、来年当初にやりたいということで現在、進めてございます。そのデータが出ましたら工法的に協議したい。これは一昨年ですか、あの連絡道路の予算の御議決をいただきまして、現実的には、繰り越しをやってございます。

まだ、予算の執行に至っていないことについては、われわれとしてもその責任を感じてございますが、何らかの措置を講ずべく最大の努力を払いたい、かように存じております。

以上です。

- 議長（坂上国治君） 次。
- 管理部長（広岡史郎君） 幼稚園問題についてお答えいたします。

基本的には、二つの問題を提起して御質問にお答えしたいと思えます。

かねて教育委員会としては、47年から一校区一幼稚園という形の努力目標を持ちまして、公立幼稚園設置に努めてまいっております。ただいまの竹内議員さんの御質問の中で、中学校区内という御質問は、鶴山台南北小学校を含めた信太中学校区と推察してお答え申し上げたいと思えます。

御承知のように、鶴山台団地の入居者のしおりに、幼稚園は私立の幼稚園建設計画があるということでございます。なお、加えて市では住宅公団との話し合いの中で、鶴山台団地新住開発計画の当初より、当団地内では公立幼稚園建設をしたいという基本方針を進めてることは事実でございます。それを一応、御確認願いたいと思えます。

一方、広く全市的に目を転じますと、現小学校区で公立幼稚園、保育園、私立幼稚園の全く設置されておられない小学校区がございます。新しい阪和線以西地域でございます。池上、葛の葉、富秋町の中で2,888世帯、人口9,418人の大きな地区がございますが、こことても和気校区同様、公立幼稚園、保育園並びに私立幼稚園の建設されてない事が実態でございます。教育委員会といたしましては常々、公立幼稚園設置については、基本方針を持ってこれに取り組んでまいっております。当面、設置の具体的な要件とするところは、保育園に依存度が高い地域ということを中心とし、加えて、私立幼稚園との競合等々を勘案して建設してまいりたいというのが実態でございます。そこらの状況を十分御賢察願ひまして、信太中学校区の公立幼稚園の建設は、ただいま即答いたしかねるというのが実態でございますが、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 次。
- 市長公室長（西川喜久君） 市民サービスセンターについて、私からお答え申し上げます。

まず、第一点目の鶴山台の外科診療所についてでございますが、御指摘のとおりでございます。現在、医療センターにつきましては、産婦人科あるいは内科、小児科につきましては医師が常駐しておりますが、昭和47年10月に建設以来、外科診療については現在、開業していないのが事実でございます。この点につきましては市民に御迷惑をかけ、まことに申しわけなく思っておる次第でございます。

これはつきましては、建設当初より公団の主体性におきまして開設することとなっております。

したが、公団といたしましては昭和45年9月21日、大阪府医師会との打合わせを企図いたしまして、大阪府保健新聞を通じ、また、大阪府医師会関係機関にも協力を呼びかけながら努力してまいってきておるのは事実でございますが、結果的には、歯科については昭和46年11月、産婦人科は48年5月、内科・小児科は48年9月にそれぞれ開業したわけでございますが、外科は、公団の努力にもかかわらず現在、開業しておらないのは事実でございます。市といたしましても、このまま放置するわけにはまいりませんので今後、日本住宅公団を主といたしまして関係機関にも協力をお願いし、一日も早く開設できるよう最善の努力を尽くしてまいりたい。かよう考えておりますので、ひとつよろしく御了解願いたいと思います。

2点目の市民サービスのための出張所の設置かと思えます。これにつきましては、前回議会においてもお答えしたように、出張所的なものを設置することによりまして、市民の利便とサービスの向上を図れることは事実でございます。

和泉市全体を考えますとき、いろんな経過もございまして、また出張所を設置する場合には、単に一つの業務を開設するような内容ではなく、たとえば戸籍あるいは国保、市税、水道等の業務もあわせて実施できるような位置づけでなければならないと考えております。これらのことから、関係部局とも事前に十分協議する必要もあり、前回もお答えしたように山間部の開発もございまして、これらもあわせた中で、一定の考え方をまとめた上で積極的に検討してまいりたい、かよう考えておりますので、ひとつよろしく御理解賜りたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 市民部長（内田繁君） お答えいたします。

私の方の所管で2番目の幼児教育の中で保育園問題に触れたように思います。確かに鶴山台地域の方々からの増設の要望もございまして、第2保育園の建設に当たっても用地の問題で難航しました。現在、増築にしても用地問題にむづかしさがあるということで、この問題につきましては、非常にお断りのような形で申し上げてあったわけでございますが、議員さんがおっしゃるような自動車の駐車場というようなものを予定しておるのも提起していきたいというお考えも示されたわけでございますが、市といたしましても、その駐車場が適地かどうか十分調査し、あるいは幼稚園との競合の問題あるいは鶴山台の2つの保育園で収容しかなるかどうかの問題、財政的な問題等も十分精査検討してまいらなければ即答はできかねると思います。この辺につきましても、せつかく用地等についても考えていただいておりますので、十分われわれとしても尊重してまいりたい、かように考えるわけでございます。

4番目の年金委員の定数問題でございますが、御指摘のとおり、非常に不適正を来しておるのは事実でございます。現在、委員の定数の枠がございまして、一部そういう問題で委員の配置の観点から非常に問題があると思えます。これについては御承知と思えますが、委員の委嘱権

限は大阪府の知事でございまして、幸いにも来年7月が委員の改選時期でございますので、これに向けて委員の定数の改正を府に強く要望してまいり、同時に委員の現在の配置状況等も十分精査検討いたしまして、各方面の協力をいただきながら委員の適正配置について努力してまいりたい、かように考えてますので、よろしく願います。

○ 議長（坂上国治君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

各セクションの部長からそれぞれの諸点についてお答えさせていただきました。お尋ねの点につきましては、光明台初め開発の問題であろうかと存じます。この件につきましては、鶴山台の開発、その後の問題もございますので、各担当のセクションにおいて十二分に協議、詰めをそれぞれいたしております。可能な限り、秩序のある町づくりということが基本的な問題でございます。そうした点に留意しながら現在、各学校、幼稚園、利排水の問題等につきまして、精力的な詰めを担当課をしてやらせておる次第でございます。その辺につきましては、十分従来の考えを踏まえて、誤りのないよう秩序のある開発発展に向けてただいま取り組まさせていただきます。御理解いただきたいと思います。

○ 25番（竹内修一君） それでは、中塚参与、その他熱心に取り組むということで、私は毎回質問に立ってない、時間的余裕を持ってもらってるつもりでおるわけです。しかし、幼稚園問題については釈然としません。

なお、宇沢部長、「等」に関連して何かあるんじゃないですか。ほったらかしになってる事案があるんじゃないですか。

○ 市参与（中塚白君） ちょっと具体的な御質問ではなかったのですが……。これは私の推測ですが、北信太駅のホームの問題じゃないですか。

○ 25番（竹内修一君） 具体的に言いますと、防衛庁がらみの件でございます。

○ 財務部長（宇沢清君） いま御質問のありました防衛庁がらみということでございますが、私、去る4月に財務部の方へかわりましたが、それ以後われわれといたしましては、私の方の所管である国有提供施設所在市町村の交付金問題、それから以前、産衛部長の職にあったときに、防衛庁との等価交換の問題も聞き及んでおります。財政といたしましても、できる限り国の予算を拡大していただくべく参っておりますが、その後、とぎれておることは事実でございます。4月に変わってから、2回ほどしか防衛庁に参っておりません。これらをおわせまして積極的に国の予算獲得に全力を尽くしてまいりたい。その節には議員皆様方の御協力をお願いする次第でございます。

○ 25番（竹内修一君） 52年度に防衛庁から8,650万円がほぼ内定しておると思うんですが、資産税課長は礼儀正しく回答をくれております。そこで広報課長にも言うておきますが、

適切な広報をする必要があるのではないかと思います。

幼稚園問題でございますけれども、半年前の回答と、ただいまの回答とはずいぶん違うと思うんです。しかも、貝塚の例も挙げ、和泉市においては8つの幼稚園しかないのに、貝塚は希望者全員が入れる、これはどうするんですか、市長。そういう恒久的な一貫した計画もなく右顧左弁しておる。この大事な教育行政について僕は非常に心外に思います。そういう態度でいくなれば、私は徹底して教育行政を今後、検討していきたい。

これで終わります。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に5番 仁井明君。

○ 5番（仁井明君） 通園通学路について二点、質問させていただきます。

一点は、国府校区に通学する肥子2丁目、繁和町、井ノ口町の一部。二点目は、和気小学校に通学する小田町、和気南、和気の一部、これについて質問させていただきます。

現在、肥子町2丁目から国府小学校に通っておられる児童が140名、繁和町から125名、井ノ口町は30名となっておりますけれども、これは一部ですので、約280名ぐらいは、この府中町7丁目、泉大津線から第1保育所までの間を通学しておるわけでございます。そこで、この市民会館の横手はほとんど繁和町の子供あるいは肥子2丁目の子供が通学しております。それに伴い繁和町の子供は、ほとんど農林省の事務所がある向こうの市道から約100メートル弱を幅約60センチぐらいのところを通学しておるわけでございます。その上には高圧線も通っており、自転車では対向すれば子供さえかわせないという狭い道を通学しているわけであります。この件について、理事者の方で一応どういふぐあいに検討していただくかという答弁をお願いしたいと思います。

二点目の和気の一部、あるいは和気南、小田町、これが合計476名、和気小学校は現在、私の調べでは851名しかおりません。その中で約半数がこの今福から和気に通ずるあの細い道を通っておるわけでございます。そこは単車も軽四も通る。軽四が通れば道幅がいっぱいでよけにくいということから、この前に事故もあったと私も聞いております。

そこで、地元としては、非常にあそこは単車も軽四も通るから危険である。何かいい通学路はないものかと非常に頭を悩ましておるわけでございます。私も土曜日の日に和気に行きまして、お寺の南側、番地で言いますと691番地、そこから府の地所でございますが、その間が約300メートルでございます。そこが一番安全な道ではなからうか。この道はどこの道であるかということも私、聞いてまいりましたところ実行組合が管理しておる昔の里道である。これを通していただければ、和気並びに和気南、小田が非常に喜ぶんじゃないかという地元の声も聞いておりますので、この件についても、理事者の方でひとつ御答弁願いたいと思います。

2 番目の旧松尾川河川の問題

これは通称、小田池と言っておりますけれども、われわれ地元では忠岡池と呼んでおります。これが関連しておりますので、できれば旧松尾川の河川と小田池公園の管理あるいは公園にする答弁を一括にさせていただきたいと思っております。

私の聞いた中では、大体、和気南から忠岡池まで約長さが1,500メートル、これがもう土地の解決も全部済んでおるといことも聞いております。道幅は13メートルの道をつくって、この忠岡池に通ずる道の土地であるということも聞いておりますので、その点についての御答弁をよろしく願いいたします。

答弁いかんによっては再質問させていただきます。

以上終わります。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 管理部長（広岡史郎君） ただいまの仁井議員さんからの通園通学の安全対策についてお答え申し上げます。

従来、小学校並びに中学校、幼稚園を含めまして、その園児、生徒児童等の交通から事故を守る安全対策といたしまして、学校長を中心にPTA、父兄の方々の御意見を聞きまして通学路を設置してまいりました。過去長い期間の中で、その通学路に対して著しく車両等が増加し、変更してきた経過もございまして、その都度学校長なりPTAの方々、教育委員会も含めて現地調査し、通学路の変更、道路舗装、ガードレールの設置、スクールゾーンの設置等を進めてまいっております。

ただいま仁井議員さんから御提案の地区につきましては、失礼ですが初めて耳にする状態でございます。早速、学校長から意見を聞き、PTAの役員の方々も同行願って現地を一遍歩いてみたいと思っております。

ただ、和気小学校の和気南、小田地区から通う児童の問題でございまして、一部御指摘のございました管理等もあり、舗装を必要とするところもございまして。

和気遺跡調査会が発足いたしまして、今福団地の発掘調査を近く進めてまいりますが、その中の一部で、通学路の変更等もからんでおりますので、仁井議員さん御指摘の点もあわせて再度校長から意見をただして、通学路の変更等の手だてを加えていきたいと思っておりますので、御賢察賜りたいと思っております。

- 5番（仁井明君） いま、広岡部長から答弁をいただきましたが、この国府小学校に通う通学路の問題、市役所の裏玄関と言いますか、ここが大体400メートルぐらいあると思っております。これについても、舗装はしていただけると聞いておるわけですが、11月には完成するということですが、まだ地道である。

それと、市民会館の向こう側も非常に多くの子供が通っておるわけでございまして、あそこは雨が降れば水もたまるので、一日も早くこれについて検討していただきたい。

それと、この泉大津線から第一保育園までの間、この第一保育所には188名の園児がおります。私も実際にそこに行って来ましたけれども、小さい子供が石ころの上をどんどん走って市役所の中をぐるぐる回ってまた、向こうまで行く。運動場も非常に狭い。だからせめて舗装だけでもしていただいて、車も約300台ぐらいは駐車してるように思います。私もはっきりした数は読んでませんが、ほとんど市職の人の車やと思いますけれども、市の職員も和泉市民に変わりはないんだから、やはり車の走りやすいよう、また、泥水のかからないようにしてやってほしいという要望でございますので、ひとつその点よろしく願いしておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 市参与（中塚白君） それでは、二点目の旧松尾川関係につきまして、私から御答弁申し上げます。

旧松尾川の河川敷につきましては、まだ公用廃止をやってございません。いわゆる旧河川という形で現在、大阪府が管理しておる実態でございまして、いま御質問のように、それを道路に利用するとか、せんとかの問題は恐らくないとは存するわけでございますけれども、これは管理者である大阪府へ確めてございます。また、現実に旧河川を公用廃止することについては、かなり問題がございます。と申し上げますのは、少なくとも、排水系統は旧河川敷に流込んでるわけでございまして、これを即刻、公用を廃止し、何らかの他の目的に利用することになりますと、いろいろとその辺の条件整備をしなければできないという事が実態でございまして、ひとつその辺は御理解いただきたいと思います。

なお、忠岡池公園につきましては、私の方も52年度には何らかの形の公園としての整備工事をやりたい。これは御承知のように、現在、公社で先行取得をしてもらっておりますので、これの買い戻しもやらなければならないし、事業実施についても財政的な問題もございます。さらに、来年度に仮に設置するとしても、いま和泉市内で工事をやった場合の残土処分場所がございません。故に、この池を何とか残土処分の場所に充てたいというのが私の方の考え方でございます。

以上、簡単ですが、回答にかえさせていただきます。

○ 5番（仁井明君） いまの中塚参与さんの答弁では、管理は大阪府で、市には全然関係がないということですか。

○ 市参与（中塚白君） そうでございます。

○ 5番（仁井明君） ところが、いずれ河川のことですから市に払い下げがしてもらえるところでございます。現実、いま大阪府が管理しておるんであれば、その理事者の方から一応、その現地を見ていただきたい。この前も私、見てきたんですが、小屋も建ててあり、畑もつくっておる。また、忠岡池のそばへ行けば、あんな大きな河川にほんまの溝ぐらいしか水が流れていなくて、明示も何もわからないという状態になっておるわけでございます。

私はなぜそういう問題について質問するかと言いますと、私も和泉市に生まれ、和泉市に住んでおりますから、和泉市の土地が個人で利用されてるところはたくさんございますが、これは理事者の方が、私が言うまでもなく調べたらわかると思います。そういう問題が起こってきたら、今度は、市が返してくれと言っても全然返してもらえない状態になる。和泉市の中にはそういう地所があることは御存知やと思います。私も知っておりますが、そういう問題の起こらんうちに理事者が府と交渉し、明示もきちんとしておけば、非常に理事者にとっていい状態が出てくるわけです。そういうところもたくさん知っておりますが、質問はそれとは別個ですからしませんが、一応、そういうこともあるということを理事者も考えておいていただきたい。こういうことで質問を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次は、富山敏治君であります。取り消しの……。

○ 17番（富山敏治君） 質問は取り消します。したがってここで私の方から理事者に、この本会議終了までに提出をしていただきたい資料をお願いしておきます。

現在の市有地の管理のことについて質問はやめますので、現在和泉市が管理している市有地の場所、その場所はいつ市有財産になったのか。そして何平方メートルで、地価が幾らかということもね。そして、公共的使用のために市民から借り上げている場所、平方メートル、地価もわかりますか、わかりますな。これを明示した一見書類を本日程終了以内に全議員に配布を願いたい。

以上をお願いして質問を取りやめます。

○ 議長（坂上国治君） 次に22番、勝部津喜枝君。

○ 22番（勝部津喜枝君） 私は当面する婦人の諸問題についてお尋ねいたします。

すでに御承知のように、昨年、メキシコで開かれた国連主催の国際婦人年世界会議は、婦人の福祉と地位向上を目指す世界行動計画を採択いたしました。ことしは、その計画を実行に移す最初の年であります。各国政府にその具体化を義務づけた国連の勧告に従い、政府も国内行動計画の成文化を進めており、すでに国会においても、婦人の社会的地位の向上を図る決議が全会一致で可決されるなど、婦人を差別的に取り扱う慣行を是正する方策の具体的実現に向かって積極的な問題提起を行っております。

すでに発表されている国内行動計画草案の基本的考え方については、婦人自身の不断の努力を要請すると同時に、憲法で保障する男女平等の原則に基づいて、国民生活のあらゆる分野に婦人の積極的参加の必要性を確認し、そのための社会環境を形成することの重要性を明らかにしております。本市においても、積極的に総合的な施策の検討を進め、民間婦人団体等の意見も十分求め、政府にも働きかける時期にきているのではないかと考えます。

とりわけ、現在の不況とインフレの中で、多くの婦人は生活苦や合理化の犠牲になっております。こうした中で、婦人の生活と権利を守り向上させることは、まさに緊急課題になっておると考えております。

そこで、私はまず最初に、これらの考え方に基ついて池田市長さんの基本的な御意見、姿勢をお聞かせいただきたいと考えます。

そして第二に、これらの婦人に関する施策の見直し、検討の具体化を進めていく課題として、次の問題提起を行いたいと思います。

第一番目に、保育所と学童のかぎっ子対策として、内閣総理大臣の諮問機関である婦人問題企画推進会議の中間報告では、人格の独立のためには、経済的独立が大きな力になるとして、婦人の経済的権利の保障の重要性が確認されております。本市における保育所行政、かぎっ子対策などもこの観点から改めて見直し、積極的に施策の推進を要望するものです。

第二番目に、本市の商工業に従事する自営業者の主婦問題についてであります。現在の中小零細業者の経営困難は、業者の婦人に強くそのしわ寄せが寄せられております。健康破壊を初め業者の主婦の働きが適正に評価されない。税制問題等も含め、業者婦人の実態調査を速やかに行い、必要な対策を考えていくべきではないかと思ひます。

第三に、今回の国内行動計画草案の中でも、婦人の生きがいの各地域における学習意欲に対応する必要性を明らかにしております。この観点からも、ぜひ図書館と図書分室についての早期の実現を要望するものです。とりわけ図書館については、近年、これまでのように学者や学生などの一部の方たちの利用するという考え方から大きく脱皮して、身近なところによい本を

手の届くところによい本を与える施設としての図書館が強く要望されております。また、本市においても、すでに自動車文庫が非常に積極的に活用されておりますが、青葉台や鶴山台など、これらの自動車文庫が非常に活用されておる地域にぜひ早急に図書分室制度を実現すべきではないかと考えております。

最後に、私は婦人の地位向上、諸問題は、一地方自治体の努力だけで解決し得るものでないことはよく理解するものですが、さらに深い関心を寄せてそれらの積極的な努力を期待するものです。私はこの際、婦人に係る問題について相談の受け付け、実態調査を初め、各所管の連絡調整の機能を果たす総合的な機関の設置をぜひ考えていただきたいと思います。さらに、本市の各種審議会等にぜひ有能な当市の婦人の皆さんの委員としての積極的な任用をお考えいただきたいと考える次第でございます。ぜひこの点についての市長さん初め、各担当者の積極的な御意見を要望して、再質問を留保して終わらせていただきます。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 管理部長（広岡史郎君） 御質問の婦人問題の今後、具体化した10カ年計画の行動計画につきましてはあらゆる分野に波及しますが、教育委員会として取り組んでまいりたい施策についてお答え申し上げたいと思います。

過般、和泉市の連合婦人会が各地区の代表、いわゆる指導者を集めまして、百余名の研修を行いました。その席上に私も招かれまして、婦人問題企画推進会議、国内行動計画についていろいろ御質疑があるから御説明願いたいということで、40分ばかり講習会を持ちました。その席上、かなり活発な御意見、御質問も出ましたが、これは国連婦人年会議の中で採択され、それを全世界へ広めてるわけで、その国内版として10カ年計画でいくという形であられてきたものであります。とりわけ、各分野にわたり婦人の意識の高揚等を図りまして、男女の平等を培っていくということから進めているわけでございます。

勝部議員さんの御質問の中で直接教育委員会に関係のございましたかぎっ子対策、婦人の文化向上を図る上での図書館の建設並びに青葉台等への図書分室設置問題について簡単に御説明申し上げたいと思います。

かぎっ子対策は、過去四年前から現在、四カ所ばかり設置、運営してまいっております。当然、他にも二、三の御要望があり、いろいろと内容を吟味して取り組んでるわけでございまして、来年度にも何とか、たとい一つでも開設していきたいと考えております。これは放課後、保育に欠ける子供たちの安全対策等を含めて成果を上げてまいっていることは事実でございます。指導員も一教室40名以内の定員の中で2名つき、尽力を賜ってるわけでございます。

次に、婦人の文化教養を高める上での図書館の建設でございますが、これにつきましては、市長部局と種々詰めに入っておりまして、52年度建設していただきたいという教育委員会の

希望を上げてまいっております、最終的な裁断をいただくところまで進んでおります。

なお、国、府等の補助の確約も近くいただけるんじゃないかと思っております。建設規模、内容等で超過負担をできるだけ避け、効率的な運用を図っていくことを基本線といたしまして、現在、設計に取り組んでるわけでございます。

なお、御希望の図書分室でございますけれども、中央図書館の建設が明るみに出た場合、並行して現在の自動車文庫のなお効率的な活用を図る上でもあわせて検討することを宿題としていきたい。今後、十分御期待に沿うよう検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 産業衛生部次長（岩井益一君） 主婦労働を中心に、特に実態調査の実施につきましては、現段階におきましては、確かにあらゆる分野の婦人労働の経済的な条件は、非常に悪化の一端をたどっていることは事実でございます。特に高度経済成長のもとの若年労働力の不足は、パママスターとかパート等といった形で主婦労働の実態は悪化をたどり、しかも、評価も低いのが現実でございます。

そういった点で、この問題の対策につきましては、単に商工施策だけではなく、やはり福祉など総合的な観点からの施策も必要でございますので、本日の問題提起を受けまして私どもも十分勉強し、対処していきたい、このように考えてございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 最初に申し上げましたように、婦人問題という、一面抽象的でございますが、人類の半数を占める婦人問題について国際的に規定された事項でもございまして、最初に申し上げましたように、市長さんの御意見、姿勢をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

いま、教育委員会並びに産衛部の方からお答えさせていただきましたが、議員さんの御指摘どおり、和泉市民の半数以上が御婦人、女性でございます。おっしゃる意味は十分理解いたしております。また、国連婦人年世界会議における世界行動計画、これから10年間の平等、発展、平和を目指す婦人の10年ということで国連においても定められ、政府においてもいろんな資料の収集あるいは具体的な施策につきまして努力を続けているわけでございます。

これを受けまして、本市においても、やはり憲法の男女の平等の理念から、御婦人の方々の社会的地位をどうしたら高められるか、いろんな問題につきまして、御指摘を理解して今後とも十分検討させていただき、関係機関にも御協力をいただき、婦人の地位向上のため市政においても取り組まさせていただきます、このように存じております。よろしくお願いいたします。

- 22番(勝部津喜枝君) 第二番目に三点ほど、保育所問題等で問題提起をいたしましたけれども、これは従来の福祉行政としての観点のみならず、今回の趣旨を生かして婦人の地位向上、働く権利の保障や母性保護の観点から、本市の施策を見直し、再検討を要望したものでございまして、いま直ちに御回答をいただかなくても結構ですから、積極的に受けとめて進めていただきたい、こういうことでございます。

ぜひここで強く要望して実現方をお願いしたいのは、そういうことも含め、現在の婦人を取り巻く環境、特に婦人と直接かかわりのあります子供を取り巻く環境等は非常に悪化をたどっております。不良玩具や悪書の自動販売等も含め切実な悩みや問題もございまして、公的に地位が低下させられておるために知らない間に離婚させられておるとか、また、身障者の子供を持った場合、一方的に婦人に問題がし寄せされている実態もたくさんございまして。だから、そういう問題も含めまして、先ほど申しましたように、単に教育委員会を窓口とする思想啓蒙だけの受けめではなく、具体的に進めていく観点から、これらの相談受け付け、実態調査等を中心に行っていく専門分野の所管課を設けていただきたい。これをぜひ市長さんをお願いしたいと思います。すでに大阪府におきましては、11月20日に勤続25年のベテラン婦人職員が、府の労働部の中にこれらの問題を扱うために派遣されて意欲的に進めておられると聞いております。これは必ず各地方自治体からも府の方に問題を反映させていく必要があり、義務もあると思います。そういう観点から、ぜひ今回の私の趣旨をおくみ取りくださいまして、市長さんの先ほどの御理解いただきました御答弁の具体化として、専門の所管課なり、担当をつくるということをお考えいただきたいと思います。この点についての御回答をいただきたいと思っております。

- 市長(池田忠雄君) 御趣旨はよくわかりますが、御指摘のように、婦人問題に取り組む所管課となりますと、本市の現状の機構にも関連をいたしますので、十分御趣旨を生かすことが構造的に可能かどうか検討させていただきたい、このように存じております。

- 22番(勝部津喜枝君) 私の質問はこれで終わらせていただきます。

○

- 議長(坂上国治君) 次に15番、横田憲治郎君。

- 15番(横田憲治郎君) 一般質問をさせていただきます。通告の順に従いまして簡単に申し述べますので、責任と的を外さない答弁をお願いいたします。

まず、52年度の予算編成方針についてでございますけれども、極度に悪化した本市行財政の実態の中で、ただいま予算編成期がまいつているわけでございますが、基本的にどのように重点的な範囲の中で、財政運営を根幹とした52年度への取り組みを目標といたしておるのか、この際、卒直な市長の編成方針の骨格を承っておきたいのであります。

続きまして、財政運営の問題でございますが、せんだっての議員総会の席上におきましても、厳しい本市の行財政の実態が市長をして議会に明らかにされたわけでございますが、当面、現51年度の収支の結末をどのような目標を持って財源不足を補っていかうとするのか。本定例会に付議されておる補正予算等々をも踏まえながら、13億余に上るであろう累積赤字あるいは10億数千万円に上る単年度赤字をいかに補てんし、どのような決算を目標としておるのか、具体的な対策についてまずお伺いしておきたいと思ひます。

さらに、これは意見を交えながらお伺いをするわけでございますが、公債比率が20%を越えまして、まさに起債依存度がピークに達しているわけであります。いまこそ健全な財政運営を堅持するためにも試練の時期であろうかと思ひますが、そのような中で厳しい国からのしがらみの中、計画性と秩序のある行財政の運営が望まれるわけでありますけれども、今後、数年間は市長担当の3年間が残されているわけであります。単なる51年度のみならず、ここ数年後における財政運営による秩序ある計画を財政再建に資するためにも公表すべきではないか。市長部局に財政健全化対策委員会という、学者先生らを招へいた委員会を設置されているやに聞いておりますけれども、速やかに具体的な財政運営計画を樹立すべきであろうかと思ひますが、本件についての現在の実態と議会に対する公表の見通しについてお伺いしておきたいと思ひます。

それと、現実的な財政運営措置として、旧北松尾村の旧庁舎等々、市が所有する遊休地の活用、さらにまた、上位行政機関等における遊休地の把握と活用の方途、さらに、上位行政機関あるいは関連外郭団体等の福祉関連施設の本市に対する誘致の積極的な展望等々をも、行財政運営に資する意味から展望すべきではないかと思ひますが本件に対する所信も伺っておきたいと思ひます。

次は、保育所建設と運営についてであります。目下、本市の行政運営の大きな要素を占める幼児保育の課題でございます。先刻来、質問も出ておりました。議会の都度各議員から要望、意見等が寄せられているところでありますが、財政事情の実態から建設がいたしかねるといふ答弁の繰り返して今日に至っているわけであります。

もちろん、現下の三割自治、否福祉保育建設行政につきましては、先日の摂津訴訟の判決に見られるような現実無視の国政のいたすところの原因もあることながら、自治行政の先端の立場に立つ市行政といたしまして、金がないからでは済まされない側面があるわけでございます。目下、本年度に予算措置しながら、創意と努力の中で、和気校区等々に府供給公社の用地等の割愛を受ける中で施設建設を目標としておりますが、保育所建設についての現下の経緯の実態をこの際、報告をしていただきたいと思いますし、保育所の需要の高い地域、富秋あるいは黒鳥等々を中心とした、将来にかけての保育所建設計画の目標の設定も常に叫び、要望しており

ますが、それらの点についても御報告を賜りたいと思います。

次に、教育施設の関係で簡単に二点ほどお伺いをいたします。教育行政の施設格差問題も大きな社会問題化しているわけでありましたが、本日は、現実の木造教育施設、もちろん、この補助裏確認への改築建設計画ということで消極的な答弁しか教育委員会からいただけないわけですが、これもやはり現実に根をおろした立場から、もちろん、現実的には財政問題を無視はいたされないとは言いながら、教育現場の充実という、よりよき教育の発展という立場からも、補助ペースに乗らない云々で見過すことは断じてならないと思います。

そういう見地から現今、和泉市内における小中学校の木造教育施設の建設計画、これも目標になるかと思いますが、その目標設定の中に努力が芽生え、努力の中に全き教育施設の完備の実行が伴っていくと思うのであります。そういう立場から、木造校舎あるいは講堂等の現実的把握と、それらの改築建設計画の目標を設定すべきだと教育委員会に強く要望し、それに対する見解と御答弁をいただいておりますし、管理の実態の問題について少々指摘を申し上げながら、御答弁を要求いたします。

特に木造校舎は、冬季になるとガラスのすき間風あるいは増築しておりますので建物そのものの傾斜等々で、暖房用具等の完備はありましても、非常な冷気の中で子供が縮みながら勉強にいそめないという実態が各小学校現場から訴えられるわけですが、これらの実態把握と総点検、そして、実態の見合った具体的な管理の体制を整えるべきである。

現実に具体的な二、三について申し上げますと、南松尾小学校、国府小学校、北池田小学校の木造校舎等々では非常に低学年が苦勞している、かわいそうな思いをしているということでありますので、それらについても具体的な措置の体制をお示ししたいと思っております。

それから、公立高校建設促進でございますが、48年度に府の教育委員会高校準備室が伯太町2丁目地域に用地を手当していることは周知のとおりでございますが、当初計画によると、昭和51年4月開校を目的としておたやに承知しておたわけですが、その間、総需要抑制策のおおりの受けながら、本年まで何ら建設計画が着手されないままに至っております。先刻来、府教委に問い合わせたところ、昭和53年、来々年度を目標として鋭意努力中ということでありますが、当市の96%以上の高校進学率等々を踏まえながら、これは当市だけの問題でなく全国的な問題ですが、当市の立場からも、普通高校の市内中心地における建設は切望されるところでございますが、少なくとも52年開校へ市教委挙げての、また、市行政挙げての府に対する要望促進が当然であろうと思っておりますが、これらに対する取り組み方を御披露願いたいと思うわけでありまして。

最後に、不燃焼物処理地問題ですが、昭和50年6月に、公社から松尾寺を中心とした若樫地域に3万2千平米余の用地が確保されているわけでありまして、あと四分の一、1万平米程

度が未買収ということであり、すでに市が50年度予算で譲渡を受けております金額が4億5千万円になんなんとしておりますが、これだけ大きなスケールでの不燃焼物の廃棄埋め立て処理用地でございます。一年で八分の利子としても3千数百万円の金利が要るわけでございまして、その残った三筆の買収もまださだかに見通しもついてない実態のように聞き及んでおります。これはひとり行政の怠慢であり、行政の工夫と努力の欠如が、現下におけるこのような実態をさらけ出しているのではないか。そのように指摘をしながら、ひとり産衛部のみならず、本市の行政課題として、市挙げての本件に対する取り組み方を市長初め助役にお伺いしたいと思っております。答弁のいかんによりましては再質問の権利を保留して、通告のみこれで終わります。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） まず、横田議員さんの質問の第一点について御答弁申し上げたいと存じます。

お尋ねいただきましたように、去る議員総会におきましても、和泉市の財政実態につきまして長時間にわたり議員皆様方にお訴え申し上げ、実情を御理解いただき、御協力を懇請させていただいた次第でございます。

今回、20日から予定しております予算あるいは起債、補助金等のおくれで今後、補正をされる見込みのものを入れますと、51年度末で約13億円になんなんとする赤字が生まれてくる、こういう見込みにつきましては、先般の議員総会におきまして資料とともにお訴えさせていただいたのでございます。私たち理事者としては、この和泉市の財政実態の上に立って、あらゆる創意と工夫をこらして51年度末においても何とか全職員打って一丸となり、議会、市民皆さん方の御理解のもとに再建団体に入らないという決意で見直しを行い、経常収支比率の改善に努め、いろんな観点について鋭意努力し、自主財源の強化についても目下、鋭意努力中でございますし、先般来申し上げましたように、公債比率が高まってきている中で、何とか公債比率を仰えようとして、同和関連で要しました起債、借金につきまして、10条規定の拡大を何とか鋭どく国に迫ってまいりながら交付税に算定していただく、こういう努力の積み重ねで何とか公債比率を下げるように努力していきたいと考えているわけでございます。51年度末までに残された3カ月有余、私たち理事者一同、財政健全化委員会を大学の先生も含めて設定しておりますが、その委員会の答申も近く出していただくことになっております。議員皆様方の御指摘を腹に入れ、再建団体に入らないように、まず、「入るを図って出るを制す」という原則に立って、厳しい姿勢で財政の健全化に今後努力を重ねさせていただき所存でございます。よろしくひとつ御理解と御協力のほどをまずもってお願いを申し上げる次第でございます。

なお、お尋ねの50年度末に向けての理事者の基本的な姿勢についてお答え申し上げました

が、これと並行して3月当初予算議会に御上程させていただき、その節、私から52年度の市政方針について発表させていただきたいと存じますので、予算編成時期も近づいておりますので、それに対する基本的な考え方だけを申し上げて御答弁にかえさせていただきたいと思いません。

52年度予算編成の考え方といたしましては、第一番には、やはり財政の健全化を図るため、私は中期的な行財政計画をこの際樹立させていただきたい。中期的と申しますのは、あと3年の意味でございます。今後3年間にいかなる財政健全化政策をとるか、幾ら赤字だからといっても、各般にわたる市民の御要求におこたえしなければならないのが地方自治体の立場でございますので、この点につきましては、財政の健全化を図りつつも、意欲を持って3カ年の中期的な行財政計画を立て各セクションにわたって達成したい。いろんな各市民皆さんからの要望については、52年度でこれはやらせていただく、52年度でできないことは53年度でこれをやる、54年度は、というふうに残る任期3年間にわたって責任行政という意味から、私は3年間の中期の行財政計画をこの際、各部門別に立てさせなければならないと存じ、いま、その指示をいたしておるわけでございます。こうした厳しい姿勢の上に立って52年度の予算編成に邁進させていただきたいと存じます。

それとともに私は、やはり心に潤いのある、自分たちの住んでいる和泉市だという連帯感を市民の中に育てて持っていただく意味で、教育、文化、体育の振興を通じて市民参加の郷土愛に満ちた町づくりを進めさせていただかなければならないと存じております。財政が比較的ゆとりのあるときには市民皆さん方の御要望におこたえさせていただきましたが、財政が厳しいからといって、理事者、職員一丸となって誠意と創意と工夫、努力をもって行政の姿勢としておこたえさせていただかなければならない、このような観点から市民皆さん方が参加できる機会を52年度はお願いをさせていただき、自分たちは市民なんだ、そして同じ市に住む市民としての郷土愛というものをどのように持っていただくか、連帯感のあふれる市政を貧乏なときこそ市民の皆さんに御協力をお願いしなければならないと存じております。この意味合いから、52年度はできる限り文化、体育の振興、その他を通じて、市民参加の郷土愛に満ちた町づくりを進めるための一つの考え方のもとに予算編成に取り組むよう指示しております。

また、生活環境の整備充実あるいは税収の基盤であり、市民皆さん方の生活に係る産業基盤の振興をどう図るか、このような重点的な考え方をもとにして、非常に苦しい台所でございますが、あと3ケ年にわたる中期の行財政計画の樹立と相まって財政の健全化を何とか図る、あるいは公債比率を少なくしていくために10条規定の拡大に一生懸命国に対して取り組む中、財政の基準の改正なり超過負担の解消、また、臨時的な和泉市の税収をどのように図るか、創意と工夫の中で自主財源を何とか強化しなければならない、これらに並行して取り組む中で、

非常に厳しい財政の中でも意欲のある姿勢で議員皆様方市民皆様方の御理解と御協力を得て、皆様の住む和泉市のこれからの明日をつくっていくため一生懸命に邁進させていただきたい。

以上が予算編成についていま指示しております大まかな大綱でございます。いずれ改めまして予算編成につきましては、3月議会で市政方針演説と銘打ってお訴え、御理解を深めさせていただきたい。現状51年度末にかけての財政再建策あるいは52年度の予算編成についての市長としての考え方的一端を申し上げ、何とか財政の自主再建、健全化に向かう決意の一端を申し上げた次第でございます。御理解いただき、今後とも一層の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 助役（坂口礼之助君） 基本的な事項は、ただいま市長からる御説明申し上げましたような考え方でございますが、細部にわたりますて、当面の財政運営といたしまして、51年度の収支の結末等についていろいろ御意見をいただきましたので、現在考えておる方策を申し述べてみたいと思います。

先般来、議員総会等の席上でも財政当局より御発表申し上げましたように、現在の段階での財政の運営につきましては、このままで経過いたしますと、単年度約10億近い赤字、累積赤字で18億になるという財政見通しであることは現状も変わりはないわけですが、その中で私たちの考え方といたしましては、この単年度収支につきましては、何とか均衡を図るための努力をしなければならないと思ってるわけです。一挙に赤字解消はとてできない現状ですので、少なくとも、51年度の財政運営の収支のバランスの均衡はとりたいということで、具体的に細部にわたって、それぞれの歳出面についての抑制策を各関係部局に指示いたしまして、あるいは事業等についても各点検し、不要不急のものについては次年度へ見送っていただく等、消極面ばかりですが、歳出の抑制に積極的に取り組んでおるわけでございます。

他方、収入面につきましては、現行の税収入につきましても現在、予算化されている総額よりも多少上回った収入を予定しております。それは課税の適正化、把握されていない課税客体の捕捉、それから徴収率の向上、その二面から税収入の増加を図ってございまして、少なくとも、現計予算よりは増収を図れる見通しがございます。

それから、大阪府が持っております地方振興のための市町村振興補助金等もまだ確定的には出てございませんので、これらの補助金の積適的な増額を図る、あるいは近畿圏整備のための過年度事業に対する補助金獲得等々、それらを通じて収入の増加を図ってまいっておるわけでございますけれども、これらのものだけでは、とうてい10億円になんんとする単年度赤字を解消することはできません。したがって、これは51年度当初予算の歳入にも見込んでございますが、いわゆる開発事業収入6億3千万円、これは非常に不安定な要素の見込みのもの

とに当初予算が編成されたわけでございますが、これらのいわゆる51年度単年度における臨時的収入をどうしても具体化しなければならないだろうと存じておるわけなんです。具体的には、これは開発事業対策委員会等とも従来、るる協議を重ねてまいっておりまして、全然見込みのない金額ではございません。したがって、これらの臨時的収入をもって最終的には大幅な歳入を図るということで51年度の収支均衡を保持する努力をしまいたいと存じておるわけでございます。

しかし、これはあくまでも51年度単年度のことでございまして、仮に51年度の収支バランスがとれたとしても、次年度以降の財政の健全化が確約されたものではないわけです。現状のままでは、毎年度かなりの赤字が累積してくることが予想されてございますので、先ほどの御指摘にもございましたように、具体的な健全化措置をどのようにとっていくかということで、われわれ理事者間、その中には大学の先生方も入っていただき、健全化委員会の中で鋭意具体的な今後の健全化案を練っておるわけでございます。

何と申し上げましても、そんな妙案はございません。現実に行っておる施策そのものについても、福祉、教育、その他の施策面についても細かく精査検討し、抜本的な改革を図るという方策も考えざるを得ないと思われるわけでございます。さらに各種団体に対する補助金、その他のいろんな補助交付金等が現在、かなり多額に出しておりますけれども、これらの補助効果等についても再検討していくということで、まことに厳しい健全化施策を打ち出さなければならないと存じております。

歳入面の見通しとしても、やはり現在の和泉市が持っている体質的な弱さというものがございまして。大阪府下における三十幾つかの都市の中でも、市民一人当たりの税収入の実績は、下位から数える方が早いというところにランクされている現状でございます。あくまでも、やはり市の体質の抜本的な改善までこの際、思い切った施策を打ち出していかざるを得ないんじゃないか。でない限り、将来における市の行財政の健全化はなかなか確保できないと思われるわけでございます。

いずれ、具体的な案につきましては、少なくとも51年度末、来年3月の当初予算議会までには健全化案をまとめ上げ、議会の皆様方にも詳細御報告し、御協議、御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく御了解賜りたいと存じます。

○ 15番(横田憲治郎君) 二、三点だけ再質問、要望をして終わっておきます。

市長の連帯感、郷土愛を持ってというお説はよくわかりました。しかし現実には厳しいでございますので、釈迦に説法とは思いますが、経常収支比率が100%を超え、公債比率が20%を超しております。食わんとしんぼうしてお父っあんに協力せよ、心だけは……と、それでも通用する面もややあるかもしれませんが、現実の行財政の硬直化の現状では、お題目だけでは

済まし切れない面も肝に銘じて取り組んでいただきたいことを基本的に要望するとともに、財政健全化案なるものを提出したいという助役のお答えも確かに承っておりますが、要望としては、特にこういう場合は弱いところへしわ寄せがいくわけです。むだを省いてもらわなければならない、行政効果を考えてやってもらわなければならないという名分のもとで弱い者にしわ寄せしてはならない。これは特に強く要望しておきます。民生福祉の関係でも本市はおくれないと言っても、決して進んでいないのですから、そういう面でひとつ要望しておきたいと思ひますし、臨時あるいは定例議会にかけての宿題として、この件は終わっておきたいと思ひます。

あと端的に答弁してください。

- 市民部次長（中西淳富君） 第一点の和気保育園建設につきまして、その経緯を報告申し上げます。

和気保育園につきましては、大阪府住宅供給公社との間で、すでに今福団地の中で位置の選定が決定しております。ところが、同保育所用地の中に遺跡が発見され、現在、教育委員会にお願いして遺跡の発掘調査をお願いしているわけでございます。したがって、発掘調査が終わりましたら、すぐにも造成工事にかかりたいということでございます。

続きまして、保育所の建設計画について申し上げます。保育所の建設計画につきましては先の議会でも申し上げましたように、非常に現下の財政困難な状況でございます。先ほど、市長並びに助役から申し上げましたように、今後、行財政計画とともに見直しを図り、計画的に建設を進めたいということで進んでおりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 次の答弁。
- 市参与（阪東重信君） 学校施設の整備充実につきましては、基本的には補助ペースに乗せるということで、資格面積、老朽認定等について事務サイドで進めたいと思ひます。基本的には議員さん御指摘の建設計画の設定あるいは管理の実態の総点検等につきましても十分心得てまいりたいと思ひます。ガラスの入れかえ等も冬に備えて整備し、小学校低学年には暖房の許可もしておりますが、先ほど市長から答弁いたしましたように、いわゆる行財政計画、教育文化、体育の中で学校の開放等の問題もあり、施設計画の全面的な見直し等も教育委員会ともども、この方針で検討を進めたいと思ひますので、御了解をいただきたいと思ひます。

なお、高等学校の問題でございますが、来年は5,200人の高校生の伸びを見ております。したがって、6校の新設中でございまして、なお不足する分については46人の学級もやむを得ない。53年春に向けては7,600人の伸びを見ております。したがって数的には14ないし15校が必要と計算されますが、この間の新聞報道によりますと、47人編成も考えざるを得ない中で、現在、府の教育委員会は53年度の計画に向かって、和泉市の土地は先行取得し

ておりますので最優先ということでの折衝あるいは府の意向を承っておる現状でございます。

規模は、前回お答えしたように普通高校で45人編成、各学年12クラス、1,620人を最終目標として施設整備をするという方向で現在、来年度の府の当初予算の中で十分検討していただいてるということを御報告申し上げたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 不燃焼物処理地につきましてお答え申し上げます。

ただいま御指摘をいただきましたように、不燃焼物処理地計画が非常におくれてることにございまして、まずもっておわびを申し上げたいと思います。本件につきましては、関係地主さんの御計画、しかも、農業を続けるためにはどうしても替え地が必要である。みずから方々奔走していただいていることも、われわれは目の当たりに見えております。この問題につきましてはわれわれも努力いたしまして、一日も早く早期に計画が完成するように進めてまいりたい、かよう考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 15番（横田憲治郎君） 再質問、簡単にやります。

今福田団内に位置決定をしているが、遺跡の発掘調査が終わったら造成に入るという答弁であったと思いますが、もうちょっと誠意ある答弁をしてほしい。位置決定したのは本年当初でしょう。いつ遺跡が判明し、発掘調査がいつからいつまでの目標で、造成はいつからかかれるか。したがって、和気保育園はいつに間に合わすつもりか。保育園を建てるんだという目標設定の中で出発してるのだから、もちろん、遺跡の文化的な観点からの保存あるいは発掘調査を悪いとは言いません。大事な問題ですが、やはり保育所建設ということで出発点があるんですから、やはりその行政に課長、部長がシビアに取り組んでもらわなければ、たださえ用地がでけへん。建設費の補助金も少なくて大変な中で、市長の曰く、創意と工夫と努力の中で、ちょっとでも市単費が軽減される中で、一日も早く需要の高い地域から保育園ということで出発してるんですから、漠然としたものでは困る。もうちょっとははっきりやっておくはれ。むずかしいことは聞いてない。保育所の入園問題についての答弁がありませんでしたが、あえて聞きませんが要望にとどめますが、お互いに立場は違っても行政に干渉する者ですから、共働きの母親が保育園に子供を預かってもらいたいという切実な要望を満たすために苦慮している。絶対量が収容できない中で、保育に欠ける乳幼児を自治体が責任をもって収容しなければならないという、いろいろ矛盾はありますけれども、それに向かっての努力というものが、私は和気保育所の建設の実態にも出てきていると思う。入園措置決定云々の問題についての答弁は結構です。ひとつ保育に欠ける乳幼児については、より以上に合理的に困った人たちを優先する中で、御苦労は多いと思いますがお願いをして終わっておきますが、和気保育園についてはもうちょっと明確に……。

○ 市民部次長（中西淳富君） 先ほどはまことに簡単な説明でございまして申しわけございません。現実には位置の決定を見ました場所において、文化財の調査が大体12月1日から3月末という期間を要するように承っております。したがって、その文化財の調査が完了後に造成工事をするわけでございますが、造成工事につきましては、約3カ月から4カ月程度かかるのではないかと考えております。その後建設工事をするわけでございますが、どうしてもやはり来年4月1日の開設は無理でございまして、恐らく来年9月ないしはそれ以降になるのではないかと苦慮している次第でございまして、よろしく願いをいたします。

○ 15番（横田憲治郎君） 当初に位置決定してたように市長、確認、掌握させていただいてます。いま聞いたら12月1日から調査が始まって3月末までかかる、4カ月かかるということですが、年度当初に位置決定しておいて、その間ブランクがあるように思うんですよ。いまここで言うても12月ですから、さかのぼって調査できないからやむを得ないと思いますが、こういう一つ一つの行政に対するけじめというか、努力というか、そういうものを私は問題にしたいんです。要望にとどめておきますが、大変御苦労ですが、理解もいたしますが、やはり保育行政が目下の不況、物価高で、奥さんたちも家におりたくても働けに行かなければならぬという実態から考えて、保育需要の高まりで大変な状態にあるのですから、何とか一園でも早期に最善の努力を促しておきたいと思えます。

高校につきましては阪東参与から御答弁をいただきましたが、53年度は予算計上で事業実施、もちろん、53年4月は開校でございまして、間違いのないということで確認させていただいてよろしいですか。

○ 市参与（阪東重信君） 私たちが府と連絡する中では、そういうぐあいに承っております。

○ 15番（横田憲治郎君） わかりました。53年開校間違いなしということで、怠りなく詰めの方でよろしく願いしたいと思えます。

最後の不燃焼物関係ですが、要するに、現課で買収するように基本的には4月からなってますな。これは当初、4億5千万円、3万2千㎡を公社委託で買収した。全計画地を買収し終わらなければ用をなさないわけでございます。したがって、4月以前に公社でもって買収してたのが現課に回ってきたわけですが、私は買収の一連の首尾一貫してない方法に問題があるのではないかと。産衛部長が先頭に立って奔走してくれておられることは痛いほど感じております。一般質問で取り上げているのは、市の大きな課題として取り組んでもらいたいからです。市の行政の中にはこれよりも大きい問題もありますが、これには大きな問題が内包しておりますので、強く年度内の解決を市当局の熱意と誠意のほどで、必ず権利者の理解と御協力をいただけるものと思えますので、よろしく願いいたします。市長、決意があれば聞かしてください。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘よくわかりました。産衛部長がお答えいたしましたとおり、替え地の問題で買収が行き詰まっている現状でございまして。全力を挙げて早期に何とか全部が買収できるように最大の努力をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○ 議長（坂上国治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時5分休憩）

○

(午後8時45分再開)

- 議長(坂上国治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、赤阪和見君。

- 13番(赤阪和見君) 通告に従いまして、三点にわたり御質問申し上げます。

第一点目、北池田幼稚園建設について、並びに二点目、指導主事体制については、現今、高校進学率98%以上という、教育熱心に見られる父兄の要望にこたえての先般来要望されている点を、理事者側におきまして誠意ある答えを願いたい、そのように思います。

まず、北池田幼稚園建設については、51年度当初予算、また、債務負担等におきまして、6,543万6,000円計上され、また、来52年度4月に開園予定と聞いておりますが、これを聞いた範囲におきましては、父兄が保育所のあの人員の詰め込み保育をなくする一つの大きな喜びである。そのように聞いておったわけですが、昨今、北池田幼稚園、また北池田小学校の予定地を見ると、いまだ建設されつつあるという現況ではなく、放置されておるといふ状態でございます。そこで、北池田保育園の定員120名のところに180数名の詰め込み教育をやっておる中で、完全な父兄の納得のいく保育園としての機能を十分果たせるどうか疑わしい。そのような中での幼稚園建設という、これは次元の低い話でございますが、保育園から幼稚園へ、できれば保育園の定数も緩和されて、そして、安心して子供を幼稚園、保育園へ預けられるという痛切な思いを父兄の方々がしておられる。市の予算が組まれているにもかかわらず、その工事の進展すら何もないというわけで、来年度の幼稚園へやる家庭は、非常にどうなるんだということを聞いておりますので、その点、建設はされるのか、されるとすれば4月開園はできるのかどうか。また、開園できないとすれば、二カ月、三カ月おけるとすれば、その間の幼稚園教育をどう行っていくのか、その点詳しくお聞きしたいと思います。

次に、指導主事体制についてでございますが、教育公務員特例法第3章第19条において、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と出ております。ある学校において、小学校の教員が教育意欲が全くなく、ただ漠然とした教育内容で、指導主事をお願いしたときはなるほど聞いておるわけですが、ともすれば、時間の経過とともに教育意欲がまたなくなっているのが現況であります。父兄の要望でありますけれども、安心してあの学校へやれない。また、学級編成等についても、毎年4月になれば、どうかあの先生に当たらないようにと、祈るような気持ちで自分の子供がどの先生に当たるか、それを一つの大きな悩みとして二月、三月を迎えるそうでございます。

そうした中で、本当に学校教育の立場上、教育委員長、教育長、教育次長、その他関連する指導主事の体制を明確にして、ここにうたわれておる先ほど読んだ第3章第19条の文面のごとく、本当に教師としての立場を十分踏まえて、安心して子供を学校へやられるような学校教

育を取り戻さなければならないと私は考えるものでございます。

そうした中において、もしあの先生に当たるならば越境入学させても何とかしたい、これが切実な来年4月に迫っておる問題でございます。私はこの先生をあちらへ移せ、こちら転校させるという問題ではなく、適材適所という言葉があるように、その先生が十分教育の力を発揮できる場所へ、また、指導主事を中心とした指導体制の中にあつて、父兄PTAと教育委員会、学校の三者がよく連携を取り合つた中で、力いっぱい発揮できる場所を与えてもらいたい。そのように考えるものでございます。そうした中で、現今の指導主事体制について、また、いままで指導しておつたであろう経過についても、わかっている範囲でよろしく願いいたします。

三点目に、年末年始救急医療体制についてであります。私は議員になる前によく話を聞きましたが、二、三の議員さんから出てくる話は、年末年始の長い休みの間に電話がかかってくれば病気、急患で、どこかええ病院があいてないか、医者がいるかどうか、というのが現状でとすれば、窓口のような感じでおらなければならない。ちょっと留守にすると、あそこへ電話をかけても留守だとなります。そういう議員を窓口にしなければならないような救急医療体制をもっと明確にしながら、そして小児科、内科、外科等すべての面にわたつての体制を踏まえた上で、夜間救急、休日医療もできましたけれども、年末年始に際してははっきりした体制を御答弁願えれば幸いと思ひます。

先ほどの二点は教育全般にわたつてますが、理事者側は口を開けばお金がないという話が出ますが、私は予算の決まつたもの、先ほど市長が言つたように、貧乏はしておつても心に潤いのある市政と言われましたが、その基本精神を貫くならば、指導主事体制、予算の決まつた幼稚園建設に対しての誠意を示してもらいたい。そして、年末年始の救急医療体制に抜本的、基本的に取り組まなければ、安心して正月もゆつくりできない現況、特に年末年始は事故の多い時期ですので、そういう点をお聞きいたします。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 管理部長（広岡史郎君） 北池田幼稚園建設についての御質問にお答えいたします。

幼稚園未設置の中で保育園に依存してまいりました北池田校区に、議員皆様方の力強い御支援によりまして、昭和51年度予算措置を願い建設に向かうことに相なつたわけでございます。議員さん御指摘のように、現段階では全く整地等の工事には入っておりません。これは小学校の敷地内で北池田幼稚園を建設するについて、学校長、PTA皆さん方と再三、その位置の選定をしてまいり、その上で計画変更、また一部変更等が出まして、現段階では二カ月ばかりおくれるのではないかと、5月末には完成したいという希望で進んでおります。

その上におきまして、4月、5月の就学前一年の幼児の幼稚園教育にどう対処するかという御質問でございますが、ただいま保育課との間で種々協議を詰めてるわけでございます。

なおまた、学校施設の特別教室等の状況、来年4月に入ってくる小学生児童の状況等の実態を把握して、何とか二カ月間、保育園で保育を願うとか、また、小学校の特別教室の中で保育していくという形で取り組んでいきたいと考えております。現在、詰めに入ってる状況でございます、確答はできない現状でございますので、よろしく御覧察賜りたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) いまの保育園はほっといて、幼稚園ができた時点で検討してるということですが、保育園の定員は120名、ことしても180名とってると聞いてます。来年は240名とる予定ですか。ことしの幼稚園の申し込みは終わりましたね。保育園で240名とって、その上で120名を幼稚園の定員の方へふるといことですか。

○ 教育長(葛城宗一君) 御指摘ももっともでございます。当初予算で債務として予算措置をいただき、4月開園を目指して取り組んでまいりましたが、いろいろ諸般の情勢等がございまして、まだ建設に至ってません。計画といたしましては、6月1日開園が可能だという見通しを立てているわけでございます。

本校区に幼稚園を位置づけました事柄等につきましては、ただいま部長の方から御説明申し上げましたとおり、現行保育園が幼稚園化しており、4、5歳児で180余名を超える定員になり、3歳児の措置児も受けられないという実態等々を勘案いたしまして、小学校に併設するというで踏み切ってまいりました。その中で工期がどうしても五月いっばいばかり、関係部局等と連係を密にして検討しておりますが、2カ月間の措置につきましましては、保育の関係課と十分協議して対処していきたい、かよう考えるんでございます。

○ 13番(赤阪和見君) 今後対処するのは結構ですが、現実、幼稚園の申し込みは終わり、きょうは保育園の説明会をやってるわけです。保育園の申し込みは1月の10日ですか、その時点ですら、このような状態であれば、預けられるか、預けられないかの瀬戸際にあるお母さんは一体どうすればいいのか。ことし4月の話では、来年は幼稚園ができるので、少しは保育園の方も三歳、二歳児も緩和されるんじゃないかという希望を持っておった。ところが年末になっても、また来年も危ない、会社へ連れて行かなければならないという声も聞いております。まだまだ6月とかであれば、まだ半年あるとか。始まったところだからとか、あきらめもつくと思いますが、まだ検討の余地はあると思いますが、年末年始の多忙なときにどうやってそれを検討するんですか。その点もう少し詳しく。また、どうしても240名とって、プレハブでも建ててするといふんならお母さん方も納得できると思いますが、保育園へ預けて働かなければならない家庭ですら預けられないという現況もありますので、特に北池田については、ことしてすら180数名とっておる関係上、目の行き届かない点もあって事故も多いと聞いております。予算措置もちゃんとされてるわけですから、場所についてもいろいろ検討もあったと思いますが、もう一遍だけ答弁をお願いいたします。

○ 管理部長（広岡史郎君） 御指摘ごもっともでございます。早急に保育課と詰めをやり、おっしゃるように確かに時期は迫っておりますので、御期待に沿うように何らかの方策で対処したいと思ます。

○ 13番（赤阪和見君） 幼稚園児の募集等もかんがみながら、1月に並行してやるとか、いろんな形をもって、保育園、幼稚園のはっきりした線を持ってもらわなければ、幼稚園と保育園の性質は違うわけです。保育園へ来てても幼稚園へ行けと言われると、きょうびの幼稚園の帰るのは11時半です。そうした中で、いままで働いていたところをやめて、また迎えに行かなければならないという点もありますので、はっきりした内容をもって、来年1月10日に始まる受け付けでは、北池田についてははっきりした線を持ってもらいたい。幼稚園へふるとか、この人は保育園だとか、はっきりして幼稚園、保育園の運営等も考えてやってもらいたいと希望しておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 指導部長（乾 武俊君） 二番目の御質問に対しましてお答えいたします。

現場教職員に対する指導についての御指摘、非常に痛み入る次第でございます。まず、第一点の指導主事の職務並びに指導体制についてでございますが、指導主事の職務につきましては、地教行法の第19条に「学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」、これが職務でございます。

そういう観点から、本市の教育委員会におきましては、主として指導課の方で課長以下5名の指導主事で現場小中学校並びに幼稚園の指導に当たっておるわけでございます。特に年間を通して管理職である校長、教頭あるいは現場教職員に対する研修、それぞれ年間回数ないし10数回の研修計画を立てまして、なканずく、新任教員の研修には特に力を入れてやっておるところでございます。

また、府教委の泉北教育事務所の方とも提携して年間各学校を訪問し、学校の中にある問題等についてもつぶさに校長を通じて聴取し、現場の実態も調べてそれぞれの指導に当たっておるようなことでございます。

二番目に、いま御指摘の指導性の上において若干のあきたらなさを持つ教員についての指導の問題でございますが、この点につきましては、原則として各学校現場における一人一人の教職員の指導性とか研修の意欲とかにつきましては、学校長がこれを日々指導監督し指導するところでございますけれども、学校長を通じていろいろと教育委員会の方に御相談なり、助言を求めてまいりました場合は、私ども、それに対処すると同時に学校訪問等を通じて気づきました点は、学校長にそれぞれ具体的に指導しておるところでございます。

いま御指摘の点につきましては、具体的にはお話は出ておりませんが、若干それに類

する点につきましては幾らか聞き及ぶ点もございます。それぞれの所管課長から報告を受けておりました、私の方から所管課長を通じて学校長に適切な指導をするように現在計画中でございますので、なお詳しくその後の状況調査をし、適切な指導をしていきたいと思っております。

- 13番(赤阪和見君) 適切な指導も、10年やっても適切な指導であり、20年やっても適切な指導です。もう5、6年に及ぶ父兄、PTAの不满、PTAの役員さんの助言もあり、校長へも言い、教育委員会にも言っている。適切な指導も、それは即実行されてこそ適切な指導で、10年も15年もかかるというばかなことはないと思うんです。

そこで私のお願いしているのは、その人をやめさせとか、よその学校へやれとか、なるほどここの学校は助かるが、向こうへ行けば向こうで問題が出る。やはり適材適所でやっていかなければならないのではないかと思う。

一つ例をとると、情けないことに、一学期は宿題すれば、また学校で勉強すれば「検印」という判を押す。間違っておろうが、合っておろうが全部「検」です。子供は全部合うてると思う。そこで指導主事に入っていたが、また、父兄からも合うてるところは丸を入れたらいいかんと言った。丸を入れましょうとなったが、今度は何でもかんでも丸です。うちの子も習うてるが、普通、詰まる「っ」は、四つに分けてあるところを書くが、うちのちびなんか、上にちょっと「っ」を書いてあっても全部丸です。こういう身近な例を出すのはいい、悪いは別として、悪い場合は御勘弁願うとして、このような初歩的なことすらやってくれない。そこへ朱を入れるとかね。これが5年も続いている。先生に言ってもちゃんとしてくれない。そういう先生はどうするんですか。

もう二学期も終わりですし、三学期も短い期間です。僕はこの問題を10月の定例会で出したいと思いましたがけれども、何分、私の子が習ってるのを、「赤阪はわが子のためにワーワー議会で言うてるんや」となると、とてもやないが私自身の意に反するので保留しておりました。しかし、私の家に電話がかかってくるのは学校のそのことばかりであります。これが本当に大きな問題になってると思います。貧乏はしておっても心に潤いのある市政という点にひっかけても、お金の問題じゃない、貧乏に関係なく先生の姿を変えていかなければならない、しっかりとした指導体制をよろしく願いいたします。

- 議長(坂上国治君) 次。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 三点目の救急医療体制につきまして御説明申し上げます。

かねがね年末年始の救急医療体制につきましては、議員の皆様方並びに市民の方々にいろいろと御迷惑をおかけしておりますことをまことに恐縮に存じます。本年の年末年始の体制につきましては御承知のとおり、本市の開業医さんは約50余でございますが、ほとんどの開業医さんが12月30日まで開業して診療していただけるということでお願いをしております。

一方、幸校区にあります和泉診療所につきましては、12月30日、1月2日の両日にわたり午前中、診療願うようお願いしておる次第でございます。さらに、過日、御協力をいただき開設いたしました本市の休日急病診療所は、12月31日、1月1日から3日までの間診療することにしております。

なお、市内には救急告知病院四病院がございますが、この病院の関係の方にも診療していただくようお願いをしておる次第でございます。まことに不行き届きなことでございますが、本市の場合非常に医師数が少なく、そういう施設が十分でないところもございまして痛み入るわけでございますが、その点御覧察いただきたいと思っております。

- 13番（赤阪和見君） これは答弁要りませんが、要望にとどめておきますが、いろんな形で年末年始あわただしい中ですので、産衛部長からいろいろ答弁がありました。いま一層この体制を強化できるような方向に持ってってもらわなければ、本当に病気というのは急で、わかって起こりません。その点で消防にもお願いしたいのですが、親切丁寧に場所とか、医師の案内等をやってもらいたい。何分、正月とか年末年始のときでございますので、車等の関係もあります。その点で市民が安心してゆっくりくつろげるときに大変な仕事ですが、これは和泉市政の大きな信頼を得る一つの評価となれば幸いと思うのです。どうもありがとうございました。

○

- 議長（坂上国治君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

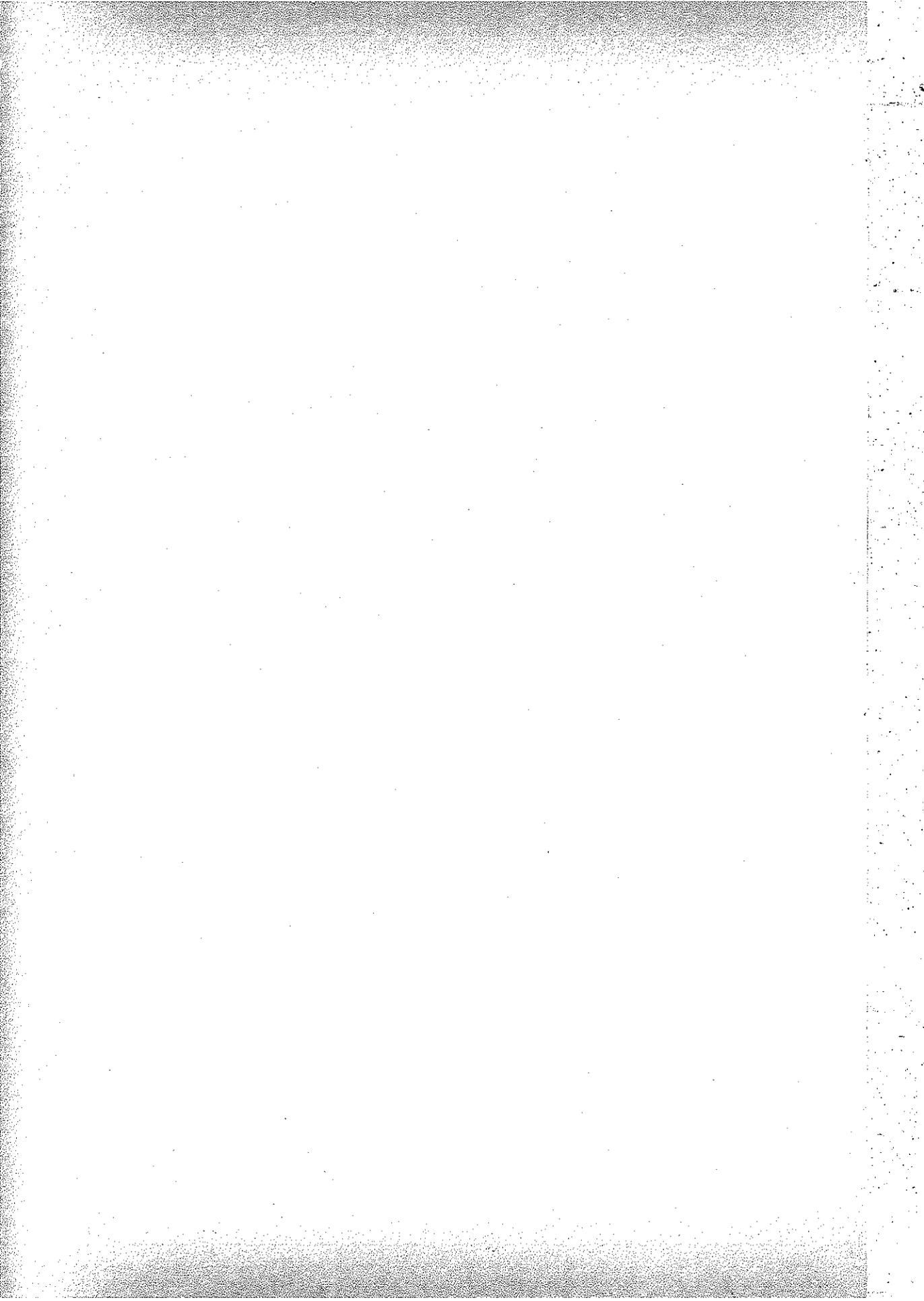
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。長時間まことにありがとうございました。

（午後4時13分散会）

第 2 日



昭和51年12月15日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 寺田 茂君	16番 木下 甲子三君
2番 天堀 博君	17番 富山 敏治君
3番 橋本 佳行君	18番 池辺 秀夫君
5番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
8番 成田 秀益君	23番 三井 正光君
9番 松下 定君	25番 竹内 修一君
10番 山口 義一君	26番 柳瀬 美樹君
11番 上代 卯之松君	27番 竹下 義章君
12番 藤原 要馬君	28番 坂上 國治君
13番 赤坂 和見君	29番 藤原 利一君
15番 横田 憲治郎君	

欠席議員(1名)

19番 貝淵 博治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名	
市長	池田 忠雄	財政課長	麻生 和義	
助役	坂口 禮之助	同 和 対 策 部 長	佐原 行雄	
収入役	橋本 炳	同 和 対 策 部 次 長	生田 稔	
市長公室長	西川 喜久	兼 総 合 調 整 課 長	重要施策推進室長	小林 一三
市長公室次長	杉本 弘文	重要施策推進室次長	富田 宏之	
兼 秘書課長	竹田 明郎	市民部長	内田 繁	
広報広聴課長	宇沢 清	市民部理事	吉岡 昭男	
財務部長	門林 六男	市民部次長兼福祉事務所長兼保育課長	中西 淳富	
財務部次長				

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部長	山本俊兼	消 防 長	和田増義
産業衛生部次長	岩井益一	消防本部次長 兼消防署長	湯川行夫
市参与兼建設部長 事務取扱	中塚白	教育委員長	堀内由延
建設部次長	森保	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	林徳次	市参与兼教育次長	阪東重信
改良事業部次長	逢野一郎	指 導 部 長	乾武俊
水道部長	田中稔	管 理 部 長	広岡史郎
水道部次長	福本喬久	管 理 部 次 長 兼 総 務 課 長	松村吉堯
用地担当理事兼土地 開発公社事務局長 (部次長級)	西川武雄	選挙管理委員長	味谷日吉
用地担当(部次長級) 土地開発公社事務 局長	橘本昭夫	選挙管理委員長	青木孝之
病院長代行	岩見洋	監 査 委 員	西口喜一郎
病院事務局長	平野誠蔵	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
病院事務局次長 兼庶務課長	藤原光夫	農業委員会事務局長	杉本忠彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満夫

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 北野丈夫
次 長 逢野博之
議事・調査係長 西垣宏高
調 査 係 佐土谷茂一
議 事 係 山本雅俊

(午前10時22分開議)

- 議長(坂上国治君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆さんには何かとお忙しい中、連日にわたり多数御出席くださりましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは19名でございます。欠席、遅刻の届け出の方はございません。その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、19名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただいまの報告とおり、出席議員19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(坂上国治君) さのうに引き続き一般質問を行います。それでは6番、大谷昌幸君。

- 6番(大谷昌幸君) 質問の通告に従いまして御質問申し上げます。

まず、先般来いろいろ申されていることの中の財政問題についてでございます。この前の議員総会の折に手渡されております決算書を見ますに、50年度の一般会計で前年度に比べ約90億という非常に膨大な予算が一挙に計上されたわけでございます。この90億というものがほとんど起債に頼っている状況であります。その後、就任された池田市長にとっては非常に酷な予算であったと御同情申し上げるわけでございますけれども、かような非常に無暴な予算を持ったがために現在、赤字に転落するとか何とか言われる状態が起こってきているのではなからうかと思うわけでございます。この起債は、普通に言われる借金でございますので、今後どのように返済されていかれるおつもりかということをお伺いしたいと思うわけです。

今度の議会で資料としてわれわれに渡されております決算審査意見書を見ても、8ページでございますけれども下から3行目に「なお本年度末の起債現在高は、本年度の90億6,696万7千円を含め163億9,995万9千円となり、長期的な財政運営面から見た場合、一定の影響を及ぼすものと考えられる」と書かれているわけでございます。この一定の影響というのは、どういう影響であるかということもあわせてお伺いしたいと思うわけでございます。

次に、教育関係に移らせていただきますが、幼稚園の経営状況でございます。これも50年度の決算書を見ますと、幼稚園の総支出2億1,253万6,950円、そのうち私立の方へ、3,246万2千円という金額が支払われておりますので、これを差し引きいたしまして、1億8,千7万4,950円が当市の幼稚園に使われているわけでございます。そして、生徒数が、912人でございますので、1人当たり20万円という金額が使われているように思います。

これを月割りにした場合、実に1カ月1万9千円という金額が使われているわけなんです。しかも、これは義務教育ではございませんので、もちろん授業料を徴収しているわけでございます。果たして、これだけの金額を投資しながら、もう少し幼稚園をよい環境で教育していただくことができないものかということをお伺いしたいとも思います。

次に、学校設備の国及び府の補助金でございます。巷間伝わるところによりますと、学校建設の場合には3分の2の経費を国の方から補助しているとか、あるいは3分の1補助とか言われております。しかしながら、実際にこの決算書を見ますに、そういうところは皆無のように思われるわけでございます。どういう点で3分の1なり、3分の2なりの補助をしていると言われるのでありましょか、こういう点を御確認していただきたいと思います。

次に、自動車文庫でございます。これは現在、1台の自動車で一週間、6日のうち、たしか3日でしたか、4日でしたか、各地を巡回していると聞いております。しかも、それは申し込み、表現がまずいかもわかりませんが、会員組織かになっており、一定の地域へ一定の時間だけ出張していくというシステムであります。せっかくの自動車文庫を持ちながら、わずか1台で全市にくまなくとまではいかなくても、もう少し幅広い図書館活動をするわけにはいかないものかと考えさせられるわけであります。

そして、その図書館文庫の予算を見ますに、150万円ほどの年間予算でございます。月に10万余で、今日の図書経費を考えた場合、果たして何冊の本が買えるでしょうか。近々、図書館ができるということも聞いてるわけでございますけれども、図書館ができれば、もちろんそこへ現在手持ちの図書を移動すればいいわけですし、もう少し図書の経費をふやしてもらい、そして、自動車はせめて3台ぐらいは毎日、どこかへ出て行ってるという状態にしてもらいたいと思うわけでございます。そういう点の将来の運営方法についてお伺いしたいと思います。

次に、道路のことでございますが、現在、府中近辺におきまして、ことし中に3カ所の道路工事が行われております。その一つが、府中町の東町内会の歩道、次に、やはりことしの春ごろに舗装が終わったと思いますが、府中の西上町内会地内の歩道、そして、これは2年ぐらい前と思いますが、小田町の東西の北中織物さんのところから入って行く歩道、そして現在、同小田町の寺の前で舗装されている歩道、この4つを見ますに、歩道の形が全部違うわけでございます。やはり歩道をつくる以上は、歩く人のことを考え、事故から守るためにつくられるものですから、一定の歩道の基準があるのでしょうか。また、各地によって歩道の形態が違うのはどのような理由によるものか、そういう点をお伺いしたいと思います。

次に、街路灯でございます。和泉市のこれも府中近辺になりますが、府道には大体重要な交差点には、400あるいは600の水銀灯がついておりますが、市道にはほとんど水銀灯が見

られません。たとえば小栗街道筋のとみお酒店の角の四ツ辻。ここは事故が大変多いと聞いております。ここですら、1基の水銀灯もございません。そばにある、恐らく町内会の負担であろうと思いますが20ワットの蛍光灯の防犯灯に頼っているような状態でございます。しかしながら、今度渡されている重要施策成果説明書を見ましても、1基22万5千円の水銀灯を市が設置している以上、そういう交通頻繁なところにはせめて1基でも水銀灯をつけてもらいたい。特に府中近辺は商店が多い関係で、ほとんどが商店街の水銀灯に頼っているという状態をどのようにお考えになっているのか、そういう点をお伺いしたいと思います。

以上で質問の要旨を終わりますが、明快なる御回答をお願いしたいと思います。御回答のいかんによりましては再質問させていただくことを留保して、私の質問を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 財務部長（宇沢清君） お答えさせていただきます。

ただいま大谷議員さんから公債比率についての今後の見通しにつきまして、過日来、市長より申し上げましたとおり、現状、公債比率の限界があらわれていることは事実でございます。この公債比率を改善しなければ、経常収支比率は改善されないわけでございます。公債比率については、過日、議員総会で御提示申し上げましたとおり、昭和47年度から50年度まで、14%台であったものが、昭和50年度に至りましては、20.9%と危険ラインの20%を超える恐れがある現状でございます。これは地方債の現在高から見ますと、昭和47年度以降48億、59億、75億と漸増してまいり、さらに50年度は御指摘どおり、164億という膨大な額に上っております。さらに、51年度におきましては188億と急増したわけでございます。

これらの原因につきましては、過日来より御説明申し上げたとおりでございまして、建設事業費の起債償還の計画等、10条規定の拡大を図らなければ、とうてい和泉市の健全財政は維持できないわけでございます。これらにつきましては、近く行財政健全化委員会の答申とあわせまして議員皆様方のお力添えをお願い申し上げ、健全化のために長期的あるいは中期的な計画のもとに和泉市財政の再建のために最大の努力をいたしたい。かように思っている次第でございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） 10条規定の拡大によって棒引きにしてもらえるならばよろしいが、いずれ返済となってきた場合、恐らく普通の会社などでは資金繰り表というのがあると思うんです。というのは、何年にどれだけ返す、利息をどれだけ払うという計画、そういうものが今後、先ほどの審査意見書にあるように、一定の構想というものがそこに与えられると思う。そういう資金繰り表というようなものができておるんですか。

○ 財務部長（宇沢清君） すでに50年度の決算状況、51年度の決算見込み状況等を報告さ

せていただいたわけですが、市長がかねがね申し上げておるとおり、中期の3年あるいは4年程度の償還見込みの計画はすでに立っております。ただ問題は、今後人口増加あるいは諸般の事業の増加によりましてある程度財政計画が変わってまいります。来年8月に答申をいただく行財政健全化委員会の答申を得まして、さらに、必要欠くべからざる建設事業は当然やらなければなりません。また2、3年は必要でないといったら語弊がありますが、2、3年は猶予できるという建設事業については逐次おくれざるを得ない。昨日より福祉、教育行政についても問題のあるものにつきましては、やはり中期の計画を立てていかななくてはならず、それらをあわせて起債の償還と公債比率の問題を考えていきたいと思ってる次第でございます。

○ 6番(大谷昌幸君) 2年か3年は据え置き期間があると思うんです。市長も言われましたように、3年ぐらいの中期という面から展望した場合、月々後へ寄っていくと、いずれ返済しなければならぬから、4、5年先にもろに上がってくる。今後、経済の成長率が5、6%と言われているときにあって、今後の財源の伸び率は期待できないと思う。そういう面から、4、5年先で相当の重荷がかかってくる。4、5年先は、池田市長は関係ないと言われるかもしれませんが、われわれ市民の立場からすれば、そういうことを懸念いたします。したがって私はどのような資金繰りの計画を持っておられるかを伺ったんです。

○ 財務部長(宇沢清君) 私、冒頭に申し上げましたとおり、3月に行財政健全化委員会のある程度の答申が出されると思います。そのときに議員皆様方に答申の内容も報告させていただき、今後の中期の建設事業計画をどのようにすべきかもあわせて御報告させていただきたいと思ってる次第でございます。

○ 議長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 管理部長(広岡士郎君) 2番目の教育関係について、3点ばかりお答え申し上げます。

御指摘でございます昭和50年度の決算から細かく幼稚園費の分析をいただきまして、当を得て種々理解しているところでございます。幼稚園教育の中では、いわゆる運営の合理化等常に研究を重ねております。この運営につきましては、当然経費の削減を図り、教育内容、幼児教育の重要性にかんがみ、その中で向上発展を進めていく観点で行っております。

もちろん、定員制にもかなり大きなウェイトを占める事件が発生しております。学校教育法に基づく幼稚園定数は、4学級120名とするというように規定されておまして、あらゆる事情の中でそれを守ってやってきております。その運営に沿わないこともございますが、和泉市の場合、200名定員の幼稚園が2園ばかり、それから120名定員の幼稚園、最少は南松尾幼稚園という形でございます。この定員に大きな危惧する事情が出てくるのではないかと、当然、運営の合理化、経営の合理化等々を勘案するならば、規模を増大して、一園の中での共通備品、設備等の拡大利用していくことも考えられます。そこらを十分今後の研究課題となろう

かと思いますが、現段階の文部省の中での教育的な配慮の中で検討を加えていきたい。かように思っております。

2番目の学校整備の国、府補助金でございますが、当然、公立の文教施設の場合、補助基準ベースに乗った国、一部府の補助金がございます。50年度決算にも上がっております。それぞれの施設において、それぞれの形で補助内容並びに補助率等が変わってくるわけでございます。ちなみに、校舎の場合でも、小学校、中学校とも新設校、増築の場合でも、本市は3分の2の補助金がございます。しかし、構造等の中でほとんど鉄筋化を目標に現在進めているわけですが、補助単価が平米当たり鉄筋8万8千8百円ということで補助金が算出されるわけです。現に、50年度、51年度を見ました場合、超過負担という形で8万前後の持ち出し、平米当たり11万から12万要するというわけでございます。体育館の場合でも、小学校、中学校とも新設、増築では2分の1の補助金ということで、この場合は鉄筋コンクリート造で8万から9万という補助単価になっております。また、小・中学校の危険校舎の場合、また幼稚園の新築、増築は2分の1と補助率が大変低うございまして、これらの超過負担から歳入に見合う公立文教施設の整備補助金の額が少ないと指摘されるのは当然だと思います。これらにつきましては、できるだけ超過負担を避け、補助ベースを堅持しながら進めていきたい。かように思うわけでございます。

3点目の自動車文庫の運営でございますが、現在、御指摘のように1台の運営で行っております。ある篤志家から過般、1台の購入に充てていただきたいという形で寄付金をいただいております。これにつきましては、府の補助金等のからみで、補助金を得て、積載圖書の購入という形に持っていくため、現在、鋭意府と取り組みを行っているわけでございます。

和泉市内では現在、20カ所の駐車場を設け、月に二回、成人向きの図書約1,000冊、児童用図書700冊を積載して、現在、6,000冊ばかり図書を持っておりますが、これとて、十分に活用していただくには大変少ないわけでございます。会員さんが2,395名に及んでおりまして、これは読書会の会員の中で、一駐車場に50名以上の会員ができた場合、申請を受けて設置していくということでございます。しかし現在、20カ所を1台で回るといふフル運転でございます。大変過密化しております。当然、1台なり2台なりの購入を目標として努力していくべく希望を持っておるわけでございますが、府の補助金等のからみの中で、近く購入できるように鋭意努力していきたい。

それから、全市的な中で効率的な運営を図っていくためには、車の台数の増加を図るのは当然ですが、広く活用願うには、読書会の中でのいろんな御意見を聞き、現在、4カ月間の運営計画を立ててバスを走らせてる状態ですが、そこらは十分意見を尊重いたしまして、より合理的な、かつ効率的な運営に進んでいきたいと思っております。

○ 6番(大谷昌幸君) 幼稚園問題ですが、先ほど言ったように、きっちり1人当たり20万円の年間経費が出てきます。私立幼稚園の例を見ました場合、過日も新聞にある幼稚園の募集の広告が入ってましたが、ある幼稚園では、市から2,500円の補助が出てますので、保育料、いわゆる授業料が7,500円、教材費が2,000円、あと給食がありますが、公立幼稚園の場合もかかりますから触れないとして、一応これだけでいけるそうなんです。そこに、一番最初の4月に入園料が3万円かかります。そうしますと、入園料の3万円を12カ月で割って月に2,500円、先ほど申しました金額と合わせた場合、父兄負担は月額大体1万3千円前後でいけるわけなんです。もちろん、私立幼稚園ですから、そこには営利、営業がかかってきております。一体、私立幼稚園が幾らの利益を上げてるか、何ら資料の持ち合わせはございませんが、そういう折り込み広告もされるし、立て看板もされております。もちろん、自動車賃は取ってるようですが、送り迎えもやってるわけなんです。

このように1万3、4千円ぐらいで利益も取って経営が成り立っているのに、公立の幼稚園が1万5千円以上、20万円を12カ月で割った場合1万8千円ぐらい、おまけに生徒の方から保育料として4千円、PTA会費が300円、あと教材費300円、あるいは絵本代とか、いろんな名目で4千円、計5千円、そして、最初の入園料が3千円、月割りにして2,500円で5,250円という経費がかかっているわけなんです。先ほど申しました20万円の12分の1というものを加えた場合、実に私立幼稚園の倍近い経費が公立でかかっているという点はどのようにお考えですか。

○ 教育長(葛城宗一君) 幼稚園の経営内容あるいは市費負担等の事項についての細かい計数を挙げてのお尋ねでございます。お説のとおり、50年度決算によりますと多少数値は変わりますが、決算書による幼稚園本市7園の総額あるいは園児1人当たり、1学級当たりと、絶えず運営上の資料に資すべく試算を持つものでございます。

お説のとおり、50年度決算によりますと、園児1人当たり19万7,462円かかっておりその中で消費的支出だけに限る、もちろん、建設費の起債等の元利償還金を含めた児童1人当たりの総額でございまして、消費的支出だけで見ますと18万1,925円かかっている。その消費的支出の90%以上を占めておるのが人件費でございまして、50年度市負担の教諭が43名、1人当たり年間人件費が262万5千円、人件費総額が1億1,290万9千円という額に上っているものでございまして、これが最もその大きな要因でございまして。

今回、幼児教育に対する保護者の期待が非常に大きく意欲的に対処するところではありますが、遅々として計画どおりいかない状態でございます。現在、国が施策を立てながらも財源について付与されない。すなわち、57年までに希望する4、5歳児全員を収容する体制を整えるという方策を立て指示されながらも、補助率は建設費の単価8万8千800円の2分の1、実質

11万ないし12万円かかるのに、それだけです。限定され、面積でも規制され、したがって歴代議長会あるいは市長会等を通じ、また、教育長協議会等も通じて国に要請いたしますのは、当然面積差あるいは単価差の是正による補助単価の改正あるいは補助率の引き上げとあわせてこれらの幼稚園に対する人件費についても義務教育並みに国庫負担とするという法制度化を主張するわけでございまして、御指摘ももっともでございます。私立がその割りに低いというのは、その人件費で規制されておるんであらうと思われます。

なおまた、私立に対しても一部直接助成はしておりませんが、負担軽減のため、保護者に対し月額2,500円が格差是正の意味で助成しております。したがって、私立の経営状況も握っております。お説のとおり現在、9園でございますけれども、もちろん赤字ではございません。相当の収益金、すなわち投下資本の償還に充てているであらうと思われる収益金が出されております。計数はあえて省略いたしますけれども、これらの方向等も見きわめまして、公立幼稚園設置についても、現行法制度の改正を積極的に働きかけてまいりたい、かように考えるんでございます。

- 6番（大谷昌幸君） 私立幼稚園が黒字だということは結構ですが、建物にしても公立は大変悪い。いまさら、ここであえてどこの幼稚園ということは申しませんが、そういう点もあわせてやはり設備が充実してこそ親も納得し、安心もするというものですので、そういうこともあわせてお考えいただきたいと思ひます。

次に、学校設備の国、府補助ですが、重要施策の成果説明書の36ページ及び37ページに50年度の成果が出ているわけなんです、これを見ても3分の2、2分の1はおろか、何分の1しか国、府の補助金が出てないように思ひます。こういう点はどのように思ひてるんですか。

もう一つ、あわせて、いい学校。一つのところへ集中してよい設備をしてもらおうということは大変結構ですが、それがために他の古い学校をなおざりにすることはどのようにお考えになつてゐるかも御答へ願ひます。

- 市参与（阪東重信君） 簡単にお答えいたしますが、確かに国の補助というものは、補助基本額が示されております。その補助ベースに乗せるということで、補助基本額よりも実際の単価が非常に大きい、単価差と申しておりますが、それがありますのと、それから補助ベースに乗せた場合、その学校の生徒数による学級数の割り出しから資格が出ておりますが、その資格以上のものをする場合、対象外の面積が出てくる。こういう中で、御指摘の超過負担という形で、実際に学校施設は全国的には2分の1ですが、大阪のような人に急増市町村の特別な配慮として、小学校、中学校3分の2でございまして、それを計算しながら、御指摘の實質的には2分の1でございまして、そういう實質単価との補助単価を見てくれ、あるいは対象外面積をな

くす努力は、議長会、市長会でいろんな形の中で国に要請しているような現状でございます。

ちなみに、人口急増市町村問題にしても時限が切られておりますが、現在、52年で切られると困る。あと5年はどうしても追加してくれ、こういう形でそれぞれ行政の立場、議長会等でもいろいろお願いしておる現状でございます。確かに2分の1の補助率を示しながらも、実績では3分の1、3分の2と言いながら実際は2分の1という実態は御指摘のとおりでございます。今後、そういう面についても、実質単価に近づける行政努力は続けたいと思っております。

格差是正は御指摘のとおりで、それらは教育の機会均等の保障という立場から鋭意努力していきたくと思っております。

- 6番（大谷昌幸君） 自動車文庫でございますが、現在、1台だけで運営されてるわけですが、一応、各地区に時間を決めて1週間に1回ですか、行ってるわけですが、自動車文庫が来たという合図のテープレコーダーをかけてると思いますが、この音が小さいわけです。何ワットのスピーカーが入ってるかわかりませんが、一応、前後にスピーカーが格納されておりますが大変音が低い。その点でもう少し徹底されたらどうか。

それと、会員制というか、非常にかた苦しい感じがするわけです。先ほども申されたように、2,395名だけの限定された人数であるということですが、もう少し拡大されるためにどのような方策を講じられるおつもりでしょうか。

- 管理部長（広岡史郎君） 第11点目の駐車を示すブザーが大変低いということは確認しております。しかし、車をとめる周辺の民家の方々から、少し音を低くしていただけないかという逆な御要望もございますので、あわせて検討していきたい、かように思います。

それから、2,395名に限定しておるということでございますが、一応、会員制で50名を超える場合に、1つの単位の組織としてそこへ駐車するという形をとっております。会員の中で相互に、また、会員に加入してない方でも現にお貸ししております。そういう形で週1回、貸し出した本は1週間お貸しできるわけで、また行かれない場合は、隣近所をお願いして代表の方でもいいんだという形で貸し出しを行っております。また、リーフレット等もいただき図書の購入等も図っていきたくと思っております。

- 議長（坂上国治君） 次。

- 市参与（中塚白君） 私から土木問題についてお答えいたします。

歩道の件ですが、これは各地区基準がまちまちであるということは、現在の市道の状況から勘案して、基準の歩道は取れない場所がたくさんございます。ほとんど大半の市道はそうでございます。基準を申し上げますと、現在、安全施設対策としての基準対象になっておるのが、理想的なのは、車道を取りまして歩道幅員が2メートルでございます。現行の市道の状況から

見て、とてもじゃないが2メートル取りますと、逆に車道の制限をしなければならないところが大部分という実態でございます。

それと、現在新設する都市計画道路と一般道路についても、少なくとも、その辺の基準以上になるように私の方も計画は立てるわけでございますが、既設道路の歩道の設置は非常にむずかしゅうございます。

御指摘の歩道が各地区でまちまちというのは現実でございます。たまたま歩道設置の場合、住宅の入り口とか、商店の入り口にかえて邪魔するとかいう沿道住民の問題もございます。その辺が非常にむずかしゅうございます。そういうことで、各地区のその場所の実態に応じてやっておるのが現状でございます。

それから、街路灯でございますが、御指摘のように、街路灯の設置は少のうございます。少なくとも、新設道路につきましては、ある基準に基づきまして街路灯を設置しておりますが、現実、私の方の管理しております市道全般に街路灯を設置することは、財政的見地からも至難でございます。できるだけこれも一つは安全施設対策の一環としてやってるわけでございますが、交通量の比較的多い、危険な個所についてはおいおい設置していきたい、かように存じております。御参考までに申し上げますと、設置費は別として、現行の電気料金からいくと、大体、1基当たり1カ月4千円の電気料金が要ります。一度つけますと、これは将来、永久に管理していかなければならないという実態もございますので、ただ、やみくもに街路灯を設置するわけにはまいらないわけでございます。交通事情等を勘案して重点的に取りつけていきたい、かように存じております。

- 6番(大谷昌幸君) 歩道の件ですが、ある地区では、家の入口は歩道を恐らく50ミリぐらい低くしてあり、普通は20センチぐらい高くしてあるから、歩道が上がったり下がったりしております。せっかく歩道をつくったのに歩いてる人がほとんどない。私はある地域から見に来てくれと言われて行ったが、こんな道は歩けないというわけです。皆車道を歩き、車が来たら初めて歩道へよける。そしてまた車道を通ってるという状態なんです。

その地区のある家で門のそばに歩道をつくった。そして、歩道の分だけ鉄板を敷いたが、それをならしてほしいと要望したんです。鉄板が斜めになって歩くとき滑る。そこの家は門を拡張したが、前のときにもしてくれなかった。隣の家はそうなってるという問題。

もう1件は、みぞをふせて歩道をつくったので、みぞが30センチ上がった。そこへ1メートルかの歩道をつくったために車道が狭くなったので、その前の家が車を入れるのにバックして入れておったのが、歩道が上がったのでつかえて難儀してるという問題が起こった。歩道をつくったために車の出し入れに迷惑がかかっているという点は、歩道をつける場合に元の道路幅ですということができないものか、お伺いしたいと思います。

○ 市参与（中塚白君） 少なくとも歩道を設置する。現行の道路で改修しない限り、これは水路とかのりがあった場合、それを利用して歩道を設置できますが、現行道路の中で歩道を設置するには、どうしても車道にしわ寄せがいく、その辺が御指摘の面かと存じますが、片や、歩車道の区分をしなければならない実態の中で、その辺が沿道住民との間に問題があるわけです。逆に、そんな前に歩道をつくってもらったら困るという問題もありまして、われわれも工事施行の場合、基準がどうこうということではなく、沿道住民の意向も聞きながら工事をやっるのが実態でございます。全然無視して実際はできません。歩道を設置する場合、たんぼの真中は別にして、住宅の過密のところは、ほとんど道路に面して入り口があるので、それを全部勘案すると、実質上歩道は設置できない実態でございます。必ずしも歩道を上げなければならないということではございません。1つは、ガードレール等で歩車道の区分もできますが、その辺につきましては、今後、せかくつくる限りは利用してもらわなければならない。つくりながら利用できないという実態は好ましくございませんので、やはり実態に即応した形で改めて検討していきたい、かように存じます。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に、21番、直村静二君。

○ 21番（直村静二君） 質問通告は、駆け込み資金と福祉行政です。昨日からの一般質問に対する理事者のお答えの中で、私がつまみ指摘、注意を喚起したい点があります。これを最初に申し上げておきますが、仁井議員に対する教育委員会の答弁の中で、繁和町からの学童が国府小学校に通学する道の件ですね。これは共産党議員団としては、ことしの当初予算の段階で予算要望書として昨年末に出しております中でちゃんと指摘しておりますし、私が質疑の中で関連で指摘しておきましたが、つまり要望書を尊重してよく読むこと。さらには、議案審議のときに関連質疑、これもきちんと記録していくこと。これは教育委員会だけでなく、他の部局についても十分注意を喚起しておきたいと思っております。

さて、質問の内容でございますが、駆け込み資金につきましては、市は現在5万円、これは社会福祉協議会の所管であるということですが、私が取り上げたいのは5万円の金額について、これはいつごろから5万円になったのか、それから、この5万円で果たして一家の生計をつなぐことができるや否や。そういう点では、これを増額する必要があるのではないか。だとすれば、関係部局と協議の上、さらにこれを補助していくためにどういう措置をするのか。組織の動員、その他ございますが、ひとつ5万円を10万円に値上げする立場から明快な御答弁をお願いしたいと思います。

さらに、この駆け込み資金の中でも住宅、進学、そういう点でいつも言っていますが、これについては、限度額を20万円のものをごしらえてもらう。そして、10万円を超える場合には、

一定の保証人という形でやっていく必要があるのではないか。今日の福祉行政の中では、非常に不況とインフレでたくさんの人がこういう市の施策を望んでいる。強い要望もございまして、この点についての御答弁をお願いしたい。

次は、福祉行政でございますが、これは医療と書いてありますが、2点申し上げたい。一つは、生活保護世帯における家族の歯の治療の問題について、この前の定例会で取り上げ、そのときのお答えが、「しばらくお待ち願いたい」ということでしたが、さらに追及して、一定の障害物は何であるかということも指摘、今日に至っておりますが、この経過がどうなっているか、ひとつお答え願いたい。

さらに、福祉行政の中で、現在の福祉課の人員が何人か。この陣容の中で実際のケースワーカーが何人か。そして、そのケースワーカーの1人の担当の数は何人か、その点をひとつ数字的にお答え願いたい。

第2に、生活保護世帯数は昨年12月から今日の段階でどれほどふえてるのか、その点もお答え願いたい。

次は、福祉のケースワーカーが市民に接する態度。これについては個人差もありましょう。年齢差、経験差もある。しかし、現在の福祉行政の中で一番接触するのがケースワーカーでございますので、その接する態度について、事例は持っておりますけれども、再質問のときに明快にしたいと思っております。

以上、質問の内容について申し上げましたが、明快な御答弁をお願いします。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市民部理事（吉岡昭男君） 駆け込み資金についてお答え申し上げます。

この制度の融資額につきましては、46年発足当時からになっております。現在の経済水準から見ると、非常に低いことは、私たちもよく承知しております。

御指摘の制度は、府が大阪府社会福祉協議会を通じて実施しております。増額等の要望がございましたが、私たちも十分社協ともども府に強く増額を要望してまいりたいと存じております。また、市単独でこれの継ぎ足し、住宅、進学融資制度の20万円という御要望につきましては、現時点で御要望におこたえすることは至難でございまして、十分制度等も考え合わせて検討してまいりたい、かように思いますので、御了解願いたいと思います。

- 21番（直村静二君） 私の質問に対する答えがちょっと抜けてると思う。5万円の増額については何とかしたい、府に強く訴えるということですが、私が質問したものは、これを補完することで、民生委員協議会とか、その他の資金を動員すれば継ぎ足しはできるのではないかという意味のことを言ってる。市の金を出すとじゃなく、そういう組織動員、泉大津の場合には、8万円という金額も明らかにされておりますので、そういう点はできないかということでは

す。いまから府に要望といっても、府の方の予算編成もありますからね。それを待ってるということじゃなく、実際に市民にお渡しできる金額を5万円ではなく10万円ぐらいにできる動員の体制。これに対する答えがなかったと思います。

○ 市民部理事（吉岡昭男君） ただいま5万円に対する増額につきましては、泉大津でやっております5万円に継ぎ足して8万円ということは、私たちも調査してよく知っております。この8万円につきましては、その市の民生委員協議会が基金を独自で継ぎ足しているということでございまして、御指摘の点につきましては民生委員協議会とも今後十分協議いたしまして、そういうことができるかどうか検討してまいりたいということで御了解願いたいと思います。

○ 21番（直村静二君） この点は要望にしておきますが、実際今日、5万円で1カ月のつなぎはできないと思う。大津の例を挙げましたが、重質はそういうふうに動員してる。いちいち府に言うだけでは期間がかかる。府に言うのは賛成ですが、救ってあげたい人が困る。市として動員できる努力をし、そして、府にも強く出るということが必要やないかということです。いかなる方法を通じてでも結構ですから、和泉市の生活が5万円でいけ、泉大津は8万円ということはないと思います。早速、手回しよく措置してもらいたいと思います。あとの答えと関連しますが、強くその点市の力で動員するのと府に対して要求、この姿勢をはっきりしていただきたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市民部長（内田繁君） 2点目の福祉行政の医療関係、特に前回の宿題みたいな形で残っております歯科問題でございまして。時間をお貸し願いたいと申し上げたわけですが、この問題についてはまことに申しわけなく、余りまだ進んでおらないというのが現状でございまして。その後の国、府等、われわれの動きを御参考までに申し上げ、また、市がとってきた問題の経緯を申し上げて御理解賜りたいと思います。

これは市だけでなく、全国的な問題になっております。新聞紙上で御存知のとおりでございまして、行政管理庁が厚生省に対しまして事態の改善方を勧告しておりますし、また、生活保護手続の簡素化をすべく現在、厚生省では事務を進めに至っておるように聞いております。また、厚生省が日本歯科医師会に対し協力方を要請したという中央の動きがございまして。

われわれの市だけでなく、大阪府下でも問題化しておる中でございまして、府としても府の歯科医師会に対しまして、この問題についてひとつ協力方をお願いしたいということで要請しておるような状況でございまして。また、先日、府からも担当官が来られまして、私の方の市の医師会三役あたり、同時にわれわれとともにこの問題についてお願いにあがり、この問題解決に取り組んでおったわけでございます。

市の医師会といたしまして現在、要求と申しますか、これは中医協の問題に端を発しており

ます。まず、差額料金を市が出せるのかどうかの問題が浮かび上がってまいりまして、これにはどうしても中医協の問題がからんでございます。市独自でこれらの問題はできないということも申し上げておるわけでございます。

しからば、それらの赤字補てんを市ができるのかという問題も出され、もう1点は、市が独自で別件の単価を出すべきではないかという大体、3つの問題を出され、現在、市の歯科医師会とも協議を進めているわけでございますが、この3点についても、やはり市独自で解決する道すら、われわれとしては現在の市の財政状況から見て困難である。これはどうしても中医協の問題解決から、厚生省、国あたりから解決をしていってこそ問題も解決するんじゃないかと申し上げておりましたが、なかなか市の歯科医師会も差額料金をもらわなければどうしてもできないとおっしゃってあったわけでございます。

その後、われわれといたしましては、再三何とかそういうことじゃなく、他の方法で保護世帯に対する歯科医療問題を解決する方法はないかということでいろいろお願いを申し上げたわけでございますが、現在、和泉市の歯科医師会は25の会員がおられますが、生活保護世帯に対しては指定医という制度がありまして、9個所の指定医がありますが、われわれとしては、できるだけこういうような保護をお願いしております。しかし、これもいま申し上げました点でなかなかむずかしさがございますので、これを何とか地域別に分散した形、いままでの経験から申しますと、ある一定の歯科医師に片寄る状況がございましたので、できるだけ分散した形でやっていきたいという考え方も申し上げてあったわけでございます。

ここ数日中に歯科医師会の総会がございまして、それらの問題を取り上げて、この市の努力も十分絡まえながら検討してもらえるように再度、われわれとしてもできるだけ解決の方向に向けて努力していくよう現在進めておりますので、早期解決に鋭意努力してまいりたいという現状でございます。

- 21番(直村静二君) いま、あなたの答弁を聞いてるとちょっとわからない。厚生省、中医協の方でやってもらわんとあかん。その後を聞くと、何や一カ所に集中するからぐあい悪い。近いうちに総会があるからと、これではいつめどがつくのやらわからない。この前例を挙げて貝塚、その他では一定の人数を決めてやってるのではないかと指摘しておいたが、それを確認されておった。そうすると、現在は貝塚、その他もやめたんですか。
- 市民部長(内田繁君) 阪南各市の状況を見ますとやはり辞退されてる状況でございまして、皆びっくりしてるような状況でございまして。阪南各市とも最近より府へ参りまして、阪南だけでも何とか解決の方法を考えてほしいという状況でございまして、最近かなり保護世帯に対する歯科医師会の辞退がふえてまいってるという状況でございまして。
- 21番(直村静二君) 皆やめたということは確認できますな。

- 市民部長（内田繁君） そこらあたりが……。
- 21番（直村静二君） 皆やめたんやったらあなたの言うとおりの。府や国へ行かんとできない。医師会の総会があってそこでできるか。とてもじゃないが、市がおっしゃって上からの命令でできませんとなる。政治問題、社会問題になって来るんじゃないか、そう思うんです。やる気があるのかどうか。
- 市民部長（内田繁君） 議員さんがおっしゃるのは、市単独で何とか解決の方法はないかというお示しだと解釈するわけですが、市単独となりますと、差額補てんの問題が出てまいります。現在の市の財政状況からしても、至難な問題であると言わざるを得ないんでございます。
- ただ、この生活保護世帯に対する歯科の点数そのものも、ある医者によりますと、治療関係ぐらいは多少してもいいという方もございます。補綴とか、技工を要する問題についてはかなりの差額が必要なのでそこまではいかないという歯科医師の方もございます。そういうことで、応急的な歯痛をとめるとかは、市としてもある一定の医師に特にお願いして措置を講じているという状況でございまして、阪南各市でもそういうことでやられているように伺っております。
- 21番（直村静二君） 大体わかりました。しかし、考えたら情けない話ですな。生活保護世帯に金があるはずがない。公的扶助を受け、しかも歯の治療は受けられない。福祉優先と言いなながら、これは厚生省も考えなければならない。市の福祉行政も監督できないということで、内田部長に責任があるとは言いませんが、治療やったらやるが、補綴はあかんとか、法を無視するようなことが堂々と通ってる。市長に一言言いたいがこの市を適用できなくなり、国の生活保護費がその分を保障しない、医者にかかれんということが、法のもとに公に行われること自体憂慮すべき事態じゃないですか。その点では部長が阪南へ行くわけにいきませんから、市長から基本姿勢ぐらいは示していただきたいと思います。
- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

ただいま市民部長がお答えいたしましたとおりの、これは実に遺憾な件でございまして、生活保護世帯は歯が痛くなくても医者が診てくれんということは、御指摘のとおり、大きな問題だと私たちは承知しております。ただ、基本的なことについては、中央における中医協の保険点数の差額で、生活保護世帯を診れば診るほど歯医者の赤字が出るという、この点をどう解消するかが基本的な対策でございまして。そのために先ほどから御答弁いたしておりますとおりの、中央への働きかけあるいは和泉市としては府に強力に各方面からの話を持ち寄り、国に反映するような動きをしておりますが、これが根本的な対策でございまして。

ただ、内田部長が答弁申し上げますとおりの、和泉市としては中央に働きかけて待つだけの態度ではいけないという立場から、何とか医師の良心に訴え、和泉市だけでも、こうした気の毒な人についてどないかしてもらわんと困る福祉行政という中でのモラルの問題等、いろんな角

度から訴えて現在、懸命に歯科医師会と交渉、お願いしてる実態でございます。このお願いというのはあらゆる角度から今後とも続ける中で、気の毒な生活保護世帯が歯痛になっても診てもらえないという問題も何とか解決したい、この基本姿勢は中央への働きかけ、和泉市の歯科医師会への働きかけという、基本的な問題と当面の課題という二つの面から邁進させていただいております。

- 21番(直村静二君) 最後に一言、部長に要望しておきますが、近々の歯科医師会の総会にはあなたの答弁がありました。治療だけでもやるんだという確認をとって、後で補綴とか技工の問題についても早急に解決する姿勢をとるということでぜひ進めてもらいたい。そうしなければ、どういう問題が派生するかもしれない。堂々と法を無視されてるんですからね。

そういう点と、治療の問題でも医師会とかと提携してやってもらいたい。貝塚なんかやってたんですが、和泉市がやってないからやめてもええんかなとなりますからね。

- 議長(坂上国治君) 次の答弁。

- 市民部長(内田繁君) 福祉課の職員数でございますが、現在、20名でございます。ケースワーカーにつきましては、係長を含め現在9名でございます。

それから、50年度の生活保護ケースといたしましては、開始ケースが224ケース、廃止したのが182、したがって、42が増でございます。そういう状況に相なっております。

それから、ケースワーカー1人当たりの担当ですが、現在78ケース、国の基準は80ケースでございます。そういう現状でございます。

- 21番(直村静二君) 国の基準は80名と言いますが、現実に78人抱えてるわけですね。このうちアル中8人抱えたら、とてもやないがめんどろ見切れんという実態です。電話かかってきても、これ以上持ったらかなわんという。未組織労働者の中で失業がふえ、福祉の相談もふえてるのに、これだけかかると新しいのをのみ込めんわけです。かなわんという受けとめ方です。

1つの事例の中で、最近7月に解雇されたが、未組織だから、会社は解雇と言ってるが、本人は解雇と違うということもあったが、実際はそれから職探し、病気されて相談に行ったが、全く事務的な態度で終わり、いわゆる相談の頼りにならんということで、ケッチン食らう。実際、これだけ抱えておって手が回らんという実態です。

だから、個人差、年齢差、経験差等がございますので、もう少し人員の配置を考え、よく相談できるようチームをこしらえて新規の困ったケースに対応するようにせんと、ただケースワーカーがおって78人持ってるからということではね。たまたま未熟なケースワーカーの人に当たった人はいやや、今日、裁判官でも忌避できます。偏見を持って応じてくれない、しかも追究する、かなわんという場合、上の係長なりでそのチームで拾ってくれるということができな

いかどうか。個人の段階でいくと、もう手が回らん、かないまへんと十分聞かないということが発生し、トラブルが起こる。あの係やったらいやや、全体を通じていやというのならいいですが、必ずその市民は、その係はいやや、いかんとなりますので、その上で救えるチームが要るんじゃないか。具体的な事例は持ってますが、公表しませんが、ケースワーカーを拒否する。ほかのケースワーカーにかかりたいという意見があったとき責任を持たないかんが、それはできるかどうか。具体的には係長に言うとか、そこへ行きなさいとかね。まだまだふえてきますからね。78人も持って新規の相談は受けられないという点から、増員なり、チームなりをつくってもらわんとぐあい悪いと思います。そのケースワーカーが偏見を持ってるのでいやや、その場合ケースワーカーをかえてくれますか、ようかえんでしょう。そんなことしたら、逆にそのケースワーカーが返上しますよ。そのときにだれが責任を持つかということです。

○ 市民部長（内田繁君） 御指摘痛み入ります。現状、生活保護世帯に対する複雑化と言いますか、多様化しております。ケースワーカーについても毎週寄って、反省なりの形でいろんな相当の問題点も出し合いながらやっておるわけなんです。職場におけるケースワーカーの教育方針、ケースワーカーのモラルに対する反省等、十分われわれ職場で検討し、問題の起こらんように、何らか組織的なものも提起してやっていきたいと思ひ職場を通じて検討してまいりたいと思っておりますので、ひとつ今回は御了解賜りたいと思ひます。

○ 21番（直村静二君） 私見ですが、行政の主体性の確立という立場からいくと、私、こういう発言はなかなかしないんですが、相談を受けるケースワーカーに不満があれば、上の係長なり、チームをつくって経験を積んだ人がスムーズに対処できるようにしてもらいたい。担当課で配慮してもらいたい。

以上、質問を通じお答えをもらったわけですが、今日の和泉市政の中で、福祉問題については、人員、財政の面からいっても非常にしわ寄せされていく傾向になってます。いまの政府の政策の中でもろに出てきている。これに対して温かい福祉市政の確立が最も望まれます。もったよきの細かい、大事なことは行政の主体性の確立をやらしてもらわんと、特定の方向にばかり向いて足元はあかんということではぐあい悪いと申し上げておきます。細かい点は予算委員会等でやります、私の質問はこれで終わります。

○ 議長（坂上国治君） お昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午後11時57分休憩）

(午後1時5分再開)

- 議長(坂上国治君) 午前に引き続き会議を開きます。

-
- 議長(坂上国治君) 次に2番、天堀博君)

- 2番(天堀博君) 発言の通告要旨に基づきまして、私は主に52年度の予算編成時期を前にして、日本共産党和泉市会議員団を代表して、このインフレ、不況下の市民生活を守る上で、市政の基本姿勢のあり方について主にお尋ねをしたいと思います。

現在、不況とインフレ、高物価の中、市民皆さんの生活や暮らしが非常にやりにくい状態があります。ところが現下の市の財政状況は非常に困難をきわめているということで、市民皆さん方に対する福祉や教育、その他すべてにわたっての施策がなかなか十分行き届かないのが現状であります。今年度13億円以上の赤字見込み、赤字再建団体転落が免れないという現状であります。いろんな切り抜けをしてこれを免れたとしても財政の悪化は免れず、今後、市の財政運営には非常に厳しいものがあります。

財政悪化の原因については、現行の地方交付税率が非常に低くて、あるいはいまの自民党の悪政のもとで大変なる超過負担、これが大きいこと。また、和泉市のような人口急増都市における公共用地や施設の張りつけ、これらに対する大きな負担。そして、政府からの機関委託事務、たとえば国民健康保険、国民年金というような負担の増等々、数々見られるけれども、こういう全国的な地方財政の危機に加えて、本市では同和対策事業やその関連施策を中心としての事業量の増大による起債の大幅な増加、その償還と合わせて利息の支払い、これが大きな負担となってきておるのが現状であります。

公債比率の高まりでこれは明らかでありますけれども、51年度の予算執行見込みで195億8,672万円の起債の残が出る。これがせんだっての議員総会で発表されているところでありますけれども、このうち同和関連起債は、私どもの調査では、約100億に上るのではないかと推定されます。51年度の支払い利息が11億円余、また、今後本格的な償還時期になりますと、これの元金利息合わせて大変な額になってまいります。

そこで、私は次の3点にわたって主にお尋ねをしたいと思います。まず第1点目は、昨日、横田議員からの質問にもございました今年度赤字見込み13億円余に対する解消策をどう持っているのか、これを再度確認をしたいと思います。

また、この赤字の主なる原因を市長初め市当局はどう考えておられるのか。

さらに2番目には、市民の暮らしに役立つ市政のために、私は表向きや上っ面だけの住民サ

一ビスでなく、市民の切実な要求、要望にどうかたえようとしているのか。特に急を要するもの、必要度の高いものから、できるだけ数多く取り組んでいく必要があると考えます。1校区1幼稚園、老朽園や学校の増改築、身体障害者対策あるいはチョークを買う金にも不自由するという、今年度行った教育費の削減の復活問題、また、念願の本市における図書館の建設、このような問題に対して、昨日の答弁では中期の計画を立てて、ということでしたが、再度、市長並びに関係方面から、それらに対する基本的な姿勢、積極策を進めるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

さらに第3点目は、51年度当初で各種公共料金の引き上げを行っております。このような市民負担を避けていかななくてはならないと考えておりますけれども、その点に関しまして、現在のところでの市当局の考えをお聞きしたいと思います。

以上、3点にわたって御質問を申し上げましたが、明快なる答弁をお願いし、具体的な面あるいは答弁のいかんによっては再質問の権利を留保して、私の質問を終わります。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 助役（坂口礼之助君） それでは、私からお答え申し上げたいと存じます。

51年度当面の大幅な赤字の解消をどうするかにつきましては、昨日も横田議員さんの御質問にお答えしてまいりましたが、総括的に申し上げますと、現在の予算の収支の均衡を保持していくためには、歳入の増を図り、歳出を縮めていく以外に道はないんでありますけれども、御承知のとおり、かなり窮迫した財政運営を続けておるといことは事実でございます。本年度単年度だけでも、このままの状態を推移いたしますと、10億になんなんとする赤字が出るわけでして、この赤字を歳入増を図り、歳出を引き締めながら収支の均衡を保持することは大変な仕事でございます。歳入面においても、細かく一つ一つチェックしながら増収を図っていくという、徹底した増収政策をとらざるを得ないと存じております。昨日も御答弁申し上げましたように、現在、予算化されている市税の総額を確保することはもちろんのこと、さらに増収を図っていくためには、細かく1つ1つ問題をチェックしてまいりたいと存じておるわけでございます。当然、徴収率の向上、これは現在、納税課の担当職員が懸命になって徴収率の向上に努力してもらっておりますし、他に市民税課あるいは資産税課等は、いわゆる課税漏れの捕そくという面に全力を挙げて御努力を願っていただいております。これによりまして、現在の予算に計上されておる税収よりも約4千万円の増収の見込を持っておるわけでございます。

さらに、大阪府あるいは国の補助金等につきましては、いわゆる弾力性のある補助金と申しますか、一定の率等によって確定されておるものにつきましては、補助金の増を図ることは大変むずかしゅうございますが、ある程度弾力性を持つと思われる補助金、たとえば大阪府の市町村振興補助金等につきましては確保に努力していく。また、過年度事業を対象として交付され

る近畿圏のかさ上げ補助金等についても、積極的にその増収を図るように働きかけてまいりたい。

なお、当然。例年のことながら、地方交付税の特別交付税についても、あらゆる点から現在、増額の陳情、そのことのために必要な資料等を整えて、府なり自治省に働きかけておるといふ実情でございます。

こういうような関係部局との交渉なり陳情等による増収を図ってまいりますとともに、昨日も申し上げましたように、51年度当初予算の歳入の中には、開発事業収入として6億2千万円見込んでございますが、これの確保を図ることが一番大きな課題でございまして、これらの収入の確保を図りまして、現行の計上されております歳入を上回る増収を図る努力をするということがまず第一であります。

歳出面に至りましては、非常に事細かいことでございますけれども、物件費あるいは補助費等につきまして、現在、財政当局では現行予算の詳細にわたってチェックを行い、物件費につきましては、総括的に10%近い節減を図ってもらうよう、各課との調整を行ってございます。さらに、事業費等につきましても厳しく内容を再点検していただきまして、いわゆる不要不急の事業につきましては次年度に見送っていくということも御努力願っておるような次第でございます。

こういうことを中心といたしまして、51年度の赤字を何とか解消してまいりたいと考えております。当面の目標は、前年度から繰り越されている約3億に近い赤字を今年度で解消することはとてもできる見込みはございません。少なくとも、51年度単年度の収支の均衡を図ることを目標として精力的に努力をしましておる次第でございます。

このような赤字に転落いたしました原因等についてはどうかという御指摘でございますけれども、まず、一番先に考えられますことは、再三、今議会でも議論になっておりますように、経常収支比率が100%を上回ってきておるといふことでございます。言いかえましたならば、経常的な収入で経常的な支出を賄うことができないという、非常に憂慮すべき状態になってまいっております。これはどのようなことが原因かと申しますと、申すまでもなく、過去の高度成長の時代と打って変わり、税収入の伸びがほとんどなく、横ばいもしくは低下しつつあるという状態でございます。それに引きかえまして、いわゆる人件費あるいは公債費、扶助費等義務的な経費が年々増高してまいっております。このことは議員さん方もすでに御承知のとおりでございます。非常に財政硬直化が顕著にあらわれてまいっております。いかなる事情があろうと、この経常収支比率の改善を重点的にやってまいらなければならない。そのことのためにあらゆる角度から現在、市が行っております行財政全般の精査検討を進めておるわけでございまして、そうしたことが一番大きな赤字の原因ではないかと理解いたしておる次第でござい

ざいます。

そうした中で、いかにして市民要求にこたえていくかということ、これは本議会を通じましても幼児教育の関係とか、身近な例では、図書館の建設等をめぐりまして議員さん方から強い要請もございます。われわれも経常収支比率が100%をオーバーする中で、事業費に振り充てる一般財源の捻出には大変苦慮しているわけでございましてけれども、52年度の予算編成の段階でも図書館の建設等、いわゆる市民が要求されているもろもろの事業につきまして厳しく選別しながら、緊急の度合いあるいは市民要望の強い度合いを十分参酌しながら予算化に積極的に取り組んでいきたいと考えておるわけでございまして。いずれ来年3月の当初予算議会において、当初予算段階では、それらのものにつきましてもできるだけ意欲的に事業費の計上を行っていききたいと考えておるわけでございまして。

それと関連いたしまして、公共料金引き上げに対する考え方でございましてけれども、現在、財政健全化委員会の中にいろいろこうした、いわゆる受益者負担的な性格のもの、市民負担というものをどのような角度で、どのようなサイドで御負担を願うかということにつきまして各点検し、検討してございまして。

御承知のように、昨年度の当初予算議会におきましては、大幅に各種公共料金の引き上げを御無理申し上げておりますので、手数料、使用料等軒並み来年度引き上げていくということではあるべきものではないという理解を持っておるわけなんですけれども、個々の内容につきましては、その施策を遂行するために必要としている諸経費等、それらのものと受益の度合い等も十分精査検討し、最終的な考え方をまとめてまいりたいと存じておりますが、総体的には、昨年度と同様に軒並みに引き上げるということについては現在、考慮はしておりません。細かく点検した上でないと、そういうところまでの詰めはまだできておりませんので、総論としては、全体的な引き上げ方向には持って行かないという考え方でございまして。

以上、要点だけ申し上げます。

○ 2番(天堀博君) ただいまの御答弁で私はまず、最後の分からちょっと確認させていただきたい。

軒並み公共料金の引き上げはしないということ、この点についてはいま、精査検討中ということではあるけれども、非常に都合のいい答弁だと思うんです。事によれば値上げもやりますよ、ということだろうと思うんです。これは後で具体的な質問をいたしますが、このように非常に生活そのものがやりにくい状態になっているときに、公共料金引き上げはできるだけ避けていくことが必要じゃなからうかと思っておりますので、その点は十分心得ていただきたいとまず要望しておきます。

最初に戻りますが、この赤字13億円をどのように解消していくか、この対策について昨日

に引き続いて御答弁を願ったわけですが、開発事業の収入というのは、いわゆる府の住宅供給公社関係の件でしょうか。確認だけで結構です。

○ 助役（坂口礼之助君） それも含めてのことでございます。他にも開発指導要綱に基づきます収入の分もでございます。

○ 2番（天堀博君） 主にはそういうこと、大きいですからね。

○ 助役（坂口礼之助君） そうです。

○ 2番（天堀博君） それから、「入るを図って出るを制す」ということで、昨日も市長から御答弁がありました。出る方で物件費の10%の減を図る、あるいは事業費の再検討と言われましたが、この前の議員総会でいわゆる人件費の今後の補正見込額が5億1千万円あるということでしたが、この中には、人勤の4月にさかのぼっての分も含んでというお話だったと思うんです。この点でちょっと聞いておきたいのは、人勤を実施すると、5億1千万円のうちどれぐらいの額を要するのか。それとあわせて、これは話が出ませんでした。4月にさかのぼってやることで取り組んでおられるのかどうか、その点をちょっとお聞きしたい。

○ 助役（坂口礼之助君） お答えいたします。

5億余の人件費見込みの中には、人勤を4月にさかのぼって完全に実施した場合に必要な経費すべてを包含してございます。約2億4千万円程度だと存じております。現在、人勤実施の取り扱いにつきましては、市職員組合ともいろいろと交渉を重ねておりますし、現時点では、まだ最終的な結論を得るに至ってございません。

○ 2番（天堀博君） それは、そのぐらいで結構だと思います。

赤字の解消につきましては、ひとつ大いに努力していただきたいと思うんですが、赤字の主な原因につきましては、経常収支比率が100%を上回ってきていると言われております。特に人件費、公債費、扶助費等、私は特に公債費率が非常に高まってきているという点が本市では問題じゃなからうかと考えるわけです。今年度の見込み額が195億8千余万円ということでございますけれども、50年度は決算書に出ておるとおりだと見て163億9,900余万円、差し引きいたしますと31億8,600余万円が今年度単年度における新規起債というか、さらに、償還金額が4億1,700余万円出てますから、これを合計いたしますと、今年度単年度の新規の起債が約36億円となる。この点はそういうことですね。ところが当初で14億余、それから6月補正で1億余、さらに、今回提案されている12月議会の補正では11億8千万円ほどの起債ということで、合計すると27億936万4,000円ですか、いろいろ予算書、その他の合計ではこうなるわけです。36億の見込みから27億引くと約9億不足と合わんようになってくるが、これは私どもの調査では、明許繰越の起債約9億ということで確認させていただいてよろしゅうございますか。

- 議長（坂上国治君） 財政課長。
- 財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。

この間12月8日にお示しいたしました資料の3ページに記載いたしておりますように、第3回定例会までに議決いただいた市債の合計が15億2,930万6千円、その上に今回12月で補正議決をお願いしておりますのが11億8千万円でございます。さらに、その上にいま、議員さんがおっしゃっておられました前年度からの継続費の事業繰越、さらには、明許繰越の関係8億9534万円の市債が未収入特定財源として繰り越してまいっております。それらを加えますと、12月補正後の予算現額の市債の見込みは36億470万4千円、51年度中に政府もしくはその他の金融機関から借り入れを行うという数値でございます。

以上でございます。

- 2番（天堀博君） 起債総額の見込みが195億8,672万7千円、このうち百億余が同和関係の起債である。これは前回の10月定例会の折、私どもの直村議員が184億のうち一般で98億、同和関係の関連起債が86億あるという御答弁を願っておりますので、その点からも、それ以後の部分进行細かく分析してはじき出すと、100億余というのが同和起債と見込まれます。

われわれの調査によりますと、今年度だけの36億のうちで当初9億3,500万円余、6月補正で2,800万円余、12月補正で2億8,800万円余、合計12億5,200万円というのが同和関係の起債になるんじゃないだろうか。さらに、先ほど出された明許繰越分、これはいわゆる解放センターの4億7,400万円、改良住宅1億6,800万円、その他の分も加えて約9億に近い。だから、前年度よりの繰り越し分のほとんどが同和関連の起債であると見ているわけなんですけど、その分を合計すると21億5,000万円だと踏んでるが、その点はまあかなとところで結構ですが、大体間違いないかどうか、確認をしておきたい。

- 財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。
現在、そういった細かな分析等は、まだ財政当局では行ってございません。財源獲得の面から申し上げて、大体近い額になるということがお答えできる、その程度でございます。
- 2番（天堀博君） 大体、そういうところだということは間違いないということですか。これはわれわれもうそでためじゃなく、当初予算の各項目について調べて合わしたらそのぐらいいなるんで、前回の同対部の方の答弁では、必ずしもそのすべてがそうじゃないんだという話でしたが、少なくとも、同和関連として、たとえば富秋中学校でも一般の方も来られるが、同和関連としてやられた学校なので、そういう形として出てくる。大体、その額に間違いないという御答弁だったわけですが、

そうしますと、約36億の単年度の起債見込みから21億5千万円を引きますと約14億5

千万円、これがいわゆる一般の起債となるわけです。そうすると4対6の割合です。

私はなぜ前段でその点での確認をもらっているのか、あるいは細かい数字を挙げて言うのかと言いますと、先ほどの御説明で公債比率が非常に高まってきているということは、50年度から起債が大きくふくれ上がっているところに問題があると思うわけです。これを極力抑えていかなければならないので、その中身の問題についても確認を願っているわけなんです。

そこで起債、特に同和関連起債ですが、先日、市長は答弁の中で、あるいは議員総会の際にもお答えをいただいていますように、全国市長会にも働きかけて云々と話され、国からもろってくるんやという気構えで運動していただいている。ところが、現実には今年度の償還金額が4億1793万6千円ですか、いわゆる10条規定で国から救済されて算入されたのが2,550万円程度そういうことですか財政課長、間違いありませんか。

- 財政課長（麻生和義君） 10条規定の関係で普通交付税に算入される公債費の需要額が、2,550万円でございます。
- 2番（天堀博君） それ以外に、何かの関係で償還金に対する救済はありますか。
- 財政課長（麻生和義君） お答え申し上げます。

議員さんがすでに御承知のとおりでございますが、普通地方交付税とは、国税三税の32%総額の94%が交付され、先ほど申し上げました10条規定の算入分が入ってまいります。さらに6%分、これは御承知の特別交付税として、毎年、市町村地方公共団体の特別な財政事情等を勘案されて交付されてまいるものがございます。先ほど助役さんから交付税増額等の答弁もございましたが、かなり詳細、膨大な資料を添付して政府に交付方を申請するわけですが、当然その中には、同和对策事業並びに経常経費、公債費の関係も含めて特交の対象にさせていただくように申請をし、陳情しておるところでございます。毎年、額の決定はございますが、その額の内容については、国においては一切公表しないということで、何で幾ら特別交付税に算入されて私どもの市へ交付されたかどうかは明らかにされないということでございます。そういう経費も特交の対象として申請いたしております。

- 2番（天堀博君） それは結構です。きちんとした形で入ってきたのが2,550万円余ということなんですね。これはいわゆる4億1,793万6千円に対しては0.06%、1割にも満たない金額なんですね。来年度52年度の元金償還の見込み、利息の見込みは出せますか。出せなかったら、大体、私の方で見ますのは、51年度とほぼ同額あるいはそれをちょっと上回る程度、というのは5年据え置き分もあり、また、当時はそれほど大幅な起債がなかったということも見込んでまして、大幅に償還していかないかんのは5年ぐらいから、助役さん、そういうことですか。
- 助役（坂口礼之助君） 年々ふえてまいっております。5年据え置き以後償還というものが

ございますし、5年前からのものもございますから、来年度の予定では、現在の見込みで約4千6百万円です。

- 2番(天堀博君) 元の償還の額は。
- 助役(坂口礼之助君) それはちょっと出てございません。10条規定に係る分が約4,630万円程度算入される見込みでございます。
- 2番(天堀博君) これはいわゆる償還金が何ぼであるとして、その分に対して。
- 助役(坂口礼之助君) そうでございます。
- 2番(天堀博君) その元の部分は、大体で結構です。
- 財務部長(宇沢清君) 一応、概算でございますが、52年度におきましては、10条規定に係る分は約4千6百万円と推定されます。元利償還金は約17億8,千6百万円と予想されます。
- 2番(天堀博君) ことしの比率からして利息が12億か13億、返すのが5億余、全部で15億ぐらいですからね。
- 財政課長(麻生和義君) 現在、財政当局では、低金利の政府資金を優先的につけていただけるように大阪府並びに政府へはお願いしておりますが、御承知のように、昭和51年度の地方債計画と申しますのは、地方債総額の2分の1がいわゆる政府の運用部資金、あとの2分の1、約2兆円は、政府資金が不足するので民間資金の充当ということが先般の地方財政計画で示されております。本市は財政実態からして縁故資金は要らない。政府資金をいただきたいということで陳情しておりますが、現在、流動的でございます。財政課では全額政府資金が充当される、まあ、全額とまではいきませんが、それに近い額が確保できるという見通しのもとに一定の試算をしております。それが財務部長から申し上げました償還の元金及び利子等すべてを加えた総額の見込みでございます。
- 2番(天堀博君) それで、いわゆる10条規定で算入されてくる4,630万円は決まっているんですか、見込みですか。
- 財政課長(麻生和義君) そうです。
- 2番(天堀博君) 市長が言われるのは、さらにこれをよけいにもらえるよう。特交に入れてもらうようにということですね。大体大幅に返していかないかんのは55年度ぐらいですか。50年度でえらい借りてまっしゃろ。政府資金とか、ややこしい話は別にして、大まかによけい返さないかんのは。
- 助役(坂口礼之助君) お答えいたします。
大体、52、53年度につきましては漸増というぐらいの程度で、1億か2億ふえていく。54年度になると約3億ぐらいふえるという状態でございます。それ以上の試算はまだしてご

ざいませぬ。

それから、先ほどの答弁の中で17億近い元利償還金があると申し上げましたのは、これは同和分だけでなく、一般の費用も含めた金額でございますので、誤解があつてはいけませんので、その点補足させていただきます。

○ 2番(天堀博君) ことしの分もそうですか。

○ 助役(坂口礼之助君) そうです。

○ 2番(天堀博君) いろいろ状況をお聞きしてるわけですが、さらにもう1点聞いておきたいのは、うちの直村議員が先日の議員総会で質問しましたが、議員総会だから詳しいことは答えられないと逃げられた分として、同和関係の人件費に対する補助、これが出てるのか、出てるのか、本会議でするので、その点を答えていただきたい。出てるなら、比率なり、金額的にどのくらい出てるかということ。細かい数字がわからなければ後で資料としていただければ結構です。しかし、出てるか、出ないかはお答え願いたい。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 私の方で具体的な資料は持ってありませんけれども、せんでって10月の定例会で申し上げましたことについて補足させていただきたいと思ひます。

現在の一般対策事業の総括の中で、部落の完全解放につながる事業を同和対策事業と言ひ、それに要する必要な経費を同和予算と定義づけております。国、府はあくまでもかさ上げ部分しか同和予算という規定の中でやっておりません。その点誤解のないようにお願ひいたします。

同和関係人件費ですが、そういう関係で網羅した同和関係人件費は計算できますが、たとえば個々の一般対策のかさ上げ分としての同和対策関係では出てる分もあるということとは言えますが、具体的な資料は持ってございません。

○ 2番(天堀博君) いまの答弁によりますと、部落の完全解放という上に立ってということと、それから認めてくれへんようなものもあるんやということですね。それは計算できるということですので、ひとつ計算してほしい。そして、何んぼ出てるんかをね。これだけは部落の完全解放ということでやってるが、そのうちで何ぼ認めてくれるというやつは計算できると思ひます。額は、細かい資料がないということですが、出てることは間違いないということですか。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 私の方からお答えするのは筋違いかもわかりませんが、人件費について、同和対策分でこれこれだということは予算上出てくるわけでございます。それはものによっては出てる分もあるわけです。ただ大阪府なり国の施策上の同和予算の位置づけはかさ上げ部分という位置づけをしておりますので、わが方で言う人件費に相当する分が、必ずしも全部は出ないと申し上げたんです。

○ 2番(天堀博君) それは結構だと言ひんです。それならそれで、いわゆるかさ上げ分云々という話ですが、その分で何ぼ出てるかを聞ひてる。解放の理念に基づいて、どの程度までう

ちでは部落の完全解放になるのかということ、府や国でこれを認めるか、認めないかは聞いてない。出てるんか、出てないんか。出てるんやったら何ぼ出てるんか聞いてる。助役、どうですか、その辺の資料を出してもらえますか。

○ 助役(坂口礼之助君) 具体的な資料は、ちょっと私の手元でも持ってございせんけれども、たとえば隣保館の職員に対しては、国、府ともに人件費補助に出でございませう。保育所等についても、いわゆる同和加配と申しまして保母さんの数が多いございませう。このようなものに対して、府からの補助金等も出でるといふ実態がございませう。詳細なことはちょっと分析したものを持っておりませうので、いずれまた現課で調査させたいと思ひます。

○ 2番(天堀博君) うちでも予算書、その他で調べればある程度わかりますが、何で何ぼ出てるかというものを資料にしてまとめてほしい。それから、和泉市としては、それに対してどれぐらいの分が人件費としてかかっているかということも出してほしいと思ひます。それらの点の資料を要求しておきます。

そこで、市長とわれわれとの間には、部落解放とか、あるいは同和対策についての基本的な考えの違いがあるのははっきりしてゐる。われわれは窓口一本化を外せと言つてゐるが、なかなかそういうわけにもいかんのか外してませう。市長は、市長なりの考えでやっておられるのでしようが、それがいいか、悪いかは別として、いろいろ聞くと、10条規定を適用して入ってくる金は非常に少ない。来年度も4,600万が算入される見込みというが、実際には、今年度単年度だけでも4分6の割合で同和関連事業の方が大きくなつてゐる。このまま進めていつたら、この間の議員総会の話では、再建団体に入つてしまつても、災害と同和には起債が認められるんだという話、そういうことでどんどんやつていきますと、それこそ大変なことになつてくつてゐると思ひます。そういう点では、立場や見解の違いはあつても同じことだと思ひます。現実にはいろんな運動をされる、国に対する働きかけは大いにやつていただかなければいかんと思ひますが、摂津訴訟の状況も昨日、横田議員さんから話が出ましたが、非常に厳しい状況です。現下の国の財政に問題点はありますが、財政の困難はそれなりにあると思ひます。そういう状況下で今後、こういうものがどんどん大幅にふえていくが、10条規定の拡大がどう見込めるかどうか、恐らくそれほど見込めないと思ひます。どの程度まで見込めるかわかりませうがいまのところ、いつからというめどがつかない。しかも、54年度あたりから大変な額の返済をしていかなければならぬ。そんなことが目の前へ来てるのに、片方では、まだこれ以上起債をふやしていく、特に同和関連の起債をね、われわれに言わせれば、基本的な問題としてバランスそのものも非常に狂つてくる。こんな状況やつたらあかんぢやないかと思ひます。その点歯どめをかけるとか、見直しをするとか、手控えるとか、そういう気があるんかどうか、めどがつくまでね。その点市長から答えてほしい。直村議員の質問に対して、何か漠然とし

た答えにしかなくなってませんのでね。

- 市長（池田忠雄君）お答え申し上げたいと存じます。

御指摘のとおり、助役の答弁で御理解いただいとおり、非常に和泉市の財政は厳しゅうございます。その中で公債比率の高まる時、この20年間、和泉市がここまでかけ足でまいりました。財政基盤脆弱で借金行政をここまで泳いできたそのどん詰まりがいま来てるのが実態でございます。

こういう厳しい情勢の中、いろいろ御指摘いただいておりますが、これはこれで事実でございます。この中に立って、どう和泉市の財政を健全化していくかは、非常に大きな責務と対策を立てなければならない時点にきているわけでございます。51年度から52年度にかけてのことは、昨日から今日にかけていろいろ御答弁したとおりでございます。公債比率の高まる中、確かに同対審の精神を受け、同和対策特別措置法の精神を受け、和泉市の中に人権尊重、差別があってはならない。こういう立場に立って、本当に皆が差別のない、民主的な世の中をつくるための国と地方自治体の責務の中で同和行政をやっていることは、議員さん御承知のとおりでございます。

特別措置法があと2年余しかないというのも事実でございます。この中で実態的差別、心理的差別的解消に向かって国の法律の命ずるところ、今後の事業も進めていかなければならない立場もでございます。

それとともに、和泉市の財政窮迫の中でどうしていくかの打開策については苦慮するところでございますが、国相手の折衝は非常に厳しいものがあるのは私も承知しております。ただし、国が同和対策特別措置法をつくり、国と地方自治体の責務で10年間で実態的差別をなくせということで、いま全国の自治体、特に和泉市も動いてきたわけでございますが、あと2年間でどうするか、財政難とのバランスのとおり方あるいは起過負担の問題、起債に対する特別措置法の6条、7条、10条の基準の甘さ、これらが非常にいま問題になっているわけでございまして、私は国相手に陳情する場合、1市だけの力では弱うございます。この意味で大阪府市長会、近畿市長会、全国市長会の決議の取りつけをさせていただき、それから国に向けて厳しい交渉ではございますが、国の責務を問うていく段階がきていと存じております。見通しは厳しゅうございますが、全国の自治体と手を携えて、その中核になって公債比率を薄め、交付税に算定させていく努力だけは必ずやり抜き何とかのめどをつけていきたい、この決意で臨んでいきたいと存じておるわけでございます。

御指摘どおり、あと2年ある中で和泉市の財政実態はお見かけどおりでございます。この中で同和対策事業も法の命ずるあと2年でやっていき、そして、和泉市の財政をどうしていくかの課題につきましては、私は挙げてみずからいろいろと精査はいたしますが、その責務を国に

問うていく態度を終始一貫、持たなければならない時期にきてるのではないかと存じております。御理解と御協力をいただきたいと思ひます。

- 2番(天堀博君) これは同じことを何度も答弁を願つてるように思ふんですよ。いまの答弁は前にも聞いてます。そのことの上に立って現状、先ほどから細かいことも聞いたのは、非常に厳しいんじゃないかということをはっきりと明かにしてきたつもりなんです。そのためかなりの時間を費して質問をさせていただきました。

それなら、その厳しい状況の中、国からもろうてくるんや、もろうてくるんや、国の責任や、そこまで言うんなら、国に皆事業をやらせてもろうたらええ。和泉市はこれ以上やったら死んでしまう。そんなわけにいかんというわけでしょう。実際、国からもろうてくるんや、もしんどの状況ですから、そのめどがつくまで手控えるか、見直しするか、歯どめをかけるか、何かの措置をとるのかどうかと聞いている。長い答弁はこの間からずっと聞いてます。精査検討といっても、その結果あかんけどもやるのか、あかんときはちょっとしんぼうしてもらうのか、いろんなことで抑えていく方向を打ち出していくのか、われわれとしたり生ぬるんやと思ひますが、市長の立場からもその程度のことぐらいはしていくのか、その点を聞いてるんですが、それはどないですか。長い答弁は耳にたこができるほど聞いてます。しんどののはわかっていますからね。その中で精査検討して抑えていくという意味やったら結構です。聞いている意味はわかりませんか。議長、ちょっと時間延びますが、いわゆる市長の言わんとしていることはわかりますよ、一生懸命やってください。しかし、現実には非常に厳しいとおっしゃる。精査検討しても、国に言うてもなかなか救済規定の拡大もしてくれへん、大変やという現状でしょう。なかなかしてくれへんとなった場合、見直したり削減、手控えたりしていくのかと聞いている。

- 市長(池田忠雄君) 先ほど御答弁したとおりでございまして、いわゆる天堀議員さんの御質問は、これからの努力とか、いろんなことを抜きにしての突き詰めたものがあるかと思ひます。その中でいま返事をせよとおっしゃられても、現下の厳しい状態につきましては、われわれ理事者一同、肝に銘じております。だから、今後努力させていただくということですので、それはしてもあかんやろうが、どうするんやという御質問についてはお答えいたしかねる。このように存じます。この厳しい実態を何とか切り抜けていかなければならない。特別措置法があつて2年あるので、その辺で何とかの努力ということでわれわれもがんばってまいりたいと思ひます。

- 2番(天堀博君) 特別措置法があつて2年あるけど、かなり以前からやってきたわけでしょう。それのとどのつまりが大変なところに来て、国からの償還金に対する補助も非常に少ない現状でしょう。さらに、摂津訴訟とか見ても非常に厳しいのが現状です。そのときに2、3年先になってみなければわからないということでは困る。国が大幅に補助を拡大してくれへんし、

あと2年はともしんどいから、規模、中身、その他にしても見直し、手直し等をやっていく
気があるのかと聞いている。そのときになってみなければわからんというんやったら答弁にならん
と思います。一生懸命努力してくれてるのはわかる。今後してもらわないかんし、すると言
っておられますが、そのときになってあかん場合はどないするんや、その点も答えられないん
やったらしょうがない。それでも一生懸命やるんか、手直しするんか、はっきりした答えが
いただけるんやったら言うてください。

泉大津、岸和田、高石、忠岡も含めて和泉市だけ、堺はありますが、全体の規模が大きいか
ら非常に和泉市の負担が大きくなってます。これをはっきりさせないと、図書館も来年度は努
力すると言ってますが、また財源がないとかでしんどくなる。一般行政に負担をかけてる現状
ですから、国に対してやってもらうのは結構ですが、あかんときはどうするかです。

もう一点は市同促ですが、議員総会でしたので本会議で確認をしていただきたいのは、3月
までにやりますということでしょう。もう一度本会議場ではっきり確認してほしいように思
います。その2点だけ答えてもろたら終わります。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

第1点につきましては、先ほどからお答えしたとおりでございます。国、府に向けての姿
勢の中で何とかの解決を図ってまいりたい。かように存じておりますので、ひとつ御理解と御
協力をお願いいたしたいと存じます。

第2点につきましては過般来、私も御答弁申し上げ、議員さん方からも御要望いただいてお
ります同和対策の和泉市の促進協議会、市同促の問題であろうかと思えます。これにつつま
しては、何とか同和行政の市民合意の場をつくるべく努力しておりまして、過般の議員総会でも
申し上げましたとおり、何とか3月を目途に市同促の設置について関係機関とも十分御協議申
し上げ、実現方に努めてまいりたい、このように存じておりますので、よろしく御協力いた
だきたいと思えます。

○ 2番（天堀博君） 3月までにやる。

○ 市長（池田忠雄君） 3月を目途にがんばってまいりたいと思えます。

○ 2番（天堀博君） 私はこれ以上言っても平行線になりますので質問を終わりますが、いま
の答弁を聞きましても、はっきりしたところがなかなかきちんといかないと思う。目途とか、
一生懸命やってるといふ答弁だけで、そんなら、このようなときはどないするという質問の答
えがない。これでは市財政の再建といっても、市長初め理事者の姿勢ではちょっとむずかしい
のではないか。市民の立場に立ってるかどうか問題があると思えます。

いまの財政悪化の最大の原因は公債比率の高まり、その中で同和関連起債を解消していこう
とするのではなく、まだ、これからふえていく。特別措置法があと2年あるのでとんとんやる

という姿勢です。それに対しては、救済規定の拡大、適用がされへん場合についてもどないするんやと言っても答えないわけですから、12万市民合意どころか、一部特定団体の言いなりやと言われてもしょうがないんじゃないかと思います。その点では、はっきり議会の中できちんと答弁をしてほしかったと思います。

さらに、市同促についても、これは目途にということでずっと延びて、いつになったらするんやと議員総会でも話が出ました。あのときはかなりええとこまできたと思うが、いま聞けば非常にぼやけてると思います。目途というよりも、絶対3月という確約をしてほしいと思います。答弁は要りません。

今後、予算の編成に当たっての細かな要望は、われわれとしてもいろいろまとめてお出しいたしますので、先ほど直村議員の話やないが、きちんと読んでもらっていただきたい。そうでないと、何のためにわれわれが一生懸命にやってるのかわからないので、その点はきちんとしてほしいと思います。

そうして、不要不急部門については削減もし、減額もし、見直しも図っていくべきであろうと思います。ぜひ12万市民の要求、要望に真にこたえられるような、公正で民主的な市政を確立するように意見も申し上げますので、卒直に聞いていただいて今後の市政の執行に当たっていただきたいと申し上げて私の質問は終わります。



○ 議長（坂上国治君） 次に20番、田中包治君。

○ 20番（田中包治君） 教育行政と泉北水道企業団の二つを通告いたしましたけれども、泉北水道企業団の問題については、今後の推移を見るということで一応取り下げまして、教育行政について一般質問をいたしたいと思います。昨日来、教育行政については6名の人たちが質問されましたが、できるだけ重複しないような方向で質問したいと思います。

まず、第一点に幼児教育の問題ですが、普通、一般家庭の親といたしまして、2、3年ぐらいいは何とか団体生活をさせてやりたいという幼児教育が望まれてると思うわけです。ところが幼稚園の問題につきまして、教育委員会がいつも一校区一幼稚園と言っておりますけれども、幼稚園というものは補助金も少ないし、金もかかる。こういう中で、果たして実現可能かどうか、ここらを私たちが一番心配するところでございます。

そして、これに関連して保育所があると思う。昔は、保育所といえば幼稚園のかわりをするものだという考え方で、各町村では教育委員会が所管して保育所を経営してきたと思う。そういう中で現在、南松尾とか北池田、北松尾等々の保育所においては、4歳ないし5歳児の保育しかできていない。これが実態なんです。ところが、新しくできた団地の保育園、緑ヶ丘もそうですが、これが零歳保育からやってる。そうすると、団地の4歳、5歳児が保育園は行けないわ、幼稚園も行けないという実態があらわれてくるのではないだろうか。

もちろん、保育所と幼稚園、これは境界がないわけです。だから、緑ヶ丘の保育園には方々から共かせぎが車で送り込んでくる。そうすると、地元の子供が全然入れないという実態ではなからうかと考えております。だから、この幼稚園問題をどうしようとするのか、これが第一点。

もう一つは、私立幼稚園についてですが、だれかの質問で黒字だと言ってる。この黒字である幼稚園に昨年、補助を増額したのはどうしてか。私たちはどこでどういうふうになったのかわかりませんが、どういう方向で、どういうところで審議されたのか、この点お尋ねいたします。

市長に聞きたいのですが、市民が念願する就学前2、3年、団体生活に慣れさせるための問題です。ただ主人だけ働いておったら、子供は保育所も幼稚園も行かれない現実をどう理解し、総合的にどう解決しようとしているのか。その点についてまずお聞きしたいと思います。

第二に、広報の市民課題についてですが、「広報いずみ」に「部落の歩み」が出てますが、この中では、私たちの同和行政に対する考え方と恐らく違うのではなからうかという疑惑を持ってるわけです。私はこう考えてます。徂存知のとおり、昭和40年の時点で同対審答申が国会に出されました。その中で書かれてることは、同和の人々が物心両面にわたって差別を受けており、この差別をなくそうとしても、社会の壁が厚いんだ。それで直すことができないが、直さなければならぬ。それを直すのが同和行政だという。

しからば、どういふふうによつていくのかとなると、あくまでも、日本国憲法に基づいて国及び地方自治体の責務として同和行政を推進していくんだとなっている。そして、それを推進するために昭和43年、同和对策特別措置法ができたんです。これがいわゆる前期5カ年、後期5カ年の10カ年において達成するんだ。したがって、同和行政は特殊行政でもなければ、特別行政でもないことははっきりしております。

これを踏まえて、市民の課題というものに目を向けてみたいと思う。恐らく教育委員会ですら心理的な問題でなからうかと思ひます。その中で私たちが一番問題にしたいのは、部落の歴史が言われておりますが、私たち日本の国が過去、階級的な断層において皇族、華族、士族、士農工商とお互いに弾圧され、われわれ祖先である農民は、道端で切られても切り捨て御免という実態だったんです。これはわかるのです。

ところが、これだけにこだわって、その心理的な問題は食走ってということですが、昔のいわゆる幸地区の問題は全然いまだにやめてない。そしてやめてるのは、いや公民館だ、体育館だ、隣保館だということである。本当の問題である心の支え、結婚の差別とかの問題をしようとしなない。ただ、歴史だけを書いている。

もう一つの問題は、平等教育という京都方式です。市民課題の中で、いわゆるいろいろと環境整備の関係上、平均したレベルを上げることが教育の基本方針だとしている。恐らく出ておつた与真の子は特殊学級の生徒じゃなからうかと思ひますが、そういうことが言われている。

そうなつてくると、ここで私は教育行政の根本原因が二つあると思ふ。一つは、一般学校においてはスパルタ教育、偏差値教育をやつてる。私たちは現実にこういうことを目の前に見てるわけですが、5月か6月ごろだったと思ふが、親が学校の先生に「鳳高校に入りたい」と言つた。そしたら先生はどう言つたか、「君はだめですよ」と。まあ、それはそれでええとして、子供に希望を与える教育をしない。勝手にやれ、偏差値制だからだめだということ。そういう学校へ行きなれば、家庭教師を置いたり、勝手に勉強して試験にええ点を取りなさいということ。そういう話をしているとところに子供が帰つて来た。そして子供に「頭髪が伸びてるから散髪に行きなさい」と言つた。ごたごたしてる間に友達が遊びに来た。「いまから散髪に行くんだ」と言つたら、友達がどう言つたか、「お前は散髪に行くといつてうちで勉強するんやろ」と。2人が大げんかになつて親が仲に入った。「絶対勉強させないからここで待つてなさい」というのが現実です。

こういう偏差値教育、スパルタ教育をやり、片方では京都方式をやつてる。こういう教育の仕方は、和泉市政の中で二つの考え方教育をやつてるとなると、同和行政は特別行政であるのかとなるわけ。しかし、同対審の中ではそうは書いておらないと思ひます。もちろん、私は社会が悪いと思ひます。学歴偏重の社会だということはわかりますよ。親はいかに苦勞し

でもええ学校に入れたいから金も使う。現在、一般家庭の中でどれほどの金が教育費に使われているのか、もう少し考えてもらいたいと思う。

次に、越境入学でございますが、そういう理念に立てば、同和指定校と一般校との教育の根本的な開きがあるということです。そういう学校にはいやがって行かないのは当然だと思う。同和の人々と一緒だから学校に行くのがいやだということではないと思う。実は、うちの家内が帝塚山なんです。これは同和指定校です。ところが帝塚山中学校においてはやはりスパルタ教育です。偏差値教育であり、天王寺高校へ何人か、四、五十人は入ってると思う。こういう学校の近くなんです。

こういうことを考えるならば、越境入学の原因はどこにあるのかです。あなた方が適正就学審議会というものをつくって十人の職員さんを使っているが、根本的な問題は、二本立ての教育をやっていることです。私が言いたいのは、だれが好んで家族と別居して入学するものですか。要は、一般校と同じような構成の教育でなくてはならないんです。京都のように高校まで並行して、この中学校はこの高校だと全部入れるならば話は別ですが、大阪のやり方は、高校は公立が少ないこともあるが、この地区においては、三国、鳳、泉陽にたくさんの生徒が行くところがええ学校になってる。そういう問題の矛盾を考えて一応の御答弁を願いたい。また、再質問いたします。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 指導部長（乾武俊君） ただいまの田中議員さんの教育行政についての三つの御質問に対しまして、主に指導部関係のことがほとんどでございますので、私の所管する部門について先にお答えいたします。

最初に、幼児教育についてでございますが、議員さん御指摘のとおり、今日、父母の方々が、乳幼児段階の子供さんの保育にかける期待は非常に強いものだと考えております。ただ、まず法制度上のことで幼稚園と保育所との違いを御説明申し上げますと、幼稚園につきましては、御承知の学校教育法に書かれておりますように、幼児に適当な環境を与えてその発達を伸ばしていくということでございまして、「幼児」と書かれてございます。学校教育法の80条では、それは満3歳から就学に至るまでの幼児を収容することができる、こう書かれておるわけでございます。しかしながら、和泉市の市立幼稚園の条例、施行規則におきましては、当面、原則として学齢前1年の幼児を収容、ただし、定員に満たないときは4、5歳児の2年保育も行っている、という現在の条例、規則でございます。恐らく、数年前に出た中教審答申の中で、すべての5歳児を就園させることを第1義の目標としてやっていくんだという趣旨並びに現在の市内の幼稚園の収容能力等を見合わせて現在の措置が行われてると私は解釈してございます。

一方、保育所につきましては、児童福祉法によりまして、日々保育を必要とする乳児または

幼児、こうなっております、乳児は1歳未満、幼児は1歳から学齢に達するまでと理解して
ございます。しかしながら、私たち教育委員会の指導部といたしましては、人間の乳幼児の発
達段階を見まして、乳幼児の各年齢、各段階において本当に必要な保育内容は同一ではないか、
こういう考え方に立ちまして、指導面におきましては市民部保育課と緊密に連携し、就学前教
育の担当指導主事も配置して、幼稚園、保育園の先生方共同の研修の場を用意し、指導して
おる実情でございます。

それから、二番目の広報に連載しております、私が執筆して毎号書いております「部落の歴
史と市民の課題」という掲載原稿でございますが、これについての御指摘がございました。私
の勉強不足と表現のまずき等も手伝って、なかなか思っておることが十分に伝わっていないこ
とを反省するわけでございますが、確かに議員さん御指摘のとおり、この部落差別と申します
のは、もともと封建時代の政治的な意図でつくり出されたものが、明治以後の近代になりまし
てもなおかつ残存しているという問題でございまして、当然、政治が生み出した差別でござい
ますから、行政がこれを解決すべきだと……。

○ 議長（坂上国治君） ちょっと注意しますが、演説じゃないんですから簡単明瞭に答弁しな
さい。

○ 指導部長（乾武俊君） そういう意味合いにおきまして、あくまでも、行政の責任でこれを
解決していかなければならない。そのため御指摘どおり、日本国憲法に基づいて行われること
は論を待ちません。

そしてもう一つ、いまお話の中で出ましたように、同和推進校におきましては、落ちこぼれ
のない教育というか、そういう教育が行われており、また、同和推進校以外においては、むしろ
進学中心の教育が行われていないか、この点について、二つの考え方でやってるんじゃない
かということでございますけれども、落ちこぼれのない教育、一人一人の可能性を大事にして
十分に伸ばしていく教育、私たち市の教育委員会としては、すべての学校、園に対してこの方
針で指導してございます。

一方御指摘のとおり、現在の進学体制の中では、高校進学等非常に複雑な現実の問題がござ
いまして、特に学歴偏重とか、いろいろ教育のひずみが出てきておることは御指摘のとおりだ
と思いますが、私たちは現実に対応しながら子供の進路を保障していくことが、子供の可能性
を伸ばし、差別のない社会をつくる上で必要だということで理念を実現していく。高校進学等
の面についても、いわゆる同和地区を校区に持つ学校においても、同様に現実に対応できる学
力なり指導についても十分に指導しているところでございます。

それから、越境入学についてでございますけれども、先ほど御指摘のありましたように、同
和推進校と一般校との教育の考え方の違いがあるから越境があるのではないかという御指摘の

ように拝聴いたしました。和泉市内の公立校におきましては、どこの学校においても、国の定めました学習指導要領に基づいて教育課程を編成、教育を進めておりますので、学校によって教育の内容が違うということはありません。

ただ、同和地区を持つ学校におきましては、子供たちの基礎学力の充実、進路の保障、生活指導等を含めまして、学級編成とか教職員の定数とかでよりきめ細かな指導をやっておるわけでございます。

なお、各学校におきましては、それぞれの地域課題とも結合して教育の目標を実現しておりますので、そういう点では、特に校区内に同和地区を持つ学校においてはそういう教育課題が出てまいりますので、若干の違いは出てくるかもしれませんが、基本的には同じ教育が実現されておる、こういうふうに御了解賜りたいと思います。非常に要点を得ない、くどくどした御答弁になりましたが、指導部関係以上でございます。

- 20番(田中包治君) いまの答弁を聞きましたらごまかしですね。私たちは保育所と幼稚園、厚生省と文部省の違いはわかっていますよ。しかし、現実に行けない子供をどうするんだと言ってる。私たちはやはり小学校へ入るまでに団体生活をさせなければならないその団体生活の場が、地区によっては行ける、地区によっては行けない、こういう落差をどうふうに考えるんだと言ってる。保育園でも幼稚園でもよろしい。あなた方らがいつでも一校区一幼稚園と言ってるが、これはいつできますね。実際はできないでしょう。保育所だって金がかかる、維持費も要る。同じ行政の中でそういう要望を市として統一しないのか、レベルアップをしないのか。なぜ団地だけ、パッと来たら皆入れてしまうから行くところあれへん。普通の保育所やったら、緑ヶ丘しかありません。定数が120で900、どないしますね。私は現実の問題を言ってる。

それと、答弁がなかったが、私立幼稚園が黒字だと言ってるが、補助を出したときに、どういう機関で、どういう方法で出したかと言ってる。

- 市参与(阪東重信君) お答えしたいと思います。

幼稚園、保育園関係の問題につきましては、保育園の依存度の高い地域、昨日もお答えしたように、中期的な財政健全化計画の中で、全面的に幼稚園、保育園計画等も総合的な立場で再検討したいということで、来年度予算に向けても単年度だけの考え方でなく、今後の長期的な見通しも立てていくよう現在協議中でございますので、その方向でひとつ検討させていただきたいと思っております。

第二点の私立幼稚園の関係でございますが、御承知のように、私立の幼稚園が全国的にも75%という状況の中で公的な役割を果たしております。公立幼稚園の建設も当然急ぐわけですが、これらの公的な役割の中で、格差是正を住民サイドで考えたいということで、格差是正

の目的で補助してるのが実態でございます。

第三点の乾部長からお答えしたように、教育行政の課題という問題についての御質問ですが、偏差値教育とか、高校総合選抜制の問題、中教審答申の問題等いろんな問題につきましては省略させていただきますが、同和行政の中で二分された、考え方を異にした教育は当然避けるべきであり、また、やってないということで御了解賜りたいと思います。

- 20番(田中包治君) 補助の問題、返答しないんですか。なぜ黒字であるのに補助を増額したのか。去年10月でしたか……。
- 市参与(阪東重信君) 決して黒字とか赤字とかの理由で補助的なものはいたしておりません。保護者の負担軽減という形で補助してるのが実態でございます。
- 20番(田中包治君) 問題は、あなたはいつも計画します。ふやしますと言うが、実際できるの。できない間はどうしますねん、そういう断層のある地区をどうするのか。現実に4歳、5歳児の行けない子供をどうするんだと聞ける。
- 市参与(阪東重信君) 現実に積み残された、幼稚園にも保育園にも両方行けない子供は、私どもの市だけでなく全国的な問題でございまして、文部省、厚生省両者の見解にははっきりしてるものがありますが、できるだけ施設を充実する中で、それらの解消に努めていきたいというのが教育委員会の考え方でございます。
- 20番(田中包治君) 誤解したら困りますよ。私は保育所との兼ね合いで言ってる。教育行政がどうだとか言っていない。普通、父兄の希望として、小学校へ入るまでの一年や二年は団体生活に慣れさせて学校の足しにしたいというのが希望なんです。そうすると、北松尾の場合は保育所があるんです。零歳児はやってない、4歳児、5歳児で数が多い。緑ヶ丘は120人の定員で零歳児から全部保育です。その分の生徒が900、900ということは、幼稚園に入る人が120人だということです。片方の北松尾は150定数で800余、地域によってこんなだけ落差があるじゃないかと言ってる。これをどうするのかと言ってるんです。計画なんか聞いたってしょうがない。何月何日に建てますというなら話は別ですが、それまでしんぼうして私立へ行かすかとなるが、これは一体どうなんですか。
- 市参与(阪東重信君) したがってお答えしたように、4歳児、5歳児の実態から計画的な面を考え、徐々に建設に向かって努力していきたいということしかお答えできないんです。一遍にやれば言われることもないのですが、それらの矛盾を解消していくよう努めていきたいと思えます。
- 20番(田中包治君) そうなるとおかしい。北池田保育所は4歳児、5歳児で幼稚園のかわりにやってる、必要ないですよ、はっきり言いましたらね。零歳児からの保育所をつくって分けるなら話は別です。そうすると、緑ヶ丘は900としてもそれが無いわけですが、どう考

えますか。どちらが重要かと聞いている。

- 市参与(阪東重信君) 非常に現実とわれわれの考え方とに差があるのはよくわかります。しかし、現実には幼稚園と保育所の関係に対する文部省と厚生省の見解も出されておりますが、北松尾あるいは南松尾の場合、確かに保育所を幼稚園化していたという経過もありますが、徐々に本来の目的に向かって直す方向で行政が総合的に検討していきたいということで御了解いただきたいと思います。
- 20番(田中包治君) 了解せよとか、せんとか、幼稚園をぼんぼん建てたり、ないところはほってみたり、どういう理由かはっきりしなさい。なぜ建てられなかったか。片方は900で零歳児から、片方は4歳、5歳児をやっている。私も教育委員をしておいたから知ってるが、保育所は教育委員会が所管しておいた。そういう経路で北松尾の保育所も、恐らく北池田も一緒や。その中に幼稚園をつくる。つくったら悪いとは言いませんよ。しかし、片方は本当の零歳児から全部の保育所、共かせぎが中心だと思いますが、そしたら、この地区の子供はどうなるか。どっちが大事か、はっきりしてください。
- 市参与(阪東重信君) どちらも大事なのはよくわかりますが、教育委員会としては、とりあえず5歳児を幼稚園に迎えていこう、5歳児でも保育に欠ける者は保育所でお願いせざるを得ないのですが、できるだけ4歳以下の保育に欠ける幼児を保育所で収容し、幼稚園は5歳児を対象にできるだけ希望に従って公私立でやっていくという考え方で連絡を密にしてきたという状態でございます。
- 20番(田中包治君) 人をだますな、はっきりしてるやないか。片方はない、片方はある。団体生活は、保育所でも幼稚園でも親はかまわない。伝統的に田舎は全部それできた。私たちは保育所だと言ったが、幼稚園の気持で北松尾の保育所をやってきた。わしも教育委員をやってきたのでよく知ってます。そういう保育所があるのに、片方はない。普通の幼稚園的に零歳を外して4歳、5歳を全部してしまうならよろしい。片方はやってるのに、片方はしてない。北池田でも同じやつを建てる、内田部長もおりますが、普通の保育所に切りかえて幼稚園を建てたというんなら理解するが、同じやつをぼんと建てた。片方は建てておらない。こういう現実をどう考えてるか、市長に聞きたい。
- 市参与(阪東重信君) 御指摘のようなことから、本来の保育園に返すべく、北松尾、南松尾、北池田にしても、幼稚園でまず5歳児を収容しようという考え方で徐々に計画を進めておりますので、御了解いただきたいと思います。
- 20番(田中包治君) そんなうそばっかり言うなよ。いま建っている保育所の中で零歳児からやってる保育所があったら報告してください。村当時からある保育園でね。でたらめ言うなよ。変わったところがあったら言うてください。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

田中議員さんのお説は、緑ヶ丘に保育所を建てたが、周辺から零歳児からの保育が殺倒して団地内の乳幼児たちを収容できない、どう対処するんかということだと思います。もともと、幼稚園、保育所という本来の基本的なことはよく御理解いただいております。したがって、かねがね幼稚園建設についても、保育所とのそれらの実態を勘案して、校区によっては幼稚園、保育園いずれも設置してない地域、あるいは保育園だけに頼ってる地域等々の実態を勘案し、その実情にあわせて計画どおりいかないという御叱正もございますが、教育の理想を掲げて幼児教育、集団生活の必要性に対処していきたいと考えます。

- 20番（田中包治君） 議長、時間がたちまして延びるかもしれませんが……、市長、和泉市としてすべての教育行政あるいは保育所、私立保育園を含めた幼児教育をどう考えてるか、この点だけ最後に質問しておきたいと思ひます。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

ただいま所管の教育委員会からいろいろとお答えしておりますが、これは市長としても、教育の重要性、幼児教育の重要性については十分承知しております。ただ、いまの和泉市の幼児教育体制の中でアンバランスがあるという御指摘、現状の窮迫した財政の中でどのように幼児教育を行っていくか、私は教育委員会あるいは市民も含めて相互の連携をよくとり、中期の行財政計画の中で需給のアンバランスの問題あるいは地域格差を含めよく精査する中で計画を樹立、取り組みをするように話をしております。

なお、窮迫した財政で市の負担能力は御案内のとおりであります。したがって、今後の計画行政の中では、和泉市の公立幼稚園あるいは保育所ではどうしても行き届かない面については、やはり幼児教育の重要性からして、私立の幼稚園なり保育所についても十分バランスをとり、考慮していく必要があると思ひます。無責任ということじゃなく、主体性は和泉市が持ちつつも、私立との共存併立をどう考えていくか、創意と工夫を生かして、市としての責任ある計画行政を進める中で補完的に考えるというわけでございまして、幼児教育の重要性を認識する中でも、財政実態の中でもっと計画性をもって進めるということは御指摘のとおりだと思います。そのように話をしておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

- 20番（田中包治君） それから、次の広報の問題ですが、私が言った同対審答申あるいは同和特別措置法の精神が、要約すればあのとおりだと思いますが、あなた方はどう思っていますか。まず、それを聞きましょう。

- 指導部長（乾武俊君） ちょっとお尋ねしますが、あのとおりというのは……。

- 20番（田中包治君） 私は、同和行政は最初は別として、最後の詰めは、日本国憲法に基づき国及び地方自治体の責務である。そして、この同和行政は、特殊行政でもなければ、特別

行政でもないんだ。それに基づいて同和特別措置法が前期、後期の十カ年計画で実施するんだと理解してるんですが、どうですか。

○ 指導部長(乾武俊君) おっしゃってられますように、基本的には答申の中にも書かれているように、決して特別な行政ではなく、一般行政の中で行われるべきものだ。ただ、憲法に保障されておるもろもろの市民的権利が、同和地区の住民においては必ずしも十分保障されてない。それを解決していくという意味において、いわゆる特別措置法等の特別施策が講ぜられておると解釈しております。

○ 20番(田中包治君) そこで、問題になってくると思う。あなた方は、同和行政がややもすれば償いの行政だという考え方を持ってはしないかということです。

それともう一つは、これだけはあなた方、何ほここでしゃべって、「うちは同じ教育をやっています」と言っても違うんです。和泉中学においては三国に何名、石尾中学は何名とちゃんと出してる。あなたがいかに理解しようとも、偏差値教育をやってるんでしょ、同和校以外はね。その点はどうなんですか。

○ 指導部長(乾武俊君) まず、第一点でございますが、いわゆる償いというふうには考えておりません。いつか数年前に、教育委員会で編さんした広報について議員さんから御指摘が出、誤りを訂正したことがございますが、罪滅ぼしとか、償いとは考えておりません。これは基本的に国民全体で解決していくべき国民的課題、同時に行政の責務であると解釈しております。

それから、二番目の問題でございますが、いわゆる偏差値等に基づく能力主義あるいはエリート的な教育でひずみができてくることは、確かに全国的な問題でございます。過日、偏差値テスト等も大きく世論を喚起したわけでありまして。

一方、大きな現実の条件があることは否定できないと思います。しかし、基本的には、教育はそういうものにとらわれるのではなく、個々の子供の持つ能力を十分に伸ばし、そして、社会的に有意義に生きていける子供の発達を保障していくという考え方に立ち、どの学校においてもそういう指導をしております。偏差値等につきましてはいろいろ弊害が出ておりまして、それぞれに応じた指導はしてございますが、議員さんのお言葉ですと、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、同和地区の学校においては、従来、そういう教育はしてこなかったかと言いますと、偏差値テスト等を使って高校進学を目指すジレンマはどの学校にもありました。それらの点を今後乗り越えていく課題として、現実と理念を統一して考えていきたいと思っております。

○ 20番(田中包治君) 同じことばかり繰り返しておかしいが、京都方式をやろうとしても、和泉市が何ほ逆さになってもあかん。社会に迎合しない学校、そこらを考えて、あんたらはレベル教育だと言ってる。いわゆる基本法に言う人間教育だと言ってる。現実にあんたが言

ってるが、その下で働いている先生方は、朝から晩まで子供のテスト、テストばかりです。これが現実なんです。そこらを聞きたいのは、山手中学校から進学率はどのくらいあったか。俗に言う三国なり泉陽、鳳へどのくらいの子供が行ったか。親というのは、子供の将来については盲目です。だから、月に5万円要ろうが、10万円使おうが、アパート借ってでもそういう偏差値教育をやる学校へ行きたがるのは当然です。それを事細かくあなたは違っているかのごとく、同和指定校はこうやってます、特殊学級の生徒と一緒に運動会をやってる。普通の学校はしてませんという。そんな人をごまかすような書き方がありますか。

- 指導部長(乾武俊君) 現実の条件は、和泉市だけでなく全国的に能力主義で行われており、その中でひずみがあるのは私たちも承知しております。すべての学校では、たとえば議員さん御指摘のように、子供を呼んで「君はだめだ、勝手にせよ」という指導は間違っており、一人一人の子供を大事して、十分進路相談に乗るよう指導しております。

現在、養護学級と呼んでますが、そこでは心身に障害を持つ子供さんの学級でどの学校にもございますが、幸小学校の場合には、その養護学級の中におる子供で体が不自由な子供さんが、こういうふうにご子供たち、先生方とともに車いすに乗って体育祭に参加した、一人一人を大事にする教育を幸小学校では実践としてやっていることを御紹介しただけで、これに類するような実践は、他の学校でもそれぞれ行われておるのが実態でございます。

- 20番(田中包治君) だから、事は非常にややこしくなる。政治は現実で理想じゃない。現実に適応しなかったら市民からそっぽを向かれる。それが越境入学です。十人の人々を抱え、年間3千万円の賃金を払って適正審議会をつくってるが、はっきり言って無意味ですよ。私は、問題はそこにあると思う。先ほど帝塚山中学の問題を言ったが、あそこは同和指定校ですが、そんなことはしてません。大阪市が各学校と同じような教育を行いながら、人間教育も当然するでしょう。ところが、やはり社会に迎合する教育で、帝塚山中学へは40名ぐらい転校して行ってる。私、調べたんですが、隣の夕陽ヶ丘、ああいうところへ大半が行ってる。だれもが行きたがるんです。あなたは広報で「うちは平均レベル教育ですから、いやな人はどこかへ行きなさい」と言ってるのと同じです。京都だけは別ですが、だから、京都の生徒の大学進学率は少ない。学歴偏重で流れている社会で、わしとこだけは、と言ったって市民はついて来ませんよ。現実の原因をつくってるのはあなた方でしょう。違うなら違う、そうならそうだと行ってください。

- 指導部長(乾武俊君) 越境入学を生み出しておる原因にはいろいろあると思いますが、一つの原因としては、いままでの教育行政のまずさと言いますか、それに対する新住民の方の批判ということも当然含まれておると自省しております。

- 20番(田中包治君) あんた、それはわしが言うてるんでしょう。偏差値教育で優秀なる

中学にならなったら生徒は来ませんよと言ってる。和泉市では大体、石尾中学と和泉中学が一番いいらしい。だから、和泉中学に集中する。私が言うよりも、入学テストを見たらわかるはずです。来年8月に三国何名、鳳へ何名、泉陽へ何名行く、この人数でええ学校か、悪い学校かわかる。私ははっきり言って、越境入学の原因は、偏差値教育をやらないから親がついて来ないからですよ。理屈はさておいてそうでしょう。

- 指導部長（乾武俊君） いろいろ偏差値教育とか、そういう要望なり現実があることは十分承知しておりますが、それにびったり合わせることが、教育目的の実現であるとは考えておりません。基本的には、子供の人間としての完全な発達を目指すのが教育である。ただし、現実の条件に合わせながら、そういうもろもろの要望にもこたえながら、基本的には、その目的を実現していきたいと考え、非常にぶつつかですが努めておるわけでございます。今後、記述の表現等についての御指摘の点、十分研さん、改善していきたいと思えます。
- 20番（田中包治君） 私は政治だから現実を言ってる。自分の子は、どんなに金が必要か東大へやっって高級官僚にしてやりたい、わが子だけは何とかしてやりたいというのが世の中です。それが現実なら、富秋を出て行く人をとめる理由はない、社会に迎合してないから。
- 指導部長（乾武俊君） 恐縮ですが、学校の指定は就学規則に基づいて指定しておりますので、指定された学校へ通っていただく。御父兄のお考えとかみ合わない点は十分話し合いの上説得を続けていきたいと考えております。
- 20番（田中包治君） 最後に意見で結構ですが、同対審の答申から言っても心の支え。現実に旧部落の実態は何ですか。あれで同和行政が心の支え、ゆとりをつくっているといえますか。私たちが言いたいのは、保育園は冷暖房つき、体育館をつくったとしても、心の差別とか、自分たちの身辺をどうしてやるかということです。大きなやつをぼんと建てたら、同和事業をやってますという看板になる。やはり心の支え、結婚の問題もしかりです。あんた方がそんな考えを持ってから地名総鑑という本が出てくる。そういう考え方がそんな考え方を生んでると思う。心の支え、本当の心の問題を解決して差別をなくす努力をしようとしな。ただ、物質的に建てたらええんだという考え方で進んでおったら、永久にこの差別問題は解決されないと思う。そこらを十分に考えて、心理的な問題を教育し、指導するのが教育委員会、社会教育です。その社会教育が、ただ単なる人に疑惑を持たれるような文面で現実と合っていない。小学校の先生が大学生を教えるようなものを書いて何が心の支えになるか。心の支えの差別をなくするにはどうすればいいか、そこらに焦点をしばらくと解決しないと思えます。意見として言うときます。

○

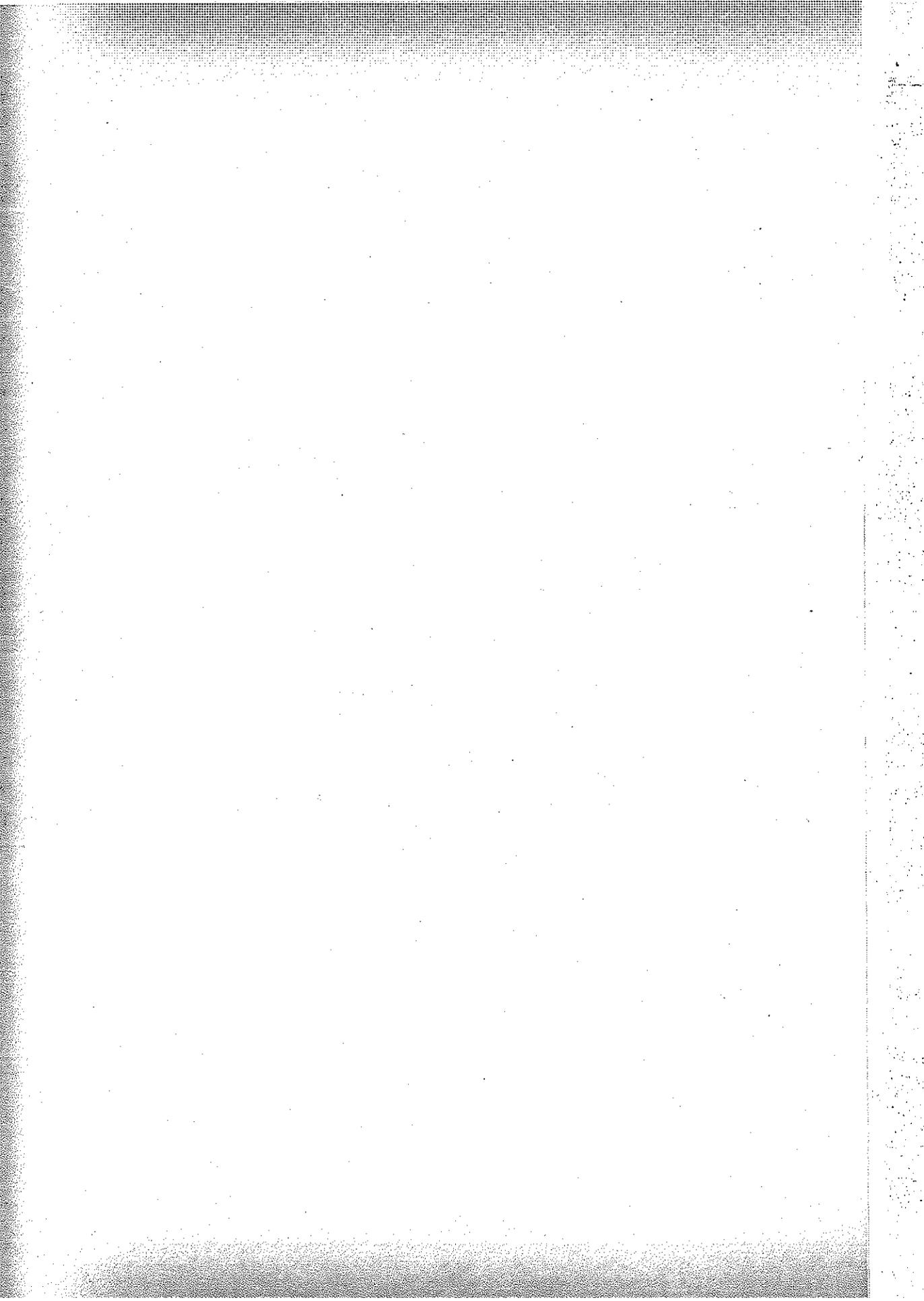
○ 議長（坂上国治君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明16日より19日までの4日間を休会とし、20日午前10時より議案審議を行いますので、御出席くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

長時間まことにありがとうございました。

（午後8時35分散会）

第 3 日



昭和51年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（26名）

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上國治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財務部次長	門林六男
助役	坂口禮之助	財政課長	麻生和義
収入役	橋本炳	同和对策部長	佐原行雄
市長公室長	西川喜久	同和对策部次長兼総合調整課長	生田稔
市長公室次長兼秘書課長	杉本弘文	重要施策推進室長	小林一三
広報広聴課長	竹田明郎	重要施策推進室次長	富田宏之
財務部長	宇沢清	市民部長	内田繁

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市民部理事	吉岡 昭 男	病院事務局次長 兼庶務課長	藤原 光 夫
市民部次長兼福祉事務所 所長兼保育課長	中西 淳 富	消 防 長	和田 増 義
産業衛生部長	山本 俊 兼	消防本部次長 兼消防署長	湯川 行 夫
産業衛生部次長	岩井 益 一	教育委員長	堀内 由 延
市参与兼 建設部長事務取扱	中塚 白	教 育 長	葛城 宗 一
建設部次長	森 保	市参与兼教育次長	阪東 重 信
改良事業部長	林 徳 次	指 導 部 長	乾 武 俊
改良事業部次長	逢野 一 郎	管 理 部 長	広岡 史 郎
水道部長	田中 稔	管理部次長兼総務課長	松村 吉 堯
水道部次長	福本 喬 久	選挙管理委員会委員長	味谷 日 吉
用地担当理事兼 土地開発公社事務局長	西川 武 雄	選挙管理委員会 事務局長	青木 孝 之
用地担当(部次長級)兼土 地開発公社事務局次長	橋本 昭 夫	監 査 委 員	西口 喜 一 郎
病院長代行	岩見 洋	監査事務局次長 兼公平委員会事務局長	山本 亮 夫
病院事務局次長	平野 誠 蔵	農業委員会事務局長	杉本 忠 彦

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	逢野博之
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和51年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第31号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和51年8月分)	P. 1
2	監査報告第32号	〃 (水道部企業出納員扱 昭和51年8月分)	P. 6
3	監査報告第33号	〃 (市立病院企業出納員扱 昭和51年8月分)	P. 12
4	監査報告第34号	〃 (収入役扱 昭和51年9月分)	P. 17
5	監査報告第35号	〃 (水道部企業出納員扱 昭和51年9月分)	P. 22
6	監査報告第36号	〃 (市立病院企業出納員扱 昭和51年9月分)	P. 28
7	認定第1号	昭和50年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算委員長報告)	
8	認定第2号	昭和50年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算委員長報告)	
9	報告第19号	専決処分の報告について(交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について)	P. 2

10	認定第3号	昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
11	議案第77号	昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号) (昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第3号)修正案)	P. 5
12	議案第78号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定 について	P. 62
13	議案第79号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について	P. 66
14	議会議案第3号	土地開発公社特別委員会設置並びに委員の選任につ いて	別紙
15	請願第4号	緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願	別紙
16	請願第5号	緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願	別紙

昭和51年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
17	議案第80号	工事請負契約締結について (上代伏屋線道路改良工事)	追加 P. 1
18	議案第81号	〃 (市立郷荘中学校増築工事)	追加 P. 4
19	議案第82号	〃 (市立富秋中学校講堂新築工事)	追加 P. 6

(午前 11 時開議)

- 議長 (坂上国治君) 大変長らくお待ちいたしました。年末何かとお忙しい中にもかかわらず御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長 (北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは 19 名でございます。欠席、遅刻の届け出のある議員さんはいません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、19 名でございます。

- 議長 (坂上国治君) ただいま報告どおり、出席議員数 19 名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長 (坂上国治君) 本日の議事日程はお手元に印刷、配布してあるとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第 1 より日程第 6 までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

例 月 出 納 檢 查 結 果 報 告 書

監查報告第31号	例月出納検査	収 入 役 扱	昭和51年8月分	P. 1
" 第32号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 6
" 第33号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 12
" 第34号	"	収 入 役 扱	" 9月分	P. 17
" 第35号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 22
" 第36号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 28

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年10月18日

監査委員 西 口 喜一郎

記

- 1 検査実施日 昭和51年10月18日
- 2 検査の対象 昭和51年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	3,336,966,053	△ 2,275,523 691,821,460	4,026,511,990	4,137,262,224	△ 2,271,023 1,212,129,296	
歳入歳出外現金	220,092,355	31,025,555	251,117,910	188,814,688	57,537,265	
特別歳入歳出外現金	1,953,213,032	41,995,826	2,373,166,858	1,903,978,750	437,877,846	
府 税	353,302,638	△ 1,030,375 61,681,752	413,954,015	238,769,359	114,194,671	
特 別 会 計	国民健康保険	731,501,216	△ 690,468 49,685,772	780,496,520	368,761,899	△ 275,629 161,311,301
	土地区画 整理事業	0	1,075	1,075	11,761,103	0
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計	6,595,075,294	△ 3,996,366 1,254,169,440	7,845,248,368	6,849,348,023	△ 2,546,652 1,983,050,379	
基 金	用品調達	10,888,907	367,285	11,256,192	8,556,772	213,500
	同資 和更 金貸 生付	51,485,747	0	51,485,747	150,000	2,700,000
	財政調整					
	土地開発	5,571,424	0	5,571,424	4,480,000	0
合 計	67,946,078	367,285	68,313,363	13,186,772	2,913,500	

算 書

昭和51年8月31日現在(単位 円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
5,347,120,497	△ 1,320,608,507	1,820,000,000 △ 12,000,000	△ 12,037,943	475,353,550	
246,351,953	4,765,957			4,765,957	
2,341,856,596	31,310,262			31,310,262	
352,964,030	60,989,985			60,989,985	
529,797,571	250,698,949			250,698,949	
11,761,103	△ 11,760,028		12,037,943	27,915	
0	0				
8,829,851,750	△ 984,603,382	1,808,000,000		823,396,618	
8,770,272	2,485,920			2,485,920	
2,850,000	48,635,747			48,635,747	
4,480,000	1,091,424			1,091,424	
16,100,272	52,213,091			52,213,091	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	475,353,550	403,353,550		35,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	250,698,949	250,298,949	
	土 地 区 画 整 理 事 業	277,915	277,915	
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	2,485,920	1,639,583	846,337
	同 資 金 更 貸 生 付	48,635,747	48,635,747	
	財 政 調 達			
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳出外現金	107,130,693	31,310,262		
歳入歳出外現金	4,765,957	4,765,957		
府 税	60,989,985	60,989,985		
住 宅 敷 金	8,711,257	6,622,73		8,048,984
合 計	960,141,397	803,025,645	846,337	43,048,984

管 方 法

昭和51年8月31日現在(単位 円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
10,000,000	25,000,000		2,000,000	
			400,000	
68,014,236	7,806,195			大阪公 137 7,805,700 大阪 24223 495
78,014,236	32,806,195		2,400,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	1,246,908,918	△2,170,073 375,652,789
地 方 譲 与 税	588,000,000	0	
自動車取得税交付金	96,900,000	0	
国有提供施設所在 市町村助成交付金	32,203,000	0	
地 方 交 付 税	2,478,412,000	1,372,928,000	0
交通安全対策特別交付金	15,000,000	0	
分 担 金 及 負 担 金	178,634,000	27,296,250	△10,4950 6,825,880
使用料及手数料	13,440,300	46,605,305	△500 7,329,456
国 庫 支 出 金	3,823,253,000	3,051,440,000	16,615,500
府 支 出 金	285,173,300	40,045,400	26,321,105
財 産 収 入	1,896,900,000	8,1962	記 5,4410 8,500
寄 附 金	746,410,000	136,410,000	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	2,159,582,000	1,925,082,18	記 △ 5,4410 10,952,8730
市 債	2,424,646,000	0	
繰 越 金	241,807,000	91,807,000	0
合 計	18,002,197,000	3,336,966,053	△2,275,523 69,182,1460

調 査

昭和51年8月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1,620,391,634		1,622,001,366	49.97
0		58,800,000	
0		96,900,000	
0		32,203,000	
1,372,928,000		1,105,484,000	55.39
0		15,000,000	
340,171,800		144,616,820	19.04
539,342,610		80,468,739	40.12
471,299,000		3,351,954,000	12.32
66,366,505		2,785,366,495	2.32
14,487,200		189,545,128	0.07
136,410,000		610,000,000	18.27
0		100,000	
30,198,253,800		185,759,946,200	13.98
0		242,464,600,000	
91,807,000		150,000,000	37.96
40,265,119,900		13,975,685,010	22.36

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	14,806,900.00	5,267,660.6	8,823,457
総 務 費	3,114,639,000	60,223,578.3	△6,346.64 13,258,510.2
民 生 費	3,587,611,000	1,149,762,999	△1,207,412 31,659,750.5
衛 生 費	1,349,177,000	435,746,394	△145,000 96,262,406
労 働 費	645,370,000	2,209,491.3	△36,312 365,892.6
農 林 水 産 業 費	15,161,800.00	2,426,625.2	4,929,560
商 工 費	12,142,200.00	71,603,435	5,146,730
土 木 費	5,116,364,000	25,728,760.4	△1,800 40,104,096.0
消 防 費	359,346,000	108,592,080	27,214,493
教 育 費	1,935,985,000	575,393,155	△245,835 18,675,803.0
公 債 費	153,676,600.00	38,424,645.0	21,244,787
諸 支 出 金	16,787,000.00	16,687,000.00	-
災 害 復 旧 費	11,793,000	5,222	7,867,340
予 備 費	47,000,000	0	-
前 年 度 繰 上 充 用 金	290,000,000	28,648,133.1	-
合 計	18,002,197,000	4,137,262,224	△2,271,023 1,212,129,296

調 査

昭和51年8月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 于 る 支 出 割 合
計		
61,500,063	86,568,937	41.53
734,186,221	2,380,452,779	23.57
1,465,153,092	2,122,457,908	40.83
531,863,800	817,313,200	39.42
25,717,527	388,194,73	39.84
29,195,812	12,242,218.8	19.25
76,750,165	446,718,35	63.20
658,326,764	4,458,037,236	12.86
135,806,573	223,539,427	37.79
761,905,350	1,174,079,650	39.35
405,491,237	1,131,274,763	26.38
166,870,000	1,000,000	99.40
7,872,562	3,920,438	66.75
0	47,000,000	
286,481,331	3,518,669	98.78
5,347,120,497	12,655,076,503	29.70

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年10月18日

監査委員 西口喜一郎

記

- 1 検査実施日 昭和51年10月18日
- 2 検査の対象 昭和51年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8 月分月次合計残高試算表

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和51年8月31日現在

残 高	借		貸		勘 定 科 目	方		方	
	合 計	本 月 計	合 計	本 月 計		合 計	本 月 計	合 計	本 月 計
120,257,953	120,257,953				資 産 の 部				
188,852,469	188,852,469				地 物				
226,837,714	226,837,714				物 物				
283,494,574	283,494,574				築 及 装 置				
715,463,54	715,463,54			289,400	水 器 具				
1,152,275,3	1,152,275,3				車 輛 及 運 搬 器 具				
21,315,707	21,315,707				工 具 器 具 及 備 品				
1,202,099,405	1,203,873,405	675,245,4			建 設 仮 勘 定 権			1,774,000	
410,000	410,000				水 利 加 入				
91,500	91,500		50,300		電 話				
210,000	210,000				現 預 金				
53,443,312	220,411,280	95,625,831			普 通 預 金		136,540,885		215,066,9488
142,844,007	209,474,7159	126,540,885			当 座 預 金		126,540,885		209,474,7159
8,248,866	35,366,0558	56,430,928			未 収 金 品		55,672,317		210,816,551
	156,993,769	45,664,40			貯 蓄 金		2,618,655		7,450,4903
					仮 払 金				
120,000	120,000				借 地 権				
135,000	145,000				投 資 有 価 証 券		10,000		10,000
200,000	200,000				保 管 有 価 証 券				
250,000,000	300,000,000				短 期 貸 付 金			50,000,000	
					負 債 の 部				
	1,180,693,95	97,556,90			未 払 金		45,664,40		144,513,225
					未 払 費 用				
	1,220,000,000				一 時 借 入 金			18,200,000,000	60,000,000
	88,560,000	2,448,000			前 受 金		1,167,000	38,446,730	29,590,730
	25,901,182	49,494,26			預 り 金		4,867,076	72,989,182	47,088,000
					預 り 担 保 有 価 証 券		10,000	200,000	200,000
					減 価 償 却 引 当 金			40,067,6250	40,067,6250

				退職給与引当金				419,600.00	419,600.00
				資本の部					
				自己資本					
				借入金	1,050,000.00			1,198,032.35	1,198,032.35
				資本剰余金	292,000.00			221,276,358.10	220,537,765.50
				利益剰余金	160,440,115.00			1,335,516,703.00	1,335,487,503.00
				費用の部					
				原水及給水費	25,218,729.00			33,150.00	
				配水及給水費	8,281,926.00				
				受託工事費	576,600.00				
				業務費	605,747.30				
				総係費	7,154,380.00			2,400.00	
				減価却費					
				資産減耗費					
				支払利息及企業債取扱諸費	80,488.80				
				雑支出					
				その他の営業費用	359,400.00				
				過年度損益修正	65,470.00				
				収益の部					
				給水収益	1,330.00			56,387,173.00	257,919,078.00
				補償					
				受託工事収益				94,900.00	94,900.00
				その他の営業収益				21,826,295.00	9,170,464.00
				受取利息				13,265,514.00	20,198,750.00
				雑収益				55,554.00	291,189.50
				固定資産売却益					
				過年度損益修正				57,102.00	57,102.00
				加				5,180,000.00	490,100.00
				1730000					
				合計	417,358,780.00			1,140,278,065.00	5,175,598,351.00

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和51年8月31日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
① 水道事業収益	92,851,100.00	85,274,192.	404,364,128	524,146,872
1. 営業収益	76,731,100.00	78,212,138	350,422,358	416,888,642
1. 給水収益	64,394,100.00	56,385,843	257,768,718	386,172,282
2. 受託工事収益	20,000,000.00	0	94,900.00	19,051,000
3. その他の営業収益	10,337,000.00	21,826,295	91,704,640	11,665,360
2. 営業外収益	161,200,000.00	7,062,054	53,941,770	107,258,230
1. 受取利息	200,000.00	1,326,514	2,019,875	△19,875
2. 雑収益	2,000,000.00	55,540	2,911,895	△911,895
3. 加入金	147,200,000.00	5,180,000	49,010,000	98,190,000
4. 他会計補助金	10,000,000.00	0	0	10,000,000

① 資本的収入	1,058,066,500	△29,200	297,087,700	760,978,800			
1. 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000			
1. 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000			
2. 工事負担金	316,566,500	△29,200	297,087,700	19,478,800			
1. 工事負担金	316,566,500	△29,200	297,087,700	19,478,800			
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000			
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000			
収入合計	1,986,577,500	85,244,992	701,451,828	1,285,125,672			

乙書報告執行算分予 8 月

現在 1951 年 8 月 31 日

(支出)

款項目	予算額	執行額		予算殘額
		8月	累計	
① 水道事業費用	1,037,010,000	478,767,996	315,883,725	721,126,275
1. 營業費用	833,302,000	470,719,008	292,997,173	540,304,827
1. 原水及淨水費	344,564,000	252,187,229	120,617,025	223,946,975
2. 配水及給水費	129,240,000	82,819,266	46,742,655	82,497,345
3. 受託工事費	20,000,000	0	57,660	19,423,400
4. 業務費	87,868,000	605,747,3	35,117,421	52,750,579
5. 總係費	68,442,000	7,154,380	28,366,372	40,075,628
6. 減価償却費	825,780,000	0	0	825,780,000
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の營業費用	100,000,000	359,400	61,577,100	38,422,900
2. 營業外費用	202,708,000	80,488	2,886,552	179,821,448
1. 私利私欲及債權取扱諸費	202,658,000	80,488	2,886,552	179,771,448
2. 雜支	50,000	0	0	50,000

3. 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1. 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
① 資本的支出					
1. 建設改良費	1,172,652,686	69,033,414	479,622,157	69,303,052.9	
1. 1. 建設改良費	1,116,032,686	67,983,414	472,236,231	64,379,645.5	
1. 2. 事務費	1,250,169.3	1,130,810	6,036,114	6,465,579	
2. 拡張工事費	756,330,493	30,000,000	187,347,000	568,983,493	
3. 改良工事費	45,640,000	857,183	12,395,059	33,244,941	
4. 配水管整備事業費	1,041,800.0	0	0	1,041,800.0	
5. 光明台水道施設建設費	277,566,500	35,536,561	262,777,798	1,478,870.2	
6. 營業設備費	13,456,000	339,700	3,561,100	989,490.0	
7. 投資	120,000	119,160	119,160	840	
2. 企業債償還金	56,620,000	1,050,000	7,385,926	49,234,074	
1. 企業債償還金	56,620,000	1,050,000	7,385,926	49,234,074	
支出合計	2,209,662,686	1,169,102.10	795,505,882	1,414,156,804	

和泉市水道事業損益計算書（8月分）

（昭和51年8月1日より昭和51年8月31日まで）

1. 営業収益

① 給水収益	56,385,843円	
② 受託工事収益	0円	
③ その他の営業収益	21,826,295円	78,212,138円

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	25,218,729円	
② 配水及び給水費	8,281,926円	
③ 受託工事費	0円	
④ 業務費	6,057,473円	
⑤ 総係費	7,154,380円	
⑥ 減価償却費	0円	
⑦ 資産減耗費	0円	
⑧ その他の営業費用	359,400円	47,071,908円

営業利益

31,140,230円

3. 営業外収益

① 受取利息	1,326,514円	
② 雑収益	5,555,400円	
③ 加入金	5,180,000円	7,062,054円

当月分総利益

38,202,284円

4. 営業外費用

支払利息及び
企業債取扱諸費

804,888円

804,888円

当月分純利益

37,397,396円

資 金 予 算 表

昭和51年9月10日

科 目	月 次	8月執行済額	9月予定額	10月予定額	11月予定額
前 月 繰 越 金		94568.366 ^円	53.235 ^{千円}	17.413 ^{千円}	14.875 ^{千円}
入	営 業 収 益	76092217	75000	68000	68000
	営 業 外 収 益	6643723	6000	6000	6000
	前 年 度 未 収 金	517720	2000	1000	1000
	企 業 債	0	567000	0	0
	工 事 負 担 金	0	10000	10000	10000
	一 時 借 入 金	0	0	500000	0
	預 り 金	776350	1000	1000	1000
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	1167000	1000	1000	1000
	投 資 有 価 証 券	10000	0	0	0
計		85207010	662000	587000	87000
出	営 業 費 用	44742653	45000	45000	45000
	営 業 外 費 用	804888	54052	8438	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	67694014	388000	56300	28000
	貯 蔵 品	9755690	43633	27800	14000
	企 業 債 償 還 金	1050000	15137	0	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	150000	450000	0
	預 り 金 返 還	858700	1000	1000	1000
	前 受 金	1604410	1000	1000	1000
	工 事 負 担 金 返 還	29200	0	0	0
計		126539555	697822	589538	89000
収 支 差 引 額		53235821	17413	14875	12875

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年8月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年10月18日

監査委員 西 口 喜一郎

記

- 1 検査実施日 昭和51年10月18日
- 2 検査の対象 昭和51年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8 月分月次合計残高試算表

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 51 年 8 月 31 日 現在

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

残 高	借 方		勘 定 科 目	貸 方		高
	果 計	当 月		当 月	果 計	
149,418,165	149,418,165		資 産 の 部			
240,415,659	240,415,659		土 地			
284,8487	284,8487		建 物			
1,240,000	1,240,000		構 築 物			
4,277,4025	4,277,4025	394,000	車 輛			
138,124	138,124		機 械 及 備 品			
9,499,235	9,499,235		有 価 証 券			
			投 資			
50,472,216	20,198,93734	76,619,506	減 価 償 却 引 当 金	586,263,13	58,626,313	
117,384,916	28,858,1,000	58,463,618	普 通 預 金	79,498,823	196,942,1518	
146,265,56	13,267,6308	24,604,060	未 収 金	57,914,868	17,119,6084	
83,4023	83,4023		貯 蔵 品	243,541,51	118,049,752	
33,100,000	33,100,000		前 払 金			
17,718,162	12,417,4257		定 期 預 金			
			過 年 度 未 収 金	83,262	106,456,095	
			負 債 の 部			
	1,400,000,000		一 時 借 入 金			
	701,81,200	242,31,060	未 払 金	246,040,60	118,244,080	700,000,000
			仮 受 金			48,062,880
	4,303,4968	840,4732	預 り 金	745,4184	49,564,244	6,529,276
	4,379,000	1,011,000	予 納 金	1,010,000	55,46,000	11,67,000
	3,080,34		固 定 負 債		1,909,8107	18,790,073
			公 立 病 院 特 例 債		32,392,0000	32,392,0000

	67,099,969	7,275.0	過年度未払金		67,099,969	0
			資本の部			
			自己資本			
			借入資本	17,975,437.1		17,975,437.1
	6,843,070	8,298.26	繰越欠損金	31,869,346.4		31,869,346.4
818,766,387	81,876,638.7		資本剰余金		11,180,000	11,180,000
			収益の部			
	201,103	29,487.	入院収益	38,817,613	19,063,201.3	19,043,091.0
	9,064.5	9,459	外来収益	27,153,719	13,076,139.4	13,067,074.9
			その他医療収益	1710,389	902,975.8	902,975.8
			受取利息配当金	847,015	847,015	847,015
			他会計補助金		30,000,000	30,000,000
			患者外給食収益	629,040	211,304.5	211,304.5
			その他医療外収益	95,413	338,424	338,424
			費用の部			
			給与		705	
23,446,624.3	23,446,694.8	3,486,531.9	材料			
12,402,437.1	12,402,437.1	2,552,698.1	経費			
3,201,519.7	3,201,519.7	485,278.7	減価償却費			
			資産減耗費			
105,126.0	105,126.0	208.30	研究費			
2,463,929.5	2,463,929.5	3,616,841	支払利息及び企業債取扱諸費			
2,814,377	2,814,377	5,418.51	患者外給食材料費			
			建設仮勘定			
9,500,151.0	9,500,151.0	7,843.0	合計	26,417,253.7	59,705,103.51	20,132,482.08
2,013,248,208	59,705,103.51	26,417,253.7				

昭和51年8月31日

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
病院事業収益	758,084,000	69,214,243	363,429,901	394,654,099
1. 医療業収益	709,390,000	67,642,775	330,131,417	379,258,583
1 入院収益	383,161,000	38,788,126	190,430,910	192,730,090
2 外来収益	311,473,000	27,144,260	130,670,749	180,802,251
3 その他医療収益	14,756,000	1,710,389	9,029,758	5,726,242
2. 医療業外収益	48,694,000	1,571,468	33,298,484	15,395,516
1. 受取利息配当金	1,000,000	847,015	847,015	152,985
2. 他会計補助金	38,386,000		30,000,000	8,386,000
3. 患者外給食収益	5,685,000	629,040	2,113,045	3,571,955
4. その他医療業外収益	800,000	95,413	33,8424	461,576
5. 国庫補助金	2,823,000			2,823,000
病院事業費用	1,106,468,000	69,424,609	419,010,743	687,457,257
1. 医療業費用	971,639,000	65,265,917	391,557,071	580,081,929
1. 給与	582,141,000	348,653,19	234,466,243	347,674,757
2. 材料	290,642,000	25,526,981	124,024,371	166,617,629
3. 経費	79,623,000	4,852,787	32,015,197	47,607,803

4. 減 價 償 却 費	1 5,131,000				1 5,131,000
5. 資 產 減 耗 費	1,000				1,000
6. 研 究 研 修 費	4,101,000	20,830		1,051,260	3,049,740
2 醫 業 外 費 用	134,529,000	4,158,692		27,453,672	107,075,328
1. 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	128,114,000	3,616,841		24,639,295	103,474,705
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6,415,000	541,851		2,814,377	3,600,623
3 予 備 費	300,000				300,000
期 間 外 收 益	40,480,000				40,480,000
資 本 的 收 入	1,220,996,000			47,100,000	1,173,896,000
1. 他 會 計 出 資 金	20,996,000				20,996,000
2. 企 業 債	1,200,000,000			47,100,000	1,152,900,000
資 本 的 支 出	1,261,476,000	1,302,256		55,440,974	1,206,035,026
1. 建 設 改 良 費	1,207,233,000	472,430		48,597,904	1,158,635,096
1. 看 護 婦 孺 宿 舍 割 賦 金	1,233,000			308,034	924,966
2. 器 械 備 品 購 入 費	6,000,000	394,000		99,5150	5,004,850
3. 病 院 增 設 事 業 費	1,200,000,000	78,430		47,294,720	1,152,705,280
2. 企 業 債 償 還 金	13,763,000	829,826		6,843,070	6,919,930
3. 公 立 病 院 特 例 債	40,480,000				40,480,000

8 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和51年8月31日

和泉市立病院事業会計

科	目	当	月	累	計
1. 医	業 収 益				
	入 院 収 益	38,788,126		190,430,910	
	外 来 収 益	27,144,260		130,670,749	
1. 医	そ の 他 医 業 収 益	1,710,389		9,029,758	
	計		67,642,775		330,131,417
2. 医	業 費 用				
	給 与 費	34,865,319		234,466,243	
	材 料 費	25,526,981		124,024,371	
	經 費	4,852,787		32,015,197	
	減 価 却 費				
医	資 産 消 耗 費				
	研 究 研 修 費	2,0830		1,051,260	
	計		65,265,917		391,557,071
3. 医	業 利 益		2,376,858		△61,425,654
	業 外 収 益				

受取利息配当金	847,015			847,015	
他会計補助金				30,000,000	
患者外給食収益	629,040			2,113,045	
その他医業外収益	95,413			338,424	
計			1,571,468		33,298,484
4. 医業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	3,616,841			24,639,295	
患者外給食材料費	541,851			2,814,377	
雑損					
損失					
計			4,158,692		27,453,672
当月分純利益			△210,366		
当月迄の純利益					△55,580,842
上記当月分収益中		健保未収金	58,463,618 円		
上記当月分費用中		未払金	24,604,060 円		

資 金 予 算 表

昭和51年8月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	8月の執行済額	9月予定	10月予定
収	事業収益	68,704,439 円	60,000,000 円	60,000,000 円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	83,262		
	一時借入金			20,000,000
	預り金	6,821,805	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	1,010,000	1,000,000	1,000,000
入	仮受金			
	定期預金解約		20,000,000	
	合 計	76,619,506	87,000,000	87,000,000

区分	科 目	8 月の執行済額	9 月 予 定	1 0 月 予 定
支	事業費用	45,109,404 円	68,847,000 円	49,398,000 円
	建設改良費	472,430	3,000,000	
	企業債償還金	829,826	20,548,000	
	貯蔵品購入費	24,231,060	24,000,000	24,000,000
	過年度未払金	72,750		
	一時借入金返還			
	預り金還付	7,772,353	6,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	1,011,000	1,000,000	1,000,000
出	仮受金還付			
	合 計	79,498,823	123,395,000	80,398,000
	収 支 差 引	△2,879,317	△36,395,000	6,602,000
	前年度又は前月より繰越	5,335,153	50,472,216	14,077,216
	翌年度又は翌月へ繰越	50,472,216	14,077,216	20,679,216
差 引				

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年11月30日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年11月30日
- 2 検査の対象 昭和51年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	4,026,511,990	△7860,793 1,173,790,632	5,132,441,829	5,347,120,497	△2,503,598 1,076,658,076	
歳入歳出外現金	251,117,910	43,214,868	294,332,778	246,351,953	11,417,826	
特別歳入歳出外現金	2,373,166,858	283,535,421	2,656,702,279	2,341,856,596	270,779,962	
府 税	413,954,015	△289,422 68,094,051	481,758,644	352,964,030	61,373,170	
特 別 会 計	国民健康保険	780,496,520	△1,138,993 43,723,515	823,081,042	529,797,571	△33,043 166,041,699
	土地区画 整理事業	1,075	0	1,075	11,761,103	16,600
	住宅新築資金 等貸付事業	0			0	
合 計	7,845,248,368	△9,289,208 1,552,358,487	9,388,317,647	8,829,851,750	△2,536,641 1,586,287,333	
基 金	用品調達	11,256,192	340,575	11,596,767	8,770,272	476,050
	同資 和更 金貸 生付	51,485,747	0	51,485,747	2,850,000	0
	財 政 調 整					
	土地開発	5,571,424	0	5,571,424	4,480,000	0
合 計	68,313,363	340,575	68,653,938	16,100,272	476,050	

算 書

昭和51年9月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
6,421,274.975	△ 1,288,833.146	1,390,000,000 △12,000,000	87,962.057	177,128.911	
257,769,779	36,562,999			36,562.999	
2,612,636,558	44,065,721			44,065.721	
414,337,200	67,421,444			67,421,444	
695,806,227	127,274.815		△100,000,000	27,274.815	
11,777,703	△11,776,628		12,037,943	261.315	
10,413,602.442	△ 1,025,284.795	1,378,000,000	0	352,715.205	
9,246,322	2,350,445			2,350,445	
2,850,000	48,635.747			48,635.747	
4,480,000	1,091,424			1,091,424	
16,576,322	52,077.616			52,077.616	

現金の保

区分		現在高	内		
			普通預金	当座	定期預金
一般会計		177,128,911	95,128,911		45,000,000
特別会計	国保事業	272,748,155	268,748,155		
	土地区画整理事業	261,315	261,315		
	住宅新築資金等貸付事業	0	0		
基金	用品調達	235,044,5	1,639,583	710,862	
	同資和更貸生付	48,635,747	48,635,747		
	財政調整	0	0		
	土地開発	1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金		88,136,265	44,065,721		
歳入歳出外現金		36,562,999	36,562,999		
府税		67,421,444	67,421,444		
住宅敷金		8,739,157	690,173		8,048,984
合計		457,602,522	322,372,132	710,862	53,048,984

管 方 法

昭和51年9月30日現在 (単位円)

記				備 考
農 協	郵 便 局		釣 銭	
10,000,000	25,000,000		2,000,000	
			400,000	
34,691,352	9,379,192			大阪公 137 9,378,557 大阪 24,223 635
44,691,352	34,379,192		2,400,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	324 239 30 00	1,620,391.634	△915,128 201,852,531
地 方 議 与 税	58,800,000	0	18,220,000
自 動 車 取 得 税 交 付 金	9,690,000	0	35,806,000
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	32,203,000	0	0
地 方 交 付 税	247,841,200	1,372,928.00	60,132,900
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	15,000,000	0	
分 担 金 及 負 担 金	17,863,400	340,171.80	△48,300 9,084,000
使 用 料 及 手 数 料	13,440,300	53,934.261	△47,750 1,034,330.8
国 庫 支 出 金	382,325,300	471,299.00	19,799,000
府 支 出 金	285,173,300	6,636,650.5	6,402,411
財 産 収 入	18,969,000	14,487.2	4,527,518
寄 附 金	7,464,100	13,641.00	3,500,000
繰 入 金	100,000	0	
諸 収 入	2,159,582.00	30,198,253.8	△6,849,615 24,735,864
市 債	242,464,600	0	0
繰 越 金	24,180,700	9,180,700	0
合 計	1,800,219,700	402,651,199.0	△7,860,793 1,113,790,632

調 書

昭和51年9月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	過	不 足	
1821,329,037		1,421,063,963	56.17
18,220,000		40,580,000	30.98
35,806,000		61,094,000	36.95
0		32,203,000	
197,425,700		50,415,500	79.65
0		15,000,000	
43,052,880		135,581,120	24.10
64,229,819		70,173,181	47.78
66,928,900		3,153,964,000	17.50
72,768,916		2,778,964,084	2.55
4,672,390		185,017,610	2.46
17,141,000		57,500,000	22.96
0		100,000	
31,986,878		1,839,713,213	14.81
0		2,424,646,000	
9,180,700		15,000,000	37.96
5,132,441,829		1,286,975,517	28.51

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	14 806 900 00	6 150 006 3	899 868 8
総 務 費	3.1 146 390 00	734.186,221	△78 1,094 21 209 7,752
民 生 費	3.587,611,000	1,465,153,092	△639,550 2 149 0,979
衛 生 費	1,349,177,000	531,863,800	△779,200 86,122,386
労 働 費	6 453 700 00	25,7 1 7,527	△192,254 4,064,080
農 林 水 産 業 費	15 16 18.000	29,195,812	4,650,435
商 工 費	12 142 2.000	76,750,165	8,575,035
土 木 費	5.116,364,000	658,326,764	47,363,903
消 防 費	359,346,000	135,806,573	△9,900 19,266,490
教 育 費	1,935,985,000	761,905,350	△101,600 18 269 8,695
公 債 費	15 367 660 00	405,491,237	287,914,622
諸 支 出 金	167,870,000	166,870,000	
災 害 復 旧 費	11,793,000	7,872,562	5,011
予 備 費	47,000,000	0	
前 年 度 繰 上 充 用 金	290,000,000	286,481,331	
合 計	180 021 970 00	534 712 049 7	△250 359 8 1,076,658,076

調 査

昭和51年9月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 対 する 支 出 割 合
計		
7 049 875 1	77,570,249	47.61
94 550 287 9	2,169,136,121	30.35
1,679,414,521	1,908,196,479	46.81
6 172 069 86	731,970,014	45.74
2 958 935 3	34,947,647	45.84
3 384 624 7	117,771,753	22.32
8 532 520 0	36,096,800	70.27
7 056 906 67	441,067,333	13.79
15 506 316 3	204,282,837	43.15
9 445 024 45	991,482,555	48.78
6 934 058 59	843,360,141	45.12
16 687 000 0	1,000,000	99.40
7 877 573	3,915,427	66.79
0	47,000,000	
28 648 133 1	351,866,9	98.78
6,421,274,975	11,580,922,025	35.66

監査報告第35号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年9月分本市水道部企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年11月30日

監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年11月30日
- 2 検査の対象 昭和51年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関
係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9 月分月次合計残高試算表

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和51年9月30日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
① 水道事業収益	928,511,000	1,079,080,422	5,122,272,170	4,162,388,330
1 営業収益	767,311,000	1,040,924,300	45,451,478,888	312,796,212
1. 給水収益	643,941,000	692,047,150	326,973,433	316,967,567
2. 受託工事収益	200,000,000	2,000	951,000	19,049,000
3. その他の営業収益	103,370,000	348,857,150	126,590,355	△23,220,355
2 営業外収益	161,200,000	381,561,200	57,757,382	103,426,180
1. 受取利息	200,000,000	233,912	2,253,787	△253,787
2. 雑収益	200,000,000	351,700	3,263,595	△1,263,595
3. 加入金	147,200,000	3,230,000	5,240,000	949,600,000
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

① 資本的収入	1,058,066,500	178,229,931	475,317,631	582,748,869
1 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000
1. 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000
2 工事負担金	316,566,500	178,229,931	475,317,631	△158,751,131
1. 工事負担金	316,566,500	178,229,931	475,317,631	△158,751,131
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
収入合計	1,986,577,500	286,137,973	987,589,801	998,987,699

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和51年9月30日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
① 水道事業費用	1,037,010,000	1,676,132,600	4,834,969,985	5,535,130,150
1 営業費用	833,330,200	97,270,203	390,267,376	443,034,624
1. 原水及浄水費	344,564,000	26,984,424	147,601,449	196,962,551
2. 配水及給水費	1,292,400,000	8,115,638	5,485,8293	74,381,707
3. 受託工事費	20,000,000	0	57,600	1,942,3400
4. 業務費	87,868,000	6,227,820	41,345,241	46,522,759
5. 総係費	68,442,000	4,368,981	32,735,353	35,706,647
6. 減価償却費	82,578,000	0	0	82,578,000
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の営業費用	100,000,000	5,157,3340	1,131,50440	△13,150,440
2 営業外費用	202,708,000	70,343,057	93,229,609	109,478,391
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	202,658,000	70,343,057	93,229,609	109,428,391

2. 雜 支 出	50,000	0	0	50,000
3 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
1. 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資 本 的 支 出	1,172,652,686	389,017,187	868,639,344	304,013,342
1 建 設 改 良 費	1,116,032,686	368,315,540	840,551,771	275,480,915
1. 事 務 費	1,250,1693	1,164,206	7,200,320	5,301,373
2. 擴 張 工 事 費	632,546,493	227,015,649	414,362,649	218,183,844
3. 改 良 工 事 費	45,640,000	15,072,868	27,467,927	18,172,073
4. 配 水 管 整 備 事 業 費	1,041,800	0	0	1,041,800
5. 光 明 台 水 道 施 設 建 設 費	401,350,500	124,264,917	387,042,715	14,307,785
6. 營 業 設 備 費	1,345,600	797,900	4,359,000	9,097,000
7. 投 資	120,000	0	119,160	840
2 企 業 債 償 還 金	5,662,000	2,070,1647	2,808,7573	2,853,2427
1. 企 業 債 償 還 金	5,662,000	2,070,1647	2,808,7573	2,853,2427
支 出 合 計	2,209,662,686	556,630,447	1,352,136,329	857,526,357

和泉市水道事業損益計算書（9月分）

（昭和51年9月1日より昭和51年9月30日まで）

1. 営業収益

① 営業収益	69,204,715 円	
② 受託工事収益	2,000 円	
③ その他の営業収益	34,885,715 円	104,092,430 円

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	26,984,424 円	
② 配水及び給水費	8,115,638 円	
③ 受託工事費	0 円	
④ 業務費	6,227,820 円	
⑤ 総係費	4,368,981 円	
⑥ 減価償却費	0 円	
⑦ 資産減耗費	0 円	
⑧ その他の営業費用	51,573,340 円	97,270,203 円

営業利益

68,222,227 円

3. 営業外収益

① 受取利息	23,391.2 円	
② 雑収益	35,170.0 円	
③ 加入金	32,300,000 円	3,815,612 円

当月分総利益

106,378,339 円

4. 営業外費用

支払利息及び 企業債取扱諸費	70,343,057 円	70,343,057 円
-------------------	--------------	--------------

当月分純損失

59,705,218 円

資 金 予 算 表

昭和51年10月10日

科 目	月 次	9月執行済額	10月予定額	11月予定額	12月予定額
前月繰越金		5,365,331 ^円	18,383 ^{千円}	19,780 ^{千円}	14,750 ^{千円}
入	営業収益	8,466,730.7	6,800.0	6,800.0	7,000.0
	営業外収益	3,815.612	6,000	6,000	6,000
	前年度未収金	376,725	2,300	1,500	640
	企業債	567,000,000	0	0	0
	工事負担金	178,229,931	0	0	0
	一時借入金	0	500,000	0	0
	預り金	46,240.0	1,000	1,000	1,000
	前年度繰越金	0	0	0	0
	前受金	1,955,000	1,000	1,000	1,000
	貸付金	100,000,000	100,000	0	100,000
	計	936,506,975	678,300	77,500	178,640
出	営業費用	43,758,262	45,000	45,000	100,000
	営業外費用	70,343,057	8,438	0	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	36,751,764.0	235,500	25,000	53,000
	貯蔵品	27,347,910	10,141.9	1,053.0	25,500
	企業債償還金	2,070,164.7	0	0	0
	一時借入金返還	150,000,000	450,000	0	0
	預り金返還	25,769,800	1,000	1,000	1,000
	前受金	880,590	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正	4,130	0	0	0
	貸付金	100,000,000	0	0	0
計	806,323,036	842,357	82,530	180,500	
収支差引額	183,837,251	19,780	14,750	12,890	

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年9月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年11月30日

監査委員 西口 喜一郎

同 藤原 利一

記

- 1 検査実施日 昭和51年11月30日
- 2 検査の対象 昭和51年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9 月分月次合計残高試算表

9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和51年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

残 高	借 方		勘 定 科 目	貸 方	
	累 計	当 月		合 計	累 計
			資 産 の 部		
149,418,165	149,418,165		地 物		
240,415,659	240,415,659		構 築 物		
284,848,7	284,848,7		車 輛		
1,240,000	1,240,000		機 械 及 備 品		
45,150,025	45,150,025	2,376,000	有 価 証 券		
1,381,24	1,381,24		投 資		
949,923,5	949,923,5		減 価 償 却 引 当 金	586,263,13	586,263,13
140,759,20	251,496,28,41	49,506,91,07	普 通 預 金	5,314,654,03	250,088,69,21
121,186,457	348,167,879	59,586,879	未 収 金	5,578,533,8	22,698,14,22
14,351,326	159,541,098	2,686,479,0	貯 蔵 品	27,140,020	14,518,9,772
241,172,3	357,062,7	273,660,4	前 払 金	1,158,904	1,158,904
331,000,000	3,310,000,0		定 期 預 金		
175,963,72	124,174,257		週 年 度 未 収 金	12,1790	10,657,78,85
			負 債 の 部		
	180,000,000,0	40,000,000,0	一 時 借 入 金	40,000,000,0	250,000,000,0
	9,272,57,20	2,254,45,20	未 払 金	2,686,479,0	14,510,887,0
			仮 受 金		
	4,978,89,23	6,753,95,5	預 り 金	6,872,612	5,643,685,6
	5,419,000	1,040,000	予 納 金	10,20,000	6,566,000
	6,160,68	308,034	固 定 負 債		1,909,810,7
	20,240,000,0	20,240,000,0	公 立 病 院 特 例 債		3,239,20,000
					700,000,000
					52,383,150
					66,47,933
					1,147,000
					1,848,203,9
					30,368,000,0

	67099969		過年度未払			67099969	0
			資本の部				
			自己資本		20,000,000	19,975,437.1	19,975,437.1
	6843070		借入			3,186,934.64	3,186,934.64
818766387	818766387		繰越欠損				
			資本剰余			1,118,000	1,118,000
			収益の部				
	201,103		入院		4,098,644.4	23,161,845.7	23,141,735.4
	133,609	4,296.4	外来		2,565,634.7	15,641,774.1	15,628,413.2
			その他		174,060.4	10,770,362	10,770,362
			受取利息			847,015	847,015
			他会計補助			30,000,000	30,000,000
			患者外給食		588,750	270,179.5	270,179.5
			その他		75,608	414,032	414,032
			費用の部				
			給与			705	
278,188,970	278,189,675	4,372,272.7	材料				
152636329	152636329	28611958	経費				
38190166	38190166	6174969	減価償却				
			資産				
			研究				
1,240,620	1,240,620	189,360	支払利息及び企業債取扱諸費		1,068,767	1,068,767	
47181981	48250748	23611453	患者外給食材料				
3354374	3354374	539997	建設				
			仮勘定				
95,133,570	95,133,570	132,060	合計		1,140,545,377	7,111,055,728	20,861,238,90
2,086,123,890	7,111,055,728	1,140,545,377					

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和51年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
病院事業収益	758,084,000	690,047,899	432,434,690	325,649,310
1. 医療業収益	709,390,000	683,404,311	398,471,848	310,918,152
1. 入院収益	383,161,000	409,864,444	231,417,354	151,743,646
2. 外来収益	311,473,000	256,133,833	156,284,132	155,188,868
3. その他医療業収益	147,560,000	1,740,604	10,770,362	3,985,638
2. 医療業外収益	48,694,000	664,358	33,962,842	147,311,58
1. 受取利息配当金	1,000,000		847,015	152,985
2. 他会計補助金	38,386,000		30,000,000	8,386,000
3. 患者外給食収益	5,685,000	588,750	270,1795	2,983,205
4. その他医療業外収益	80,000	75,608	41,4032	385,968
5. 国庫補助金	2,823,000			2,823,000
病院事業費用	1,106,468,000	1,017,816,97	520,792,440	585,675,560
1. 医療業費用	971,639,000	786,990,14	470,256,085	501,382,915
1. 給与	582,141,000	437,227,27	278,188,970	303,952,030
2. 材料	290,642,000	286,119,58	152,636,329	138,005,671
3. 経費	79,623,000	6,174,969	38,190,166	41,432,834

4. 減価償却費	15,131,000				15,131,000
5. 資産減耗費	1,000				1,000
6. 研究修費	4,101,000	189,360		1,240,620	2,860,380
2 医業外費用	13,452,900	2,308,268		5,053,635	8,399,264
1. 支払利息及び企業債取扱諸費	1,281,140	2,254,268		4,718,198	8,093,201
2. 患者外給食材料費	6,415,000	539,997		3,354,374	3,060,626
3 予備費	3,000,000				3,000,000
期間外収益	4,048,000				4,048,000
資本的収入	1,220,996	2,000,000		6,710,000	1,153,896
1 他会計出資金	2,099,600	2,000,000		2,000,000	996,000
2 企業債	1,200,000			4,710,000	1,152,900
資本的支出	1,261,476	2,305,609		7,849,706	1,182,978
1 建設改良費	1,207,233	2,816,094		5,141,398	1,155,819
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233,000	308,034		6,160,68	6,169,32
2. 器械備品購入費	6,000,000	2,376,000		3,371,150	2,628,850
3. 病院増設事業費	1,200,000	1,320,60		4,742,678	1,152,573
2 企業債償還金	1,376,300			6,843,070	6,919,930
3 公立病院特例債	4,048,000	2,024,000		2,024,000	2,024,000

9 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和51年9月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	計
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	40,986,444	231,417,354	
外 来 収 益	25,613,383	156,284,132	
そ の 他 医 業 収 益	1,740,604	10,770,362	
計	68,340,431	398,471,848	
2. 医 業 費 用			
給 与 費	43,722,727	278,188,970	
材 料 費	28,611,958	152,636,329	
経 費	6,174,969	38,190,166	
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	189,360	1,240,620	
計	78,699,014	470,256,085	
医 業 利 益	△10,358,583		△71,784,237

3. 医業外収益					
受取利息配当金				847,015	
他会計補助金				30,000,000	
患者外給食収益	588,750			2,701,795	
その他医業外収益	75,608			414,032	
計			664,358		339,628,42
4. 医業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	225,426,86			47,181,981	
患者外給食材料費	539,997			3,354,374	
雑損					
失					
計			230,826,83		50,536,355
当月分純利益			△32,776,908		
当月迄の純利益					△88,357,750
上記当月分収益中	健保未収金	59,586,879円			
上記当月分費用中	未払金	26,864,790円			

資 金 予 算 表

昭和51年9月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	9月の執行済額	10月予定	11月予定
収	事業収益	66,314,979.円	60,000,000円	60,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			180,000,000
	過年度未収金	121,790		
	一時借入金	400,000,000		
	預り金	6,872,612	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金	20,000,000	20,000,000	
	前払金戻入	739,726		
	期間外収益			
	予納金	1,020,000	1,000,000	1,000,000
入	仮受金			
	合 計	49,506,910.7	87,000,000	247,000,000

事業費用	75,334,230	49,398,000	42,000,000
建設改良費	2,508,060		180,000,000
企業債償還金	20,548,034		
貯蔵品購入費	22,544,520	24,000,000	24,000,000
過年度未払金			
一時借入金返還	400,000,000		
預り金還付	6,753,955	6,000,000	6,000,000
前払金	2,736,604		
期間外費用			
予納金還付	1,040,000	1,000,000	1,000,000
仮受金還付			
合計	531,465,403	80,398,000	253,000,000
収支差引	△36,396,296	6,602,000	△6,000,000
前年度又は前月より繰越	50,472,216	14,075,920	20,677,920
翌年度又は翌月へ繰越	14,075,920	20,677,920	14,677,920

支

出

差

引

- 議長（坂上国治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第31号より第36号までの報告を終わります。

- 議長（坂上国治君） 次に日程第7「昭和50年度和泉市水道事業会計決算認定について」と、日程第8「和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。本件につきましては、去る10月開会の第3回定例会において決算審査特別委員会に付託され、その審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算委員長より御報告をお願いしたいと存じます。

（決算審査特別委員長報告）

- 決算審査特別委員長（貝淵博治君）

第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託されました昭和50年度和泉市水道事業会計並びに昭和50年度和泉市病院事業会計決算認定についての審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告申し上げます。

去る11月25日、委員会を招集し、全委員出席のもとに市長助役及び関係部課長の出席を求めて水道会計、病院会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案時に説明されていることから、水道会計から歳入歳出一括して直ちに審議に入りました。

まず、水道事業会計決算の中では、第1点に隔月検針実施により業務関係職員7名減員したと聞いているが、現在の職員数と、減員による給与費の減少額はどれだけか。

第2点目として、企業債現在高と、これに対する低利長期への借りかえ見通し。

第3点は、自己水源開発についての構想。

第4点に、府営水の値上げに伴う水道料金改訂の見通し。

第5点として、有収率はどの程度になっているか。

第6点に、他会計からの補助金はどうなっているのか。

第7点に、臨時給水栓に対する加入金徴収の問題と、徴収金額に占める3カ月以内程度の臨時的な加入者の件数はどれくらいか。

第8点として、末給水地域において給水を実施した場合の加入金の徴収は行うのか。

等の質問が出されそれぞれ次のとおり答弁がありました。

第1点目の隔月検針実施による人件費の減及び現在の職員構成については、削減分年間約2千万円であり、職員数は正職員91名、常勤嘱託員2名、それに非常勤嘱託員3名、計96名

となっている。

第2点目の企業債現在高と長期債への借りかえ見通しについては、50年度末企業債現在高は22億1,276万3,581円で、その内約1億900万円が銀行債であり、これの長期債への借りかえについては、51年度における第3回拡張事業において約8億という起債を仰いでいる関係から政府等へ積極的に要望を行っているが、現時点では具体的な案は出していない。

第3点目の自己水源開発構想については、現在、泉北水道企業団と光明池土地改良区とで設置している水資源開発連絡協議会とも十分協議を図り、光明池の有効利用を図ってまいりたいとの発弁がありました。

また、第4点目の府営水値上げに伴う料金改定の見通しについては、当市も非常に大きな圧迫を受けており、現在、あらゆる角度から精査検討をいたしておりますので、基本的な考え方がまとまり次第、議会の御審議をお願いいたしたい、とのことであります。

第5点目の有収率については84.9%であり、第6点目の他会計からの補助については、国の施策として、高料金対策補助として、自治省より特別交付税ということでこれに含まれて交付されている関係で、水道の分として幾らと金額の提示がない。また、50年度は一般会計の悪化から毎年、年度末に補正計上している1千万円については補助がなかった。しかし、51年度においては、高料金対策基準よりも本市の料金が低いので該当しないが、1千万円補助されることになっている。

第7点目の加入金の問題については、現在検討中であり、加入金徴収額8千5百万円の対象になりました加入件数は814件、うち3カ月以内で閉栓になる件数は2件をいし3件程度である。

第8点目の未給水地域における給水実施時の加入金徴収については、本管布設後3カ月以内に給水の申し込みがあれば加入金は免除する。

との各質問に対する答弁がありました。

その他、本決算に対する計数的な面についての質疑応答等があり、また要望として、自己水開発構想の積極化を図り、漏水対策等より一層の企業努力により、事業運営の改善措置を図るよう要望があり、審議を終わりました。委員にお諮りいたしましたところ、反対意見があったので採決を行いました結果、賛成多数で本決算を認定することに決したのであります。

続きまして、和泉市病院事業会計決算について御報告申し上げます。

まず、質問の第1点として、医業収益2,760万円の内容、医業外収益中の他会計補助金4,826万円が前年度に比較して減少した理由、一時借入金の概況と今後の見通し。

第2点目として、公立病院としての姿勢の問題についての質問が出され、第1点目の医業収

益の内容については、入院収益が増加したのがその理由であり、医業外収益中、一般会計補助金の4.826万円の減については、総額では前年度よりも多く繰り入れがあったが、特例債の元金償還が始まったのに伴い、期間外収益、医業外収益、資本的収入の三科目に分割受け入れを行った関係上、医業外収益分だけをとらえた場合は、減収になっている。

また、一時借入金と今後の見通しについては、49年度末3億5千万の一時借り入れが50年度末で5億8千万の借り入れとなっており、単年度約2億5千万円の赤字が予想されている中、加えて病院の建設に伴う起債の前借りによる利子の支払いが加わってまいりますので、経常赤字の補てんによる一時借入金とあわせて今年度、来年度においてかなりの額になってまいりますことが予想され、これをどのように解消していくかということに苦慮しているのですが、医業収入の方は、患者が若干減少いたしましたものの、外科等の入院収益が増加をいたしており、医業収入だけをとらえますと、赤字が減少しつつあるという状況であり、なお一層診療の充実と経営の改善に努力して参る所存であるが、借入金の利子財源の補てんについては、医業収益をもって充当することはできない関係から、結局不良債務として残っていく見通しであり、根本的な医療収支の改善に努力していく旨の答弁がありました。

第2点目の公立病院としての職員の姿勢の問題については、御意見は十分わかりますので、診療部門の医師、看護婦等の主たるスタッフとも十分相談し、また、一月に就任予定の新院長とも協議いたしまして、市民病院として市民の信頼にこたえ得る最善の努力を払ってまいります、との答弁がありました。

その他意見として、現下の医療行政の中心として病院の増築が行われている中で、増築後の経営見通しの資料の提示の要望。また、現在の借入金の状況では、事務的な段階での解消は不可能に思われるので、理事者の政治的配慮に対し強い要望があり、審議を終わりました。

委員に本決算認定についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。何とぞ速やかに本水道並びに病院決算を認定せられんことをお願い申し上げ、報告を終わります。

- 議長（坂上国治君） ただいま委員長より詳細な報告がありましたので、本報告に対する質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。
- 21番（直村静二君） 質疑は省略しますが、反対意見を申し上げます。

この二つの案件のうち、最初に病院会計につきましては、これは認定するにやぶさかでございます。

後の水道決算につきましては、加入金の問題、それから高料金対策の他会計からの金額が不明である点、和泉市は人口増、面積が広く、不明なということでは納得しがたい。

第3点では、漏水対策と有収率。漏水対策は先般、私も指摘いたしました、かなり一般の家庭給水についても耐用年数がきて穴があいて3万、5万の料金を取られる。これは2カ月検針だからです。1カ月であれば金額が少なくて済むという防止策、これが明快な点で出てない。それに有収率の問題で、この水道会計決算認定については反対です。

以上です。

- 議長（坂上国治君） お諮りいたします。本決算を認定するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、認定第1号及び第2号を認定することに決めます。委員の皆さんには御審議まことにありがとうございました。

- 議長（坂上国治君） 次に、日程第9「専決処分の報告について」（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長報告）

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和51年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第8号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分に関する条例の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和51年11月10日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 岸和田市大路町58-11
竹内雅治
- 2 損害賠償の額 61,820円
- 3 和解の趣旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第19号参考資料

〔Ⅰ〕 損害賠償等の原因である交通事故の概要

- 1 日 時 昭和51年7月22日午後2時17分
- 2 場 所 和泉市和気町430番地 府道和气岸和田線市新南交差点
- 3 事故の概要 市消防署救急車分隊が交通事故による救急要請に基づき、和気町市新南交差点に出動、同交差点に到着したが、負傷者の収容並びに収容後の病院搬送等を考慮し、救急車を方向変換させるため、分隊長が下車誘導していたが、路上に倒れている負傷者が動きだしたため、誘導者及び運転者が負傷者に気をとられ、ハンドル操作を誤り、救急車の左バンパーが事故車（小型乗用者）の左ドア部分に接触、破損させたものである。

〔Ⅱ〕 損害賠償額の内訳

総 額 61,820円
車両修理費 61,820円
全国市有物件災害共済によるてん補 61,820円

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（和田増義君） お許しを得まして、なだいま御上程をいただきました報告第19号「専決処分の報告について」の内容について御報告申し上げます。御報告の前に、ミスブリン

トについて訂正をしたいと存じます。4ページの1番下、参考資料の中の「自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済によるてん補」と書いてございますが、そのうちの「自動車損害賠償責任保険及び」という字句を削除したいとするものでございます。おわび申し上げまして、削除方をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。本専決処分の対象となる事案は、本年7月22日、和気町内にあります府道と気岸和田線の市新の前の南交差点でございますが、ここにおきまして交通事故が発生いたしました。その現場へ出動した救急車が負傷者を搬送すべく、方向変換して負傷者の近くへバックしておりましたところ、路上に倒れている負傷者が急に動き出し、それに気をとられてハンドル操作を誤り、そばにあった乗用車の左ドア部分に救急車の左バンパーが接触、破損させたものでございます。

その後、被害者の所有者と示談の結果、車両修理費として6万1,820円を支払うことで示談が成立、和解したものでございます。

これに要する修理費用は、全国市有物件災害共済によりてん補いたしまして11月10日、専決処分をさせていただいたものでございます。

事故防止につきましては格段の注意、努力をしておるところでございますが、なお一層の努力をいたしまして事故防止の徹底を期するところでございます。よろしく御賢察をお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君）本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、報告第19号の報告を終わります。

○ 議長（坂上国治君）次に、日程第10「昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第3号

昭和50年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、昭和50年度大阪府和泉市一般会計及び特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和51年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和50年度和泉市決算書

昭和50年度 大阪府和泉市一

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 市 税		3,594,043,000	3,409,932,673
	1. 市 民 税	1,917,884,000	1,574,413,554
	2. 固 定 資 産 税	1,055,373,000	1,171,908,756
	3. 軽 自 動 車 税	312,200,000	343,392,500
	4. 市 煙 草 消 費 税	209,672,000	205,534,010
	5. 電 気 税	157,280,000	139,264,965
	6. ガ ス 税	134,400,000	131,264,230
	7. 特 別 土 地 保 有 税	59,361,000	101,158,026
	8. 都 市 計 画 税	149,365,000	170,187,689
2. 地 方 譲 与 税		35,700,000	40,723,000
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	35,700,000	40,723,000
3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		99,600,000	85,292,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	99,600,000	85,292,000
4. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		27,039,000	27,039,000
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	27,039,000	27,039,000
5. 地 方 交 付 税		25,445,390,000	25,445,390,000
	1. 地 方 交 付 税	25,445,390,000	25,445,390,000
6. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		15,418,000	15,418,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,418,000	15,418,000
7. 分 担 金 及 負 担 金		119,155,000	107,344,255
	1. 分 担 金	115,780,000	115,008,000
	2. 負 担 金	107,577,000	95,843,455

般会計歳入歳出決算書

(単位 円) △印は減

収 入 済 額	不 納 不 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
3,244,555,329	7,619,720	157,757,624	△349,487,671
1,496,418,540	3,086,272	74,908,742	△421,465,460
1,110,254,725.8	3,378,904	65,982,594	47,174,258
3,147,805.0	21,812.0	2,643,080	25,805.0
20,553,401.0	0	0	△ 4,137,990
13,926,496.5	0	0	△ 18,463,035
1,312,642.3	0	0	△ 3,135,777
9,671,740.4	0	4,440,622	37,356,404
15,946,867.9	9,364,24	9,782,586	10,103,679
4,072,300.0	0	0	5,023,000
4,072,300.0	0	0	5,023,000
8,529,200.0	0	0	△ 14,308,000
8,529,200.0	0	0	△ 14,308,000
27,039,000	0	0	0
27,039,000	0	0	0
2,544,539,000	0	0	0
2,544,539,000	0	0	0
1,541,800.0	0	0	0
1,541,800.0	0	0	0
106,344,255	0	1,000,000	△ 128,107,445
11,500,800	0	0	△ 77,200
9,484,345.5	0	1,000,000	△ 127,335,445

款	項	予 算 現 額	調 定 額
8. 使用料及手数料		87,677,000	84,749,940
	1. 使用料	69,670,000	66,166,609
	2. 手数料	18,007,000	18,583,331
9. 国庫支出金		3,672,862,000	3,683,005,427
	1. 国庫負担金	1,103,131,000	1,094,334,510
	2. 国庫補助金	2,545,242,000	2,561,681,928
	3. 国庫委託金	244,890,000	269,898,989
10. 府支出金		3,074,747,000	3,067,763,850
	1. 府負担金	860,820,000	819,890,730
	2. 府補助金	2,911,621,000	2,906,024,682
	3. 府委託金	76,607,000	79,376,745
	4. 府交付金	437,000	373,350
11. 財産収入		912,550,000	887,148,720
	1. 財産運用収入	447,990,000	397,983,670
	2. 財産売却収入	464,560,000	489,165,050
12. 寄附金		410,000,000	608,802,970
	1. 寄附金	410,000,000	608,802,970
13. 繰入金		100,000	1,387,313
	1. 基金繰入金	100,000	1,387,313
14. 諸収入		1,324,248,000	1,321,566,040
	1. 延滞金及加算金	250,000	79,842,280
	2. 市預金利子	16,100,000	48,902,516
	3. 貸付金元利収入	119,318,000	114,171,531

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
8 470 27 40	0	47,200	△ 297 42 60
6 6,11 94 09	0	47,200	△ 3,550,591
9 858 33 31	0	0	57 6,331
34 29,64 34 27	0	25 336 20 00	△ 24 321 85 73
1,09 433 45 10	0	0	△ 879 6490
2,30 831 99 28	0	25 336 20 00	△ 23 6,9 22,07 2
2 6,98 89 89	0	0	2,49 99 89
1,6 3 375 38 50	0	14 340 10,00 0	△ 14 40,9 93,15 0
8 198 90 73	0	0	△ 4 09 29 27
14 7 201 46 8 2	0	14 340 10,00 0	△ 14 3 96 0 6,3 18
7 9,37 67 45	0	0	276 97 45
3 7 33 50	0	0	△ 63,65 0
5 05 1 48 72	0	38,200,000	△ 4 0,74 0,1 28
15 98,36 7	0	38,200,000	△ 43,20 0,63 3
48,9 16,50 5	0	0	24 6 05 05
60,880,29 7	0	0	19,88 0,29 7
6 08 80,29 7	0	0	19,88 0,29 7
138 7,31 3	0	0	1,28 7,3 13
138 7,31 3	0	0	1,28 7,3 13
132 15 66 040,	0	0	△ 2,68 19 60
798 42 28	0	0	54 8 42 28
4 890 25 16	0	0	3 280 25 16
114,171,53 1	0	0	△ 5,14 6,4 69

	4. 受託事業収入	61,176,000	30,305,880
	5. 雑入	1,125,154,000	1,120,201,885
15. 市債		10,091,300,000	9,962,307,400
	1. 市債	10,091,300,000	9,962,307,400
16. 繰越金		225,996,000	225,996,262
	1. 繰越金	225,996,000	225,996,262
歳入合計		25,044,679,000	24,726,659,329

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 議 会 費		15,445,200.00
	1. 議 会 費	15,445,200.00
2. 総 務 費		41,127,350.00
	1. 総 務 管 理 費	10,663,540.00
	2. 徴 税 費	23,563,300.00
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	10,666,000.00
	4. 選 挙 費	4,284,800.00
	5. 統 計 調 査 費	2,277,700.00
	6. 監 査 委 員 費	1,108,700.00
	7. 同 和 対 策 費	2,627,376.00
3. 民 生 費		39,853,710.00
	1. 社 会 福 祉 費	13,024,570.00
	2. 児 童 福 祉 費	18,509,730.00
	3. 生 活 保 護 費	8,294,040.00
	4. 災 害 救 助 費	2,537,000.00
4. 衛 生 費		16,440,840.00
	1. 保 健 衛 生 費	2,642,290.00
	2. 清 掃 費	13,004,820.00
	3. 墓 地 管 理 費	7,937,300.00
5. 労 働 費		6,809,000.00
	1. 失 業 対 策 費	6,809,000.00
6. 農 林 水 産 業 費		15,494,300.00

(単位 円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
149,710,135	0	4,741,865	4,741,865
149,710,135	0	4,741,865	4,741,865
225,769,154.4	1,781,397,000	7,364,645.6	18,550,345.6
1,059,025,459	0	7,328,541	7,328,541
234,720,334	0	912,666	912,666
105,161,351	0	2,498,649	2,498,649
419,888,44	0	859,156	859,156
22,338,667	0	438,333	438,333
9,377,892	0	1,709,108	1,709,108
786,078,997	1,781,397,000	59,900,003	18,412,970.03
3,772,755,392	18,087,200	31,743,608	212,615,608
1,113,597,047	18,087,200	7,987,953	18,885,995.3
1,828,211,664	0	2,276,133.6	2,276,133.6
828,554,849	0	849,151	849,151
239,183.2	0	145,168	145,168
152,570,980.8	11,548,400	28,901,192	11,837,419.2
261,799,101	0	2,429,899	2,429,899
1,223,112,944	77,284,000	85,056	77,369,056
40,797,763	38,200,000	375,237	38,575,237
67,342,463	0	747,537	747,537
67,342,463	0	747,537	747,537
15,268,029.5	0	2,262,705	2,262,705

款	項	予 算 現 額
	1. 農 業 費	15 219 100 0
	2. 林 業 費	2 752 000
7. 商 工 費		21 273 600 0
	1. 商 工 費	21 273 600 0
8. 土 木 費		464 416 600 0
	1. 土 木 管 理 費	173 674 000
	2. 道 路 橋 梁 費	599 701 000
	3. 河 川 水 路 費	3 334 000 0
	4. 都 市 計 画 費	86 012 000 0
	5. 住 宅 費	297 733 100 0
9. 消 防 費		34 158 800 0
	1. 消 防 費	34 158 800 0
10. 教 育 費		85 193 080 0
	1. 教 育 総 務 費	3 065 720 0
	2. 小 学 校 費	175 221 400 0
	3. 中 学 校 費	55 464 040 0
	4. 幼 稚 園 費	21 279 500 0
	5. 社 会 教 育 費	26 789 500 0
	6. 保 健 体 育 費	43 342 800 0
11. 公 債 費		109 095 500 0
	1. 公 債 費	109 095 500 0
12. 諸 支 出 金		88 900 000
	1. 開 発 公 社 貸 付 金	88 900 000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
149,947.718	0	224,328.2	224,328.2
27,325.77	0	19,423	19,423
200,154.299	0	125,817.01	125,817.01
200,154.299	0	125,817.01	125,817.01
3,828,556.551	785,966.000	296,434.49	815,609.449
16,839,289.0	0	5,281,110	5,281,110
45,279,866.2	14,364,200.0	3,260,338	14,690,233.8
33,288,931	0	5,106.9	5,106.9
8,473,672.61	0	12,752,739	12,752,739
23,267,088.07	6,423,240.0	8,298,193	65,062,219.3
3,383,939.13	0	3,194,087	3,194,087
3,383,939.13	0	3,194,087	3,194,087
8,512,788.356	0	6,519,644	6,519,644
30,587,673.7	0	6,952,63	6,952,63
17,508,814.96	0	1,332,504	1,332,504
5,543,895.242	0	2,508,758	2,508,758
21,253,695.0	0	25,805.0	25,805.0
26,691,619.8	0	97,880.2	97,880.2
43,268,173.3	0	74,626.7	74,626.7
1,081,742.520	0	9,212,480	9,212,480
1,081,742.520	0	9,212,480	9,212,480
8,360,581.4	0	5,294,186	5,294,186
8,360,581.4	0	5,294,186	5,294,186

13. 予 備 費		14086000
	1. 予 備 費	14086000
14. 災 害 復 旧 費		13265000
	1. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5745000
	2. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7520000
歳 出 合 計		25044679000

歳入歳出差引歳入不足額

翌年度に繰越すべき財源

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和51年12月14日 提出

0	0	14086000	14086000
0	0	14086000	14086000
12866026	0	398974	398974
5347745	0	397255	397255
7518281	0	1719	1719
21983997,116	2863719,000	196962884	3,060,681,884

44674331円

241807000円

286481331円

大阪府和泉市長 池田 忠 雄

昭和50年度 大阪府和泉市国民

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 国民健康保険料		553,003,000	586,716,225
	1. 国民健康保険料	553,003,000	586,716,225
2. 一部負担金		10,000	0
	1. 一部負担金	10,000	0
3. 使用料及手数料		81,000	215,592
	1. 手 数 料	81,000	215,592
4. 国庫支出金		1,030,657,000	1,010,184,853
	1. 国庫負担金	878,863,000	831,179,853
	2. 国庫補助金	151,794,000	179,005,000
5. 府支出金		329,960,000	361,504,511
	1. 府補助金	329,960,000	361,504,511
6. 諸 収 入		100,527,000	95,016,266
	1. 延滞金及過料	148,000	15,5407
	2. 預 金 利 子	500,000	4,062,956
	3. 雑 入	99,879,000	5,283,263
7. 繰 入 金		30,000,000	30,000,000
	1. 一般会計繰入金	30,000,000	30,000,000
歳 入 合 計		1,747,274,000	1,672,768,747

健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位 円) △印は減

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
544034282	2928409	39753534	△ 8968718
544034282	2928409	39753534	△ 8968718
0	0	0	△ 10000
0	0	0	△ 10000
215592	0	0	134592
215592	0	0	134592
1010184853	0	0	△ 20472147
831179853	0	0	△ 47683147
179005000	0	0	27211000
36150451	0	0	3154451
36150451	0	0	3154451
8816524	0	685102	△ 91710476
155407	0	0	7407
4062956	0	0	3562956
4598161	0	685102	△ 95280839
30000000	0	0	0
30000000	0	0	0
1629401702	2928409	40438636	△ 117872298

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 総 務 費		89,039,000
	1. 総 務 管 理 費	21,340,000
	2. 徴 収 費	66,911,000
	3. 運 営 協 議 会 費	58,800
	4. 趣 旨 普 及 費	20,000
2. 保 險 給 付 費		157,097,300
	1. 療 養 諸 費	1,550,473,000
	2. 助 産 費	19,000,000
	3. 葬 祭 費	1,500,000
3. 保 健 施 設 費		700,000
	1. 保 健 施 設 費	700,000
4. 公 債 費		13,381,000
	1. 一 般 公 債 費	13,381,000
5. 諸 支 出 金		845,000
	1. 償 還 金 及 還 付 加 算 金	845,000
6. 予 備 費		475,100
	1. 予 備 費	475,100
7. 繰 上 充 用 金		59,980,000
	1. 前 年 度 繰 上 充 用 金	59,980,000
歳 出 合 計		1,747,274,000

歳入歳出差引歳入不足額

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和51年12月4日提出

(単位 円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
8 419 4721	0	4 844 279	4 844 279
20 421 381	0	9 186 19	9 186 19
6 326 1000	0	3 650 000	3 650 000
39 5840	0	19 2160	19 2160
11 6500	0	8 3500	8 3500
15 057 46464	0	6 522 6536	6 522 6536
1 492 771 464	0	5 770 1536	5 770 1536
1 184 0000	0	7 160 000	7 160 000
1 135 000	0	3 650 00	3 650 00
688 704	0	1 1296	1 1296
688 704	0	1 1296	1 1296
690 000	0	12 691 000	12 691 000
690 000	0	12 691 000	12 691 000
7 824 341	0	6 256 59	6 256 59
7 824 341	0	6 256 59	6 256 59
0	0	4 751 000	4 751 000
0	0	4 751 000	4 751 000
5 762 3385	0	2 356 615	2 356 615
5 762 3385	0	2 356 615	2 356 615
1 656 767 615	0	9 050 6385	9 050 6385

2 7.3 6 5.9 1 3 円

2 7.3 6 5.9 1 3 円

大阪府和泉市長 池 田 忠 雄

昭和50年度 大阪府和泉市土地区

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1. 国庫支出金		145,307,000	0
	1. 国庫負担金	145,307,000	0
2. 府支出金		9,155,000	0
	1. 府負担金	9,155,000	0
3. 繰入金		8,279,000	0
	1. 繰入金	8,279,000	0
歳入合計		245,136,000	0

歳 出

款	項	予算現額
1. 土地区画整理費		23,359,800
	1. 土地区画整理費	23,359,800
2. 繰上充用金		11,538,000
	1. 前年度繰上充用金	11,538,000
歳出合計		245,136,000

歳入歳出差引歳入不足額

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和51年12月14日提出

画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(単位 円) △印は減

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
0	0	0	△ 145,307,000
0	0	0	△ 145,307,000
0	0	0	△ 915,500,000
0	0	0	△ 915,500,000
0	0	0	△ 827,900,000
0	0	0	△ 827,900,000
0	0	0	△ 245,136,000

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算額と支出済額との比較
0	0	233,598,000	233,598,000
0	0	233,598,000	233,598,000
11,537,943	0	57	57
11,537,943	0	57	57
11,537,943	0	233,598,057	233,598,057

11,537,943円

11,537,943円

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和50年度 大阪府和泉市公共用地

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 市 債		7 200 0,000	7 200 0,000
	1. 市 債	7 200 0,000	7 200 0,000
2. 繰 入 金		6 896 9,000	6 896 8,879
	1. 繰 入 金	6 896 9,000	6 896 8,879
歳 入 合 計		1 409 6 9,000	1 409 6 8,879

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 公共用地先行取得事業費		1 409 6 9,000
	1. 公共用地先行取得事業費	1 409 6 9,000
歳 出 合 計		1 409 6 9,000

歳入歳出差引残金

昭和51年12月14日提出

先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位 円) △印は減

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7 2000,000	0	0	0
7 2000,000	0	0	0
6 896 8879	0	0	△ 121
6 896 8879	0	0	△ 121
14 096 8879	0	0	△ 121

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
14 096 8879	0	121	121
14 096 8879	0	121	121
14 096 8879	0	121	121

0 円

大阪府和泉市長 池 田 忠 雄

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

[The body of the page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document. The text is too light to transcribe accurately.]

昭和50年度

大阪府和泉市決算書附属書

実質収支に関する調書

決算事項別明細書

財産に関する調書

昭 和 5 0 年 度 和 泉 市

区 別 会 計 別	歳 入									
	予 算 現 額				調 定 収 入 濟 額	不 納 収 入 濟 額	予 算 現 額 比 増 減 △ 減			
	当 初	補 正	繼 続 費 及 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計						
一般会計	19,308,800,000	3,023,453,000	2,712,426,000	25,044,679,000	24,726,659,329	21,939,322,785	7,619,720	2,779,716,824	△ 3,105,356,215	
特 別 会 計	国民健康 保 險 事 業	1,687,294,000	59,980,000	1,747,274,000	1,672,768,747	1,629,401,702	2,928,409	40,438,636	△ 117,872,298	
	土地区 画 整 理 事 業	233,598,000	11,538,000	245,136,000	0	0	0	0	△ 245,136,000	
	公共用 地 先 行 取 得 事 業	150,500,000	△ 9,531,000	140,969,000	140,968,879	140,968,879	0	0	△ 121	
計	21,380,192,000	3,085,440,000	2,712,426,000	27,178,058,000	26,540,396,955	23,709,693,366	10,548,129	2,820,155,460	3,468,364,634	

歳入歳出決算総括表

(単位 円) △印は減

		歳 出									
予算現額に対する収入割合 %	調定額に対する収入割合 %	予 算 現 額				支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	収 差 過 足	支 引 不 額	備 考
		当 初	補 正	継 続 費 及 繰 越 事 業 費 繰 越 額	計						
87.60	88.72	19,308,800,000	3,023,453,000	2,712,426,000	25,044,679,000	21,983,997,116	2,863,719,000	196,962,884	△ 44,674,331		
93.25	97.41	1,687,294,000	59,980,000		1,747,274,000	1,656,767,615		90,506,385	△ 27,365,913		
-	-	235,598,000	11,588,000		245,136,000	11,537,943		233,598,057	△ 11,537,943		
100.0	100.0	150,500,000	△ 9,531,000		140,969,000	140,968,879		121	0		
87.24	89.33	21,380,192,000	3,085,440,000	2,712,426,000	27,178,058,000	23,793,271,553	2,863,719,000	521,067,447	△ 83,578,187		

款 別 一 般 会 計 歳

歳

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額
1. 市 税	3,594,043,000	3,409,932,673	3,244,555,329
2. 地 方 譲 与 税	357,000,000	407,230,000	407,230,000
3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	996,000,000	852,920,000	852,920,000
4. 国 有 提 供 施 設 等 所在市町村助成交付金	270,390,000	270,390,000	270,390,000
5. 地 方 交 付 税	2,544,539,000	2,544,539,000	2,544,539,000
6. 交通安全対策特別交付金	154,180,000	154,180,000	154,180,000
7. 分 担 金 及 負 担 金	119,155,000	107,344,255	106,344,255
8. 使 用 料 及 手 数 料	876,770,000	847,499,400	847,027,400
9. 国 庫 支 出 金	3,672,862,000	3,683,005,427	3,429,643,427
10. 府 支 出 金	3,074,747,000	3,067,763,850	1,633,753,850
11. 財 産 収 入	912,550,000	887,148,720	50,514,872
12. 寄 附 金	410,000,000	60,880,297	60,880,297
13. 繰 入 金	100,000	1,387,313	1,387,313
14. 諸 収 入	132,424,800	1,321,566,040	1,321,566,040
15. 市 債	1,009,130,000	996,230,740	906,696,740
16. 繰 越 金	225,996,000	225,996,262	225,996,262
歳 入 合 計	25,044,679,000	24,726,659,329	21,939,322,785

入 歳 出 一 覧 表

入

(単位 円) △印は減

不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収入済額の歳入総額に対する割合%	予算総額に対する収入割合%
7,619,720	157,757,624	14.78	90.27
0	0	0.19	114.07
0	0	0.39	85.63
0	0	0.12	100.00
0	0	11.60	100.00
0	0	0.07	100.00
0	1,000,000	0.48	83.24
0	47,200	0.39	96.60
0	253,362,000	15.63	93.37
0	1,434,010,000	7.45	53.13
0	38,200,000	0.23	55.35
0	0	0.28	148.48
0	0	0.01	1387.31
0	0	6.02	99.79
0	895,340,000	41.33	89.84
0	0	1.03	100.00
7,619,720	277,971,682.4	100.00	87.60

歳

款	予 算 現 額	支 出 済 額
1. 議 会 費	15 445 2000	14 9710,135
2. 総 務 費	41 127 350 00	2.25 7,69 1.54 4
3. 民 生 費	398 537 1.000	3.77 275 5,39 2
4. 衛 生 費	164 408 40 00	1.52 5.70 9.8 08
5. 勞 働 費	68.090,000	6 7,34 2.46 3
6. 農 林 水 産 業 費	15 49 43,000	15 268 0,29 5
7. 商 工 費	21 27 36,000	20 0,15 4.29 9
8. 土 木 費	46 4 4.16 6.0 00	3.8 2 85 5 6,5 5 1
9. 消 防 費	3 4 1.58 8.0 00	3 3 8.39 3,9 1 3
10. 教 育 費	85 19,30 8.0 00	85 1 2.78 8.3 5 6
11. 公 債 費	10 90,95 5.0 00	10 81.74 2.5 2 0
12. 諸 支 出 金	8 89 0 0,000	8 3.60 5.8 1 4
13. 予 備 費	1 408 6.0 00	0
14. 災 害 復 旧 費	132 650 00	12,86 6,0 2 6
歳 出 合 計	250 4 46 7 90 00	2 1,98 3,99 7,1 1 6

出

(単位 円)

翌年度繰越額	支出済額の歳出総額に対する割合%	予算現額に対する支出割合%	不 用 額
0	0.68	96.92	4741865
1781397000	10.27	54.90	73646456
180872000	17.16	94.66	31743608
115484000	6.94	92.80	2890192
0	0.31	98.90	747537
0	0.69	98.53	2262705
0	0.91	94.08	12581701
785966000	17.42	82.43	29643449
0	1.54	99.06	3194087
0	38.72	99.92	6519644
0	4.92	99.15	9212480
0	0.38	94.04	5294186
0	-	-	14086000
0	0.06	96.99	398974
2863719000	100.00	87.77	196962884

実質収支に

昭和50年度

区 分		一般会計	国民健康保険事業 特別会計
1.	歳入総額	2 1 9 3 9 . 3 2 2 7 8 5	1 6 2 9 . 4 0 1 7 0 2
2.	歳出総額	2 1 9 8 3 . 9 9 7 1 1 6	1 6 5 6 . 7 6 7 6 1 5
3.	歳入歳出差引額	△ 4 4 6 7 4 . 3 3 1	△ 2 7 3 6 5 . 9 1 3
4.	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	9 9 1 9 5 . 0 0 0
		(2) 繰越明許費繰越額	7 3 7 6 6 . 0 0 0
		(3) 事故繰越繰越額	6 8 8 4 6 . 0 0 0
		計	2 4 1 8 0 7 . 0 0 0
5.	実質収支額	△ 2 8 6 4 8 1 . 3 3 1	△ 2 7 3 6 5 . 9 1 3
6.	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金		

関 する 調 書

(単位 円) △印は減

土 地区画整理事業 特 別 会 計	公共用地先行取得事業 特 別 会 計	合 計
0	140,968,879	23,709,693,366
11,537,943	140,968,879	23,793,271,553
△ 11,537,943	0	△ 8,357,8187
		99,195,000
		73,766,000
		68,846,000
		24,180,700
△ 11,537,943	0	△ 32,538,5187

昭和 5 0 年 度

和 泉 市 各 会 計

決 算 審 査 意 見 書

和 泉 監 第 3 0 号

昭和 5 1 年 1 2 月 1 日

和泉市長 池 田 忠 雄 殿

和泉市監査委員 西 口 喜一郎

同 藤 原 利 一

昭和 5 0 年度和泉市一般会計並びに特別会計決算審
査意見書の提出について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び同法第 2 4 1 条第 5 項の規定
に基づき審査に付された、昭和 5 0 年度和泉市一般会計並びに特
別会計の決算及び基金の運用状況に関する審査をしたので、次の
とおり意見を提出する。

和泉市監査委員

決算審査意見

1. 審査の対象

昭和50年度和泉市一般会計歳入歳出決算

同	国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
同	土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
同	公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
同	用品調達基金
同	同和更生資金貸付基金
同	土地開発基金

2. 審査の方法

審査に付された、各会計の決算書、その他政令で定める調書及び各基金の運用状況に関する調書について、関係諸帳簿及び諸証拠書類と照合し、計数の正否を点検するとともに、関係部課長の説明を聴取し、それぞれ予算の執行が適正かつ効率的かどうかを主眼として審査を行なった。

3. 審査の期間

昭和51年10月15日から11月19日まで

4. 審査の結果

審査に付された各会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法及び関係諸法令に準じて調製されており、その計数は関係帳簿及び諸証拠書類と照合の結果いずれも正確であり、予算の執行についても、所期の目的にしたがいおおむね適正に行なわれているものと認められた。

5. 審査の総括意見

本年度決算における特徴は、歳出面においては、富秋中学校、幸小学校及び和泉第3団地等の建設にともなう建設事業費の増大であり、また、歳入面においては、これらの建設事業財源としての市債の大幅な増加があげられる。とくに市債については、一般会計歳入決算額21,939,323千円のうちの9,066,967千円(41.3%)を占めており、財政基盤の脆弱な本市においては、長期的にかなりの財政負担を及ぼすものと考えられる。

また、市税等の経常一般財源の伸張率の鈍化等により経常収支比率も本年度 103.1%となり、財政構造面においても悪化がみられる。このような財政状態にある本市の財政運営は今後ますます困難になるものと考え、事務事業の合理的、効率的な運営を行い、経常的経費の節減に努めることはもちろん、諸施設の管理運営においても職員配置等に充分留意し、効率的な運営を行い、市民福祉の向上と財政の健全化に努められんことを望むものである。

審 査 概 要

I 総 括

昭和50年度一般会計及び本年度設置された公共用地先行取得事業特別会計を含む3特別会計を合計した総計決算額は歳入23,709,693千円、歳出23,793,271千円で前年度と比較すると、歳入では8,339,708千円(58.0%)歳出では9,580,121千円(67.4%)のそれぞれ増加となっている。

また、収支の状況をみると歳入歳出差引額(形式収支)は83,578千円の赤字であるが、翌年度へ繰越すべき財源241,807千円を含めた実質収支の赤字額は325,385千円となっている。

総計決算額の前年度比較は次表のとおりである。

(単位千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減	
			金額	率(%)
歳入総額	23,709,693	14,369,985	8,339,708	58.0
歳出総額	23,793,271	14,213,150	9,580,121	67.4
歳入歳出差引額	△83,578	156,835	△73,257	△46.7
翌年度へ繰越すべき財源	241,807	202,076	39,731	19.7
実質収支	△325,385	△45,241	△280,144	619.2

実質収支額を各会計ごとにみると次表のとおりであるが、前年度まで黒字であつた一般会計においても、単年度収支で310,401千円の赤字が生じた結果、実質収支で286,481千円の赤字となっている。

また、国民健康保険事業会計では、単年度収支では30,257千円の黒字であるが前年度の赤字額57,623千円を解消するにいたっていない。なお公

共用地先行取得事業は歳入歳出ともそれぞれ140,969千円で収支差引ゼロとなっている。

(単位千円)

区 分	50年度	49年度	単年度収支
一 般 会 計	△ 286,481	23,920	△ 310,401
国民健康保険事業特別会計	△ 27,366	△ 57,623	30,257
土地区画整理事業特別会計	△ 11,538	△ 11,538	0
公共用地先行取得事業特別会計	0	—	—
合 計	△ 325,385	△ 45,241	△ 280,144

Ⅱ 一 般 会 計

当初予算額は19,308,800千円で補正予算額3,023,453千円と継続費及繰越事業費繰越財源充当額2,712,426千円を合計した予算現額は、25,044,679千円である。また歳入歳出予算現額に対する決算額は

歳 入 21,939,322,785 円 (収入率 87.6%)

歳 出 21,983,997,116 円 (執行率 87.8%)

で、歳入歳出差引不足額44,674千円が生じている。

また歳入のうち翌年度へ繰越すべき財源241,807千円(継続費遞次繰越額99,195千円、繰越明許費繰越額73,766千円、事故繰越繰越額68,846千円)が含まれているので、これを合わせた286,481千円が実質収支の赤字額である。

なお本年度決算額を前年度と比較すれば次表のとおりとなり、単年度収支では310,401千円の赤字となっている。

(単位千円)

年 度	決 算 額		形式収支	翌年度へ繰越	実質収支
	歳入(A)	歳出(B)	(A)-(B)=(C)	すべき財源	
50	21,939,323	21,983,997	△ 44,674	241,807	△ 286,481
49	13,140,651	12,914,655	225,996	202,076	23,920
増△減	8,798,672	9,069,342	△ 270,670	39,731	△ 310,401

1. 歳入

(1) 収 入 率

予算現額 25,044,679千円に対し、調定額 24,726,659千円、収入済額 21,939,323千円で不納欠損額 7,620千円、収入未済額 2,779,717千円となっており、予算現額に対する収入率 87.6%、調定額に対する収入率 88.7%である。

予算現額に対する収入率は前年度の 82.9%に比して 4.7%、調定に対する収入率も前年度 83.1%に比して 5.6%それぞれ上廻っている。また不納欠損額 7,620千円はすべて市税で、前年度の不納欠損額 2,836千円に比して 4,784千円の増加となっている。

(単位千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不 納 欠 損 額	収 入 率 (%)	
					対予算費	対調定比
市 税	3,594,043	3,409,933	3,244,555	7,620	90.3	95.2
地 方 譲 与 税	35,700	40,723	40,723		114.1	100.0
自動車取得税交付金	99,600	85,292	85,292		85.6	100.0
国有提供施設等 所在市町補助交付金	27,039	27,039	27,039		100.0	100.0
地 方 交 付 税	2,544,539	2,544,539	2,544,539		100.0	100.0
交通安全対策 特別交付金	15,418	15,418	15,418		100.0	100.0
分担金及負担金	119,155	107,344	106,344		89.2	99.1
使用料及手数料	87,677	84,750	84,703		96.6	100.0
国 庫 支 出 金	3,672,862	3,683,005	3,429,643		93.4	93.1
府 支 出 金	3,074,747	3,067,764	1,633,754		53.1	53.3
財 産 収 入	91,255	88,715	50,515		55.4	57.0
寄 附 金	41,000	60,880	60,880		148.5	100.0
繰 入 金	100	1,387	1,387		1,387.0	100.0
諸 収 入	1,324,248	1,321,566	1,321,566		99.8	100.0
市 債	10,091,300	9,962,307	9,066,967		89.8	91.0
繰 越 金	225,996	225,996	225,996		100.0	100.0
合 計	25,044,679	24,726,659	21,939,323	7,620	87.6	88.7

(2) 前年度対比

本年度決算額を前年度と比較すると、8,798,672千円(67.0%)の大幅な収入増加となつている。その内訳は次表のとおりであるが、増加中の主なものは市債で前年度に比して7,081,769千円の増加となつており、増加率は実に356.7%にのぼつており歳入全体に占める比率も前年度の15.1%から41.3%となつている。

また、国庫支出金、地方交付税等も比較的大幅な増加を示している。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減		構 成 比 (%)	
	50年度	49年度	金 額	率 (%)	50年度	49年度
市 税	3,244,555	2,953,768	290,787	9.8	14.8	22.5
地 方 譲 与 税	40,723	35,983	4,740	13.2	0.2	0.3
自動車取得税交付金	85,292	80,749	4,543	5.6	0.4	0.6
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	27,039	19,534	7,505	38.4	0.1	0.1
地 方 交 付 税	2,544,539	2,092,887	451,652	21.6	11.6	15.9
交通安全対策 特別交付金	15,418	12,697	2,721	21.4	0.1	0.1
分担金及負担金	106,344	265,845	△ 159,501	△60.0	0.5	2.0
使用料及手数料	84,703	77,505	7,198	9.3	0.4	0.6
国 庫 支 出 金	3,429,643	1,919,948	1,509,695	78.6	15.6	14.6
府 支 出 金	1,633,754	1,866,368	△ 232,514	△12.5	7.4	14.2
財 産 収 入	50,515	37,616	12,899	34.3	0.2	0.3
寄 付 金	60,880	160,097	△ 99,217	△62.0	0.3	1.2
繰 入 金	1,387	144,905	△ 143,518	△99.0	0	1.1
諸 収 入	1,321,566	1,345,936	△ 24,370	△ 1.8	6.0	10.2
市 債	9,066,967	1,985,198	7,081,769	356.7	41.3	15.1
繰 越 金	225,996	141,715	84,281	59.5	1.0	1.1
合 計	21,939,323	13,140,651	8,798,672	67.0	100.0	100.0

(3) 主な歳入の内容

(1) 市税

本年度の市税収入状況は次のとおりである。

予算現額 3,594,043,000 円

調定額 3,409,932,673 円

収入済額 3,244,555,329 円

不納欠損額 7,619,720 円

収入未済額 157,757,624 円

市税収入状況を前年度と比較すると、次表のとおりであり前年度収入額 2,953,768千円に比して290,787千円(9.8%)の収入増加となつている。増加中の主なものは、固定資産税で前年度898,666千円に比して203,881千円(22.7%)の増である。

また、不納欠損額は1,501件7,620千円で前年度1,907件2,836千円に比して件数において減少しているが、金額においては4,784千円の増加となつている。

これらの不納欠損処分された市税の内訳は市民税1,073件3,086千円固定資産税237件3,379千円及び軽自動車税191件318千円である。

市税は市の一般財源として、その収入状況は市の財政運営に多大の影響を及ぼすものであり、今後とも税収の確保については、特段の努力をはられるよう望むものである。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	50年度	49年度	金額	率 (%)
○市 民 税	1,496,419	1,416,923	79,496	5.6
1.個 人	1,255,060	1,175,633	79,427	6.8
2.法 人	241,359	241,290	69	0.0
○固 定 資 産 税	1,102,547	898,666	203,881	22.7
1.固 定 資 産 税	1,059,502	865,229	194,273	22.5
2.国 有 提 供 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 納 付 金	43,046	33,436	9,610	28.7
○軽 自 動 車 税	31,478	31,813	△ 335	△ 1.1
○市 タ バ コ 消 費 税	205,534	198,437	7,097	3.6
○電 気 税	139,265	141,208	△ 1,943	△ 1.4
○ガ ス 税	13,126	16,307	△ 3,181	△ 19.5
○特 別 土 地 保 有 税	96,717	103,139	△ 6,422	△ 6.2
○都 市 計 画 税	159,469	147,275	12,194	8.3
合 計	3,244,555	2,953,768	290,787	9.8

(ロ) 地方交付税

予算現額 2,544,539 千円に対し調定額、収入済額ともに 2,544,539 千円となっており、前年度決算額 2,092,887 千円に比して 451,652 千円 (21.6%) の増である。

また歳入総額に占める比率は 1.1.6% と前年度 15.9% に比して 4.3% の低下を示している。

なお地方交付税の内訳は、普通地方交付税 2,366,671 千円、特別地方交付税 177,868 千円となっている。

(ハ) 国庫支出金

予算現額 3,672,862 千円に対し、調定額 3,683,005 千円、収入済額 3,429,643 千円で 253,362 千円の収入未済額を生じている。予算現額に対する収入率は 93.4%、調定額に対する収入率は 93.1% となっている。また前年度決算額 1,919,948 千円に比して 1,509,695 千円 (78.6%) の大幅な増加となっている。

決算額を前年度と比較すれば次表のとおりであるが、国庫補助金は、住宅、学校、道路等の建設事業を積極的に実施したことにより前年度に比して 1,250,338 千円 (118.2%) の増加を示している。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	50 年度	49 年度	金 額	率 (%)
国庫負担金	1,094,335	839,975	254,360	30.3
国庫補助金	2,308,320	1,057,982	1,250,338	118.2
国庫委託金	26,989	21,991	4,998	22.7
合 計	3,429,643	1,919,948	1,509,695	78.6

(ニ) 府支出金

予算現額 3,074,747 千円に対し、調定額 3,067,764 千円、収入済額 1,633,754 千円で 1,434,010 千円の収入未済額を生じている。予算現額に対する収入率は 53.1%、調定額に対する収入率は 53.3% となっている。

また前年度決算額 1,866,268 千円に比して 232,514 千円(12.5%)の減である。この内訳は次表のとおりであり、府補助金において大幅な減少となつているが、これは土木費補助金の減によるものである。なお 1,434,010 千円にのぼる多額の収入未済額を生じているが、これは(仮称)解放総合センター建設事業、(仮称)和泉第3団地改良住宅建設事業及び細街路整備事業を翌年度へ繰越した結果生じたものである。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	50 年度	49 年度	金 額	率 (%)
府 負 担 金	81,989	63,126	18,863	29.9
府 補 助 金	1,472,015	1,732,345	△ 260,330	△ 15.0
府 委 託 金	79,377	70,408	8,969	12.7
府 交 付 金	373	389	△ 16	△ 4.1
合 計	1,633,754	1,866,268	△ 232,514	12.5

(六) 市債

予算現額 10,091,300 千円に対し、調定額 9,962,307 千円、収入済額 9,066,967 千円で 89,534 千円の収入未済額を生じている。予算現額に対する収入率は 89.9%、調定額に対する収入率は 91.0%となつている。また前年度決算額 1,985,198 千円に比して 7,081,769 千円(356.7%)の大幅な増加を示している。

収入中の主なものは、同和対策促進事業債 612,525 千円、改良住宅建設事業債 721,500 千円及び中学校債 4,789,640 千円等である。次表は、歳入全体に占める市債の状況を示したものであるが、本年度においては決算額 2,193,323 千円に対し、9,066,967 千円と歳入全体の 41.3%を占めるにいたつており、事業財源の多くを市債に依存している本市の現状を示すものといえる。

なお本年度末の市債現在高は本年度の 9,066,967 千円を含め 16,399,959 千円となり、長期的な財政運営面からみた場合、一定の影響を及ぼすものと考えられる。

(単位千円)

年 度	歳入総額	市 債	構 成 比 (%)
46	5,603,681	1,279,775	22.8
47	7,084,918	1,500,867	21.2
48	9,981,851	1,664,630	16.7
49	13,140,651	1,985,198	15.1
50	21,939,323	9,066,967	41.3

2. 歳 出

(1) 執行率

予算現額 25,044,679千円に対し支出済額 21,983,997千円で執行率 87.8%となっており、前年度の執行率 81.4%を 6.4%上廻っている。また翌年度繰越額 2,863,719千円を含めた執行率は 99.2%で実質不用額は 196,963千円となっている。

各款別の執行状況は次表のとおりである。

(単位千円)

区 分	予算現額(A)	支出済額(B)	翌年度繰越額	不 用 額	執行率(%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
議 会 費	154,452	149,710		4,742	96.9
総 務 費	4,112,735	2,257,692	1,781,397	73,646	54.9
民 生 費	3,985,371	3,772,755	180,872	31,744	94.7
衛 生 費	1,644,084	1,525,710	115,484	2,890	92.8
労 働 費	68,090	67,342		748	98.9
農林水産業費	154,943	152,680		2,263	98.5
商 工 費	212,736	200,154		12,582	94.1
土 木 費	4,644,166	3,828,557	785,966	29,643	82.4
消 防 費	341,588	338,394		3,194	99.1
教 育 費	8,519,308	8,512,788		6,520	99.9
公 債 費	1,090,955	1,081,743		9,212	99.2
諸 支 出 金	88,900	83,606		5,294	94.0
予 備 費	14,086	0		14,086	0
災害復旧費	13,265	12,866		399	97.0
合 計	25,044,679	21,983,997	2,863,719	196,963	87.8

また翌年度繰越額 2,863,719千円の内訳は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	款	項	事 業 名	繰 越 額
継続費通次繰越	土木費	住 宅 費	(仮称)和泉第3団地改良住宅建設事業	642,324
繰越明許費	総務費	同和対策費	(仮称)解放総合センター建設事業	1,781,397
"	民生費	社会福祉費	(仮称)身体障害者福祉会館建設事業	180,872
"	衛生費	清 掃 費	不燃性塵芥処理地用地買収事業	77,284
"	衛生費	清 掃 費	観音寺墓地整備事業	38,200
"	土木費	道路橋梁費	北信太駅前線整備事業	64,090
"	土木費	道路橋梁費	細街路整備事業	9,706
事故繰越	土木費	道路橋梁費	市道光明池和田線新設事業	69,846
合 計				2,863,719

(2) 目的別経費前年度対比

本年度決算額を前年度と比較すると、9,069,342千円(70.2%)の大幅な増加を示している。この内訳は次表のとおりであり、教育費、民生費、総務費等において大幅な増加となつている。とくに教育費においては前年度に比して5,905,030千円(226.4%)の増であるが、これは第2和泉中学校をはじめとする学校建設事業を積極的に推進したことによるものである。

(単位千円)

区 分	50年度	49年度	増 (△) 減		構成比(%)	
			金 額	率 (%)	50年度	49年度
議 会 費	149,710	144,773	4,937	3.4	0.7	1.1
総 務 費	2,257,692	1,287,280	970,412	75.4	10.3	10.0
民 生 費	3,772,755	2,626,086	1,146,669	43.7	17.2	20.3
衛 生 費	1,525,710	936,560	589,150	62.9	6.9	7.3
労 働 費	67,342	63,631	3,711	5.8	0.3	0.5
農林水産業費	152,680	202,210	△ 49,530	△ 24.5	0.7	1.6
商 工 費	200,154	178,187	21,967	12.3	0.9	1.4
土 木 費	3,828,557	3,651,050	177,507	4.9	17.4	28.3
消 防 費	338,394	314,302	24,092	7.7	1.5	2.4
教 育 費	8,512,788	2,607,758	5,905,030	226.4	38.7	20.2
公 債 費	1,081,743	767,241	314,502	41.0	5.0	5.9
諸支出金	83,606	131,259	△ 47,653	△ 36.3	0.4	1.0
災害復旧費	12,866	4,316	8,550	198.1	0	0
合 計	21,983,997	12,914,655	9,069,342	70.2	100.0	100.0

(3) 性質別経費前年度対比

決算額を性質別に区分すれば次表のとおりとなり、人件費等の義務的経費は前年度に比して1,207,335千円(22.1%)の増加となつている。このうち人件費については616,638千円(18.3%)の増加であるが職員給与費のみについてみた場合、人事院勧告の実施延期等により前年度に比してわずか195,126千円(7.1%)の増加にとどまつている。また公債費については資金繰りの悪化による一時借入金利息の増大及び長期債元利償還金の増加により前年度に比して314,543千円(41.3%)の増加を示している。また投資的経費については、富秋中学校、幸小学校和泉第2・第3団地及び市民体育館等の建設をはじめとする建設事業を積極的に実施したことにより前年度に比して7,607,203千円(137.0%)の大幅な増加となつている。

(単位千円)

区 分	50年度	49年度	増(△) 減		構成比(%)	
			金 額	率(%)	50年度	49年度
○義務的経費	6,503,735	5,296,400	1,207,335	22.8	29.6	41.0
人 件 費	3,984,180	3,367,542	616,638	18.3	18.1	26.0
(うち職員給)	2,931,488	2,736,362	195,126	7.1	13.3	21.2
扶 助 費	1,442,668	1,166,514	276,154	23.7	6.6	9.0
公 債 費	1,076,887	762,344	314,543	41.3	4.9	6.0
○投資的経費	13,159,361	5,552,158	7,607,203	137.0	59.9	43.0
(うち人件費)	82,004	89,881	△ 7,877	△ 8.8	0.4	0.7
普通建設事業費	13,079,152	5,484,210	7,594,942	138.5	59.5	42.5
災害復旧事業費	12,866	4,316	8,550	198.1	0	0
失業対策事業費	67,343	63,632	3,711	5.8	0.3	0.5
○そ の 他	2,320,901	2,066,097	254,804	12.3	10.5	16.0
合 計	21,983,997	12,914,655	9,069,342	70.2	100.0	100.0

(4) 主な歳出の内容

(1) 総務費

予算現額 4,112,735千円に対し、支出済額 2,257,692千円で 1,781,397千円を翌年度へ繰越しており、736,466千円の不用額を生じている。また前年度決算額 1,287,280千円に比して970,412千円(75.4%)の増加となつている。

決算額を前年度と比較すれば次表のとおりであり、総務管理費、同和対策費において大幅な増加を示しているが、総務管理費の増加は主として給与費の増によるものである。また同和対策費については(仮称)解放総合センターの用地買収等により前年度に比して620,200千円(373.9%)の大幅な増加となつたものである。

(単位千円)

項	決 算 額		増 (△) 減	
	50年度	49年度	金額	率 (%)
総務管理費	1,059,025	727,209	331,816	45.6
徴税費	234,720	228,515	6,205	2.7
戸籍住民基本台帳費	104,161	114,117	△ 9,956	△ 8.7
選挙費	41,989	30,667	11,322	36.9
統計調査費	22,339	9,522	12,817	134.6
監査委員費	9,378	11,370	△ 1,992	△ 17.5
同和対策費	786,079	165,879	620,200	373.9
合計	2,257,692	1,287,280	970,412	75.4

(二) 民生費

予算現額 3,985,371千円に対し、支出済額 3,772,755千円で
180,872千円を翌年度に繰越しており3,174,4千円の不用額を生
じている。また前年度決算額 2,626,086千円に比して 1,146,669
千円(43.7%)の増加となつている。

決算額を前年度と比較すると次表のとおりであり、児童福祉費において
大幅な増加を示している。これは主として、信太第3保育園、鶴山台第
2保育園等の保育所建設事業の執行によるものである。

なお、翌年度繰越額 180,872千円は身体障害者福祉会館建設事業の
繰越しによるものである。

(単位千円)

項	50年度	49年度	増 (△) 減	
			金額	率 (%)
社会福祉費	1,113,597	780,165	333,432	42.7
児童福祉費	1,828,212	1,185,196	643,016	54.3
生活保護費	828,555	658,347	170,208	25.9
災害救助費	2,392	2,378	14	0.6
合計	3,772,755	2,626,086	1,146,669	43.7

(六) 衛生費

予算現額 1,644,084 千円に対し、支出済額 1,525,710 千円で 115,484 千円を翌年度に繰越しており、2,890 千円の不用額を生じている。また前年度決算額 936,560 千円に比して 589,150 千円 (62.9%) の増加となつている。

決算額を前年度と比較すると次表のとおりであり、清掃費は前年度に比して大幅な増加を示しているが、その他はすべて前年度より減少している。清掃費増加の主な理由は、松尾寺不燃焼物処理地の建設用地購入によるものである。

なお翌年度繰越額 115,484 千円の内訳は、観音寺墓地整備事業 38,200 千円及び不燃焼物処理地用地買収事業 77,284 千円である。

(単位千円)

項	50 年度	49 年度	増 (△) 減	
			金額	率 (%)
保健衛生費	261,799	269,563	△ 7,764	△ 2.9
清掃費	1,223,113	589,916	633,197	107.3
墓地管理費	40,798	43,697	△ 28,899	△ 6.6
上水道費	—	33,384	△ 33,384	—
合計	1,525,710	936,560	589,150	62.9

(七) 土木費

予算現額 4,644,166 千円に対し、支出済額 3,828,557 千円で 785,966 千円を翌年度へ繰越しており、29,643 千円の不用額を生じている。また前年度決算額 3,651,050 千円に比して 177,507 千円 (4.9%) の増加となつている。

決算額を前年度と比較すると、次表のとおりとなり道路橋梁費、都市計画費において増加している。道路橋梁費の増加は主として環境改善施設整備事業費の増によるものであり、また都市計画費の増加は和泉中央線等の街路事業費の増によるものである。なお翌年度繰越額 785,966 千円の内訳は、(仮称)和泉第3団地改良住宅建設事業 642,324 千円、北信太駅前線整備事業 64,090 千円、細街路整備事業 9,706 千

円及び市道光明池和田線新設事業 6 9,8 4 6 千円である。

(単位千円)

項	50年度	49年度	増(△)減	
			金額	率(%)
土木管理費	168,393	211,985	△ 43,592	△ 20.6
道路橋梁費	452,799	343,201	109,598	31.9
河川水路費	33,289	57,254	△ 23,965	△ 41.9
都市計画費	847,367	598,079	249,288	41.7
住宅費	2,326,709	2,440,530	△ 113,821	△ 4.7
合計	3,828,557	3,651,050	177,507	4.9

(ホ) 教育費

予算現額 8,519,308 千円に対し、支出済額 8,512,788 千円で 6,520 千円の不用額を生じており、執行率は 99.9% である。また前年度決算額 2,607,758 千円に比して 5,905,030 千円 (226.4%) と大幅な増加を示している。この内訳は次表のとおりで、とくに中学校費において大幅な増加となつてゐるが、これは主として第 2 和泉中学校新設事業をはじめとする学校建設費の増によるものである。

また社会教育費についても、池上遺跡用地購入による文化財保護費の増及び公共用地先行取得事業会計へ 68,969 千円を繰出したことにより前年度に比して 173,444 千円の増加となつてゐる。なお保健体育費も市民体育館の建設を行なつたことにより前年度に比して 423,143 千円の増加となつてゐる。

(単位千円)

項	50年度	49年度	増(△)減	
			金額	率(%)
教育総務費	305,877	270,641	35,236	13.0
小学校費	1,750,881	1,676,758	74,123	4.4
中学校費	5,543,895	379,356	5,164,539	1,361.4
幼稚園費	212,537	177,993	34,544	19.4
社会教育費	266,916	93,472	173,444	185.6
保健体育費	432,682	9,539	423,143	4,436.0
合計	8,512,788	2,607,758	5,905,030	226.4

(2) 公債費

予算現額 1,090,955 千円に対し、支出済額 1,081,743 千円で 9,212 千円の不用額を生じており、執行率 99.2% である。また前年度決算額 767,241 千円に比して 314,502 千円 (41.0%) の増加となつている。とくに本年度においては資産繰りの悪化による一時借入金 の増大により一時借入金利息が前年度に比して 164,661 千円増加したこと及び長期債利息が 142,283 千円増加したことにより利子の増加が目立っている。

(単位千円)

目	50 年度	49 年度	増 (△) 減	
			金額	率 (%)
元 金	312,711	305,112	7,599	2.5
利 子	764,175	457,231	306,943	67.1
公 債 諸 費	4,856	4,898	△ 42	△ 0.9
合 計	1,081,743	767,241	314,502	41.0

Ⅲ 基金の運用状況

用品調達基金、同和更生資金貸付基金、土地開発基金について、昭和 50 年度における運用状況を審査した。その結果は次のとおりである。

(1) 用品調達基金

本年度中における運用状況は次表のとおりであり、物品及び現金の合計額 8,182 千円より、買掛金 1,795 千円と基金額 5,000 千円を差し引いた 1,387 千円が一般会計へ繰り入れられている。なお、一般会計繰入金 1,387 千円の内訳は販売利益 1,321 千円及び預金利息 66 千円である。当基金の運用状況について、関係諸帳簿と照合した結果、計数に誤りがなく、運用状況も適正であることを認めた。

(単位円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増(△)減額	決算年度末現在高
物 品	4,218,995	△ 749,724	3,469,271
現 金	3,018,848	1,694,322	4,713,170

(2) 同和更生資金貸付基金

本年度中における運用状況は次表のとおりであり、本年度の貸付状況は18件5,050千円となつている。また、償還額は5,889千円で貸付金利子312千円及び基金預金利子1,147千円が一般会計へ財産運用収入として繰り入れられている。当基金の運用状況についても、おおむね適正になされていることを認めたと、納期がすでに経過しているにもかかわらず未償還のものが、まだかなり残されているので今後とも償還の促進に鋭意努力されるよう望むものである。

(単位円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増△減高	決算年度末現在高
基金額	88,250,000	0	88,250,000
貸付額	99,475,000	5,050,000	104,525,000
償還額	61,871,377	5,889,370	67,760,747
現金残高	50,646,377	839,370	51,485,747
償還残高	37,603,623	△ 839,370	36,764,253

(3) 土地開発基金

本年度においては、基金額の変更、土地の取得、売払は行われていない。なお、現金の保管については、照合の結果適正になされていることを認めた。

Ⅳ 特別会計

1. 国民健康保険事業会計

当初予算額1,687,294千円で補正予算59,980千円を含めた予算現額は、1,747,274千円となつている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳入 1,629,401,702 円 (収入率 93.3%)

歳出 1,656,767,615 円 (執行率 94.8%)

歳入歳出差引27,365,913円の不足額を生じているが、不足額につい

ては、翌年度歳入を繰上充用している。

本年度歳入歳出決算状況は次のとおりである。

(単位千円)

歳 入	決 算 額	歳 出	決 算 額
国民健康保険料	544,034	総 務 費	84,195
一部負担金	0	保 險 給 付 費	1,505,746
使用料及手数料	216	保 健 施 設 費	689
国庫支出金	1,010,185	公 債 費	690
府支出金	36,150	諸 支 出 金	7,824
諸 収 入	8,817	予 備 費	0
繰 入 金	30,000	繰 上 充 用 金	57,623
合 計	1,629,402	合 計	1,656,768
歳 入 歳 出 差 引 額			△ 27,366

また、決算状況を前年度と比較すると次表のとおりとなり、前年度の赤字額57,623千円に比して、27,366千円と30,257千円の減少となっており、本年度のみの単年度収支は30,257千円の黒字である。

(単位千円)

年度	予算現額	決 算 額		歳入歳出 差引額	執 行 率 (%)	
		歳 入	歳 出		歳 入	歳 出
50	1,747,274	1,629,402	1,656,768	△ 27,366	93.3	94.8
49	1,377,952	1,229,334	1,286,957	△ 57,623	89.2	93.4
増△減	369,322	400,068	369,811	30,257	4.7	1.4

(1) 歳入

予算現額1,747,274千円に対し、調定額1,672,769千円、収入済額1,629,402千円で予算現額に対する収入率93.3%調定額に対する収入率97.4%となっている。

決算額の予算現額に対する比較は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	収入率(%)	
						対予算比	対調定比
国民健康保険料	553,003	586,716	544,034	2,928	39,754	98.4	92.8
一部負担金	10	0	0	0	0	0	0
使用料及手数料	81	216	216	0	0	266.7	100.0
国庫支出金	1,030,657	1,010,185	1,010,185	0	0	98.0	100.0
府支出金	32,996	36,150	36,150	0	0	109.6	100.0
諸 収 入	100,527	9,502	8,817	0	685	8.8	92.8
繰 入 金	30,000	30,000	30,000	0	0	100.0	100.0
合 計	1,747,274	1,672,769	1,629,402	2,928	40,439	93.3	97.4

また、決算額を前年度と比較すれば次表のとおりであり、前年度決算額1,229,334千円に比して400,068千円(32.5%)の増となつてゐる。増加中の主なものは保険料、国庫支出金である。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減		構 成 比 (%)	
	50年度	49年度	金 額	率 (%)	50年度	49年度
国民健康保険料	544,034	355,529	188,505	53.0	33.4	28.9
一部負担金	0	0	0	0	0	0
使用料及手数料	216	224	△ 8	△ 3.6	0	0
国庫支出金	1,010,185	825,860	184,325	22.3	62.0	67.2
府支出金	36,150	29,576	6,574	22.2	2.2	2.4
諸 収 入	8,817	8,145	672	8.3	0.5	0.7
繰 入 金	30,000	10,000	20,000	200.0	1.9	0.8
合 計	1,629,402	1,229,334	400,068	32.5	100.0	100.0

(2) 主な歳入の内容

(1) 国民健康保険料

本年度の国民健康保険料収入状況は次のとおりである。

予算現額	553,003,000円
調定額	586,716,225円
収入済額	544,034,282円
不納欠損額	2,928,409円
収入未済額	39,753,534円

保険料収入額は54,403.4千円で予算現額に対する収入率98.4%、調定額に対する収入率92.8%でともに前年度の収入率を上廻っている。また、前年度決算額355.529千円に比して188.505千円(53.0%)の増加を示しているが、これは主として保険料の最高限度額及び保険料率の改訂を行なったこと及び自然増によるものである。

また、不納欠損処分された保険料の内訳は462件2,928千円となっており前年度1,037件6,055千円に比して減少しているものの、保険料の時効が2年と短期間であるため比較的多くの不納欠損額を生じている。不納欠損処分については、国民健康保険法第110条の規定に該当したものについて行われるものであるが、今後とも保険料の不納欠損処分については、その内容等について十分に調査のうえ、慎重な取扱いをなされたい。

なお、収入未済額も前年度に比して6,445千円の増加となっており、保険料の徴収に関しては、諸般の困難な事情から、ある程度やむえないものと思われるが、当事業会計の財政健全化のためにも、より一層の努力を望むものである。

次表は保険料を前年度と比較したものである。

(単位千円)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)
50	現年度分	555,359	527,043	0	28,316	94.9
	滞納繰越分	31,357	16,991	2,928	11,438	54.2
	合計	586,716	544,034	2,928	39,754	92.7
49	現年度分	349,372	333,319	0	16,053	95.4
	滞納繰越分	45,521	22,210	6,055	17,256	48.8
	合計	394,893	355,529	6,055	33,309	90.0
増(△)減		191,823	188,505	△3,127	6,445	2.7

(ロ) 国庫支出金

予算現額 1,030,657千円に対し、調定額、収入済額ともに1,010,185千円で予算現額に対する収入率は、98.0%となつている。また、前年度決算額825,860千円に比して1,027,90千円(12.4%)の増加を示している。

増加中のおもなものは次表のとおり、療養給付費負担金及び財政調整交付金である。

(単位千円)

区 分	50年度	49年度	増 (△) 減	
			金額	率 (%)
事務費負担金	42,556	32,844	9,712	29.6
療養給付費負担金	788,624	685,834	102,790	15.0
助産費補助金	3,926	5,190	△ 1,264	24.4
財政調整交付金	175,079	82,254	92,825	112.9
特別療養給付費補助金	—	19,738	△ 19,738	—
合 計	1,010,185	825,860	184,325	22.3

(3) 歳出

予算現額 1,747,274千円に対し、支出済額 1,656,768千円で90,506千円の不用額を生じている。執行率は94.8%と前年度の93.4%を上廻つており、公債費以外は、おおむね順調な執行状況を示している。歳出決算額の予算現額に対する比較は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	執行率 (%)
総務費	89,039	84,195	4,844	94.6
保険給付費	1,570,973	1,505,746	65,227	95.9
保健施設費	700	689	11	98.4
公債費	13,381	690	12,691	5.2
諸支出金	8,450	7,824	626	92.6
予備費	4,751	0	4,751	0
繰上充用金	59,980	57,623	2,357	96.1
合 計	1,747,274	1,656,768	90,506	94.8

また、決算額を前年度と比較すると次のとおりであり、前年度決算額 1,286,957千円に比して369,811千円(28.7%)の増加となっている。増加中の主なものは、保険給付費で前年度に比して309,607千円(25.9%)の増である。

(単位千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	50 年度	49 年度	金 額	率 (%)
総 務 費	84,195	76,343	7,852	10.3
保 険 給 付 費	1,505,746	1,196,139	309,607	25.9
保 健 施 設 費	689	481	208	43.2
公 債 費	690	2,563	△ 1,873	△ 73.1
諸 支 出 金	7,824	1,294	6,530	504.6
予 備 費	0	0	0	—
繰上充用金	57,623	10,136	47,487	468.5
合 計	1,656,768	1,286,957	369,811	28.7

(4) 主な歳出の内容

(1) 総務費

予算現額 89,039千円に対し、支出済額 84,195千円で4,844千円の不用額を生じており執行率 94.6%となっている。

また前年度決算額 76,343千円に比して7,852千円(10.3%)の増であり、その内訳は次表のとおりとなっている。増加中の主なものは徴収費であるが、これは、一般職員等の給与費の増加によるものである。

(単位千円)

区 分	50 年度	49 年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
総 務 管 理 費	20,421	20,540	△ 119	△ 0.6
徴 収 費	63,261	55,381	7,880	14.2
運 営 協 議 会 費	396	422	△ 26	△ 6.2
趣 旨 普 及 費	117	—	117	—
合 計	84,195	76,343	7,852	10.3

(ロ) 保険給付費

予算現額 1,570,973千円に対し、支出済額 1,505,746千円で 65,227千円の不用額を生じており、執行率 95.8%となつている。また、前年度決算額 1,196,139千円に比して 309,607千円 (25.9%)の増加であり、とくに療養給付費において大幅な増加である。これは、給付件数が前年度より 7,055件増加したことによるものである。また、本年度より制度化された高額療養の給付対象は 2,101件、75,803千円となつている。

なお、療養給付費の前年度比較は次のとおりである。

(単位千円)

区 分	50 年度	49 年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
(1) 療養諸費	1,492,771	1,180,439	312,332	26.5
療養給付費	1,396,593	1,166,665	229,928	19.7
療養費	9,387	6,534	2,853	43.7
高額療養費	75,803	—	75,803	—
審査支払手数料	10,989	7,241	3,748	51.8
(2) 助産費	11,840	14,660	△ 2,820	△ 19.2
(3) 葬祭費	1,135	1,040	95	9.1
合 計	1,505,746	1,196,139	309,607	25.9

2. 土地区画整理事業会計

当初予算額 233,598千円で補正予算額 1,538千円を含めた予算現額は 245,136千円となつている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳 入 0 円
 歳 出 11,537,943 円

当事業会計は、土地区画整理事業の円滑な運営を図るため、昭和40年3月31日に設置されたものであり、葛の葉地区の土地区画整理事業の実施を推進しているものであるが本年度においても事業の進展がみられず、前年度ま

での繰上充用金11,537,943円をそのまま翌年度に繰上充用したものである。

3. 公共用地先行取得事業会計

当初予算額150,500千円に対し、9,531千円の減額補正を行い予算現額140,969千円となつている。

予算現額に対する決算額は次のとおりとなつている。

歳入 140,968,879円(収入率100.0%)

歳出 140,968,879円(執行率100.0%)

当事業会計は公共事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため昭和50年3月31日に設置されたものであり、当初は都市計画関係用地の先行取得事業を行なうべく予算計上されていたものであるが、目的変更され本年度においては、図書館用地6,163.1㎡の購入を行つたものである。

なお、財源内訳は公共用地先行取得事業費債72,000千円及び一般会計からの繰入金68,969千円である。

昭和50年度

主要施策の成果説明書

和 泉 市

款	項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
			円	円	円
②	総務費				
	(1) 総務管理費	市民交通傷害保険	5,481,000	4,079,107	雑 入 3,864,543 (保険料及び取扱 手数料)
					一般財源 214,564

施 策 の 成 果 の 説 明

交通事故により傷害を受けた市民救済の一助とするため、市民交通傷害補償制度を実施した結果は、次のとおりである。

加入状況 50年度中の加入総人員は8,146人で人口の6.75%であった。

市民交通傷害保険加入状況

種別	区分	加入人員	保険料	市負担金
一	般	5,522人	2,616,680円	円
	児 童	1,873	779,415	111,345
	老 人	702	166,880	166,880
	保護家庭	49	11,720	11,720
	合 計	8,146	3,574,695	289,945

市民交通傷害保険金支払状況(昭和50年度支払分)

分 類	保 險 金	件数	保 險 金 支 払 額
死 亡	800,000円	件	円
後 遺 傷 害	500,000		
治療期間 6ヶ月以上	120,000	7	840,000
〃 5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000		
〃 4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	1	70,000
〃 3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	4	200,000
〃 2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	7	210,000
〃 1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	7	140,000
〃 1週間以上1ヶ月未満	10,000	18	180,000
〃 1週間未満	5,000		
合 計		44	1,640,000

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
	交通安全施設整備	28,550,000 円	28,367,000 円	交通安全対策 円 特別交付金 15,418,000 国庫補助金 3,100,000 府補助金 6,900,000 一般財源 2,949,000

施 策 の 成 果 の 説 明

人口増加と車の激増により主要幹線道路はもちろん、市内各道路の事情は悪化せる一方であり
 その中でも交通事故多発地ならびに多発するおそれのある地域に対し、交通事故防止のための
 交通安全施設（歩道、防護さく、道路反射鏡等）を設置し、市民の生活圏の安全を図った。

1. 歩 道

信田・高石線	延長 360 m	1,280,000円
府中・信太山線	延長 519 m	11,160,000円
府中・阪本線	延長 80.5 m	7,495,000円

2. 防護柵

側川線	延長 58 m	1,107,000円
福瀬・善正線	延長 31 m	190,000円
大野線	延長 17 m	100,000円
久井・若樫線	延長 39 m	315,000円

3. 道路反射鏡

上代町他	18箇所	19基	358,000円
尾井町他	15箇所	16基	269,100円
舞町他	12箇所	13基	258,900円

4. 街路灯

富秋町	14基	3,150,000円
-----	-----	------------

5. 路側帯

葛の葉町	延長 137.2 m	62,000円
------	------------	---------

6. 区画線

葛の葉町	延長 184.6 m	78,000円
黒鳥町	延長 63.9 m	178,000円
一条院町	延長 791.6 m	221,000円

7. 道路標識

府中町	5箇所	5基	46,000円
緑ヶ丘町	18箇所	18基	234,000円

8. スクールゾーン標示

緑ヶ丘町・鶴山台北	路面標示、電柱巻付他	465,000円
-----------	------------	----------

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
(7)同和対策費	同和対策支部 助成金	31,375,000 円	31,374,940 円	一般財源 31,374,940 円
	(仮称) 解放総合センター 建設事業	2,463,158,000	637,735,710	国庫補助金 17,815,000 市 債 612,525,000 一般財源 7,895,710
	③ 民生費 (1) 社会福祉費			
(1) 社会福祉費	身体障害者福祉	16,770,000	16,509,699	国庫負担金 4,551,803 府補助金 1,420,893 一般財源 10,537,003
	身体障害者解放 会館建設事業	435,672,000	252,907,268	府補助金 119,304,000 市 債 131,070,000 一般財源 2,533,268

施 策 の 成 果 の 説 明

同和地区における社会的、文化的、経済的生活の向上と、同和問題の解決に資するため、同和対策促進団体に対し助成を行い、団体の健全育成と同和問題の解決に資した。

同和対策事業特別措置法の趣旨並びに精神にのっとり、同和問題の抜本的解決を計るため、同和地区の完全解放の中核としてその役割を果そうとするものであり、同時に全市民の交流の場とするため解放総合センター建設事業に着手した。

尚、本年度については用地買収が遅れた関係で用地買収のみを行い、建物の建設については次年度へ繰越した。

用地買収面積	8,042.55㎡	628,342,205円
基本設計委託		6,800,000円
繰越明許費繰越額		1,781,397,000円

- | | | |
|--------------------------------|-------------|------|
| 1. 手帳無料診断(109件) | 補装具の交付(58件) | |
| 更生医療給付事業(5件)等の実施 | | |
| 2. 更生援護施設に対する収容措置をなし更生につとめた。 | | 1名 |
| 3. 重度障害児童等給付金の支給(1級～3級手帳所持該当者) | | 646件 |
| 4. 重度障害者福祉手当金の支給(50年10月実施) | | 132件 |
| 5. 身体障害者家庭奉仕員派遣事業 | 奉仕員 | 1名 |
| | 対象家庭 | 5件 |

同和対策審議会答申の趣旨にのっとり同和地区身体障害者の解放と各種の相談に応ずると共に健康の増進、教養の向上、機能回復訓練及び、健全な保健休養のために必要な便宜を総合的に供し、もって身体障害者の福祉の増進を図るため本事業を行ったものである。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
	精神薄弱者福祉	18,538,000	18,442,190	施設収容者負担金 348,300 国庫負担金 13,528,890 一般財源 4,565,000
	老人福祉	76,237,000	75,468,136	施設収容者負担金 265,800 国庫負担金 21,077,670 府負担金 87,173 府補助金 7,505,493 一般財源 46,532,000

施 策 の 成 果 の 説 明

名 称	和泉市立身体障害者解放会館
所 在 地	和泉市幸町52番地
構 造	鉄筋コンクリート2階建
建物面積	1,061㎡
敷地面積	1,563.53㎡

繰越明許費繰越額 180,872,000円

1. 更生援護施設に対する収容措置をなし更生につとめた。 延 16名
2. 重度障害児童等給付金の支給（IQ 75以下） 96件

1. 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）に対する収容措置をなし、生活安定のための援護につとめた。 延 33名

2. 老人の健康を図るため、60才以上65才未満の人に対する向老期健康診査を実施。 受診者数 380名

65才以上の老人を対象に老人健康診断事業を実施した。

受診者数 467名

3. 敬老祝金の支給

77才以上の老人 1人当り支給額 5,000円 支給人員 1,373名

4. 老人家庭奉仕員派遣事業

奉仕員 2名

対象家庭 7件

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
	老人憩の家 建設事業	円 29,458,000	円 28,920,840	円 府補助金 5,000,000 市 債 19,800,000 一般財源 4,120,840
	老人解放センター 運 営	14,127,000	12,489,468	府補助金 3,025,000 一般財源 9,464,468

施 策 の 成 果 の 説 明

老人に対し、教養の向上とレクリエーション等の場を整備し、老人の心身の健康の増進を図ることを目的として次のとおり事業を実施した。

名 称	鶴山台老人憩の家	北松尾老人憩の家
所 在 地	和泉市鶴山台2丁目1番地	和泉市唐国町826
構 造	鉄骨平家建	鉄骨平家建
建物面積	132.81㎡	134.99㎡
敷地面積	305.01㎡	294.08㎡

1. 在宅老人機能回復訓練事業

脳卒中及びその他の傷病等の後遺症によって苦しんでいる老人を機能訓練により、機能回復をめざし、手足諸関節、衣服の着脱及び日常動作に支障のないようにするため、下記のとおり機能回復訓練事業を実施した。

(1) 機能回復訓練事業の実施状況

訓練の内容	実施状況	参加延人員	備考
1. 運動療法（歩行訓練、関節可動域訓練）	毎週土曜日午後 2時～午後5時	1,248名	対象者26人 (男) 14人 (女) 12人
2. 日常動作訓練 (衣服の着脱、起居移動動作等)			
3. 温熱療法（ホットバックを使用し 関節の可動域を拡大する訓練）			
4. 電気、電波、光線療法			

2. 教養の向上、レクリエーション等の実施状況（趣味の教室、教養講座等）

項 目	実施回数	延実施日数	延参加人員	備 考
識 字 教 室	月 4 回	48 ^日	720 ^人	毎週水曜日
墨 画 "	月 2 回	24	108	
民 謡 "	月 2 回	24	624	
陶 器 "	月 1 回	12	324	
茶 道 "	月 2 回	24	384	

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
	老人医療助成	267,895,000	267,537,004	国庫負担金 104,303,000 府負担金 27,000,000 府補助金 85,870,000 一般財源 50,364,004
	障害者医療助成	14,958,000	14,331,822	府補助金 10,871,417 一般財源 3,460,405
	国民年金	44,805,000	44,601,005	国庫委託金 23,420,724 府補助金 10,500,000 雑 入 5,635,000 一般財源 15,440,281

施 策 の 成 果 の 説 明

3. 健康増進業務

種 別	内 容	参加延人員	備 考
栄 養 指 導	料理等による実技指導	304人	年4回実施
老 人 体 操	健康を保持するためのリズム体操	12,650	毎日午後3時
血圧測定及び健康診断		3,216	毎週金曜日

老人の健康保持および福祉の増進を図るため、65才以上の老人に対し医療費の助成を行った。

医療費助成延受給者 62,064 件

心身障害者の健康保持及び福祉の増進を図るため、身体障害者等級別による1～2級該当者、重度の精神薄弱判定者及び身体障害者手帳を所持し、かつ精神薄弱の程度が中度であると判定された者を対象に医療費の助成を行なった。

医療費助成延受給者 2,135 件

1. 全被保険者の 受給資格要件の納付期間 不足者に対し、各町の国民年金委員の協力で、納付の勧奨を行なった。(附則18条に伴なり時効保険料の納付)
2. 未加入者及び未納者(特に期間不足者)を対象とした国民年金のお知らせを各町内会の協力で回覧、又国民年金委員を対象に研修会を開き、国民年金制度の普及に努めた。
3. 毎月市広報により市民に国民年金制度の趣旨を深めるためのPRを行なった。
4. 住民基本台帳及び課税台帳、その他調査の結果174名の不在被保険者があった。尚、年度末現在の被保険者数は次のとおり。

年 度	強制加入被保険者数	任意加入被保険者数	合 計
50	18,254人	5,701人	23,955人

款	項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
			円	円	円
(2) 児童福祉費	児童福祉		156,197,000	155,958,156	国庫負担金 121,236,200 国庫委託金 3,313,375 府負担金 17,243,900 府補助金 1,571,700 一般財源 12,592,981
	(仮称) 鶴山台第二保育園 建設事業		124,318,000	118,607,914	国庫補助金 30,021,000 府補助金 31,549,500 市 債 16,000,000 一般財源 41,037,414

施 策 の 成 果 の 説 明

拠出年金及福祉年金支給状況

区 分	老 令	障 害		母子	準母子	遺 児	寡 婦	通算老令
		1級	2級					
拠 出	2,898人	67人	10人	73人	0人	2人	18人	132人
福 祉	3,361	341	8	5	0			

家庭生活の安定と次代の社会をになう児童の健全育成、及び資質の向上をはかることを目的として、受給資格者に対し周知徹底を期し、次のとおり児童手当の認定給付を行った。

受給者数 2,658名 受給算定児童数 3,081名

家庭児童相談室 相談員 2名

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、児童相談所、保健所及び学校等と連絡を深め、相談及び指導に応じた。

相談指導件数 239件

身体障害児家庭奉仕員派遣事業 奉仕員 1名

重度の身体障害児の生活の安定に寄与するため、奉仕員を派遣して無料で適切な家事、介護等の日常生活の世話をを行った。

介護対象 3世帯 各世帯それぞれ週3回訪問介護

近年の経済社会の動向により、保育に欠ける児童は急激に増大しつつあるため要措置児対策として日本住宅公団の立替施行により鶴山台第二保育園を建設し、児童福祉の増進に寄与した。

所 在 地 鶴山台3丁目2番1号

規模及構造 鉄筋コンクリート2階建 延床面積 958.78㎡

定 員 120名

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
	南池田第一保育園 建設事業	60,000,000 ^円	50,355,187 ^円	市 債 46,300,000 ^円 一般財源 4,055,187
	(仮称) 信太第三保育園 建設事業	416,596,000	411,571,758	国庫補助金 33,608,000 府補助金 197,070,000 市 債 151,688,000 一般財源 29,205,758
(3) 生活保護費	生活保護	779,550,000	779,538,793	国庫負担金 623,418,000 府負担金 12,500,000 一般財源 143,620,793

施 策 の 成 果 の 説 明

南池田第一保育園は建物の老朽が著しくまた狭いいため、移転建築に先立ち今年度において用地を取得したものである。

用地買収面積 2,890.66㎡

同和問題の解決に果す保育所の重要性に鑑み昭和49年度からの繰越事業として建設し、昭和50年10月開所したものである。

名 称 和泉市立くすのき保育園
 所 在 地 和泉市王子町61番地
 規模及構造 鉄筋コンクリート2階建 延床面積 1,364.46㎡
 定 員 120名

毎年度生活保護基準額が改訂され、昭和50年度においても、前年度当初費で年度途中改訂分1.5%を含め25.3%引き上げられ、被保護者に対する経済的援護の改善に有効に資した。

尚、年度間における保護の実施状況は次のとおりであるが、社会・経済状況を反映してか被保護世帯・人員共に引き続き高い増加傾向を示し、保護基準の大幅アップともあいまって扶助費の実質増加につながった。

扶 助 別	被 保 護 延 世 帯 数	扶助延人員	扶助費支出額	備 考
生 活 扶 助	7,979	15,225 人	297,883,472 円	実被保護人員 16,623人 保護率 11.74%
住 宅 扶 助		12,085	26,327,079	
教 育 扶 助		3,506	11,164,512	
医 療 扶 助		8,903	440,043,552	
出 産 扶 助		1	26,200	
生 業 扶 助		30	408,720	
葬 祭 扶 助		26	901,358	
施 設 事 務 費		(再掲)56	2,783,900	
計		7,979	39,776	

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
④ 衛生費 (1) 保健衛生費	母子衛生対策	円 4,166,000	円 4,078,284	円 府補助金 2,512,730 一般財源 1,565,554
	住民保険対策	25,644,000	25,426,091	府補助金 7,576,721 府委託金 208,000 雑 入 (予防注射実費 徴収金) 1,486,100 (胃集団検診実費 徴収金) 407,600 一般財源 15,747,670

施 策 の 成 果 の 説 明

妊産婦及び乳児の健康を増進する目的で行った。

(1)妊産婦対策費実施状況

同和対策の一環として和泉市内の同和地区に居住する妊婦が分娩する場合に支給した。

区 分	出 産 扶 助 費				未熟児 診療費	妊産婦診療費	
	申請 者数	健康保険 加入者95,000円	国民保険 加入者135,000円	死 産 その他		支給者数	件 数
計	22人	8人	14人	2人	2人	24人	31件

(2)母子栄養強化食品実施状況

母子の栄養と健康を増進する目的で生活保護世帯市町村民税が非課税世帯もしくは均等割の世帯に妊婦6カ月間、産婦3カ月間、乳児9カ月間にそれぞれ牛乳を1日1本支給した。

区 分	申 請 者 数	受 給 者 数			受 給 本 数		
		妊産婦	乳 児	計	妊産婦	乳 児	計
計	34人	237人	242人	479人	6,745本	7,342本	14,087本

伝染病の予防に万全を期し、市民の予防衛生思想の向上と健康保持に努めた。

尚、三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風）の予防接種は、50年初、他府県において死亡事故が相続いておこったので、厚生省衛生局長より、都道府県知事を通じて一時見合せの通達があったので、当市においても中止した。又種痘については、最も接種事故の多い予防接種であり、弱毒化された新ワクチン（LC16M8株）の実用化に目途がついたので、種痘についても中止した。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円

施 策 の 成 果 の 説 明

(1)急性灰白髄炎(小児マヒ)予防接種実施状況

生後3カ月以上18カ月に至る乳幼児を対象に4月と10月に年2回生ポリオワクチンを投与し、その成果は次のとおりです。

区 分	対象者数	接種人員	実施率	実施者内訳		該 当 外 接種人員	
				A階層	B階層		
上 半 期	(1)追加接種(第2回目)	1,145人	944人	82%	833人	111人	178人
	(2)初回接種(第1回目)	1,838	1,115	61	1,002	113	19
	計	2,983	2,059	69	1,835	224	197
下 半 期	(3)追加接種(第2回目)	1,075	713	66	635	78	124
	(4)初回接種(第1回目)	1,564	772	49	692	80	11
	計	2,639	1,485	56	1,327	158	135
合 計	5,622	3,544	63	3,162	382	332	

(2)日本脳炎予防接種実施状況

昭和50年5月7日から昭和50年6月27日まで学校(園)関係と一般を分け市内小、中学校において実施。一般市民は、生後12カ月以上の全市民を対象として希望者に接種、学校(園)関係は小、中学校の児童、生徒、公私立の幼稚園、保育園の園児に接種した。

区 分	幼・保育園		小学校		中学校		一般市民	合 計
	該当数	接種数	該当数	接種数	該当数	接種数	接種数	接種数
計	5,012	4,203	12,097	10,837	5,003	4,579	9,228	28,847

(3)住民結核健康診査実施状況

結核の早期発見と市民の健康保持に万全を期するため、6月、7月に亘りレントゲン撮影を東大阪検診協会に委託し、精密検査まで実施しており乳幼児のツ反BCGは和泉保健所及び和泉市医師会の協力を得て実施した。

受 診 者 数			要精密検査数			精密検査結果		
30才未満	30才以上	計	30才未満	30才以上	計	要治療	要観察	健康
860人	1,499人	2,359人	2人	33人	35人	2人	29人	4人

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円

施 策 の 成 果 の 説 明

乳幼児のツ反 BCG接種

区 分	ツベルクリン反応検査					BCG接種 被接種者数	
	対象人員	被注射数	被判定数	内 訳			
				陽性	疑陽性		陰性
4,759人	1,492人	1,409人	21人	180人	1,208人	1,115人	

(4)インフルエンザ(流感)予防接種実施状況

昭和50年10月22日から昭和50年12月8日までの間、市内の各小、中学校にて幼稚園、保育園の園児及び小、中学校の児童に接種、一般市民は生後36カ月以上の全市民を対象として、昭和50年12月1日から昭和50年12月末日まで市内の各医院に委託して接種した。

区 分	幼・保育園		小 学 校		中 学 校		一般市民	合 計
	該当数	接種数	該当数	接種数	該当数	接種数	接種数	接種数
計	4,843	3,619	12,439	11,117	4,995	4,630	2,257	21,628

(5)飼犬及び狂犬病予防注射及び月別登録状況

飼犬の狂犬病を予防するため4月と10月に市内の各会場で予防注射と登録を実施、登録だけは市予防衛生課でも行った。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	1,526	1	29	8	4	16	475	12	3	2	2	2	2,080

(6)胃集団検診実施状況

昭和50年6月2日から昭和50年6月30日の間、市内14会場にて35才以上の全市民を対象として希望者に実施した。

区 分	実 施 回 数	受 診 者 数	異 状 な し	症 状 内 科 応 じ 療 治	要 精 検 者 数	精 検 結 果 分 類									
						胃 ガ ン	胃 ポ リ ー プ	胃 潰 瘍	胃 潰 瘍	十 二 指 腸 潰 瘍	十 二 指 腸 潰 瘍	胃 炎	そ の 他	精 検 未 受 診 者 数	
計	17	1,028	942	6	80	3	2	16	5	2	1	8	10	8	

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
	診療所対策	円 67,100,000	円 66,813,377	円 府補助金 17,714,000 市 債 9,170,000 一般財源 39,929,377
(2)清掃費	し尿塵芥処理対策	1,300,482,000	1,223,112,944	清掃手数料 36,000 市 債 454,216,000 一般財源 768,609,944

施 策 の 成 果 の 説 明

〔和泉診療所〕

同和地域における住民の健康を増進し、予防衛生思想並びに医療レベル向上に積極的に対処した。尙、眼疾患者の治療を行うため次のとおり事業を施行した。

和泉診療所眼科増設事業

敷 地 面 積 9 1.2 2 m²
規 模 及 構 造 鉄骨平家建 6 8.6 0 m²

〔南横山診療所〕

へき地住民の健康保持増進のため、当市と横山病院開設者 横山農業協同組合長との間に契約を締結し、毎週水曜、金曜日午後 3時から午後 5時まで診療を行った。

実績については次のとおりである。

月別	患 者 数	月別	患 者 数	月別	患 者 数	月別	患 者 数
4 月	7 6 人	7 月	8 6 人	10 月	1 0 9 人	1 月	1 2 0 人
5	9 4	8	6 1	11	1 0 7	2	8 0
6	7 9	9	8 4	12	6 9	3	8 9
						計	1,0 5 4

この経費の主なものは、松尾寺不燃物処理場建設用地費及び泉北環境整備施設組合分担金のほか、し尿、及び廃棄物の収集に要したものである。尙、し尿の収集処理状況は次のとおりで、特に山間部においては前年同様中継措置により円滑が期されている。

(5 0 年度し尿投入実績)

業者別	和泉衛生	山間衛生	丸岡清掃	本多衛生	南大阪環境開発	計
投入台数	10,701 台	6,779 台	3,912 台	3,153 台	1,798 台	26,343 台
投入量	19,261.8 kl	12,202.2 kl	7,041.6 kl	5,675.4 kl	3,236.4 kl	47,417.4 kl

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
(3)墓地管理費	墓地及び市営葬儀	79,373,000	40,797,768	葬儀使用料 13,285,950 一般財源 27,511,818

施 策 の 成 果 の 説 明

一般廃棄物(ごみ)処理については、一般家庭は無料で全域業者委託で処理し、不燃性廃棄物(燃えないごみ)の収集処理は直営により、収集計画に基づき処理地に埋立処分を行った。又、占有者独自の処理地搬入についても、燃えるごみ、燃えないごみとを区分し搬入許可証を発行し、不法投棄防止と環境美化が期されている。これ等に要する諸経費、特に処理地に対し多額を要しているがその成果が大きい。

松尾寺不燃性塵芥処理用地買収 3 2, 5 8 1 m²
4 5 4, 2 1 5, 2 4 8 円

〔 5 0 年度焼却場への搬入実績 〕

直 営		委 託		そ の 他		計	
台 数	搬 入 量	台 数	搬 入 量	台 数	搬 入 量	台 数	搬 入 量
3 2 9 台	2 9 9 t	1 3, 3 3 9 台	2 1, 8 9 1 t	5, 9 5 1 台	2, 9 5 3 t	1 9, 6 1 9 台	2 5, 1 4 3 t

(その他は市民が直接焼却場に搬入したもの)

〔 5 0 年度不燃性廃棄物処理実績 〕

区 分	黒石第1処理地	箕形処理地	黒石第2処理地
市 直 営	2 3 8 t	5, 1 7 2 t	4 1 t
市 民 持 参	3, 7 2 5		6 5 4
計	3, 9 6 3	5, 1 7 2	6 9 5

繰越明許費繰越額 7 7, 2 8 4, 0 0 0 円

松尾寺不燃性塵芥処理用地買収

市営葬儀実績

この施策は、市営葬儀による霊園施設のほか葬儀受付に伴うすべての経費による取扱件数である。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
⑥ 農林水産費 (1) 農業費	農業振興対策	13,666,000	12,785,405	府補助金 4,741,270 府委託金 373,000 一般財源 7,671,135

施 策 の 成 果 の 説 明

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
5 段		1	4	4	4	3	3	1	6	10	2	4	42
4 段	13	7	7	10	15	10	16	14	14	14	16	10	146
3 段	22	11	17	22	15	13	29	12	20	18	15	12	206
2 段	11	12	12	7	7	9	14	9	17	16	21	12	147
火葬のみ	7	5	7	5	6	4	1	4	5	5	5	7	61
死産	8	7	7	2	4	2	5	1	4	3	3	6	52
胎盤		1											1
犬猫	28	24	28	17	17	18	28	14	23	27	14	23	261
計	89	68	82	67	68	59	96	55	89	93	76	74	916
死体火葬件数	53	36	47	48	47	39	63	40	62	63	59	45	602

繰復明許費繰越額 38,200,000円

墓地整備事業

① 温州みかん摘果推進事業

最近実用化された薬剤使用による摘果推進実施することにより、隔年結果防止と規格の統一した商品性の高いみかんを安定的に生産するため次の事業をおこなった。

農協名	事業の内容				総事業費	負担区分	
	薬剤摘果対象面積	薬剤名	実施時期	薬使用量		府補助金	地元負担金
横山	160 ha	ナフサクトルベスマカンカット	6月28日 7月16日	kg 348	円 2,434,130	円 1,217,000	円 1,217,130
南池田	40	ミカンカット	6月15日 7月10日	107	775,709	387,000	388,709
南松尾	35	〃	6月25日 7月10日	105	763,350	381,000	382,350
南横山	2	〃	6月25日 6月30日	6	43,620	21,000	22,620
計	237			566	4,016,809	2,006,000	2,010,809

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円

施 策 の 成 果 の 説 明

② 都市農業近代化事業

都市近郊農業の有利性を生かしたみかん経営農家の安定を確立するため、本事業の実施によって農業生産施設及び観光農業施設（駐車場、休憩所、管理所、遊歩道等）を整備し、土地の高度利用と観光農園としての資本装備の充実を図った。

地区名	事業種名	事業主体	事業量	事業費	負担区分	
					府補助金	地元負担金
堺市 上別所	施設整備 事業	国分観光 農園組合	管理所1棟 駐車場8ヶ所 便所4ヶ所 遊歩道50m 広場6,000㎡	円 5,700,000	円 1,900,000	円 3,800,000

③ 特殊病虫害防除事業

近年みかん園に突発的に発生し、枝葉を喰害するミカンナガタマムシのまん延防止と撲滅を図るため、本事業を実施し、これの被害激減に努めた。

事業 主体名	対象 病虫害名	防除 地区名	対象農作物 及発生面積	防除 面積	総事業費	負担区分	
						府補助金	地元負担金
南池田 農協	ミカン ナガタマムシ	南池田農 協管内	ミカン 100ha	20ha	円 267,200	円 89,000	円 178,200

④ 高能率集団的生産組織育成対策事業

農業の担い手である専業的農業者を中核とする生産組織の基盤強化と組織活動の質的向上をはかるため本事業を実施した。

事業実施 主体名	事業地区	事業の内容	事業費	負担区分		
				府補助金	市費	地元負担金
仏並大池 防除組合	仏並町 大池防除	生産組織育成調査指導 " 運営協議会開催 " 活動強化	円 110,000	円 82,500	円 27,500	円 0
小野田 生産組合	小野田	生産組織育成調査指導 " 運営協議会開催 " 活動強化	円 110,000	円 82,500	円 27,500	円 0
計			円 220,000	円 165,000	円 55,000	円 0

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円

施 策 の 成 果 の 説 明

⑤ 市街化区域内登録農地保全対策事業

市街化区域内の都市施設の整備と空間農地の緑地生産を図り、あわせて生鮮食料の供給源を確保するため、市街化区域内農地（A、B農地）の保全につとめた。

区分	指定農地	登 録 申請農地	登 録 指 定 農 地		補 助 金 交 付 額
			筆 数	面 積	
A	136筆	21戸 33筆	14戸 25筆	11,519㎡	1,418,054円
B	841筆	113戸 208筆	103戸 150筆	101,537㎡	2,534,010円
計	977筆	134戸 241筆	117戸 175筆	113,056㎡	3,952,064円

⑥ 稲作転換対策事業

米の恒常的な過剰生産傾向に対処して需給の均衡をはかり、あわせて地域の特性に応じた農業生産を確立するため、農業者及び関係団体の協力を得て稲から他作物への稲作転換の促進をはかった。

農協名	50年度実施状況			転換作物別面積内訳	
	面 積	実施数量	奨励補助金額	普通作物	永年性作物
和 泉	1,682.4 ^a	57,907 kg	3,937,676円	1,621.7 ^a	60.7 ^a
幸	148.2	3,525	375,700	148.2	0
信 太	750.0	26,779	1,820,972	745.6	4.4
北池田	1,698.9	59,761	4,063,748	1,645.1	53.8
南池田	3,104.4	103,293	7,023,924	1,568.6	1,535.8
横 山	2,274.0	73,588	5,003,984	1,353.0	921.0
南横山	284.3	9,238	628,184	74.9	209.4
南松尾	1,645.1	50,406	3,427,608	673.6	971.5
北松尾	630.7	21,206	1,442,008	545.0	85.7
小 田	55.7	2,003	136,204	55.7	0
計	12,273.7	407,706	27,860,008	8,431.4	3,842.3

施 策 の 成 果 の 説 明

⑦ 政府売渡米穀事前売渡業務

稲作の50年産米を出来る限り食糧管理法にもとづき価格安定されている政府事前売渡米に買上げ出来るよう関係団体の協力をもとに売渡し実施した。

農協名	生産者数	事前売渡申込限度数量	
和 泉	1 0 8 戸	2, 4 4 9 袋	7 3, 4 7 0 kg
幸	6	8 0	2, 4 0 0
信 太	1 5	4 5 0	1 3, 5 0 0
北 池 田	7 7	2, 9 0 5	8 7, 1 5 0
南 池 田	9 7	1, 4 2 0	4 2, 6 0 0
南 松 尾	7	3 0	9 0 0
北 松 尾	1 0	1 2 0	3, 6 0 0
小 田	2 0	5 6 0	1 6, 8 0 0
計	3 4 0	8, 0 1 4	2 4 0, 4 2 0

⑧ 農林関係団体育成強化対策

農林業の振興を図るため、各種団体の育成運営のため必要な経費を一部助成し、組織強化と活動に円滑な推進を図った。

団 体 名	補 助 金 交 付 額
和泉市果樹振興会	8 0, 0 0 0 円
〃 酪農振興協議会	7 0, 0 0 0
〃 農業共済組合	1 0 0, 0 0 0
〃 営農指導者会	4 5, 0 0 0
桑原花卉生産組合	4 0, 0 0 0
森林組合(横山, 南横山)	1 6 0, 0 0 0
計	4 9 5, 0 0 0

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
	畜産振興対策	4,166,000	3,786,118	家畜診療手数料 548,260 府補助金 2,354,000 府委託金 106,000 一般財源 77,858

施 策 の 成 果 の 説 明

⑨ 農業協同組合の育成指導

農林行政における事務の円滑な推進をはかるため、各農協に対し業務委託及び市内農協統合合併を早期実現に踏みきるため、和泉市農協合併研究会を基軸にこれの促進をおこなった。

農業協同組合事務委託料	2,200,000円
和泉市農協合併研究会負担金	200,000円
農作物有害鳥獣(雀)捕獲事業委託料	70,000円

⑩ 農業関係融資斡旋業務

農業経営の近代化と合理化を図り、あわせて農家経済の安定を築くため、農業志向借入希望者の融資斡旋を下記のとおりおこなった。

降雪被害みかん経営安定資金	254件	128,100,000円
農業近代化資金	32件	44,906,000円
農業改良資金	19件	7,526,000円

家畜の多頭羽飼養による経営の合理化を推進すると共に、生産性向上の指導、家畜防疫、環境衛生面についても万全を期し、下記事業を行った。

(1) 家畜診療

家畜診療件数	134頭
診療回数	165回

(2) 防疫事業

乳牛結核検査	383頭
ブルセラ病検査	383頭
肝てつ検査	313頭
牛流行性感冒予防注射	201頭
炭そ予防注射	635頭 (春, 秋2回)
伝貧検査	47頭
腐そ病検査	1,019群
みつばちダニ駆除	354群

ニューカッスル病予防注射、ニューカッスル病検査等の防疫事業を実施した。

施 策 の 成 果 の 説 明

(3)養蜂飼養指導事業

養蜂振興法及び大阪府条例蜜蜂養蜂飼育の規則にもとづき、飼育届及び転飼許可届の履行義務の指導と、6～7月にかけて異常分封(蜂)の苦情について関係業者の協力を得てこれの捕獲にあたり危害の防止につとめた。

養蜂業者届出数	15件	340群
府条例届出数	5件	14群
転飼許可	19件	720群
蜜蜂分封件数	14件	

(4)畜産コンサルタント事業

多頭羽飼養による生産性の高い家畜経営の健全な発展を助長しもって農業生産性の向上と農業所得の増大を図るため、次のとおり指定され受診した。

酪農 中核農業者群育成事業 継続 池田下町 船山輪二

(5)畜産公害対策

糞尿処理労力の省力化と悪臭並びに水質汚濁を防ぎ畜産経営の安定を計るため次のとおり乾燥装置を設置した。

事業名	事業主体名	設置箇所	受益戸数	事業内容	事業費	財 源 内 訳		
						府補助金	市補助金	負担金
畜産経営環境整備事業	和泉市酪農振興協議会	箕形町	5	ビニールハウス式乾燥機1基 243㎡ バキュームタンク1台	円	円	円	円
	箕形養鶏組合	井ノ口町	3	ビニールハウス式乾燥機1基 190㎡	2,008,000	1,004,000	200,800	803,200
計			8		4,708,000	2,354,000	470,800	1,883,200

(6)鶏卵計画生産推進指導事業

近年鶏卵の需給は、過剰生産基調で推移されていることに鑑み、需要に見合った計画的生産をはかることが緊要であることから、市内養鶏農家25戸について鶏卵需給調整協議会を通じて採卵用成鶏羽数の確認及び計画生産の周知徹底指導をおこなった。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
	土地改良及び 防災ため池	<p style="text-align: right;">円</p> <p>69,911,000</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p>69,547,483</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p>地元分担金 11,500,800</p> <p>府補助金 24,063,000</p> <p>一般財源 33,983,683</p>

施 策 の 成 果 の 説 明

近代農業の発展に伴い、機械化農業の推進により土地基盤整備が重視され、経営の合理化及び近代的農業に改善するため次の事業を実施した。

1. 府単独土地改良事業（農道）

工 事 名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源 内 訳		
					府補助金	地元分担金	一般財源
才之前農道	465.0 ^m	8.58 ^{ha}	22 ^戸	5,580,000 ^円	2,790,000 ^円	837,000 ^円	1,953,000 ^円

2. 府単独土地改良事業（水路）

工 事 名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源 内 訳		
					府補助金	地元分担金	一般財源
北田中水路	105.9 ^m	3.45 ^{ha}	26 ^戸	2,880,000 ^円	864,000 ^円	1,440,000 ^円	576,000 ^円
中池水路	51.9 ^m	21.00 ^{ha}	100 ^戸	2,750,000 ^円	825,000 ^円	0 ^円	1,925,000 ^円
計	157.8	24.45	126	5,630,000	1,689,000	1,440,000	2,501,000

3. 府単独土地改良調整事業

工 事 名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源 内 訳	
					府補助金	一般財源
二ツ池 防護柵	60.0 ^m	^{ha}	— ^戸	300,000 ^円	150,000 ^円	150,000 ^円

4. 老朽ため池事業

工 事 名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源 内 訳		
					府補助金	地元分担金	一般財源
軽部池	187.0 ^m	31.0 ^{ha}	101 ^戸	11,112,000 ^円	8,334,000 ^円	1,666,800 ^円	1,111,200 ^円
浦田今池	62.0	4.93	36	3,380,000	2,028,000	676,000	676,000
箕形今池	25.0	3.82	30	3,820,000	2,292,000	764,000	764,000
橋ヶ谷池	12.0	6.50	50	5,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000
大蔵池	41.0	10.50	31	6,300,000	3,780,000	1,260,000	1,260,000
計	327.0	56.75	248	29,612,000	19,434,000	5,366,800	4,811,200

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
(2)林業費	林業振興対策	2,752,000	2,732,577	府補助金 1,486,000 地元分担金 743,000 一般財源 503,577

施 策 の 成 果 の 説 明

5. 市単独土地改良事業

農業用施設で改修新設を必要とするが規模が小さく、国又は府補助基準に達しないため、市単独でこれらの事業を採択した。その内容は次のとおりである。

工種別	件数	事業量	受益面積	受益戸数	実施設計額	市補助金
農道	8 件	722.1 m	25.17 ha	80 戸	4,900,000 円	950,000 円
水路	5	137.0	11.09	26	2,930,000	560,000
ため池	4	28.0	10.35	23	1,104,000	290,000
計	17	887.1	46.61	129	8,934,000	1,800,000

6. 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農林漁業用揮発油税財源身替措置の一環として農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、あわせて農業環境の改善に資するたを目的とするため次のとおり大阪府で事業を実施した。

工事名	工事量	買収面積 戸数, 筆数	物件補償 戸数, 件数	立木補償 戸数, 筆数	事業費	市負担額
松尾山 農道	500 m	6,002.95㎡ 26 戸 52 筆	35 戸 67 物件	19 戸 47 筆	87,796,832 円	16,753,000 円

7. 大規模老朽ため池事業

梨本池改修工事は次のとおり大阪府で事業を実施した。

工事名	仮設道路工事	実施設計	測量試験費	事業費	地元分担金
梨本池工事	延長 865m 7,917,000 円	円 6,000,000	円 4,343,000	円 19,080,000	円 3,857,000

森林のもつ社会的公益性を考慮し、育林保護と林地保全の立場に立って、林業生産の増大と林業経営の改善を図るため、林業生産基盤に重点をおき林道網の整備を次の通り実施した。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円

施 策 の 成 果 の 説 明

1. 林道改良事業

工 事 名	工事箇所	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源 内 訳		
						府補助金	地元分担金	一般財源
宮の谷林道開設	父鬼町 宮の谷	m 20.0	ha 175.0	戸 -	円 1200000	円 480,000	円 540,000	円 180,000

2. 防災林道改良事業

工事名	工事箇所	事業主体	事業量	受益面積	事業費	財 源 内 訳		
						府補助金	地元分担金	一般財源
岩屋谷林道	堺区山町	和泉市	橋梁 5.70m	169	円 580,000	円 290,000	円 203,000	円 87,000

3. 松くい虫防除事業

事業種目	実 施 主体名	実施箇所	事業量	受益 戸数	事業費	負 担 区 分	
						府補助金	地元分担金
松くい虫(立木 伐倒駆除)事業	横山森林 組合	坪井町 仏並町	立木伐倒 駆除 50	戸 3	円 537,500	円 358,000	円 179,500
〃	南横山 森林組合	大 野	立木伐倒 駆除 50	3	537,500	358,000	179,500
計			100	6	1,075,000	716,000	359,000

4. 銃猟禁止区域の設定

近年開禁日には、市内の山林、原野、樹園地内にハンターが市内、近隣都市から殺倒し、学童、地域住民、農林業者に不安を与える苦情が増えている。このため、青葉台、緑ヶ丘団地を中心とする自治会から、銃猟禁止区域設定の強い要望があり、猟友会及び関係農業団体の協力のもとに、和泉銃猟禁止区域343haを大阪府において設定許可を得た。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
⑦ 商工費 (1) 商工費	商工振興対策	円 56,493,000	円 56,424,711	円 府補助金 1,617,400 財産収入 35,989,000 一般財源 18,818,311

施 策 の 成 果 の 説 明

1. 財団法人和泉市商工業振興会の設立

本年3月和泉市商工業振興対策審議会答申がなされた趣旨にのっとり、地場産業商業の振興発展を図るため、市商工業業会関係機関等官民一体あげての総合的かつ強力な推進機構として、12月に財団法人和泉市商工業振興会を設立し、基本財産として1,000,000円を出資した。

なお、本年度の主な事業は次のとおりである。

- (イ) 小規模企業共同利用工場建設譲渡に関する調査事業
- (ロ) 特産品振興に関する事業
- (ハ) 観光に関する事業

2. 商工会館建設譲渡事業

繰越事業として建設していた商工会館（勤労青少年ホームと合築）が7月末完成し、商業活動の拠点として活用するため、和泉市商工会に譲渡した。

譲渡金額	35,989千円
鉄筋コンクリート造	365㎡

3. 商工団体指導助成事業

(イ) 市内小規模企業者の経営指導体制の強化を図るため経営指導員の経費の一部を商工会に対し助成するとともに、量販店の進出、泉北鉄道の延伸等、商業環境の激変に対応し得る商業団体の育成強化を図るため、和泉市商店連合会に対し助成した。

(ロ) 商業協同施設奨励

商業の振興を図るため商業者が行なう共同施設設置事業に対し商業環境の整備により地元販売力の吸引を図るため経費の一部を助成した。

4. 中小企業者指導対策

(イ) 商工ニュースの発行………市内中小企業者に施策の周知及び情報の提供を行なうことにより、経営の指針とするため、市、商工会共同発行の機関紙「商工ニュース」を毎月1回発行した。

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
	雇用対策	74,030,000	62,317,988	国庫補助金 7,500,000 府補助金 9,787,760 雑 入 820,842 一般財源 44,209,386

施 策 の 成 果 の 説 明

(ロ) 移動商工相談 セミナールの実施……………府立商工相談所との提携により市内で移動相談を実施した。また、中小企業者の経営指針とするため商工セミナーを実施した。

5. 環境改善整備地域内商工業者対策

環境改善整備事業の実施により、地区内商工業者の長期振興施設計画等を専門機関と協議するとともに施設配置計画及び商工業者の移転について、関係課と協調し対策に努めた。

6. 消費経済対策

消費生活物資に関する苦情や、商品知識に関する相談を処理するため消費者相談員を5名設置するとともに、住民の生活実態と正確な情報を把握するため各校区に2名消費者モニターを設置する一方、商品知識や消費生活等に関する「くらしの豆知識」を発刊し、消費者対策に努めた。

7. 観光対策

観光地のPRとしてさくら、もみじ祭を実施するとともに観光地に案内板を設置するほか観光絵はがきを発刊し関係機関に対しPRに努めた。

雇用対策

1. 勤労青少年ホーム建設

若年労働の雇用促進、定着対策と併せて勤労福祉に資するため、繰越事業として建設していた「和泉市勤労青少年ホーム」が7月末完成した。

総事業費 117,289,000円(内49年度分74,480,000円)

鉄骨コンクリート造2階建 延1,100㎡

施設内容 相談室、軽運動室、料理講習室、集会室、娯楽談話室、音楽室
図書室

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
	金融対策	40,889,000	40,627,072	諸収入 40,000,000 一般財源 627,072

施 策 の 成 果 の 説 明

2. 中小企業従業員福祉対策

(イ) 中小企業従業員互助会制度準備金積立て……………中小企業に働く従業員の相互扶助の精神により福利厚生を図るため、昭和52年度実施目標に準備基金として100万円支出した。

(ロ) 中小企業退職金共済制度加入促進助成

市内中小企業に働く従業員の退職共済制度を確立するため、中小企業退職金共済法に定める掛金を補助することにより、退職共済契約の促進を図るとともに従業員の福祉増進に努めた。

3. 定着対策

勤労意欲の高揚を図るため、永年勤続者の表彰(5年 63名)(15年 94名)を実施するとともに、新規学卒者激励大会を泉大津職安管内三市一町合同で実施した。

4. 技能習得事業

同和対策の一環として地域住民の近代産業への常用就職を容易にし、その職業の安定を図るため技能習得事業を実施した。

自動車運転(普通)科	19名	自動車運転(大型)科	3名
簿記科	1名		

5. 就職支度金

同和対策の一環として地域に居住する者を主要な生産部門に常用就職させるため、就職者に対し就職支度金を支給するとともに職業転換困難な者に対し職業転換準備資金の貸付を行った。

金融対策

1. 和泉市中小企業融資あっせん

市内中小企業者の経営の安定を図るため貸付限度額を上げるとともに、完済奨励金の対象枠を50万円から80万円に上げた。

款 項	主要施策の名称	予 算 額 円	支 出 済 額 円	財 源 内 訳 円
③ 土木費 (2) 道路橋梁費	道路維持補修	146,254,000	144,912,099	府振興補助金 11,600,000 受託事業収入 18,527,300 市 債 5,500,000 一般財源 109,284,799

施 策 の 成 果 の 説 明

2. 金融あっせん状況

(制度名)	(件数)	(金額)
市単独融資	38件	60,500,000円
常時あっせん	349件	519,100,000円
長期設備	44件	211,600,000円
長期運転	39件	81,400,000円
夏期	16件	57,500,000円
年末	18件	65,800,000円

近年急激な交通量の増加に伴い、道路網の整備、特に幹線道路から一般生活道路に至るまでの機能的に活用できる道路網の整備が要求されておりますが新設を逐次行くと共に、現有道路の最大限利用の向上を計る為、側溝整備及舗装改修等により損耗度の著しい道路の整備に努めると共に、民間会社等の掘削後の本復旧舗装工事並びに道路が起因となる事故防止対策交通に支障なきよう次のような工事を施行した。

北池田31号線道路拡巾工事	工事長305m	4,757,000円
北池田28号線排水路整備工事	” 25m	1,220,000円
三林川中線道路整備工事	” 411m	1,740,000円
信太50.5 1.5 3.5 9.6 0.号線道路整備工事	” 378m	3,000,000円
側川線路肩補修工事	” 38.2m	8,608,000円
北池田44号線道路附帯工事	” 472m	3,800,000円
唐国箕形線第3期附帯工事	” 384m	2,441,000円
北池田35号線舗装附帯工事	” 405.5m	4,150,000円
福瀬善正線道路拡巾工事	” 34.5m	4,300,000円
北池田44号線他1線舗装工事	” 361m	4,000,000円
鍛冶屋天上防線納花浦田線他1線舗装工事	” 819m	4,750,000円
唐国箕形線第3期舗装新設工事	” 617m	19,000,000円
府中井ノ口線道路整備工事	” 330m	1,142,000円
府中信太山線道路整備工事	” 809m	5,650,000円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
	道路橋梁新設 改良	156,509,000	22,362,031	府補助金 9,165,000 一般財源 13,197,031

施 策 の 成 果 の 説 明

国分倉ノ上線路肩補修工事	工事長	10m	1,350,000円
府中内排水路整備工事	〃	105.2m	680,000円
松尾寺塔原線道路整備工事	〃	275m	1,666,000円
小田軽部線路面整備工事	〃	157.7m	1,351,000円
阪本町内道路他2線道路整備工事	〃	373m	2,500,000円
北池田31号線舗装工事	〃	241.7m	2,800,000円
和気繁和他4線道路整備工事	〃	282.7m	1,342,000円
納花上林線道路整備工事	〃	753.2m	2,361,000円
万町山原線道路整備工事	〃	365.3m	1,500,000円
唐国箕形線第3期舗装新設工事	〃	201.3m	2,250,000円
黒鳥観音寺線道路整備工事	〃	1,040m	9,700,000円
北池田5号線他1路線道路整備工事	〃	973.4m	5,170,000円
岡坪井線道路整備工事	〃	1,347.5m	6,800,000円
信太16号線道路整備工事	〃	186m	6,300,000円
仏並松尾線道路整備工事	〃	352m	1,400,000円
国分和田線道路舗装整備工事	〃	589.4m	3,296,000円
信太2号線道路整備工事	〃	221m	1,428,000円
春木久井線府中町内道路整備工事	〃	68.8m	1,290,000円

昭和47年度よりの継続事業で府道父鬼和気線(唐国町)と泉大津粉河線(池田下町)を結ぶ唯一の幹線市道で、近年宅地開発が著しく通行量も増大し、車輛の安全通行及び地域産業の発展向上に寄与するもので本年度分は次のとおりです。

唐国池田線新設工事	用地費	246.59㎡	16,984,152円
四十分橋(大阪府施行)	負担金		3,330,000円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
	環境改善施設 整備事業	218,705,000	208,828,869	国庫補助金 57,084,000 府補助金 87,152,000 市 債 62,930,000 一般財源 1,662,869
	信太山演習場周辺 道路改修事業	48,099,000	48,070,518	国庫補助金 36,027,000 一般財源 12,043,518

施 策 の 成 果 の 説 明

北信太駅前線

現在大阪和泉泉南線までは施行済であるが、北信太駅前までの計画道路であるため、地元住民と用地買収等の問題で難航し次年度へ明許繰越を行った。

繰越明許費繰越額	北信太駅前線整備事業	64,090,000円
事故繰越繰越額	市道光明池和田線新設事業	69,846,000円

同和地区環境改善整備事業の一つである本地区計画道路阪和東側線と府道大阪和泉泉南線を結ぶ計画道路で地域住民の福祉向上産業発展を目的とし本年度事業は次のとおりである。

阪和東側1号線	工事長	713.5m	28,930,000円
	用地買収費	247.12㎡	25,361,765円
地区内道路改修工事	工事長	469m	11,090,000円
	用地買収費	852.88㎡	48,224,143円
繰越明許費繰越額	細街路整備事業		9,706,000円

演習場の演習訓練は主として、近隣市道及び里道を経由し場内中心部を南北に通過して、信太1号線を利用しているところから、一般交通と重複し演習場の使用上大きな障害を生じ演習場の整備計画に伴い、信太1号線の代替道路を新設し障害の緩和を計るものである。

上代伏屋線道路改良工事

工事長	1,100m	26,162,000円
用地買収費	222.88㎡	7,451,429円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
(3) 河川水路費	河川及び水路改修	円 33,340,000	円 33,288,931	円 府補助金 4,500,000 市 債 12,300,000 一般財源 16,488,931
(4) 都市計画費	公園整備事業	211,600,000	211,064,674	住宅公団負担金 5,000,000 国庫補助金 61,000,000 府補助金 32,900,000 府振興補助金 6,500,000 市 債 89,920,000 一般財源 15,744,674

施 策 の 成 果 の 説 明

近年宅地開発の急激化により、下排水の増大及び未改修水路により、降雨時には溢水し、土砂くずれ等による災害を防止する為次のような改修を行った。

王子川改修工事	工事長 27.7 m	2,900,000円
側川護岸工事	" 10 m	1,040,000円
東松尾川河川改修工事	" 30 m	8,166,000円
	用地買収費 280 m ²	1,766,036円
桑原水路しゅんせつ工事	工事長 267 m	1,240,000円
松尾川右岸改修工事	" 26 m	3,000,000円
唐国池田線水路整備工事	" 30.8 m	1,358,000円
箕形処理場整備し型側溝設置工事	" 37 m	1,067,000円
箕形水路築造工事	" 38.9 m	3,160,000円
桑畑水路分水工事	" 5.9 m	1,076,000円
府中北水路支水路底張整備工事	" 150 m	2,550,000円
府中東泉寺線他1路線水路整備工事	" 128 m	4,949,000円

公園については市民の生活環境の向上を主とし自然景観緑地の保全、リクリエーション等総合的な機能の発揮を計るよう各種用途に応じて児童公園、近隣公園、地区公園等を継続的に配置し、市民の利用に供するために計画的に配置を計るもので50年度は次の事業を行った。

1. 肥子池公園

既成市街地で和泉府中駅の西地区中心の近隣公園として計画されている肥子池公園について、本池処分に際し公園用地として取得することとなり本年度は用地買収を行った。

- 用地買収 2,184 m² 114,996,828円

施 策 の 成 果 の 説 明

2. 松尾寺公園

自然的景勝ある古寺として由緒深い松尾寺周辺を松尾寺公園とし、継続事業として本年度は次の事業を行った。

園路石積	1	145 m	26.5 m ²
長ベンチ	4基	擬木柵	114.8 m
擬木橋	1ヶ所		
		工事費	7,512,000円

3. 旭公園

和泉北部住宅地区改良事業計画に伴い、本公園を整備し、近隣住民の憩の場とするため本年度は用地買収を行った。

用地買収	1,226 m ²	70,322,602円
------	----------------------	-------------

4. 王子西公園

本住区には、子供の遊び場を得る空間がほとんどなく、児童の健康増進及び危険性の排除と併せ住宅地の環境向上を図る必要性から、本年度事業として支障物件に対し移転補償を行った。

移転補償	3,000,000円
------	------------

5. 光明池公園

住宅公園の新住事業の進捗に合せ、本公園の事業化を行い本地域の人口増加に対処し、憩の場を確保しようとするものであり、事業として植樹一式を住宅公園に委託した。

植樹一式	9,680,000円
------	------------

款	項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
			円	円	円
		街路事業	375,729,000	375,374,692	住宅公団負担金 28,000,000 国庫補助金 196,200,000 市 債 104,700,000 一般財源 46,474,692
		長水対策事業	39,716,000	38,373,043	府補助金 20,000,000 受託事業収入 10,000,000 市 債 4,180,000 一般財源 4,193,043

施 策 の 成 果 の 説 明

近年急激な人口増加と自動車の保有台数増加により交通量は益々増大しており、これに対処するため幹線道路網の整備および既存幹線道路の高能率化と住民の生活利便の増進と秩序ある市街の形成のため次の事業を行った。

和泉中央線街路整備事業

工事長	ℓ ~ 700 m	63,859,000円
物件補償	1件	130,000,000円
委託料		1,519,000円

光明池春木線街路整備事業

工事長	ℓ ~ 905 m	
委託料		65,500,000円

泉大津阪本線整備事業

用地買収面積	546㎡	
用地買収費		48,008,066円

北信太駅前線街路整備事業

用地買収面積	386㎡	
用地買収費		59,653,101円

長水対策事業について本市は、公共下水道の整備が立遅れている現状において、市街地の排水は従来の農業用水路に依存し排水されているが、そのほとんどが種あいな水路のため家庭からの汚水などが混入し随所に停滞し、環境衛生上憂慮されるものであり、とくに浸水被害の恐れのある箇所について将来公共下水道の雨水幹線として転用を配慮し、排水路の改修工事を行ったものである。

1. 幸排水路

本水路は本市北部地区環境改善整備事業の一環で、地区内3号線道路計画により本年度は管渠の築造を行った。

工事長	ℓ 83.0 m、管径 ϕ 1,350 m/m	
		21,686,000円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
	都市下水道	35,175,000	35,171,332	国庫補助金 14,000,000 府費補助金 2,000,000 市 債 14,700,000 一般財源 4,471,332

施 策 の 成 果 の 説 明

2. 伯太北排水路

本水路は伯太町丘陵部より阪和線信太山駅の北側を経て、和泉工業高校北側から富秋町、泉大津市千原に通ずる水路で、周辺の市街化進展により雨水量等増大し、狭隘な現況素堀水路に溢水被害をうけるための改修を行っており本年度次の事業を行った。

工事長 ℓ 94.0 m、幅員 3.0 m、深さ 1.9 m
8,005,477円

3. 惣ケ池水路

本水路は泉北用水貯水池惣ケ池より王子地区市街地まで延長約700mの狭隘な用排水路で、周辺の開発等により流出量が増大し、市街地に浸水被害の恐れがあるため改修計画により本年度を初年度として改修工事を行った。

工事長 ℓ 45 m、幅員 2.0 m、深さ 1.7 m
10,020,081円

都市下水路は市街地の雨水を排除するため都市計画決定により、市街地の降雨による浸水が著しい地域について幹線下水路の整備をいたしているものであります。

1. 府中北幹線

和泉府中駅前周辺は本市の中心市街地で商店、住宅が急激に増加し都市化の進展がなされていますが、本地区の排水は従来、下流泉大津市の市街地をとおり大阪湾に流出いたしており、このほとんどが隘な農業用水路の現状にあり、市街地の発展により雨水の流出が増大加えて生活污水の流入のため水質が汚染され、豪雨時には浸水被害により地区住民の生活環境が憂慮されるもので、本地区の排水を在来水路に依存することは困難な現況に鑑み、府中町の北地域44haを阪和線において遮水をなし岷尾川に流出すべく昭和49年度より本幹線排水路の計画をなし、継続事業として着手したものであります。本年度は推進工法により管渠築造を行った。

工事長 ℓ 75 m、管径 ϕ 2,000 $\frac{m}{m}$
35,171,332円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
(5) 住 宅 費	(仮称) 和泉第2団地 建設事業(24戸)	171,934,000	171,894,000	国庫補助金 71,124,000 府補助金 88,368,000 市 債 12,000,000 一般財源 402,000
	(仮称) 和泉第3団地 建設事業(42戸)	2,772,147,000	2,129,197,671	国庫補助金 1,097,036,000 府補助金 420,824,000 市 債 610,400,000 一般財減 937,671

施 策 の 成 果 の 説 明

和泉市北部第一地区改良事業に基づき第二団地建設工事として24戸を建設したものである。

工事概要	鉄筋コンクリート	3階建	3DK	24戸
			店舗	9戸
	道路舗装			104m

和泉市北部第一地区改良事業に基づき第三団地建設工事として、42戸計画であったが、買収困難なためやむを得ず24戸の建設となり、残り18戸分を翌年度へ繰り越した。

工事概要	鉄筋コンクリート	4階建	3DK	12戸
		3階建	3DK	12戸
		店舗		27戸
	子供の遊び場			492㎡

継続費繰越額 642,324,000円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
⑨ 消 防 費 (1) 消 防 費	消防施設整備	円 29,428,000	円 29,426,416	円 国庫補助金 2,490,000 府補助金 3,275,000 市 債 6,980,000 一般財源 16,681,416

施 策 の 成 果 の 説 明

1. ジープ購入 1台 594,300円

本市は丘陵地域のため山林、原野が広域にわたり、火災時における人員及び資財搬送を円滑にはかるため増強した。

2. 無線機購入 1機 450,000円

ジープに積載

3. 小型動力ポンプ付積載車 3台 6,114,500円

本市は道路狭隘のうえ火災多発化の傾向にあり、火災時には山間部まで消防ポンプ自動車に到着するまで相当な時間を要するため、山間部に消防機械力の増強をはかり自衛消防力の強化をはかった。

室堂町、池田下町山深、九鬼町

4. 防火水槽増設 4ヶ所 8,164,000円

過密地域で人口急増が激しく火災発生の危険性と被害拡大が予想されるにかかわらず、消防水利が消火栓のみで弱少のため防火水槽の増設をした。

福瀬町 2,100,000円

和気町 2,000,000円

王子町 2,214,000円

幸町 1,850,000円

5. 器具庫新設 2ヶ所 2,993,000円

老朽化による雨もれ、稀少な場所の改善を行うため、器具庫を新設し消防機械器具の保全管理をはかった。

国分町 1,500,000円

三林町川中 1,493,000円

6. 消火栓新設 10,000,000円

本市は水利弱少のため未開発地域における消火栓の増設により消防水利の増強をはかった。

消火栓新設 95ヶ所 7,500,000円

消火栓維持管理 1,299ヶ所 2,500,000円

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
⑩ 教育費				
(1) 教育総務費	同和地区就学奨励 同和教育推進補助	81,619,000	81,460,243	府補助金 24,452,580 一般財源 57,007,663
(2) 小学校費	幸小学校建設事業	760,600,000	760,540,697	国庫補助金 29,121,000 市 債 684,171,000 一般財源 47,248,697
	鶴山台南小学校 プール建設事業	17,243,000	17,243,000	国庫補助金 4,743,000 市 債 12,500,000

施 策 の 成 果 の 説 明

同和地区幼稚園就園奨励金

支給人員 67人 4,510,446円

同和地区小、中学校特別就学奨励金

支給人員 小学生 510人 計725人 28,264,300円
中学生 215人

同和地区高校、大学奨励金

支給人員 高校生 109人 計138人 26,537,600円
大学生 29人

同和地区小、中学校教育推進補助金、全国同和教育研究協議会負担金、
大阪府同和教育研究協議会負担金、大阪府同和教育指導室長連絡会負担金等

6,978,158円

1. 同和地区の小、中学生に対し教育の機会均等を保障し、高校、大学生に対しては進学を奨励し進学後の修学を奨励した。
2. 上記制度のため、年々同和地区児童生徒の学力は向上し、進学率も上昇している。

幸小学校は校地狭隘なため、49年度に第一次用地買収を終え今年度において校舎増改築事業を実施したものである。

事業実施	鉄筋コンクリート3階建	3,485㎡	
	鉄骨一部2階建 屋内運動場	1,123㎡	
	用地	623㎡	59,221,547円
事業効果	普通教室 12、養護教室 1、図工室・音楽室 各1		
	給食室、管理諸室		
	屋内運動場	1,123㎡	

鶴山台南小学校プールは、日本住宅公団が立替施行した水泳プールを借用しているが、本年度国庫補助を仰ぎ譲渡契約にもとづき買収したものである。

事業実施	鉄筋コンクリート 水泳プール	
事業効果	25M×13M 6コース	4M×5M 小プール

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
	鶴山台北小学校 建設事業	89,887,000	89,887,000	円 国庫補助金 63,787,000 市 債 26,100,000
	南横山小学校 プール建設事業	34,299,000	34,229,940	円 国庫補助金 2,887,000 市 債 27,700,000 一般財源 3,642,940
	信太小学校 整備事業	51,591,000	51,590,372	円 府振興補助金 20,500,000 市 債 28,725,000 一般財源 2,365,372
	信太小学校 増改築事業	323,210,000	323,209,988	円 国庫補助金 38,578,000 市 債 228,878,000 繰 越 金 45,000,000 一般財源 10,753,988

施 策 の 成 果 の 説 明

鶴山台北小学校は、日本住宅公団が立替施行した校舎及び用地を借用していたが、本年度国庫補助を仰ぎ譲渡契約にもとづき借用建物及び用地を買収したものである。

事業実施	鉄筋コンクリート3階建	1,707 m ²	
	用地買収	22,075 m ²	2,449,000円
事業効果	普通教室 8、	理科室・家庭室・図書室各1	
	管理諸室		
	学校敷地	22,075 m ²	

南横山小学校には水泳プールが未整備な為、本年度において国庫補助を仰ぎ児童の体力づくりにより一層の効果が発揮できるよう措置した。

事業実施	鉄筋コンクリート	水泳プール
事業効果	25 M×7.7 M	4コース 5 M×4 M 小プール

信太小学校には緊急自動車の進入路がない為、又49年度より繰越している校舎増改築事業にともなう合併処理施設とあわせて今年度において整備した。

事業実施	玄関整備及び合併処理施設設置
事業効果	正門及び緊急自動車進入路整備・合併処理施設設置

信太小学校は伯太小学校につぐ児童増加が著しく、これの整備を急がれていたが昭和49年度国庫補助を受けたが工期の都合により繰越明許し今年度において完成したものである。

事業実施	鉄筋コンクリート3階建	2,031 m ²
	鉄骨平家建屋内運動場	783 m ²
事業効果	普通教室 8、図書室・理科室・音楽室 各1	
	給食室、管理諸室	
	屋内運動場	783 m ²

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
(3) 中学校費	和泉中学校 整備事業	32,769,000	32,768,484	円 市 債 23,500,000 一般財源 9,268,484
	石尾中学校 増築事業	100,292,000	100,202,818	円 国庫補助金 52,875,000 市 債 31,600,000 一般財源 15,727,818
	(仮称) 第2和泉中学校 新築事業費	4,533,771,000	4,533,767,265	円 国庫補助金 305,901,000 市 債 4,150,540,000 一般財源 77,326,265
	郷荘中学校用地 買収事業	645,439,000	645,438,653	円 国庫補助金 41,966,000 市 債 584,000,000 一般財源 19,472,653

施 策 の 成 果 の 説 明

和泉中学校は来客等の職員室への進入路が不明瞭な為今年度において玄関整備をしたものである。

事業実施 玄関整備
事業効果 正門及び職員室進入路階段設置

石尾中学校は昭和49年度に2教室の不足を生じている為、これの解消とあわせて青葉台・緑ヶ丘両団地の入居に伴う生徒増加に対処すべく今年度において増築したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート3階建 911㎡
事業効果 普通教室 9室

第2和泉中学校は山手中学校の同和対策事業として抜本的な環境改善整備を図るとともに和泉中学校・信太中学校のマンモス化対策と併せ新設したものである。

事業実施 鉄筋コンクリート3階建 9,699㎡・用地買収 40,981㎡
鉄骨一部2階建 屋内運動場 1,485㎡ 2,778,416,000円
事業効果 普通教室 24、養護教室 1、技術室 3、理科室 4
音楽室 1、図書室 1、美術室 1、家庭科室 4
視聴覚室 2、管理諸室
屋内運動場 1,485㎡
学校敷地 40,981㎡

郷荘中学校用地は大阪府住宅供給公社より無償借用していましたが、今年度において用地の国庫補助を仰ぎ買収したものである。

事業実施 用地買収 25,898㎡
事業効果 学校敷地 25,898㎡

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
(4) 幼稚園費	北松尾幼稚園 増築事業	円 2,800,000	円 2,800,000	円 国庫補助金 1,255,000 市 債 1,000,000 一般財源 545,000
(5) 社会教育費	池上遺跡用地 買収事業	101,640,000	101,639,461	国庫補助金 80,455,000 府補助金 10,056,000 市 債 7,500,000 一般財源 3,628,461
(6) 保健体育費	市民体育館 建設事業	420,689,000	420,544,864	国庫補助金 15,900,000 府補助金 12,000,000 市 債 287,900,000 諸収入 29,000,000 一般財源 75,744,864

施 策 の 成 果 の 説 明

北松尾幼稚園は昭和47年度に3クラス定員120名で開園しましたが、社会増に伴ない園児も増加し収容することが出来なく、今年度において国庫補助を仰ぎ増築したものである。

事業実施	鉄骨平家建	54㎡
事業効果	普通教室	1

池上遺跡は約50万㎡にわたる広大な遺跡で、約2,000年前(弥生時代)の文化歴史を知る上で重要な意味をもつものである。これを保存、保護するため遺跡指定地内(和泉市分)、86,835.42㎡(国有地、府有地、市有地を含む)のうち1,886㎡を買収した。

従前の市立体育施設はグラウンド、テニスコート、プールのみで非常に乏しく、屋内スポーツ施設建設の要望が強いため建設した。

市体育連盟加盟の各種目別(バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、柔道、空手道等)の大会、その他指導者養成講座、肥満トレーニング教室、婦人体力づくり教室、バレーボール教室、バドミントン教室、バスケット教室、卓球教室等の各種教室を予定し、市民の体力づくりが期されている。

用地買収	8,113.9㎡	185,591,000円
建築面積	2,461.32㎡	234,953,864円
建築床面積	2,522.90㎡	

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
		円	円	円
⑭ 災害復旧費				
(1) 土木施設 災害復旧費	土木施設災害 復旧	5,745,000	5,347,745	国庫補助金 1,490,745 一般財源 3,857,000
(2) 農林水産施 設災害復旧費	農林水産施設 災害復旧	7,520,000	7,518,281	府補助金 5,936,000 地元分担金 742,000 一般財源 840,281

施 策 の 成 果 の 説 明

集中豪雨の為道路肩崩壊が生じ人車の通行に支障をきたしこれらの円滑を計る為次のとおり施行した。

福瀬善正線道路災害復旧工事	工事長	9.0 m	2,200,000円
国分倉ノ上線道路災害復旧工事	〃	10.0 m	2,700,000円

農林地及び農林施設災害復旧事業

復旧箇所は次のとおりである。

工事名	災 害 発生率	事業量	受益 面積	受益 戸数	事業費	財 源 内 訳		
						府補助金	地元分担金	一般財源
小川工事	50年	9.0 ^m	— ^{ha}	1 ^戸	1,020,000 ^円	816,000 ^円	102,000 ^円	102,000 ^円
善正工事	50	17.3	—	1	6,400,000	5,120,000	640,000	640,000
計		26.3		2	7,420,000	5,936,000	742,000	742,000

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
	国民健康保険事業	円 1,747,274,000	円 1,656,767,615	円 国庫支出金 1,010,184,853 府支出金 36,150,451 一般財源 583,066,398 繰上充用金 27,365,913

施 策 の 成 果 の 説 明

昭和50年度における国民健康保険事業運営の概要は次のとおりである。

1. 被保険者数 年度末 42,073人 年平均 41,954人
2. 世帯数 " 12,429世帯 " 12,407世帯
3. 高額療養費制度の創設（国民健康保険法第57条の2）

近年医療水準の向上、物価上昇とがあいまって入院患者を中心として自己負担が高額化し生計を圧迫してきた。この高額負担の軽減を図るため、50年4月診療分より自己負担額が3万円を超えた分について償還払いを原則として創設した。

4. 保険給付の状況（実績）

区 分	年 間 件 数	金 額
療養の給付	217,107	1,396,592,661
療 養 費	1,883	9,386,710
高額療養費	2,101	75,803,193
助 産 費	592	11,840,000
葬 祭 費	227	1,135,000
計	221,910	1,494,757,564

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳
① 公共用地先行 取得事業費 (1) 公共用地先 行取得事業費	図書館用地 買収事業	円 140,969,000	円 140,968,879	円 市 債 72,000,000 一般財源 68,968,879

施 策 の 成 果 の 説 明

現在和泉市において公立の図書館がないため、将来の図書館建設に先だち用地を買収した。

用地買収 6,163.1㎡

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました昭和50年度一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たり内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計の4会計でございます。各会計の決算書は去る8月に収入役から提出されまして、監査委員さんの審査を煩わしましたところ12月1日、別冊のとおり、審査意見をちょうだいいたしました。

すでに御承知のとおり、昭和48年の石油ショック以来、経済不況の長期化により非常に厳しい情勢でありました。政府におきましては、経済回復手段として公定歩合の引き下げ等々、種々手段が講ぜられたのでありますが、経済回復は遅々として進まず、地方財政運営は未曾有の危機を迎えたのであります。

本市においても例外ではなく、非常に厳しい財政運営を強いられ、当初、大幅な赤字決算額が見込まれておりましたが、幸い議員各位のお力添えをいただき依存財源の確保をなし得、一般会計等の普通会計におきましては、実質2億9千8百余万円の赤字決算にとどめられたことをここに御報告申し上げますとともに、御協力を深く御礼申し上げる次第であります。

次に、各会計ごとの決算概要を申し上げたいと思います。まず、一般会計につきましては歳入総額219億3千余万円歳出総額219億8千余万円でございまして、歳入歳出差し引きいたしますと4千4百余万円の形式赤字になります。すでに御承認をいただきました51年度への事業繰り越しがございますので、この繰り越すべき財源2億4千百余万円を差し引きいたしますと、実質2億8千6百余万円の赤字と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額16億2千余万円、歳出総額16億5千余万円、歳入歳出差し引きいたしますと2千7百余万円の赤字となりますが、これは昭和49年度よりの歳入不足額と相なっております。

次に、土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度までの赤字分として、1,100余万円の歳入不足と相なっております。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ1億4千余万円と相なる次第でございます。

以上が今回認定をお願いする各会計の決算状況でございます。何とぞよろしく御審査の上、御認定を賜りますよう伏してお願いを申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（畠山敏治君） 50年度の決算認定については、いずれ決算委員会において細部の

審議をされることと存じますので、逐条審議を省略いたしますけれども、まず第一点、歳入についての市税の滞納について、市民税7,490万円、固定資産税については約6,600万円、都計については約1,000万円、これは余りにも大き過ぎはしないのかと懸念する。また、歳出についても嘱託員の給与6,031万6千円あるいはわずかだが、法務局の敷地の賃貸料の負担金あるいは非常勤嘱託員の617万5千円等々、腑に落ちない点はたくさんあるわけですが、私は50年度の決算認定にあたり、特に負担金補助及交付金にしばってお尋ねをいたしたいと存じます。

本決算書を見ますに、何と歳出の款で14、その中の約10款、節区分で100件にわたるところの負担金補助及交付金等があるわけでございます。全金額にして9億4,256万3,720円となっているわけでございます。各個別に出して見ますと、議会費においては1件、864,000円、総務費については何と25件、6,844万9,474円、民生費においても8件、4,831万450円、労働費において1件、109万8,490円、農水産費においては15件、3,627万2,819円、商工費においては9件、1,420万7,025円、教育費においてはこれまた24件、1億4,719万8,217円、衛生費においては7件、5億6,621万4,940円、土木費においては12件、4,393万4,435円という負担金補助及交付金が計上されこの総額が先ほど申し上げましたように9億4,256万3,720円という膨大な額が出されているわけでございます。

もちろん、どうしても出さねばならない負担金補助及交付金のあることは、私自身も百も承知をしております。しかし、この決算書を見る中から、これはどうかと首をかしげねばならない支出があることも、これまた事実でございます。特に商工費における区分で725万円という大きな額が出されております。決算書の目の中小企業経営指導育成費であります。いろいろと備考に説明がなされておりますけれども、特に月刊商工ニュース発行負担金64万円等、非常に首をかしげねばならないような負担金補助が出されているように思われるわけでございます。

、財政が非常に窮迫云々という中から、この負担金補助及び交付金等についてもっと詳しく具体的な御説明を願いたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、この件についても十分決算委員会で審議されようかと存じますが、提案された中からただいま質問申し上げました負担金補助及交付金等について、どうしても出さねばならないもの、あるいはこれはどうかと思う点を若干指摘をいたしましたので、御答弁を願いたいと思います。答弁をいただいた上で再度、質問をいたしたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 助役（坂口礼之助君） ただいまの御質問につきまして、私から若干お答え申し上げたいと思います。

前段、いろいろ2、3点の御指摘がございましたが、主たる内容につきましては、いわゆる負担金補助及交付金の19節の関係でございます。御指摘のとおり、総額にいたしますと、まことに多額な金額が計上されてるわけでございます。その中でお調べいただきましたのでよくおわかりかと存じますが、いわゆる一部事務組合に対する事務費の負担金、泉北環境施設組合に対する負担金、これが一番大きなウエートを占めてございます。これはいわゆるこの科目で支出しておりますけれども、実質的には尿処理、ごみの焼却の関係、それから都市下水路の関係等いわゆる義務費に該当する金額でございます。ここに言う補助金的な性格のものではないということをお理解願いたいと思います。

それから、総体的には確かに一部事務組合の経費を除きましても多額な金額がこれに計上され、年々増加してまいっているのは事実でございます。御承知のように、あらゆる団体等に対しても、各種団体運営に必要な経費としての補助金等の要請あるいはまたこの項目の中には、個人給付的な性格を持つものもあるわけでございます。たとえば就学奨励的な性格のもの、特に教育委員会で大きなウエートを占めておりますのは、いわゆる就学奨励の関係が多いと存じております。いずれも個々にわたりましては、それぞれ関係部局の公益上の必要性という観点から十分吟味、議論し、その上で参加させていただいたものでございますが、御指摘の点われわれといたしましても、これらの項目については再検討すべく、いろいろの角度から行財政健全化委員会の中で一つの重要な課題として取り上げ現在、検討しております。不要不急のものもございましょうし、あるいはその補助効果等も余り期待できない性格のものもあるやに存じております。厳密に多面的な角度から精査検討し、52年度予算編成に際しましては、減額等の措置もあわせてとっていくという考え方で精査しておりますので、個々の内容につきましては、ちょっと私も十分に把握しておりませんので、もし具体的なことで内容の説明が必要でございましたら担当部局から説明させたいと思います。

また、御指摘がございました中小企業経営指導育成費の中の725万円の関係でございますけれども、月刊商工ニュースの発行につきましては、これは現在、商工会の方で発行していますが、市商工関係サイドからの関係記事等も月々掲載していただいていることと、市も直接中小企業、商工関係育成のためにはお互いの情報交換等から、いろんな制度等の紹介も兼ねて月々ニュースを発行しているのですが、商工会とタイアップしている現状から一応、商工会の経費に対して一部を負担しているというのが実態でございます。この中には、その他にもいろいろ細かく記載しておる内容がございまして、個々の説明は省略させていただきますが、基本的な考

え方は以上のようなことで運営しておりますので、その点ひとつ御理解をお願いしたいと存じます。

○ 17番(富山敏治君) 中小企業に対して私は云々というわけではございません。もちろん中小企業の育成そのものは当然やってもらわなければならないと思いますが、月刊商工ニュース発行負担金64万円、まあ、商工会といえども一つの組織でございます。私たち労働組合あるいは政党それぞれの支部において機関紙を発行するのと何ら変りはないという性質ではないかと思えます。そこに対する負担金、私は決してだめだというわけではございませんがそういう点も考慮してはどうかということでございます。

次に、消防関係の負担金でございますが、消防長にお尋ねしますが、消防費の中で消防賞じゅつ金共済会負担金として、2カ所に17万8千円と67万3千円が出ております。なぜこういうものが同じ名前でありながら2つに分けて出されてるのか。この点についてちょっと御説明願いたい。

○ 議長(坂上国治君) 消防長。

○ 消防長(和田増義君) お答え申し上げます。

消防賞じゅつ金共済会負担金につきましては、条例によりまして公務災害等があったとき、賞じゅつ的な意味で全国的な準則に基づいて基金制度が設けられ、それに負担金を納めているものでございます。そして事例があったとき、金がこちらへ返って本人に支払われるという制度で、その負担金でございます。

消防職員と消防団員の2つを一緒に掛けているわけですが、費目の関係上、2つに分けてやっております。

○ 17番(富山敏治君) しかれば、消防団費の災害補償費で消防団員賞じゅつ金11万6千円がこれまた計上されております。こういう点について、私は悪いか、ええとかじゃなく、どういうわけこうなってるのか、その説明を願いたいと思えます。

○ 消防長(和田増義君) それにつきましては、公務災害補償の場合、公務災害補償費として出す場合と、消防関係では特別賞じゅつ金を出す場合と2つありますのでこのように計上させていただきます。

○ 17番(富山敏治君) いずれ決算委員会で十分御審議を願えると思いますが、私の質問は以上で終了です。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 15番(横田憲治郎君) 私も決算委員ですので、具体的には委員会の中で質問したいと思えますので、大まかにお伺いいたします。

まず、概括的に言って、219億の予算総額の中で41%ですか、起債が占めておりますが、49年度に比して繰り越しを含めた事業の進捗が同和関連も含めてあったことは事実でありますけれども、やはり現下最大の難問題であり、課題である財政運営という立場から、総額50年度においては170億になんんとする起債総額、これによる公債費等々の課題につきましては、50年度決算で表面化してきたわけでございます。これらへの取り組みについては、先日来の質疑を通じ、また議員総会を通じて、市長初め理事者の財政運営に対処するあり方については述べられているところではありますけれども、50年度決算という立場において、環境改善整備事業を中心としたこれらの公債費負担問題について、基本的に決算期を通じて市長の責任ある立場を明示すべきではないか、このように思いますので、先刻来おっしゃることはわかりますが、50年度決算という立場からひとつ所信表明をしておいていただきたい、このように思います。

それと、50年度中におきましても、信太第三保育園を初め一連の施設も行われたわけですが、特に私は具体的には委員会にゆだねるという立場から、超過負担問題について、特に芦部、南池田第一、それと鶴山台第二、信太は環境改善事業がらみになろうと思っておりますが集中的にどうか、期せずしておくれた分も含め4園の関係が50年度予算で執行されたわけでございますが、国、府の補助、国がトータルで6,300余万円で、府の方も全くくれたものでこの超過負担、これについて本会議という立場でひとつ公表をお願いしたいのと、一連の行政全般にあたる超過負担の実態を決算委員会までに当該委員会に報告を提出していただきたいことを、私の個人的な意見ですが申し上げておきますとともに、これら超過負担についても、市長の主体性のある対処のあり方を表明をしていただきたいと思っております。

以上2点だけお伺いしたいと思っております。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 助役（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

御指摘のとおり、50年度におきましては、まことに多額な市債がふえてございまして、49年度までの累積額をオーバーするような金額が、50年度単年度で起債をいたしてございまして、これらの借入金の激増に伴います公債費の償還のための元利償還金の金額は、今後、非常に大きく財政運営に影響を及ぼすことは事実でございます。

われわれも現実これだけの公債費が累増してくるにつきまして現在、一般財源等の増加がほとんど見込めない現状の中では、将来どのような措置をもってこれらの解消に当たっていくかについては苦慮しているのが現実でございます。御承知のように、市長がかねがね表明しておりますように、環境改善整備事業の市債につきましては、普通交付税に算入されるための10

条規定をさらに拡大していただき、できるだけそのような措置をとっていただくよう強く働きかけていかなければならないという決意をしまっておりまして、市長会の段階では、全国市長会までの決議をいただくまでをまいったわけでございますが、これらを背景として自治大臣に働きかけてまいらねばならないと存じております。

他の一般の事業に費しておりました公債費につきましても、現状では特定財源をもって償還に充てるという方法はごくわずかでございます、いわゆる人口急増に伴う義務教育施設等が非常にここ数年にわたって新築、増築をし、それらのために多額な起債をいたしております。こうした面についても、さらに、そのときどきの特別な事情に伴う起債の増加に対応した元利償還金の補助金等を拡大していただくように、あらゆる角度から政府当局にも当ってまいりたいと存じておりまして、これらの償還のために財政が行き詰まることが万々ないように配慮してまいりたいと存じてございます。

それから、超過負担関係につきましては、具体的にはちよっと手元にはないのですが、芦部、南池田第1、鶴山台2の細かい点については持ってございませんが、御指摘いただいておりますように、決算委員会が開会されるまでに50年度の超過負担等の資料を整理、いずれそうした機会に詳細説明させていただくようにしたいと思います。

特に現在、超過負担が一番大きく重なっているのは依然として義務教育施設でございますが、御指摘いただいております保育所の建設並びに運営につきまして、特に運営面についての超過負担とみなされるべき金額は多額に上っております。摂津訴訟の結果についても御承知のとおり、現状では児童福祉法に基づく措置に対する国の考え方というものは、何と申しますか、基本的な考え方を持った法律の観点で、これに対する義務感というものを持ち合せておられないように受け取られます。現実、措置を要する児童については、市町村が措置しなければならないという義務的な表現をされてございます。それを市町村が受けまして現在鋭意、乏しい財源を集中的に投下しながら当っておるわけでございますが、現状のような児童福祉法の国の考え方ではございませんか、恐らく各市町村も幼児の保育、教育につきまして行き詰まる時点がくるのではないかと憂慮されます。財政的に行き詰まるようなことがくるのではないかと。これらの実態を十分に関係部局等をもって突き上げて、超過負担解消に全力を挙げてもらえるように努力をしまいたい。あわせて全国議長会等のお力等も借り、議会の皆様方のお力も借りまして、これらの財源確保等についても、今後より一層の努力をしまいたいと存じております。

非常に取りとめのないこととございますけれども、公債費の激増並びに超過負担についての基本的な考え方だけを説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 他に。

○ 22番（勝部津喜枝君） 共産党議員団としての総括的な質問を行わせていただきます。

今日の和泉市財政の非常な破産状態を招いた直接の原因にもなったと思われる50年度予算であったと考えられます。さらに、税収がダウンしているにもかかわらず、起債の大幅な増という事で、非常に大きな問題を含んでいると考えます。

まず第1点は、歳入総額の4.13%を占めます起債、この起債のいわゆる幸小学校や第3和泉団地の建設など、同和関連の起債が90億6千6百96万7千円のうちのいかになるかこの点をひとつお尋ねしたいと思います。

さらに、本決算では、一般の鶴山台保育所やこぼと保育園、老人解放センターや普通の老人憩の家など、一般の建設事業と同和関連との格差、超デラックス振りなどが如実にあらわれている予算だと思います。鶴山台第2保育園とくすのき保育園との児童数、保母数などをひとつお示し願いたいと思います。

さらに、固定資産税の同和減免の50年度中の件数と金額がいかにほどになっておりますか。

さらに、この50年度でも同和对策促進費137万円が不用額として挙っておりますが、どうして不執行か、つくれないのか、この理由をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

さらに、特別会計の土地区画整理事業、これは数年来、一向に進まない状態でございます。果して用買方式に切りかえる考えがあるのかどうか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、国保会計につきましては、一般会計からの補てんを増額しなければいけないのではないか等、意見も含めて質問したいと思ひます。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） お昼がまいっておりますので、答弁をひとつ午後に回していただいて1時まで休憩したいと思います。

（午後0時5分休憩）

(午後1時5分再開)

- 議長(坂上国治君) 午前に引き続き会議を開きます。

理事者答弁。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 50年度決算の中での同和関連の市債の合計額についての御質問にお答えいたします。

いろいろ事業をやってるわけですが、市債の合計額が67億1,506万2千円でございます。

なお、この事業の位置づけ等につきましては、一般質問等で御説明申し上げたとおりでございます。部落の完全解放につながる事業を同和対策事業と言ひ、それに要する経費を同和予算と言ひ、その中から事業を行ってございます。

- 議長(坂上国治君) 次。
- 市民部次長(中西淳富君) お答えいたします。

鶴山台第2保育園におきましては措置児が110名、保母16人、その他パート保母が4名
また、くすきは措置児88名、保母数24名でございます。

- 議長(坂上国治君) 次。
- 財務部長(宇沢清君) 同和関係の固定資産税の減免につきましては、50年度は457件、総額にして1,479万4,620円と相なっております。

- 議長(坂上国治君) 次。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 4点目の市同促の関係についてお答えいたします。

これにつきましては、46年、条例、規則もつくっておりますが、現在までまだできておりません。この理由につきましては、行政努力の不足としか申し上げられませんので、なお鋭意、これの設置に向かって努力していきたいと思ひます。

- 議長(坂上国治君) 次。
- 市参与(中塚白君) 第2阪和の関連につきまして、私からお答え申し上げます。

確かに現状、何らかの市の方針を最終的に打ち出さなければならない時点がまいております。しかし、用買が区画整理の続行かにつきましては、なおいろいろ慎重御審議を願わなければならない関係もあり、特別委員会も設置されておりますので、その辺での御審議を願った中でお答え申し上げたい、かように思ひます。

- 議長(坂上国治君) 次。
- 財務部長(宇沢清君) 最後に、国保会計への一般会計からの繰り入れでございますが、現状の財政状況にかんがみまして、3千万円以上の繰り入れということは至難でございますが、今後の課題として十分検討いたします。

以上でございます。

- 22番（勝部津喜枝君） 詳細な審議につきましては特別委員会に付したいと思いますが、この50年度予算審議を前にして、確か辻、藤田両助役がやめられる事態があったと思います。これにつきましては、種々意見もありましたでしょうが、50年度予算に非常に大幅な同和事業の関連予算があって、市政運営に責任が持たれないという意向も強かったかと存じております。さらに、宮本町の町名問題の地元の意向、地区の意向について非常に難航があったという、政治的な背景もあったと考えております。ぜひ今回の決算審議を通じて、この50年度予算編成には、現在の池田市長は直接責任は持っておりませんが、大きな教訓を引き出して今後の市政運営に生かしていただきたいという意見を申し上げまして、総括質問を終わらせていただきます。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては十分審議をお願いしたいと思いますが、本決算の審査につきましては決算特別委員会に付託し、閉会中も御審議をお願いしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決算審査特別委員会に付託することに決めます。決算委員の皆さん方には御苦勞ではございますが、よろしくお願いを申し上げます。

○

- 議長（坂上国治君） 次に、日程第11「昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第77号

昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号)

昭和51年度大阪府和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,469,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,660,846千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和51年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国有提供施設等 所在市町村助成交付金		3,220.8	1,812.3	5,032.6
	1. 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	3,220.8	1,812.3	5,032.6
7. 分担金及負担金		177,634	2,778.4	205,418
	1. 分 担 金	19,774	△ 1,089	18,735
9. 国庫支出金	2. 負 担 金	157,860	2,823	186,683
		3,569,891	1,422.03	3,712,094
10. 府支出金	1. 国庫負担金	1,809,601	1,952	1,829,553
	2. 国庫補助金	2,281,129	1,222.51	2,353,380
14. 諸 収 入		1,417,723	46,465	1,464,188
	2. 府補助金	1,247,859	46,011	1,293,870
15. 市 債	3. 府委託金	69,153	45.4	69,607
	4. 受託事業収入	2,159,582	55,351	2,214,933
歳 入	5. 雑 入	7,000	2,250	9,250
	1. 市 債	1,909,927	34,101	1,944,028
歳 入		1,529,306	1,180,058	2,709,364
	1. 市 債	1,529,306	1,180,058	2,709,364
歳 入	合 計	15,138,478	1,469,984	16,608,462

(単位 千円)

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,333,242	1,2436	1,345,678
	1. 総務管理費	781,112	10,786	791,898
3. 民生費	7. 同和对策費	136,961	1,650	138,611
		3,406,739	65,835	3,472,574
4. 衛生費	1. 社会福祉費	1,006,489	23,973	1,030,462
	2. 児童福祉費	1,437,567	15,324	1,452,891
	3. 生活保護費	961,255	26,538	987,793
5. 衛生費		1,233,693	20,619	1,254,312
	1. 予防衛生費	853,299	17,579	870,878
6. 農林水産業費	2. 環境衛生費	800,612	3,040	803,652
		151,618	4,928	156,546
7. 商工費	1. 農業費	149,321	4,928	154,249
		121,422	6,441	127,863
8. 土木費	1. 商工費	121,422	6,441	127,863
		4,330,398	321,248	4,651,646
9. 土木費	2. 道路橋梁費	505,781	14,180	519,961
	4. 都市計画費	555,631	306,068	861,699
	5. 住宅費	3,088,195	1,000	3,089,195

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費	5. 住宅費	3,088,195	1,000	3,089,195
	1. 教育総務費	1,935,985	1,008,085	2,944,070
	2. 小学校費	238,835	24,124	257,959
	3. 中学校費	928,695	72,775	1,001,470
	4. 幼稚園費	446,953	289,820	736,773
	5. 社会教育費	209,786	23,230	233,016
11. 災害復旧費	6. 保健体育費	101,031	597,941	698,972
		15,685	195	15,880
		11,793	30,392	42,185
11. 災害復旧費	1. 土木施設災害復旧費	11,793	22,772	34,565
	2. 農林水産施設災害復旧費		7,620	7,620
歳出	合計	15,138,478	1,469,984	16,608,462

第 2 表 債務負擔行為補正

(單位 千円)

事 項	補 正		前		後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(仮) 北池田幼稚園建設事業	昭 和 5 1 年 度	6 5, 4 8 6	昭 和 5 1 年 度	7 4, 3 0 8	昭 和 5 1 年 度	7 4, 3 0 8
	昭 和 5 2 年 度		昭 和 5 2 年 度			
郷荘中学校校舎増築事業			昭 和 5 1 年 度	1 4 1, 4 0 0	昭 和 5 1 年 度	1 4 1, 4 0 0
			昭 和 5 2 年 度		昭 和 5 2 年 度	

第 3 表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前						補 正 後								
	限度額 千円	起債の 方法	利率 年 % 以内	債 還 の 方 法			限度額 千円	起債の 方法	利率 年 % 以内	債 還 の 方 法					
				資 区	金 分	償 還 期 間				資 区	金 分	償 還 期 間	そ の 他		
道路橋梁 整備事業	117,600	普通貸 借又は 証券発 行	10	25	3	25	168,500	普通貸 借又は 証券発 行	10	25	3	25	3	同 上	同 上
都市計画 事業	51,280	同上	10	25	3	184,288	同上	10	25	3	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
義務教育施 設整備事業	244,200	同上	10	25	3	527,200	同上	10	25	3	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
池上遺跡 整備事業						590,000	同上	10	25	3	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
昭和51年度 財政対策債						178,200	同上	10	25	3	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
計	1,529,306					2,709,364									

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
④ 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,220,303	1,812,300	5,032,600			
(1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,220,300	1,812,300	5,032,600			
1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,220,300	1,812,300	5,032,600	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,812,300	自衛隊施設にかかる交付金追加
① 分担金及負担金	1,977,634	2,778,400	2,054,180			
(1) 分担金	1,977,634	1,039,000	1,873,500			
1. 農林水産業費分担金	1,977,634	2,485,000	1,728,900	1. 農業費分担金	2,485,000	水路等整備事業分担金更正減

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 災害復旧費 分 担 金	千円 1,446	千円 1,446	千円 1,446	1. 災害復旧費 分 担 金	千円 1,446	農業施設災害復旧事業負担金 円
(2) 負 担 金	157,860	28,823	186,683			
3. 土 木 費 負 担 金	35,000	28,823	63,823	1. 都市計画費 負 担 金	28,823	光明池1号線街路整備事業負担金 20,000,000 光明池地区公共下水道整備事業負担金 8,823,000
⑨ 国庫支出金	3,569,891	142,203	3,712,094			
(1) 国庫負担金	1,309,601	19,952	1,329,553			
1. 民 生 費 国庫負担金	1,298,441	19,952	1,318,393	1. 社会福祉費 負 担 金	288	福祉手当負担金追加
				4. 生活保護費 負 担 金	19,664	生活保護費負担金追加
(2) 国庫補助金	2,281,129	122,251	2,353,380			
5. 土 木 費 国庫補助金	1,877,821	108,724	1,981,545	1. 都市計画費 補 助 金	108,724	旭公園整備事業補助金追加 18,000,000

							王子西公園整備事業補助金追加 56,000,000 光明池1号線街路整備事業補助金 20,000,000 幸下水路整備事業補助金 3,524,000 都市下水路府中北幹線整備事業補助金 追加 6,200,000
7. 教育費 国庫補助金	259,378	18,527	277,905	1. 小学校校費 補助金	6.222	鶴山台南小学校整備事業補助金追加 1,968,000 鶴山台北小学校整備事業補助金追加 1,586,000 要保護要保護児童援助費補助金追加 2,673,000	
				2. 中学校校費 補助金	1,905	要保護要保護生徒援助費補助金追加 1,485,000 信太中学校校舎整備事業補助金追加 1,047,000	
				3. 幼稚園費 補助金	400	(仮) 北池田幼稚園初年度調弁費補助金	
⑩ 府支出金	1,417,728	46,465	1,464,188				
(2) 府補助金	1,247,859	46,011	1,293,870				

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 細
				区 分	金 額	
2. 民生費 府補助金	258,704 ^{千円}	1,000 ^{千円}	259,744 ^{千円}	1. 社会福祉費 補助金	1,000 ^{千円}	老人憩の家建設事業補助金追加 ^{千円}
3. 衛生費 府補助金	31,331	512	31,843	3. 休日急病診療所運営費 補助金	512	休日急病診療所運営費補助金
4. 農林水産業 費府補助金	82,859	6,515	89,374	2. 農業費 補助金	△ 220	水路等整備事業補助金更正減
				3. 農業振興費 補助金	6,735	農業振興地域整備促進事業補助金 331,000 都市農業近代化事業補助金 100,000 水田総合利用対策指導事業補助金 181,000 温州みかん摘果推進事業補助金 2,828,000 温州みかん改植等緊急促進対策事業補 助金 3,800,000
6. 土木費 府補助金	729,887	3,2654	762,541	4. 都市計画費 補助金	3,2654	旭公園整備事業補助金追加 25,200,000 王子西公園整備事業補助金追加 11,200,000

							幸下水路整備事業補助金 704,000 都市下水路府中北幹線整備事業補助金 更正減 △450,000 浸水対策伯太北排水路整備事業補助金 更正減 △4,000,000
8. 教育費 府補助金	82,274	5,330	87,604	2. 小学校費 補助金	3,572	3,572	学校警備員設置費補助金追加
				3. 中学校費 補助金	1,563	1,563	学校警備員設置費補助金追加
				6. 社会体育費 補助金	195	195	体力作り補助金
(3) 府委託金	69,153	454	69,607				
4. 農業水産業 費府委託金		313	313	1. 農業振興費 委託金	207	207	水田総合利用奨励補助金交付事務委託 金
				2. 畜産業費 委託金	106	106	鶏卵計画生産推進指導委託金
5. 土木費 府委託金		141	141	1. 開発費 委託金	141	141	ダイヤモンドトレール清掃及び除草委 託金
(19) 諸収入	2,159,582	55,351	2,214,933				

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(4) 受託事業収入	70,000	21,250	91,250			
1. 土木費受託事業収入	70,000	21,250	91,250	2. 都市計画費受託収入	21,250	惣ヶ池水路整備事業受託収入
(5) 雑 入	1,909,927	84,101	1,944,028			
1. 雑 入	1,909,927	84,101	1,944,028	4. 雑 入	84,101	休日急病診療所医療収入 4,000,000 光明池地区公共下水道事業収入 20,584,000 (仮) 光明台小・中学校建設事業収入 9,517,000
⑮ 市 債	1,529,306	1,180,058	2,709,364			
(1) 市 債	1,529,306	1,180,058	2,709,364			
4. 土 木 債	1,092,320	133,858	1,226,178	1. 道路橋梁債	50,900	市道整備事業債追加
				5. 都市計画事業債	82,958	王子西公園整備事業債追加 11,400,000 旭公園整備事業債追加 19,800,000

						都市下水路府中北幹線整備事業債追加 8,200,000 南大阪湾岸流域下水道事業債 4,450,000 幸下水路整備事業債 2,058,000 浸水対策伯太北排水路整備事業債更正 減 △3,000,000
6. 教育債	244,200	873,000	1,117,200	19,800	1. 小学校債	鶴山台南小学校校舍整備事業債追加 6,200,000 鶴山台南小学校屋内運動場整備事業債 追加 6,800,000 鶴山台北小学校屋内運動場整備事業債 追加 6,800,000
				263,200	2. 中学校債	信太中学校校舍整備事業債追加 8,200,000 富秋中学校講堂整備事業債 255,000,000
				590,000	3. 社会教育債	池上遺跡用地取得事業債
9. 昭和51年度 財政対策債		173,200	173,200	173,200	1. 昭和51年度 財政対策債	昭和51年度財政対策債
歳入合計	15,138,478	1,469,984	16,608,462			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		明 説
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
② 総 務 費	1,338,242	12,436	1,345,678	千円	千円	千円	千円	12,436		
(1) 総務管理費	781,112	10,786	791,898					10,786		
1. 一般管理費	607,181	670	607,851					670		
(3) 庁舎管理費	55,827	670	56,497					670	15. 工事請負費	800 電話増設工事費
5. 財産管理費	58,782	5,900	64,682					5,900	24. 投資及 出 資 金	370 電話債券引受代
(1) 財産管理費	38,822	5,900	44,722					5,900	15. 工事請負費	5,900 普通財産(建物)除却 工事費追加
6. 企画費	2,068	2,000	4,068					2,000		
(1) 総合計画費	1,162	2,000	3,162					2,000	13. 委託料	2,000 和泉丘陵地区土地条件 調査委託料

18. 諸費	17,382	2,216	19,598						2,216			
[5] 償還費	8,000	2,216	10,216						2,216	23. 償還金利子及割引料	2,216	補助金等返還金
(7) 同和对策費	186,961	1,650	188,611						1,650			
2. 隣保館費	68,088	1,650	69,738						1,650			
[2] 隣保館運営費	45,616	1,650	47,266						1,650	11. 需用費	1,350	印刷製本費追加
										19. 負担金補助及交付金	300	同和对策事業活動補助金追加
③ 民生費	3,406,739	65,835	3,472,574	20,952				44,883				
(1) 社会福祉費	1,006,489	23,973	1,030,462	1,288				22,685				
3. 身体障害者福祉費	32,257	3,250	35,507	288				2,962				
[1] 身体障害者福祉費	24,770	3,250	28,020	288				2,962	20. 扶助費	3,250	身体障害者・児見舞金追加 2,640,000 身体障害者・児給付金追加 250,000 福祉手当追加 360,000	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
4.精神薄弱者福祉費	21,623	177	21,800	千円	千円	千円	千円	177		
[1]精神薄弱者福祉費	21,623	177	21,800			177		20.扶助費		心身障害者・児給付金追加
5.老人福祉費	106,101	16,809	122,910	1,000				15,809		
[1]老人福祉費	77,663	14,809	92,472					14,809	20.扶助費	老人見舞金追加 10,710,000 敬老祝金追加 1,997,000 ねたきり老人見舞金追加 280,000 老人入浴扶助費追加 1,872,000
[2]老人憩の家建設事業費	28,438	2,000	30,438	1,000				1,000	18.備品購入費	老人憩の家備品購入費 2,000
10.共同浴場費	13,624	3,737	17,361					3,737		
[1]共同浴場運営費	13,624	3,737	17,361					3,737	19.委託料	共同浴場管理運営委託料追加 3,737

(2)兒童福祉費	1,487,567	15,824	1,452,891					15,824				
3.保育所費	1,155,652	18,524	1,169,176					18,524				
〔2〕保育所 管理費	185,545	7,067	192,612					7,067	14.使用材料及賃借料	630	國外保育バス借上料追加	
									17.公有財産購入費	1,307	用地購入費	
									19.負担金補助及交付金	5,190	同和保育推進研修補助金	
(4)青部保育園 建設事業費	155,686	6,457	162,143					6,457	18.備品購入費	6,457	園用備品購入費追加	
5.兒童遊園 管理費	4,797	1,000	5,797					1,000				
(2)兒童遊園 建設費	2,740	1,000	3,740					1,000	15.工事請負費	1,000	兒童遊園整備工事費追加	
6.母子福祉費	15	800	815					800				
(1)母子福祉費	15	800	815					800	20.扶助費	800	母子家庭見舞金	
(3)生活保護費	961,255	26,538	987,793	19,664				6,874				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 府 支出金	地方債	その他				
1.生活保護 総務費	59,010 千円	1,959 千円	60,969 千円	千円	千円	1,959 千円				
[2]生活保護 総務費	34,539	1,959	36,498			1,959	20.扶助費	1,959	生活保護家庭見舞金追加	
2.扶助費	902,245	24,579	926,824	19,664		4,915				
[1]扶助費	902,245	24,579	926,824	19,664		4,915	20.扶助費	24,579	生活保護扶助費追加	
④衛生費	1,233,698	20,619	1,254,312	512		4,000				
(1)予防衛生費	353,299	17,579	370,878	512		4,000				
2.予防費	168,694	17,579	186,273	512		4,000				
[4]診療所費	72,908	5,650	78,558			5,650	15.工事請負費	350	和泉診療所宮繕工事費	
							18.備品購入費	300	和泉診療所備品購入費追加	
							19.負担金補助 及交付金	5,000	和泉診療所運営費補助 金追加	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	明		
				特定財源			一般財源			区分	金額
				国 府 支 出 金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		50,000 保安警備委託料			
								120,000 清掃委託料			
								108,000 暖房管理委託料			
								100,000			
								14.使用料 及賃借料			
(2)環境衛生費	800,612	8,040	808,652			8,040					
4.塵芥処理費	272,143	8,040	275,183			8,040					
(1)塵芥処理費	177,727	8,040	180,767			8,040	13.委託料	不燃性廃棄物処理整地 委託料追加 2,500,000 調査等委託料 130,000			
								15.工事請負費	不法投棄防止用フェンス設置工事費		
								22.補償補填及 賠償金	不燃性廃棄物処理地に 対する地元協力費		

④農 林 水産業費	151,618	4,928	156,546	6,828		△2,485	585					
(1)農業費	149,321	4,928	154,249	6,828		△2,485	585					
3.農業振興費	5,227	7,748	12,970	6,942			801					
[1]農業振興費	602	6,978	7,575	6,611			362		8.報 償 費	520	温州みかん摘果推進報 償費 320,000 水田綜合利用対策事業 現地確認報償費 200,000	
									9.旅 費	19	府内旅費追加	
									11.需 用 費	302	消耗品費追加 270,000 印刷製本費追加 82,000	
									18.委 託 料	90	水田綜合利用対策事業 委託料	
									19.負 担 金 補 助 及 交 付 金	6,042	温州みかん摘果推進事 業補助金 2,142,000 温州みかん改植等緊急 促進対策事業補助金 8,800,000	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支 出 金	府 地 方 債	その他					
				千円	千円	千円	千円			千円	都市農業近代化事業補助金 100,000
[5]農業構造改善事業費	1,645	770	2,415	331			439	13.委託科	770		計画実態調査委託料追加
4.畜産業費	6,678	106	6,784	106							
[2]一般畜産業費	6,237	106	6,343	106				13.委託科	106		鶏卵計画生産推進協議会委託料 50,000 鶏卵計画生産調査委託料 56,000
5.農地費	72,558	△ 2,921	69,637	△ 220			△ 2,485				
[1]水路事業費	6,046	△ 6,046	0	△ 1,770			△ 2,950	9.旅費	△ 47		府内旅費更正減
								11.需用費	△ 160		消耗品費更正減 △ 75,000 食糧費更正減 △ 10,000 印刷製本費更正減 △ 75,000

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 府 支出金	地方債	その他				
[3] 勤労青少年 ホ一ム 運営費	千円 3,941	千円 4,941	千円 8,882	千円	千円	千円	千円 4,941	13委託料	千円 4,941	清掃委託料追加 2,541,000 保安警備委託料 2,400,000
⑥ 土木費	4,330,398	321,248	4,651,646	136,519	133,858	70,657	△19,786			
② 道路橋梁費	505,781	14,180	519,961		50,900		△36,720			
2. 道路維持費	183,548	14,180	197,728		31,980		△17,800			
[1] 道路維持 補修費	163,548	14,180	177,728		31,980		△17,800	15. 工事請負費	10,000	市道整備工事費追加
								17. 公有財産 購入費	3,180	道路用地購入費
								22. 補償補填及 賠償金	1,000	物件補償費
(4) 都市計画費	555,631	306,068	861,699	136,519	82,958	70,657	15,984			
2. 公園費	85,533	141,741	227,274	110,541	31,200					

(1)公園管理費	5,133	141	5,274	141						141	ダイヤモンドトレール 清掃及び除草委託料
(3)旭公園整備 事業費	12,000	63,000	75,000	48,200	19,800					27,180	公園用地購入費
										35,820	物件補償費
(5)王子西公園 整備事業費	5,400	78,600	84,000	67,200	11,400					3,600	公園整備工事費追加
										75,000	公園用地購入費
3.街路事業費	243,527	40,000	283,527	20,000		20,000					
(5)光明池1号 線街路整備 事業費		40,000	40,000	20,000		20,000				54	府内旅費
										215	消耗品費 60,000 印刷製本費 155,000
										39,586	工事委託料
										145	事務用備品購入費
4.下水道 総務費	108,644	59,446	168,090		44,500						
											14,946

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				特定財源			一般財源			区分	金額
				国 支出金	府 地方債	その他					
(2)下水道 総務費	千円 91,467	千円 59,446	千円 150,913	千円 44,500	千円 14,946	千円 59,446	19.負担金補助 及交付金	南大阪沿岸流域下水道 事業負担金			
5.浸水対策費	8,055	19,481	27,536	△ 942	21,250	△ 1,055					
(1)伯太北 排水路 整備事業費	8,055	△ 8,055	0	△ 8,000		△ 1,055	9.旅費	府内旅費更正減			
							11.需用費	消耗品費更正減 △ 15,000 印刷製本費更正減 △ 80,000			
(2)幸下水路 整備事業費		6,286	6,286	4,228	2,058	△ 8,000	15.工事請負費	水路整備工事費更正減			
							9.旅費	府内旅費			
							11.需用費	消耗品費 28,000 印刷製本費 30,000			
(3)惣ヶ池水路 整備事業費		21,250	21,250		21,250		工事請負費	下水路整備工事費			
							9.旅費	府内旅費			

										11.需用費	72	消耗品費 印刷製本費	42,000 30,000
										15.工事請負費	19,610	水路整備工事費	
										18.備品購入費	38	測量器材購入費	
										22.補償補填及 賠償金	1,500	物件補償費	
8.都 市 下水道費	20,123	15,993	36,116	5,750	8,200	2,043							
(1)府中北幹線 整備事業費	20,123	15,993	36,116	5,750	8,200	2,043			15.工事請負費	15,993		管渠築造工事費追加	
9.公 共 下水道費		29,407	29,407				29,407						
(1)光明他地区 公共下水道 整備事業費		29,407	29,407				29,407		9.旅 費	115		府内旅費	
(5)住 宅 費	3,088,195	1,000	3,089,195					1,000	11.需用費	180		消耗品費 印刷製本費	60,000 70,000
									13.委 託 料	29,162		工事委託料	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支出金	府 地方債	その他				
1.住宅管理費	24,858	1,000	25,858	千円	千円	千円	千円	千円		
(1)住宅管理費	24,858	1,000	25,858			1,000	14.使用料 及賃借料	1,000	排水管理設による土地 使用料	
⑩教育費	1,935,985	1,008,085	2,944,070	28,857	873,000	8,727	102,501			
(1)教育総務費	233,835	24,124	257,959				24,124			
3.教育指導費	24,197	2,857	27,054				2,857			
(1)教育指導費	16,069	270	16,339				270	19.負担金補助 及交付金	養護学校児童通学費補 助金 70,000 郷荘中学校バレーポー ルチーム 近畿大会選手派遣費 補助金 100,000 へき地校補助金 100,000	270
(2)研修費	8,128	2,587	10,715				2,587	14.使用料 及賃借料	府立養護学校通学児童 生徒用自動車借上料追 加	2,587

5.同和教育指導費	84,891	21,267	106,658			21,267				
(1)同和教育指導費	5,810	300	6,110			300	11.需用費	300	印刷製本費追加	
(2)教育奨励費	78,581	20,967	99,548			20,967	13.委託料	1,600	同和教育推進委託料追加	
							19.負担金補助 及交付金	19,367	同和関係校園教育推進 補助金追加 6,360,000 教育を守る会負担金追 加 11,279,000 高校大学の会負担金 1,728,000	
(2)小学校費	928,695	72,775	1,001,470			88,294				
1.学校管理費	369,709	24,806	384,515			21,234				
(2)一般管理費	58,660	5,517	64,177			5,517	11.需用費	1,680	消耗品費追加	
							13.委託料	3,837	児童委託料	
(3)維持補修費	79,440	19,289	98,729			15,717	18.委託料	13,440	学校警備員委託料追加	
							15.工事請負費	5,849	校舎等営繕工事費追加	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他	一般財源			
2. 学校保健費	94,402	8,975	98,377	1,798			2,182			
[2] 給食費	63,895	3,975	67,870	1,798			2,182	18. 委託料	389	調理員検便委託料追加
								20. 扶助費	3,586	要保護、準要保護児童給食扶助費追加
3. 教育振興費	25,265	1,760	27,025	880			880			
[2] 就学奨励費	7,752	1,760	9,512	880			880	20. 扶助費	1,760	要保護、準要保護生徒扶助費追加
4. 学校建設費	449,319	42,294	491,553	3,549	19,800	4,887	13,998			
[1] 幸小学校増築事業費	66,578	5,687	72,265				5,687	13. 委託料	5,687	設計委託料追加
[2] 鶴山台南小学校整備事業費	128,331	14,963	143,294	1,963	13,000			17. 公有財産購入費	14,963	校舎買収費追加 6,162,000 屋内運動場買収費追加 8,801,000

[8] 鶴山台北 小学校整備 事業費	67,242	8,386	75,628	1,586	6,800			17.公有財産 購入費	8,386	屋内運動場買収費追加
[4] 緑ヶ丘 小学校整備 事業費	180,826	8,311	189,137			8,311	18.備品購入費	8,311	8,311	体育館及校用備品購入 費追加
[6] (仮) 光明 小学校 整備事業費		4,887	4,887			4,887	9.旅 費	30	30	府内旅費
							需用 費	60	60	消耗品費 食糧費
							委託 料	4,047	4,047	設計委託料
							工事請負 費	750	750	ポーリング工事費
[3] 中学校費	446,953	289,820	736,773	13,468	263,200	3,840				
1. 学校管理費	172,855	6,730	179,585	1,563						
[2] 一般管理費	38,263	850	39,113							
								11.需用 費	850	消耗品費追加
[8] 維持補修費	38,565	5,880	44,445	1,563				13.委託 料	5,880	学校警備員委託料追加
2. 学校保健費	38,135	2,394	35,529	1,100						

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 府 支出金	地方債	その他				
[2]給食費	千円 21,176	千円 2,894	千円 23,570	千円 1,100	千円	千円	千円 1,294	13.委託料	千円 194	調理員検便委託料追加
3.教育振興費	22,645	671	23,316	335			386	20.扶助費	2,200	要保護、準要保護生徒 給食扶助費追加
[2]就学奨励費	12,024	671	12,695	335			386	20.扶助費	671	要保護、準要保護生徒 扶助費追加
4.学校建設費	218,318	280,025	498,343	10,470	263,200	3,840	2,515			
[2]信太中学校 整備事業費	82,687	18,670	101,307	10,470	8,200			17.公有財産 購入費	18,670	校舎買収費追加
[3]富秋中学校 整備事業費	88,078	255,125	343,203		255,000		125	9.旅費	30	府内旅費
								11.常用費	60	消耗品費 印刷製本費
								13.委託料	3,221	設計委託料
								15.工事請負費	237,180	講堂建設工事費

科目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源 千円	区分	金額	
				国 府 支出金 千円	地方債 千円	その他 千円				
(3)維持補修費	6,868	5,540	12,398				19.負担金補助 及交付金 千円	12,304	私立幼稚園保育料補助 金等追加	
8.幼稚園 建設費		2,543	2,543	400			19.委託料 千円	8,540	警備員委託料追加	
(1)(仮)北池 田幼稚園 建設事業費		2,543	2,543	400		2,143	15.工事請負費 千円	2,000	営繕工事費追加	
							9.旅費 千円	20	府内旅費	
							11.需用費 千円	30	消耗品費 10,000 印刷製本費 20,000	
							18.委託料 千円	963	設計委託料	
							15.工事請負費 千円	150	ボーリング工事費	
							18.備品購入費 千円	1,380	備品購入費	
(5)社会教育費	101,031	597,941	698,972		590,000	7,941				

(6) 国分倉ノ上 線道路災害 復旧費	2,476	2,476				2,476	15.工事請負費	2,476	道路復旧工事費
(7) 福瀬善正線 道路災害 復旧費	2,190	2,190				2,190	15.工事請負費	2,190	道路復旧工事費
(8) 東松尾川 右岸 災害復旧費	2,233	2,233				2,233	15.工事請負費	2,233	河川復旧工事費
(9) その他土木 施設 災害復旧費	15,000	15,000				15,000	15.工事請負費	15,000	その他土木施設復旧工 事費
(2) 農林 水産施設 災害復旧費	7,620	7,620	1,446			6,174			
1. 農林 水産施設 災害復旧費	7,620	7,620	1,446			6,174	9.旅費	30	府内旅費

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
(1) 農林水産施設災害復旧費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		7,620	7,620		1,446	6,174	80	9. 旅費	府内旅費	
								需用費	消耗品費 50,000 印刷製本費 130,000	
								工事請負費	そば坂池復旧工事費 1,480,000 大蔵池復旧工事費 2,472,000 車井塊復旧工事費 3,075,000 黒島新池復旧工事費 271,000 黒島石池復旧工事費 60,000	7,358
								19. 負担金補助及交付金	土地改良事業団連合会負担金	52
歳出合計	15,138,478	1,469,984	16,608,462	188,668	1,006,858	82,345	192,118		「一般財源の合計額 192,118 千円には昭和51年度財政対策債 178,200 千円を含む」	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する
 調査 (単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	財 源			一 般 財 源
							国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他	
(仮) 北池田幼稚園建設事業	74,803			昭和51年度 ~ 昭和52年度	74,803	26,221	36,000			12,082
郷荘中学校校舎増築事業	141,400			昭和51年度 ~ 昭和52年度	141,400	73,982	27,700			39,768

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位 千円)

区 分	前 々 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 還 見 込 額	
1. 普 通 債	7,370,066	16,843,814		2,532,864	382,273	18,994,405
(6) 土 木	862,589	1,161,664		364,538	79,027	1,447,175
(9) 教 育	3,090,787	9,069,482		1,117,200	122,792	10,063,890
3. そ の 他	94,600	352,400		173,200	28,650	496,950
(2) 財 政 対 策				173,200		173,200
合 計	7,573,703	17,295,299		2,709,364	417,936	19,586,727
(財 政 対 策)				(173,200)		(173,200)

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（宇沢清君） 議案第77号「昭和51年度一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、5ページの予算書第1条でございますように、今回、歳入歳出ともそれぞれ14億6,998万4千円を追加計上いたしまして、予算の総額を166億846万2千円とするものがございます、補正の款、項の区分及び金額は第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます、（仮称）北池田幼稚園建設事業費の追加及び郷荘中学校校舎増築事業費1億4,140万円を計上し、事業着手いたすべく措置してございます。

第3条は、地方債の補正でございます、一部事業費等の追加により起債を増額するものがございます。また今回、特に昭和51年度財政対策債として1億7,320万円の許可を得ましたので計上いたしました次第でございます。個々の借り入れ条件につきましては、第3表のとおりでございます。

以上が予算の内容でございます。

次に、事項別明細の歳出から各経費について御説明申し上げたいと存じます。初めに、23頁の総務費でございますが、総務管理費といたしまして、庁舎管理費67万円、財産管理費といたしましては、建物等の除却工事費590万円、企画費といたしまして、和泉丘陵地区調査委託料200万円、また、諸費といたしまして、過年度精算の補助金等の返還金221万6千円をそれぞれ計上いたしましたものがございます。

次に、同和対策費でございますが、隣保館運営費といたしまして、165万円を追加計上したものでございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉費といたしましては、身体障害者、精神薄弱者、老人等の給付金及び見舞い金の追加と、老人憩の家建設事業に伴う初年度設備費として200万円、共同浴場運営費373万7千円をそれぞれ計上いたしましたものがございます。

次に、児童福祉費でございますが、保育所管理費706万7千円、芦部保育園建設事業費の備品購入費645万7千円、児童遊園建設費100万円、母子福祉費といたしまして、母子家庭見舞い金80万円計上いたしましたものがございます。

次に、生活保護費でございますが、生活保護家庭見舞い金等、扶助費として2,653万8千円を追加計上いたしましたものがございます。

次に、衛生費でございますが、予防衛生費の診療所費といたしまして、和泉診療所運営費補助金等565万円、また、休日急病診療所の開設に伴う運営経費といたしまして1,192万9

千円を計上いたした次第でございます。

次に、環境衛生費といたしましては、不燃性廃棄物処理地整地委託料等の追加といたしまして304万円計上いたした次第でございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業費の~~農業振興費~~といたしまして、温州みかん摘果推進事業及び改植等緊急促進対策事業補助金等697万3千円、また、農業構造改善事業費として77万円追加計上したものでございます。

畜産業費といたしまして、10万6千円の追加。また、農地費といたしまして、補助金等の関係で水路事業費を604万6千円更正減額いたしまして、農道事業費312万5千円を計上いたした次第でございます。

次に、商工費でございますが、商工振興費といたしまして、商業協同施設補助金150万円、また、雇用対策費につきましては、勤労青少年ホーム運営費といたしまして、494万1千円を追加計上いたした次第でございます。

次に、土木費でございますが、道路橋梁費の道路維持費といたしましては、1,418万円の追加計上でございます。

次に、都市計画費の公園費といたしまして、旭公園整備事業費6,300万円、王子西公園整備事業費7,860万円の追加計上でございます。

また、街路事業費といたしまして、光明池1号線街路整備事業費4千万円、また、下水道総務費といたしまして、南大阪湾岸流域下水道事業負担金5,944万6千円計上いたした次第でございます。

また、浸水対策費といたしまして、伯太北排水路整備事業費805万5千円の減額、幸下水路整備事業費628万6千円、窓ヶ池水路整備事業費2,125万円それぞれ計上いたしました。また、都市下水路費といたしまして、府中北幹線整備事業費1,599万3千円を追加、また、公共下水道費といたしまして、光明池地区公共下水道整備事業費2,940万7千円それぞれ計上いたしました。

次に、住宅費の住宅管理費といたしまして、100万円追加計上いたしたものでございます。

以上が土木費でございます。

次に、46ページ、教育費でございますが、教育総務費の教育指導費といたしましては、府立養護学校通学児童生徒用自動車借り上げ料等285万7千円、また、同和教育指導費といたしましては、教育を守る会及び高校、大学友の会負担金等2,126万7千円それぞれ追加計上いたしたものでございます。

次に、小学校費でございますが、学校管理費の一般管理費といたしまして、助松団地周辺の

児童委託料等551万7千円、維持補修といたしまして、学校警備員委託料及び校舎等の宮繕工事費1,928万9千円、学校保健費及び教育振興費につきましては、要保護、準要保護、給食費等の扶助費の追加でございます。また、学校建設費といたしましては、幸小学校増築事業費568万7千円、鶴山台南小学校整備事業費1,496万3千円、鶴山台北小学校整備事業費838万6千円、緑ヶ丘小学校整備事業費831万1千円、(仮称)光明台小学校整備事業費488万7千円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、中学校費でございますが、学校管理費といたしまして、学校警備委託料等673万円、学校保健費、教育振興費といたしまして、要保護、準要保護生徒の給食費等扶助費の追加計上でございます。

次に、学校建設費でございますが、信太中学校整備事業費1,867万円、富秋中学校整備事業費2億5,512万円、郷荘中学校増築事業費につきましては、先に御説明申し上げました債務負担行為と関連いたします設計委託料等の計上でございます。また、(仮称)光明台中学校整備事業費といたしまして、384万円計上いたしました次第でございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理費の一般管理費といたしまして、私立幼稚園保育料補助金等1,514万7千円、維持補修費といたしまして、警備員委託料及び宮繕工事費等554万円をそれぞれ追加計上でございます。

また、幼稚園建設費でございますが、(仮称)北池田幼稚園建設事業費といたしましては、債務負担行為で計上いたしておりますが、園用備品等の一部事務経費を計上いたしました次第でございます。

次に、社会教育費でございますが、同和教育費といたしまして、旧山手中学校跡の警備委託料、また、整備工事費等784万1千円、また、文化財保護費といたしましては、池上遺跡用地買収費等5億9,010万円計上いたしました。これにつきましては、このたび、政府より起債の決定をいただいたものでございます。

次に、保健体育費でございます。大阪府体力作り運動推進地区指定に伴う関係経費といたしまして、19万5千円を計上いたしましたものでございます。

次に、災害復旧費でございます。6月の豪雨と9月の台風による災害復旧費で、土木施設災害復旧費2,277万2千円、農林水産施設災害復旧費762万円計上いたしましたものでございます。

以上が歳出予算の事項でございますが、総額14億6,998万4千円の追加と相なる次第でございます。

引き続きまして、13ページの歳入予算の内容について御説明申し上げます。

国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。これは自衛隊施設に係る交付金で、このたび、交付決定をいただき1,812万3千円追加計上させていただきました。

次に、分担金及負担金でございます。分担金の農林水産業費分担金につきましては、先ほど説明申し上げましたように、水路事業費と農道事業費の組みかえによる減額でございます。また、災害復旧費分担金といたしまして、144万6千円計上いたしました。

次に、負担金でございます。これは日本住宅公団関連事業負担金でございます。2,882万3千円の追加計上でございます。

次に、国庫支出金でございますが、1億4,220万3千円の追加計上させていただきました。この内容を申し上げますと、国庫負担金といたしまして、生活保護費負担金等1,995万2千円、国庫補助金につきましては、公園等の土木費関係の補助金1億372万4千円、小学校、中学校、幼稚園の教育関係補助金1,852万7千円の追加計上でございます。

次に、府支出金でございますが、府補助金の民生費補助金につきましては、老人憩の家建設に伴う備品購入費補助金100万円、衛生費補助金といたしまして、休日急病診療所の運営費補助金51万2千円、農林水産業費補助金といたしまして、温州みかん摘果推進事業補助金等651万5千円、土木費府補助金といたしまして、公園関係補助金等3,265万4千円、教育費補助金といたしまして、学校警備員設置費補助金等533万円それぞれ追加計上いたしました。

次に、府委託金といたしましては、農林水産業委託金等として45万4千円計上いたした次第でございます。

次に、諸収入でございますが、受託事業収入といたしまして、惣ヶ池水路整備事業受託収入2,125万円、雑入といたしまして、休日急病診療所医療収入及び日本住宅公団関連事業収入3,410万1千円を計上いたしました。

次に、市債でございます。事業費等追加による調整でございます。土木債として1億3,385万8千円、教育債として8億7,300万円、特に池上遺跡用地取得事業債として、5億9千万円を計上いたした次第でございます。

次に、昭和51年度財政対策債でございますが、これは普通交付税の振りかえによる起債で、今年度1億7,320万円政府より承認いただいたものでございます。

以上が歳入予算の内容でございます。総額14億6,998万4千円の追加と相なる次第でございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 1番（寺田茂君） 今回の補正が約14億6,900万円、そのうち市債が11億円、特にこの当初予算に池上遺跡の債務負担行為で3億円組んでいただいて非常にありがたいのですが、それが今回、5億9千万円ということになって、依然としていまのままでは市債なんですね。国から内示され、決定されて、初めて市には負担がかからないということになるんだろうと思うんですけど、これは早急にやっていただきたいし、その見通しをひとつお願いしたい。そうでないと、余り長くなると、国の決定が遅いために市に利子がかかってくるということにもなるので、最善を尽くして早く決定をおろしてもらいたい。もう決定がきてるんか知りませんが、その辺をひとつお聞きしたい。

それから、ちょっと飛ばして55ページ、共産党議員団も1つずつ精査して皆さんにわかりやすく質問したいということで私、2、3点だけお聞きしたいわけです。55ページの同和教育費の中で旧山手中学校の警備委託料、それと中学校跡整備工事の問題ですが、この警備委託料192万5千円は今回、初めて委託されるのか、これから継続して何人の人が、1人かと思いますが、その辺のところについてお聞かせ願いたい。

それから下の山手中学校跡の整備工事費180万円、これはどういう工事なのか。山手中学校の問題にそきましては、富秋中学校が建設されるときに、共産党議員団としては、これは残していく方向にすべきだ、残して何か公共的なものに使うんだという方向に入ってたと思うが、果たして跡地なり校舎をどう利用されるのか、利用度の問題もひとつお聞かせ願いたい。

それから56ページ、ちょっと私、言葉もわかりませんが、サマースクール活動補助金とあって266万6千円の追加、追加ということは、当初予算にもあったということになるんでしょうね。初めてで追加ということはないと思います。その辺の追加というのは、どういうところに追加されるのかということなんです。

同じくその下に青少年宿泊研修会等補助金追加120万円、これについても私、用語もわからないし、追加された趣旨もよくわかりませんので、その辺ちょっと説明願いたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 管理部長（広岡史郎君） 寺田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

最初に、池上遺跡の土地取得でございますが、国が定めました史跡等土地先行取得取扱要綱に基づきまして取得いたすものでございます。いずれ国庫及び府補助金等に合わせて償還してまいります。その内示はすでにいただいておりますけれども、最終的な決定は明年3月ごろになるのではないかとということでございます。

用地買収につきましては、たくさんの方の申し出がありますが、金利等々の関係でまだ開始

には入ってません。いずれ償還期の8.5%の金利につきましては、国庫補助の対象となりますことを申し添えておきます。

それから、山手中学校の臨時警備委託料追加192万5千円でございますが、これは昼夜、警備員を配備して、校舎の中に一部備品も残っておりますし、火災、盗難予防等の警備をお願いしております。昼夜1名ずつ2名でございます。

180万円の工事請負費でございますが、4月1日廃校いたしまして相当ガラス等の破損、各室のドア金具の破損などの修理で180万円を要するというものでございます。

それから、将来に向けて山手中学校をどういふふうにご利用するのかという御質問でございますが、全市的な青少年の野外センターといたしまして、宿泊施設の整備、校舎、体育館、運動場、プール等もあわせ活用していきたい。これはすべて全市的な計画でやっていきたいということで、52年度に向けて現在、計画を立て審査検討中でございます。現段階では、警備員を置いて、同和地区の子供会等の活動の場として教室を利用しております。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 指導部長（乾武俊君） 続きまして、56ページのサマースクール、青少年宿泊研修会の御質問にお答えいたします。

サマースクールにつきましては、毎年夏休みに約30日間にわたり、同和地区の小学生並びに中学生の学習、体育を行っておるわけでございますが、当初153万4千円の予算で発足いたしましたけれども、本年、活動に参加する希望の子供が155名ほど出てまいりまして、現在、青少年会館にあります10名の指導員では、学習のわかりにくい子供の指導あるいは水泳の指導等に指導員の手を欠くということで、地元の高校、大学の友の会の学生に指導員に入ってもらいましたが、そのときの報償費として補正をお願いしたいというわけでございます。

それから、青少年宿泊研修会でございますが、これも例年行っておりまして、高校、大学友の会の宿泊研修と、地域の青年の宿泊研修の2つございます。いずれも2泊3日でございまして、それぞれその中で学力の補充並びに体操学習、その他スポーツ等を行っておるものでございます。これは当初、大学友の会の負担金の中で執行しようと考えておりましたが、その余裕がございませぬので、地域青年の育成のためにどうしても必要な事業でございますので、今回、補正をお願いするものでございます。

○ 1番（寺田茂君） 4点お聞きしてもう一度確認もしたいのですが、池上遺跡の問題で市長、これは来年3月ごろ決定がおりるということなんですけど、そこまでにかかった利子の10分の8は国がもってくれる、これは間違いなのですね。

それと、5億9千万円という数字が出てますが、これでどのぐらいの筆数と面積が買えるも

んか、池上遺跡全体のどのぐらいの割合になるのか。きっちりいかんと思いますが、わかっていたらお願いしたい。

それと山手中学校の警備委託料、昼夜を分かたず2人の人が御苦労ですがやっていたかどうかということですが、これはいつからなんですか。

- 管理部長（広岡史郎君） ことしの6月からです。
- 1番（寺田茂君） ということは、6月以前はなかったんですね。さかのぼりますな。
- 管理部長（広岡史郎君） はい。
- 1番（寺田茂君） そこで、次の山手中学校で問題になるのは、ガラスとかドアの破損の修理で必要だろうと思いますが、総合的に考えて、警備員さんが必要としたら、初めから置いたらこういう問題は出てこないと思う。ええ、悪いは別として、結局つぶれた、警備をやらないかん、6月からやってるという。厚生文教委員会などで出てるか知りませんが、事後の報告で補正で出てくる。これはもっときっちりしてもらわないかん。議会には運営委員会もいろいろあるんやから、その辺も通してもらわないかん。聞いたら、6月からということでは、なかなか論議が前へ進まんとします。ガラスの破損とかが出てきたので計上させていただいた、それはそれで理解しておきます。これはよろしい。

跡地の利用でこれからいろいろ考えていかれると思いますが、いま、同和事業の一環として青少年センターとか出てますが、それらとの総合的な、現在の和泉市の財政問題を含めての計画というのはないのですか。それは別個としてプールをつくるとか、そういう方向しか考えてないわけですか。これから建てようとするものとの関連、それについて言うてください。

もう1つは、サマースクールの活動補助金で夏休みの学習、私はこれは内容はどうであれ、いささかも異論のないところですが、いま聞くと、大学友の会の人たちが指導されていくための報償に充てるんだと、ここで僕はひっかかったんです。大学友の会の人というのは、市が大学友の会の補助金だということで支部を通じて出てるんです、そうでしょう。だから、市が補助している大学友の会の人、今度、小学生の子供を教えるのにまた報償を出さないかんという、ここでひとつ疑問が出てくる。それだったら、先ほど佐原部長が言われたように、部落の完全解放問題があるとしたら、当然、一貫性のあるものとして、大学友の会の人はやってもうたら結構なんで、新たな報償を出すことについてはどうもだぶってるんじゃないか。市の管理としておかしいじゃないかと直感するわけで、その辺をもうちょっと明快にお願いしたい。友の会の人で奨励金を出してる人、出していない人は決まってない、大体出てる人が来るんでしょう。市としては、2つの問題にお金がかかっているんじゃないかという問題を明確にお答え願いたい。

それから宿泊研修費、これはいろいろ聞いたら宿泊されて研修するんだという、この補正は初めてですな。

- 指導部長（乾武俊君）先ほど御説明申し上げましたように、当初の高校、大学友の会の不足分を補正するわけで、この項目についての補正が出てきたのは初めてでございます。
- 1番（寺田茂君）だから、他のもんということではいかんようになったので、ここで補正するということをもうちょっと明快に、先のとあわせてね。
- 管理部長（広岡史郎君）池上遺跡の用地買収の件でございますが、現在、5億9千万円の起債措置いたしておりますのは、25筆を予定しております。

それから、補助の関連ですが、国が10分の8、府が10分の1、市費で10分の1、これは償還日に補助金を得て元利均等償還していくということでございます。

買収時期は明年3月、利子支払い額が補助対象となるという決定を得た日からということで取り組んでおります。

山手中学校についての再度の警備委託料の御質問ですが、6月補正で37万5千円議決いただいております。その後、2名の人員配置等によりまして今回、追加をお願いしてるところでございます。

それから、山手中学校の将来の転用利用問題ですが、先ほどお答えしたように、全市的な青少年の施設に転用するというところでございます。地区内のいろいろ要望がございますが、それらは後日、十分検討を加えて、山手中学校の転用問題とあわせて十分審査していきたいと思っております。

以上でございます。

- 指導部長（乾武俊君）ただいまサマースクールの指導に当たった高校、大学友の会のことについての御質問でございますが、高校、大学友の会の36名の学生が、この小中学生のサマースクールの指導の補助員として当たってくれたのですが、もちろん、この子供たちは、高校、大学の就学奨励金を受けております。この就学奨励金は、高校、大学に就学するための奨励金でございます。これは夏休み中に自分たちの弟や妹というか、その学習に積極的に参加して指導を手伝っていただいた、いろいろ学習の問題等をつくるために参考書も要りますので、若干、高校、大学の就学奨励金とは性格の違うものだと考えてございます。

それから、2番目の青少年の宿泊研修ですが、先ほど申し上げましたように、これは当初予算で御決いただきました高校、大学友の会の負担金、これは高校、大学就学奨励制度ですが、それをほかの活動にも若干使っており、今回、就学奨励の方の予算がいっぱいになるということで補正をお願いしたということでございます。

○ 1番(寺田茂君) 今回だけでなく、私、乾さんのお答えがいつも事務的で、教育法を引っ張り出してきたりするんです。私たちの聞いているのは、いまの和泉市の財政問題、行政とあわせてどうかと聞いているので、議員さんが皆わかるのに、あんただけわからないということはないと思う。大学友の会の補助金を出しているという、そういう財政的な裏づけの中で、こういう問題との関連で、和泉市のいまのせっぱ詰まった財政問題としてどうかと聞いているのでね、大学友の会の人にさせたらいかんとは言っていない。あんたはいつも事務的レベルのお答えだと思います。同和事業については、いろいろ複雑なものがあるだろうとは私たちも察知してる。それだったら、学校教育の中に指導員の方がたくさんおられますな。指導主事とか名前のついた方、そういう人たちもお手伝いはできるんじゃないですか。学校の先生やから、大学生よりもいいと思う。そういうことが仮に必要としたら、36名の大学生を雇わんといかんことはないと思う。そういう方向をどう見出していくかという観点に立たんと、いまの和泉市ではもたんでしょう。いつも議員さんが言われてるが、そういう方向で考えてもらいたい。ただ白とか黒とかでなく、そういう答えになると、あんたの答えはいつも事務的で陰険な感じがする。そうやなく、本当にいまの和泉市をどうするかという、同和事業についてあんた、いつも広報に出しておられるが、どうするかという基本的なものを持って、やらないかんものはやるということを明確にする。不必要なものはやめ、いけるもんはいけるとせんと、ほかの一般行政との考え方でなかなか市民さんが理解に苦しむ点がたくさん出てくるといいう指摘をさせていただきたいということです。

それと、遺跡問題で来年3月ごろ買収にかかるということですが、債務負担とか、いままでいろいろ組んでもらうてよく流れたが、こんどは市債のうちの一部なのでそんなことはないと思いますが、ぜひとも国の補助を的確にもらって、決定を早くしてもらって、市の負担にならないように、ひとつ池上遺跡を残していくという立場で、きちんと国から取れるような方向でお願いしたいと要望して終わっておきます。

○ 議長(坂上国治君) 他に。横田君。

○ 15番(横田憲治郎君) 端的にお伺いいたしますので、明快、簡潔な答弁をお願いします。

まず、歳入からお伺いいたします。13ページの国有提供施設所在市町村助成交付金追加1,800万円、トータルでやっと5千万円ですが、この算定の基礎についてお伺いしたい。これは少額ですがふえてきているわけですが、やはり自治体行政運営の主体性という立場から、いかほどを目標に国、防衛庁にアタックを試みていこうとするのか、その辺の目標と所信があればお伺いしておきたいと思います。固定資産の評価、その他では数億円に上る評価が出るが、それについてお伺いしておきたいと思います。

次は22ページ、いまも質問が出たようであります、社会教育債5億9千万円、重複は避けたいと思いますが、当初と合わせて10億になんなんとする起債というわけで、これは早期に国でもっての負担及び府の助成等の結論を見るべきであろうと思います。来年度以降にかけて買収、その他を急がなければならないが、やはり手元の問題が焦眉の課題だと思いますので、本件についての財源的な確たるもの、市財政に影響の及ぼさない、国にどっさりとおもねていくという方針を、もっと鮮明に財政当では打ち出すべきだという立場から答弁を求めます。

次は25ページ、28ページ、さらに教育費関係の中で補助金が出てきますが、かねがねわれわれが主張するとおり、財政運営の大哲理、原則の立場から、補助金予算の計上は当初に見込みをつけて、やはり主体性のある、あるいは公法でうたわれるように、公益上必要のある場合において、という立場上からも、責任のある予算計上が望まれるわけでありましてけれども、この25ページ、28ページ、そして教育関連の47ページ、教育奨励費等々のいずれも同和関係の補助金の追加の実態を御説明賜りたい。昨年度も当初に計上されておったやに掌握しておりますけれども、今回の計上は年度途中、残す4カ月でどのように執行されるのか、さかのぼって支給をされるのか、その点もお伺いをしたいし、消耗品、その他テキスト、研修に見合う実費については、それぞれ現課で応分の手当をするのが、会計法上あるいは予算行政執行上からも当然の原点でなかろうかと思っておりますので、その点についても、現課からの責任のある答弁を要求いたします。

次に29ページ、児童遊園整備工事費が100万円追加されておりますが、この内容について簡単に御説明いただきたいと思っております。

それから、33ページの不燃性廃棄物処理地整地委託料追加250万円が出てますが、これについても具体的に御報告いただきたいと思っておりますし、35ページの負担金補助及交付金、農業振興費の温州みかん摘果推進事業補助金214万2千円、これの具体的な内容を御報告願いたいと思っております。

36ページ、水路整備の更正減の実態をいまして詳しく。

さらに、道路維持補修費で追加されておりますけれども、今回の補正の事業執行については、どのような尺度で認定されての予算計上なのか、基本事項について報告をいただきたい。

さらに、41ページの伯太北排水路整備事業費の800万円減額の経緯を示していただきたい。

53ページ、教育費の中の幼稚園費の一般管理費で私立幼稚園保育料補助金等の追加1,200余万円が計上されておりますが、これは公私立格差の是正という立場で基本的には肯定しているのですが、常に論議されますが、どの位置に格差是正の基準点、目標の設点をされて努力を

されておるのか。さらに、今回の追加によって、個別に対象園児に対してどの程度の金額になるのか。当初計上と合わせてどれぐらいの具体的な数字、単価になるのか、お示し願いたい。

以上、簡単に聞きましたが、たくさんありますが、簡潔に答えていただいで結構です。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 財務部長（宇沢清君） 第1点の国有提供施設所在市町村助成金でございますが、かねがね議長さん初め議員皆様方の御協力をいただきまして、本年度、一応の見込みをつけられたわけでございます。宅地価額にして、51年度の国有提供施設価額が72億6,100万円になるわけですが、これにつきまして即、100分の1.4という固定資産税額には相ならんわけでございますが、目標といたしましては、一応、われわれは周辺の住宅公団等の開発による宅地価格を現在、要望をしておるわけでございます。詳細につきましてはちょっと資料の持ち合わせがございませんので、追って御報告させていただきたいと思ひます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 管理部長（広岡史郎君） 池上遺跡の土地先行取得について、一般財源に圧迫を加えないで十分配慮して取り扱えとの御質問でございます。和泉市内の民有地約6万6千平米を年次計画で買収しようとするものでございます。第1次、2次、3次と約10カ年で実施し、最終的には総額49億円を突破するんじゃないかと思ひます。5億9千万円の地方債の交付決定があった以降、買収に取りかかるわけでございます。その事前の利子の市の負担等を避けるために万全の配慮で取り組んでいきたいと思ひます。

一般管理費の中で私立幼稚園の保育料補助等の追加でございますが、これは過去、行われております国の幼稚園、母子寮の補助と、市が行っております保育料の助成を合わせまして併給を避け、経済的に困窮する園児の就園を奨励するという形で取り組んでおります。段階的に申し上げますと、3千円から3万円という形で、市単独の保育料の数字が明らかにされております。3千円が108人、1万円116人、2万3千円424人、3万円1,050人という形で、私立幼稚園に就園する方々の補助を行っていくわけでございます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 指導部長（乾武俊君） 引き続きまして、47ページの同和関係校、園教育推進補助金についてお答え申し上げます。

教育公務員の研修につきましては、府と市が協力して行うということが法的にも義務づけられておりますが、特に同和地区を持つ学校教職員は、子供の学力の保障あるいは生徒指導、進路保障あるいは地域課題との結合等、いろんな点できめ細かな指導技術上の研修あるいは教育理論の研修を要求されるわけでございます。

そういう観点に立ちまして、各学校・園の方からは、年度当初から特に教職員の研修について、たとえば研修に要する図書とか資料の購入あるいは研修に必要な用具、材料、研修参加の費用とか、校内で行う研修会費用等の要望が各校から出ておったわけでございます。いろんな点を勘案して可能な限り、現行の予算の中で回していきたいという気持ちもございましたが、非常に多面的な、しかも充実した研修の要望が各校から出されておまして、それに対応して今回、その補助という形で各校・園の教職員の研修に対して対応したいというふうに考えるわけでございます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 建設部次長（森保君） 38ページの道路維持費の追加でございますが、鶴山台から南北に道路が走っておりますが、それがたまたま市道信太2号線におち当たり、一部供用開始はまだやってございませんが、供用開始をいたしますとかなりの交通量がふえますので、信太2号線の一部改修すべく、その補正をした次第でございます。

次に、伯太北排水路関係でございますが、御存じのとおり、この排水路は、干草池から府立工業高校横を通り毎年、計画事業でやってるところでございます。補助金の問題がございまして、本年度はどうしてもやれない、一部見送りということでございます。

以上でございます。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 市民部長（内田繁君） 私の方の所管で28ページの負担金問題ですが、なぜ当初に組んでおかなかったかという御質問でございます。これにつきましては、当初予算におきましては、非常に推進研修費につきまして、いろいろわれわれの中で論議され、われわれの趣旨を十分認識もされていないということから、もう少しこういう働く保母さんたちの保育理論などについて、十分に認識した上で補助していくべきであるということで、現在、このような補助を渡す事業主体等の新設準備を進めてるところでございます。そのために当初には組めず、補正予算でもって組む結果を招いた次第でございます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市民部次長（中西淳富君） 29ページの児童遊園整備工事費でございますが、これは本年度開設いたしました伯太宮前児童遊園の新設工事の中の擁壁工事費でございますが、当初、274万円で大体施行したわけですが、地元の境界等の関係でやや擁壁工事が遅れて施行したわけでございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 33ページの不燃物、35ページ摘果推進、36ページ水路

の関係につきましてお答え申し上げます。

不燃焼物関係につきましては、現在、処理地として利用いたしております黒石地区の土砂瓦れきの処理地並びに48年から利用いたしております箕形地区での不燃物処理地の機械器具等による整地並びに覆土の工事委託契約の関係でございます。

それから、35ページのみかん関係につきましては、みかん対策の一環として51年度、約300ヘクタールを人力摘果をする計画に基づきまして、国並びに大阪府から214万2千円の助成がございます。これを地元のかんきつ農家農協を經由して補助金として支出をしようとするものでございます。

36ページの水路の更正減につきましては、御承知の南松尾地区に馬墓池という池がございますが、これの関連水路を当初、改良すべく計画をしたのでございますが、地元の用地等いろんな関係におきまして執行しがたい状態になりましたので、早速農道関係にこの助成金を切りかえたい、こういうことで更正減をした次第でございます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 25ページの同和対策費の関係で隣保館費の中の運営費について説明申し上げます。

印刷製本費135万円、負担金補助30万円の内容につきましては、当初予算の段階では、従来からこういったいろんな会館の運営条例に基づく活動がございまして、具体化は本年6月ごろでございます。当初予算におきましては、一応、そういった印刷費の予算をいただきましたが、これらの内容については、具体的に「郷土の歩み」という形で地域の古老の方々に執筆をいただき、今回、発行させていただこうということで印刷製本費を追加したものでございます。

なお、負担金補助の30万円ですが、これも6月以降、当初予算の同和対策事業活動補助金の中には、残念ながら具体的なものは組み込んでいなかったもので、6月ごろにそういったものができましたので、30万円の追加が必要となった次第でございます。あくまでも、地元で運営委員会をつくりまして、町会、支部、市の三者共催による総合活動の関係でございます。

○ 15番（横田憲治君） まず、教育委員会、市民部長が答弁して下さった28ページ、47ページについて再質問いたします。

同和保育推進研修補助金は、50年度では40万円前後執行してるはずですね。今回は、この補正で513万円計上されてきたが、47ページの教育奨励費についても、去年は550万円ほど計上されてございます。今回は、年度後半での1,900万円の補正、これはあと4カ月、約3カ月半ですか、これで私、先ほど聞いたのは、補助の必要性ということではない。それは

49年度から補助ということが出ておりますから一定の内容は知っとるわけですし、また、肯定もしてるわけですが、予算措置上、予算執行上の問題について、乾さんが答弁の中でいろいろおっしゃったように、それぞれの消耗品、研修会参加の費用弁償であれば、そのように科目が具体的に鮮明になっとるわけですね。そういう扱いは、49年度は補助金でやっておったが、当初にさだかな計上を今年度はすべきではなかったか。

もう1つは執行上の問題。これは補助金という性格からいっても、どういう執行の仕方をするのか。月をさかのぼって執行するのか。その辺もちょっと聞かせてもらわんと理解しにくい面がありますので、お願いをしたいと思います。

それから、社会教育債は本当に締めて御努力を願わないと、大変大きな行政課題だと思えますし、やっていかなければならないのは当然だと思います。

ただ、国有提供資産の1,800万円の追加は、微々たるものとはいえ結構ですし、また、努力を多としたいと思います。やはりもう少し財務部長が70億か何ほど100分の1、4とかで途中まで言い合ったが、そのようにいかんことは私もわかります。しかし、一応の目標設定の中で努力すべきだと思いますので、その点意見として申し上げておきます。1,800万円の予算追加をされてるわけですから、間違いなく確保されている、こういうことで愚問か知りませんが、確認させてもらってよろしいわけですね。

- 財務部長（宇沢清君） はい。
- 15番（横田憲治郎君） それでは、前の2点だけ。
- 市民部長（内田繁君） 私の方の所管でもう少し内容的なものを申し上げてみたいと思いますが、本補正予算につきましては、いわゆる事業主体の事業計画に基づいて支出をしていくということでございます。事業主体の事業内容といたしましては、研修会とかの負担金、研修会の資材等の支出科目でございます。このように当事業主体の自主的な研修のための補助として可決していただき、先ほど申し上げましたように、現在、準備中でございますが、できるだけこのような事業の支出に向かって、年度中途でございますが、事業費が上げられてまいっておりますので、できるだけ不要不急の削除をしながらも消化をして、一定の成果をあげるように指導督励をしていきたい、かように思って計上させていただいたわけでございます。
- 指導部長（乾武俊君） 先ほどの補助金の問題でございますが、昨年までは確かに議員さん御指摘のように、550万円ということで報償費ということでやってございます。これは自主的な教員の研修に対する報償という、個人的な組み方は少し問題があるように思っている。研究して、お願いしておりますように、学校・園補助金という形でお願いしたいわけでございます。昨年度は550万円、今回は636万円、千何ばとおっしゃいましたのは他の目も合算

されておりますのですが、いろいろと研修用の図書の購入とか、ビデオテープを使つての授業のための器材購入とか、校内で指導の研修をするときの講師の招へいの費用とか、学校が自主的に執行するものでございます。

執行の方法につきましては、各学校から市長あてに当然、補助金の事業計画もあわせて申請書が出、その内容を十分精査した上で、学校・園に対して自主的な研修費助成という形で補助金を出していくということでございます。

- 議長（坂上国治君） 他に。
- 20番（田中包治君） いま言われておったことについて修正案も出ておることですし、職員組合からもやかましく言われておりましたので、この点は明快にする方がいいのではないかと考えております。市民部の出しておる513万円、教育委員会の636万円というのは同じですわな。これは1人2,500円、こういうことですね。昨年までは2,500円という金の中で各人に補助していたという実態ですわな。しかも今回、やはり予算は2,500円だということだと思ひます。

そこで、私は修正案も理解できないのですが、問題は、教育委員会の教職員については、府から同和対策補助金とかの手当が2,500円入っておることですね。したがって、一般職員については5,000円が支給される。そして、市の職員は、いわゆる幼稚園なり保育園、その他については2,500円、こういうことですね。そうすると、この予算の執行に当たっては、やはり教職員を優先的に5,000円と2,500円に変えたというのは何かしら理解できない。というのは、府から必要だということで手当として出しておるわけなんです。教材、その他とね。手当とは皆そうです。

そういう趣旨からいくなれば、2つが同じ市の中で出ておりますけれども、同じ2,500円であっても、片方が5,000円で片方は2,500円だ。そして、現時点で残された3カ月間、月7,500円の金が支給され、他方は1万円が支給される。こういうふうにはっきり明確な予算編成をしておると思う。

そこで、いろいろ何に使うんだ、どうだこうだと言われておりますが、根本的な原因は、府の同和指定校に対する手当の問題から発端したものと思ひます。そういう問題を何からつべこべ言つて、だましておるようなかっこうでものを判断しておるのではないか。だから、あなた方が2,500円の補助金となると、ここの職員がおかしいやないか、やみ給与やないかとかの問題が起こつてゐるんだと思ひます。

私たちが言ひたいのは、そうすれば、実際1番得し、1番うまいことするのは、はっきり言ひましたら教育委員会ですよ。5,000もらう、倍もらうんですから。ここらをもう少し執行

面において、私は5,000円なら5,000円、全員に出せばいいと思う。そういう関係をどう理解しようとしておるのかというところに非常に納得がいかないわけなんです。

もう1つ、他の質問ですが、教育を守る会負担金1,127万円出てますが、これは御存じのとおり、小学校へ入るときにかさを配ったり、給食費の補助なんですね。特定の団体の申請があった場合無条件に出す。その金にしては、これから3カ月間に1,127万円という金は非常に多額である。大きく受給者がふえたのか、この点をはっきりしていただきたいと思います。

もう1つは私立幼稚園。この間の質問でも答弁してくれなかったが、実際、国から1人にとり、市がどういう補助をしてるんかということをも明快にお願いしたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 指導部長（乾武俊君） まず、第1点の問題ですが、このお願いしておりますのは、個人支給ではございません。府費負担の小中学校の先生は、府から月額2,500円の特別の勤務手当を確かにもらってございますが、これは個人の給与の中に入るべき性格のものと考えております。

いま、ここでお願いしておりますのは、先ほどから御説明申し上げておりますように、学校の自主的な同和教育を進める上での研修補助金でございます。そういう意味で、昨年まで府の2,500円に上積みする形で各市とも運用が行われておりましたが、本来、学校・園に対する補助金の性格を持つものと考えまして、お願いしておるわけでございます。

それから、教育を守る会の負担金の追加でございますが、これが当初予算と比べて大きくふえた原因は3つございます。1つは、給食単価の値上げでございます。小中学校とも本年に入り、それぞれ月額200円ずつの増額になってございます。それから、就学奨励制度の各費目の単価でございますが、これについては、物価上昇等を見越して単価アップをしたいという考え方でございます。それから、人数につきましても、昨年実績で当初予算を組みましたが、人数が増加いたしました。

以上の3点がからみまして、このような補正をお願いすることになったわけでございます。

○ 管理部長（広岡史郎君） 私立幼稚園に国が1人幾ら補助してるか、また、どういう補助があるのかという御質問だと思います。お答え申し上げますが、経済的な困窮で就園が困難な場合、就園を奨励する形で、幼稚園就園奨励費補助という国の制度がございます。それは各家庭の所得状況等によって階層は6つに分かれております。最高額が年間5万円、第2番目が4万円、3番目が2万7000円等、それぞれ世帯の所得状況によって異なるわけでございます。

○ 20番（田中包治君） そういう基準によって補助していくわけですが、そうすると、私立

幼稚園募集の中で、市から2,500円補助するというのとはどういうことか、それがまず第1点。

それから、乾部長の言われることはわからないことはないが、この発端は変わっておらない。ごたごた文句言うても、結局、補助金でかわりますと答弁してるだけでしょう。昭和50年度は2,500円、今年度は2,500円、そうですわね。そして、今年度はあと3カ月しかない。そしたら、さかのぼってとなると、職員組合が言われてるとおりにやみという問題がからんでくる。ところが、手当でしょうとすれば条例の改正が必要だ。そして、私たちが言いたいのは、府からもらうから二重にもらえる。市の職員は2,500円しかもらえないという実態です。1人3カ月で7,500円、7,500円の金を1、2、3月のうちにどういうふうに使いますか。恐らく全部使えたらおかしい。この点がお互いに理解できない。あんた方にしかみれば、2,500円を4月にさかのぼって渡してしもうたら昨年度と一緒に、補助金じゃない。補助金であれば、条例上、賃金体系上、労働条件上いろんな問題がからんでくる。われわれは昨年知らななだから仕方がないとして、いわゆるやみ賃金です。

私は正当な方法で使うならええと思う。手当というよりも補助ですから。だがしかし、片方は2,500円、他方は5,000円という考え方、市民部長はどう考えてるか知らんが、実際はおかしい。同じ同和事業、同じ仕事だから、市民部だけがあって、教育委員会がないというなら話は別、同じ金額でね。そこらの問題を恐らく横の連携についてもしてなかったと思います。ただ、市だから、わがの部下から取ればいいんだという考え方で分捕り合戦をやった結果がこれやと思う。だから、出てしもうたんですが、もう少しお互いに同じ職員であるなら同じような考え方で、同じように支給してやる、平等にやるという精神がなかったから、片方は市と府と両方からもらう。黙っておれば、だれも知らないから7,500円を渡す。今度はいろいろあちこちで問題が起こってきて、これがあかんからどうだと言ってるだけ。私はそういうことは別として、必要性はある程度認めますが、予算執行については最大の努力をするのが筋道ではないだろうか、こう思う。

最後に、私立幼稚園の2,500円と書いてある問題についてちょっと。

- 管理部長（玄岡史郎君） 教育委員会では、私立幼稚園の設置を特に奨励してまいっております。なお、その園に就園されてる園児の方々に月額2,500円、1カ年3万円の補助をしております。この目的は毎回、議員さん方の御質問にお答えしておりますように、公私立保育料の大きな格差を是正するという立場でございます。それらの中で就園奨励費補助、いわゆる国の補助金は……。
- 20番（田中包治君） それはよろしい。そしたら、私立幼稚園の授業料について、市がある程度上げたみ下げたり指導してるんですか。してないんですか。

○ 管理部長（広岡史郎君） 私立幼稚園は「私」でございまして、教育とか保育料等に関する指導はいたしておりません。私立幼稚園協議会という大きな組織がございまして、そこらの中で種々協議されると思いますが、市の行政の及ぶところではございません。

○ 20番（田中包治君） それは大きな問題だと思います。そしたら、補助金というのは、突っ込みでほかしてるんですか。私立幼稚園が太ってようなる、こういうことですか。これは確認してもよろしいな。

○ 市参与（阪東重信君） お答えいたします。

先ほど来、部長がお答えしておりますのは、いわば公立私立の格差是正ということで、1人2,500円を補助してるということでございます。御承知のように、公立は1万4,000円ですが、私立は1万1,000円から1万2,000円の実態の中で、その約3分の1相当額を格差是正ということで補助してるという実態でございます。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） この補正予算についてはたくさんあるんですが、時間も経過しておりますので、特に私は修正案を出しておりますので、その点でいまのお答を聞いてますとよくわかりませんので、明快にお答え願いたい。

まず第1点、この保育園の補助金はどんな積算基礎で出してるか、これを明快にお答え願いたい。

2番目は、このような金をだれに渡し、何に使うのか、明快にお答え願いたい。

そして、いまの内田部長のお答を聞くと、これは補助金とした以上、これから補助主体を決めると。だから、可決をしておいてくれてそれから出すという、こんな答弁が出てましたね、その点についてお答え願いたい。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 市民部次長（中西淳富君） 直村議員さんの4点の御質問にお答えをいたします。

まず、この補助金の被交付事業につきましては、同和保育の推進発展を目指し、同和問題に関する深い理解と認識、実践力を身につけるために自主的に研究協議活動を行い、保育内容の創造と確立を目的とする同和地域の保育園並びに幼稚園、それに関係する職員で構成する団体でございます。

交付団体につきましては、先ほど申し上げました団体でございます。

積算基礎につきましては、この活動目的に照らしまして、調査研究、経験交流、連絡協議、研究集会等必要と見られる諸活動に必要な経費を予算の範囲内で交付するものでございまして、その積算基礎につきましては、活動費等々でございます。

何に使うかという御質問でございますが、先ほど申し上げました旅費、会議費、研修費、その他目的に照らした経費に使用いたします。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) 議長、こんな答弁あきまへんぜ。予算の審議でしょう。積算基礎が言えないのはなぜですか。513万円が出てるんでしょう。しかも、これから団体こしらえてと、その団体の名前もない。積算基礎はあるんでしょう、513万円の。僕はそれを何遍も聞いている。
- 市民部次長(中西淳富君) 積算基礎ですが、これは旅費、研修負担金、研修材料費、研修用図書費、個人研究用図書、会議費等でございます。
これは保育園、幼稚園共同の1つの団体でございまして、研修会等の旅費として82万2千円、研修会負担金93万円、研修材料費として36万円、研修用図書費、これは6園分として120万円、個人用の研修図書、雑誌等の費用として196万8千円、会議費として30万円、合計558万円でございます。
- 21番(直村静二君) 保育園の保母さんは171名か2名おるんでしょう。金額はさかのぼっての計算ですか。
- 市民部次長(中西淳富君) さようでございます。
- 21番(直村静二君) それとも、これからの3カ月、あるいは12月、1月、2月、3月の4カ月、はっきりしてください。
- 市民部次長(中西淳富君) 4カ月でございます。
- 21番(直村静二君) この補助金をどこに、園に渡すんですか。
- 市民部次長(中西淳富君) 会に交付します。
- 21番(直村静二君) その会は、いつつくりますね。
- 市民部長(内田繁君) 先ほども申し上げましたように、新設準備中でございます。現在、仮称でございますが、和泉市同和保育推進協議会というのをこしらえて、これに対して補助をしようということでございます。
- 21番(直村静二君) だれがこないせと要求したんですか。いまだに補助団体がわからないものに対してね。職員さんですか、保母さんですか。
- 市民部長(内田繁君) 当然、保母さんなり、それに関係する職員さんでございます。
- 21番(直村静二君) 金額何ばで要求しましたか。
- 市民部長(内田繁君) いま、事業報告を申し上げましたように、事業計画等の計算でもって要求してまいったわけでございます。

○ 21番(直村静二君) 助役にお尋ねしますが、あなたは12月8日、また天堀議員の一般質問に対する答えて、不要不急、むだを省く、補助金の精査をしている、そうせんととてもあかんとおっしゃった。このお金については追及せんとおっしゃらない。これから団体こちらへ。しかも、これから4カ月に何に使うのか。最初はさかのぼる、今度は4カ月という不統一な答弁をしてどうするんだということ。一体、こういう補助金の根拠は何ですか。なぜ必要があるんですか。法的根拠を明らかに言いなさいよ。

○ 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

私から天堀議員さんの御質問のときにもお答えいたしました。いわゆる不要不急の補助金、それから、補助効果のない補助金につきましては精査していくと申し上げておまして、今回、補正をお願いしております同和保育等の推進補助金につきましては、先ほどから担当部長が十分御説明申し上げておりますように、公益上必要ということで、われわれは是認いたしておるわけでございます。

御承知のとおり、同和保育あるいは同和教育につきましては、非常にいろんな困難な問題を内蔵しておまして、直接現場担当の職員諸氏におきましては、これらの問題に対処していくために人一倍苦勞し、研究研さんを積んでいかなければならないのでございまして、これは、そのために必要な諸経費を補助しようということでございます。

現在、同和問題は国民的課題としてわれわれ行政はもちろんのこと、国民全体の課題というところから、よりよい同和教育、同和保育を推進していく必要性を痛感しているわけでございまして、そういう角度から、この補助金の必要性を認めておるわけでございます。

○ 21番(直村静二君) そんなこと言うとならあきまへん。金の出し方、取り方においては公益上必要だという論法で言ってる。そして、それは国民的課題だとして同和保育推進協議会をつくるという。ところが、国民的課題なら当然市民的課題、その団体をつくらんといふ、金の取られる方の分はつくっていくというのでは、国民的課題でも市民的課題でもない。そういうものは公益と違う。この補助金をだれが受け取るのか、まだはっきりしてない。職員とだれが構成していくのか、まだ決めてない。

○ 助役(坂口礼之助君) お答えいたします。

組織として、きちんと完全な協議会形式の発足はいたしてございませんけれども、その組織を構成するのは、保育所あるいは幼稚園に勤務する関係職員ということで、対象は明確になってございます。

○ 21番(直村静二君) もらう人は。

○ 助役(坂口礼之助君) これは個人に手渡すものではございません。研修の負担金あるいは

研究会の材料費、図書の購入費等の費用に充当するものでございまして、直接研修に出られる人たちがあるいは図書を購入して研さんをされる対象者は、同和保育園あるいは幼稚園に勤務しておられる職員諸氏を対象にいたしてございます。

- 21番(直村静二君) 旅費82万円とか、本代が何ぼとか、これは全部科目に分けられるでしょう。しかも、これから4カ月じゃないですか。そうすると、いままでがなかったんでしょ、4月からね、どんな理由があろうとなかった。いまからつくるのに何の内訳もない。そして、この答弁を聞くと旅費とか本代、これは備品でいいじゃないですか。できるだけ精査してわかりやすくせないかんのに、わかりにくい。私は、これは撤回してほしいと思います。

公益といっても、職員は同和保育園で人数が一般よりも多いんでしょ。しかも、職員が保育するのは職務ですよ。職務を遂行するのに補助金で何です。その園に渡すんなら、園には科目を分けて渡すべきじゃないですか。

- 助役(坂口礼之助君) お答えいたします。

いわゆる補助金という名目で支出してございますが、御指摘の旅費あるいは備品、その他の消耗品という形で支出する場合には、行政そのものの主体性によって企画し立案し、執行する、市長を中心とした上司の命令によって執行していく関係の経費につきましては、お説のとおり、それぞれの費目に分類して計上してまいるのは当然でございます。

しかし、今回考えられておりますのは、同和保育所、同和幼稚園等に勤務される職員自身、みずからの自主的な御努力によって、指揮命令等の形ではなく、積極的に研究会なり研究会に参加し、関係図書等を購入するというような活動を期待しておるわけでございまして、そのような場合には、こうした補助金という支出の方が適法であり、好ましいという解釈でございます。そういう角度から、補助金という名目を使ってそれらの活動を援助助成をしたいと思っております。

- 21番(直村静二君) 再度確認しておきます。

同和の和泉診療所がありますね。そこの看護婦さんかて補助金要ります。改良住宅も要りませ。老人解放センターも要りませ。というのは、同和という名が付いたところから皆要求が出たらどうするんですか。皆出さないかん。そうなるか、ならないか、ひとつお答え願いたい。

- 助役(坂口礼之助君) 何回も御答弁しておりますように、いわゆる同和保育園、同和教育に従事する方々を対象として考えておるわけでございまして、お説の施設につきましては、それぞれ事務的な行為はしておりますが、教育もしくは保育等の要素を含んだ職種ではございません。現在では、あくまでも同和保育、同和教育の2つの要素を持った施設に従事する関係者

のみに限定して考えております。

- 21番(直村静二君) 重大なことを指摘しておきます。この中で解放教育もやると書いてます。部落民以外は差別者だという理論を注入していく。特定団体のイデオロギーが解放教育となってる。あなたが答えたように、自主的な参加を希望してるという内容だから、解放教育の中身は部落民以外は差別者、市教委から発行したパンフレットにそう書いてある。このような予算は外部の介入に道をつくるという重大な警告の問題を含んでいる。学校教育の問題でも、同盟休校をやったが、そのままでしょう。だから、こういうことをやれば、どんな名目をつけて金を持っていくかわからない。中身は、同和と名がついたら自由にやるんでしょう。自主的にと言われたが、参加しなかったらやられまっせ。同和地区の総合推進委員会、宮本一派、差別キャンペーン粉砕、と看板上がってます。この点ははっきりしとかないかん。地方自治法232条に書いてあるが、財政が豊かでない。どないしても補助金を精査していかないかんときに、景気不景気に関係なく金出すということはだめだということをはっきりしてもらわないかん。

もう1つ聞きますが、この補助金に、国、府の同和関係分が出てますか。

- 助役(坂口礼之助君) この金額については、特定財源はございません。一般財源でございます。教育委員会の2,500円はあるんでございます。
- 21番(直村静二君) 議長、質問がなければすり変わってる、そんなあいまいなことをやられたらたまらんと言うときます。まだ他に質問もありますが、私は、この件につきましては、絶対に認めることはできません。これを認めたら、市政介入に道を与えることになる。同和という名前がついたらどこからでも出るとなると、市の行政の主体性はなくなる。後から団体をつくるというが、すでに事業計画は出てないかん。それから積算して議会に出すのが当然で補正予算が通ってから考えるということは、議会を欺瞞するものです。その点を強く申し上げて削除、撤回してもらいたいと要求いたします。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、御意見ありませんか。
- 22番(勝部津喜枝君) 先ほど横田議員さんが質問されたことと関連するのですが、38ページの道路維持補修費について、上伯太線と信太2号線の交差点の補修費ということでしたが、いつごろから工事にかかるのかどうか。それから、次の318万円の道路用地購入費、さらに物件補償費の詳しい内容をお聞かせ願いたいと思います。

あわせまして、51ページの富秋中学校整備事業費ですが、現在の富秋中学校の生徒数をひとつ明らかにしていただきたいことと、本市にあります小中学校の体育館、講堂と併用されていると思いますが、これらの利用状況をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 建設部次長（森保君） 現在、用地について話し合い中でございます。話がつき次第着工したいと考えております。

公有財産の318万円でございますが、これは一部分でございます。

補償費も、2号線に接続する一部分でございます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 管理部長（広岡史郎君） 富秋中学校の現在の生徒数ですが、51年5月1日統計で322名でございます。

それから、小中学校の体育館の利用状況ですが、4月上旬の始業式、3月末の卒業式、終業式等、加えて雨天の場合は屋内運動場として盛んに利用されます。そのほか土、日曜日には、地域のPTAとか青年団等あらゆる諸団体が、雨天の場合の競技等々に利用されております。当然、校庭開放等必要ではございますが、現段階での小中学校の利用状況では十分留意され、あいてるときはないといっても過言ではないかと思えます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 市道の整備工事につきましては、地元からの強い要望も出ておりますし、一部分だということですが早めていただくことを要望しておきたいと思えます。

富秋中学校の整備事業費ですが、私は教育に対する整備の責任は、まず第1に教育環境の整備充実で教育効果を上げることでありたいと思えます。十分な設備を整えることについての異議はないわけですが、本市の状況を見まして、いま、とりあえず各小中学校とも体育館、講堂の併用で十分事は足りているのではないかと思うわけです。

そういう中で富秋中については、当初から非常に多くの問題を抱えております。さらに、最近も住民基本台帳法に基づくということで、市長名が催告書などが該当父兄にも配られたりしております。決して現在の富秋中学校の現況は、講堂なりの整備事業を行うことで教育効果を上げる観点とか、多くの父兄に喜ばれるという時点に達してないと思えます。

さらに、本市には老朽校舎を含めてまだまだ緊急に措置に手をつけなければならない学校整備事業がたくさん残されていると思えます。そういう点では、この富秋中学校の整備事業費につきましては再度、考慮する必要があるのではないかと思うわけです。その点、意見を申し上げておきたいと思えます。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 13番（赤阪和見君） 今回の本会議でも質問させていただきましたが、54ページの北池田幼稚園の建設事業費の補正予算ですが、このような形で備品購入等もされていくと思えますが、工事請負契約締結はいつごろに、また、どのぐらいのめどでできるか、再度お聞きしたい。

もう1点だけ。各学校の給食調理員検便委託料追加ということで19万円とか、いろんな形で出てますが、50年度の決算を見ますと、もっともっと少ない執行額で済んでるのに、なぜこれほど値上がりしてるのか。ほかに流用するようなことがあるならば、もう少し詳しく書いていただければ結構かと思ます。その点ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 管理部長（広岡史郎君） 北池田幼稚園の完成は5月末をめどに、年明け早々工事請負契約等に取り組んでまいりたいと思ます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市参与（阪東重信君） 2点目の問題にお答えいたします。

お説のように、確かに昨年までは検便委託料が大阪府の方で50円でしたが、本年度の5月から560円に上がっております。府と相当強く協議しておりますが、手数料のアップに伴う負担増でございますので、御理解願いたいと思ます。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 2番（天堀博君） 勝部議員の関連ですが、私は一般質問でも財政の面からいろいろ質問させていただきましたが、その観点で少し質問をさせていただきたいと思ます。

富秋中学校の講堂ですが、これの必要性とか、あるいは他の学校との関連については勝部議員からも出ました。この2億5,512万5千円のうち起債がほとんど、一般財源から12万5千円、全然ないといってもいいぐらいのものです。この起債の裏づけの面。

それから、このようなデラックスな講堂をつくるとなると、私の質問で助役さんも答弁されましたが、今年度の赤字が18億円になんなんとし、この解消のために事業費の見直しも図っていくということでしたが、こういうことに関連して、このように起債をふやすことで、かえって和泉市の財政を悪化させていくのではないか。これこそ不要不急と考えるのですが、この2点をお聞きしたい。

もう1つは、私も予算委員会のメンバーでしたので、そのときに30ページの衛生関係で和泉診療所運営費補助金の質問をしたとき、当時の宇沢部長は、いわゆる収支トントンでことは運営していくよう指導監督をしていくということでしたが、またぞろ、500万円の運営費補助が出てる。これは当初からわかっていたのか、お聞きしたい。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 管理部長（広岡史郎君） 富秋中学校の講堂建設に伴う起債でございますが、起債の一部は、講堂建設に府の貸付金が手当てされております。その貸付制度を利用していくわけです。その他一部は同和事業債でございます。額を分類いたしますと、府の貸付金が1億100余万円、同

和事業債が1億5,370万円余でございます。

起債をできるだけ抑える、加えて不要不急という御指摘がございましたが、当該講堂建設に関しては、十分教育委員会も精査した上で、ぜひ必要であるという形で取り組んでまいっておりますので、そこらを十分御理解賜りまして、この事業の起債をお認め願いたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 30ページの診療所補助金関係についてお答え申し上げます。

当初、診療所運営委員会の51年度計画といたしましては、収入8,300万円、支出についても9,300万円、それに市の助成金1000万円をプラスして、当初の見通しでは、これで何とか運営できるということをお願いしてきた次第でございます。

しかしながら、現今の状況を10月末で見ましたところ、どうしてもこの1千万円の市の助成では運営しにくいという見通しになりましたので、今回、500万円の補助金助成をお願いする次第でございます。

○ 2番（天堀博君） あとの分ですが、そういうことでそのまま受け取りたいと思いますが、それでは指導もし、改善させていくことになってないじゃないか。だから、当初にはその場逃れの答弁だけしといてやっていきますということでしたが、後になって足らんからまた追加するという、こういう姿勢はなっていないと、意見として言うときます。

富秋中学校の分ですが、府の金については5年間無利息で据え置き、あとは年3分かで10年間、国の分はいろいろ調べたところでは、たしか年7分5厘か何ぼの利息がつくわけですね。3年間ぐらいの据え置きで20年間ぐらいにわたって7分5厘の利息がつく。また、公債比率が高まってくるでしょう。精査検討した結果、不要不急じゃないと言われたが、勝部議員が意見を言うてますように、私は同和の学校だから言うわけじゃない。たとえば横山小学校にこんな講堂を別に建てるんやったらやめとけと言いますよ。いま、体育館があるのに、デラックスな講堂を建てて両方使うなんてことするんなら、南横山、南池田、国府とか、木造で大変なところが数々ありますが、そこを先にやりなさい。それを計算してから、やるならやりなさい。危険校舎認定としよっちゃう言うてながら、片方で同和事業やからと2億5千万円も起債して償還金利息がまたふえてくる原因になる。そこのところを取りはずさないで、まだふやそうとしておる。助役さんの答弁のように不要不急で事業費を見直すというたてまえと本音が違うんじゃないか。どこの学校も体育館と講堂の併用でしょう。富秋中学校は体育館建ってるでしょう。それを講堂と併用できるように改造したらどうですか。

これが全部国から8割の補助が出るんやったらよろしい、文句言いませんが、全部起債、残

ったのはわずか12万5千円が一般財源です。後から国へ行ってもろうてくるとか市長は言いますが、実際むずかしいということが、この間の論議から明らかになってる。そんなものやめて併用できるように改造したらどれぐらいかかりますか。改造費用を考えたことはないか知りませんが……。

○ 市参与(阪東重信君) お答えいたします。

富秋中学校の全体計画は、講堂、体育館は別個に建てるという計画の中で財政編成しております。起債、貸付金の財源見通しの中でこの事業を御可決いただきたいと思います。御指摘のように、各学校における今後の問題におきましても、十分老朽認定、補助についても努力していきたいと思っております。

○ 2番(天堀博君) 答えにも何もなっていない。初めからそう考えてたさかいに体育館と講堂を別に建てるという話ですな。ほかにいろいろ考えてることはあると思っております。通学費補助とか、教育関係だけではなくね。そんなら、いろいろ実現するために起債でも何でもしてやったらどうですか、助役さん。この問題に限ってやっていくから問題がある。不要不急やからやめとけ、併用できるように改造せよと言ってる。改造する気がないらしいから置いときますが、不要不急の事業費の見直しという点ではどうですか。その点を答えてもらって終わります。

○ 助役(坂口礼之助君) 確かに現在の和泉市の財政は非常に窮迫してまいっております。地方財政の危機というものの直撃を受けておる現実でございます。そうした中で、市の財政の健全化を図るということで、われわれは必至になってるもろもろの内容検討に入っておりますが、先ほど未教育委員会が御答弁申し上げておりますように、富秋中学校の講堂につきましては、教育委員会としても年度当初から再三再四、あらゆる角度から検討を加えた結果、どうしてもあの中学校の教育を推進していく上においては、当初からの計画がございませうことももちろんながら、どうしても必要であるという強い要請もございました。われわれは市長とも十分事前協議をしたわけでございます。

財源等の手だても一応、府の貸付金等も内諾を得たということで財源見通しもつきましたので、本予算に補正をお願いすることにいたしましたわけでございます。

いわゆる不要不急であるかどうかの判定の基準につきましては、非常にむずかしい点があると思っております。天堀議員さんのおっしゃる角度からは、この事業は不要不急の範ちゅうに入るのではないかと御指摘でございますが、われわれ、関係の教育委員会等々と十分精査検討した結果では、どうしても補正予算に組んで早急に建設をすべきであるという合意に達したので、今回、補正をお願いしたわけでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 2番(天堀博君) 意見。先ほどの答弁で生徒数が5月1日現在で322名、これはその地

域の校区の生徒さんが越境してるということだと思いますが、もっとたくさんにするにも困難な問題を抱えてると思います。横山で700か800、この半分ぐらいの生徒数でございまして、それで全額起債で建てるといふ。現実には大変な起債残がふえて公債比率が高まってく、利息もふえていくから、むだなことはやめとけ、これはだれが考えても当然な話です。横山でもどこでも、こんなことをしたら反対すると言ってるんです。そういう点では、本音とたてまえは違う。たてまえでは、財政再建に努力と言ってるが、実際には落ち込んでいくばかりのことをしてる。こちらで函どめをかけないかんとしますので、その点を十分検討していただきたい。だから、御理解を賜りたいと言いが、理解できません。終わります。

- 議長（坂上国治君） 他に。
- 8番（成田秀益君） 38ページの道路補修費について、北信太2号線の拡張のことだと伺ったんですが、この用地購入費318万円、この対象用地の面積はどのぐらいですか。算定基準についてちょっと。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 建設部次長（森保君） 318万円ですが、これはほとんど寄付をお願いするということで進めてございます。算定基準につきましては約30坪でございます。
- 8番（成田秀益君） 坪10万円ぐらい、曲がり角のところですか。
- 建設部次長（森保君） そうです。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

-
- 議長（坂上国治君） 本予算案に対して直村静二君外3名から修正案が提出されました。修正案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

昭和51年12月20日

和泉市議会議長 坂上国治 殿

提出者 和泉市議會議員

直村 静二 ㊟

寺田 茂 ㊟

勝部 津喜枝 ㊟

天堀 博 ㊟

昭和51年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号)

の修正案提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第115条の2および和泉市議会議規則第18条の規定により提出します。

別紙

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,469,984千円を追加しとあるを歳入歳出1,464,854千円に改め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,660,332千円に修正する。

昭和51年度和泉市一般会計補正予算修正案

(千円)

歳 入

款	項	原案金額	差 引		修正金額	説 明
			増	減		
4.国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金		50,826		5,130	45,196	
	1.国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	50,826		5,130	45,196	

歳 出

款	項	原案金額	差 引		修正金額	説 明
			増	減		
8.民 生 費		8,472,574		5,130	8,467,444	
	2.児童福祉費	1,452,891		5,130	1,447,761	保育所管理費の同和保育推進研修 補助金

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 21番（直村静二君） 修正案の提案理由を説明させていただきます。

第1に、この補助金の内容につきましては、補助金の体裁をなしていないという点ですさんである。

第2点は、財政のむだを省く点からいって、これはまさしくむだである。

第3点は、職務に専念する市の職員に対して、その職務遂行のための旅費、図書などの補助金を出すという形、しかも園でそれをみる。これから補助団体をつくるということは財政上もよろしくない。

以上の立場から提案理由の説明といたします。

なお、この修正案が可決されますならば513万円が浮いてまいりますので、浮いた513万円は、公立幼稚園入園料280万円、そこへ回してもらって結構です。さらには保育園、学童保育、その他についても、1カ所150万円のできるということにも回していただきたいと思えます。そういう点で、むだを省いて市民福祉を守る立場からも提案理由を申し上げます。可決決定いただきますようお願いいたします。

○ 議長（坂上国治君） 修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○ 20番（田中包治君） これはおかしいと思う。学校教職員ならええ、市職員だったら悪いんだと、制度として一貫性のない修正案を出すのは、どうしても理解と納得はできないわけです。その点御承いただきたいと思えます。

○ 21番（直村静二君） 当然、そういう質問が出ることは期待しておりました。本予算につきましても、富秋中学校並びに教育奨励費についても修正案は当然ですが、この件にしほった理由は、やはり受け取る側、問題のある団体だからだめですよということで、もちろん、教育奨励費も自主的に理事者は撤回すべきだと思います。いままでのヤミ給与とかの御発言のもと、そういう疑念の問題もありました。また、職員として、職務内容についても問題があるということもございましたので、修正案として、この分だけ取り上げたということもございます。本体では、もっと修正したいということもございます。

○ 議長（坂上国治君） 質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

これより議案第77号に対する直村静二君外3名から提出された修正案について、挙手により採決いたします。本修正案に賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

挙手少数であります。よって、修正案は否決されました。

よって、原案について、挙手により採決いたします。原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後3時20分休憩)



(午後3時50分再開)

○ 議長(坂上国治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第78号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市民交通傷害補償に関する条例(昭和43年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「年額360円」を「年額480円」に改める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

理 由

最近の交通事故及び、本保険加入者の事故件数はおおむね横ばい状態にありますが、昭和49年11月支払保険金額の改正されたこと等にかんがみ、損害率の上昇をきたしているため、加入者負担金を最小限度引上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第78号参考資料

和泉市民交通傷害補償条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(加入者負担金) 第8条 この制度に加入しようとする者は、1人につき年額480円の負担金を納付しなければならない。ただし、保険期間の中途から加入しようとする者の負担金は、加入しようとする日の属する月から月割計算した額とする。 2~4 略	(加入者負担金) 第8条 この制度に加入しようとする者は、1人につき年額360円の負担金を納付しなければならない。ただし、保険期間の中途から加入しようとする者の負担金は、加入しようとする日の属する月から月額計算した額とする。 2~4 略

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第78号「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市の市民交通傷害補償制度につきましては、昭和48年9月より同和火災海上保険株式会社と保険契約を締結して行っているものであります。このたび本市の昭和48年、49年、50年度の3カ年間に市民から納入されました加入者負担金は1,114万950円に対しまして、この3年間に被災者に支払われました保険金が583万7千円、すなわち平均損害率が52.0%になっていることから、現在の割引保険料金360円が、来る昭和52年4月から本

来の基本保険料額、すなわち480円に改める必要が生じたものでございます。

御承知のとおり、これらの損害保険料率の算出については、損害保険料率算出団体に関する法律に基づきまして保険業務を行う会社、現在では同和火災海上保険株式会社を初め、損害保険会社が約20社ほどございますが、この会社が算出団体に加入して損害保険料率算定会を組織し、料率等の算定等を行いまして大蔵省の認可を受けて決定されることとなっております。

昭和40年、国内の交通事情の悪化により、国におかれましては、各保険会社に対し、交通事故により傷害を受けた方の救済制度としてこれらの業務を取り扱うよう指導され、始められたものでございます。当時、大蔵省の認可を受け決定されました保険料率をそのまま現在も適用されており、その内容は、保険加入者負担金の基本額480円、損害率が過去3年間通算して50%以下の場合、120円加入者負担金を割り引くこと、また、50%以上100%以下の場合、基本額480円に、100%以上の場合、割り増し料金120円を加算することに決められております。したがって、加入される市民お1人につき加入者負担金を条例第8条第1項の「年額360円」とあるを「年額480円」に、昭和52年4月1日から改正をお願いする次第でございます。

以上、簡単でございますが、議案第78号の提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第78号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第13「和泉市消防団員等公務災害補償条例を一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第79号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年12月14日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第6項中「行なう」を「行う」に改め、同項を第7項とし、同条第5項中「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 別表第2に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。

第11条第1項第4号中「該当する」の次に「程度の」を加え、「労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度」を「軽易な労務以外の労務に服することができない程度」に改める。

別表第2中「(第9条、第11条関係)」を「(第9条、第11条、第18条の2関係)」に改め、同表第1級の項第2号中「が失なわれた」を「が廃した」に改め、同項第3号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「それぞれ」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号中「が用をなさなくなった」を「の用を全廃した」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「それぞれ」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号中「が用をなさなくなった」を「の用を全廃した」に改め、同号を同項第8号とし、同表第2級の項第1号中「減じた」を「なった」に改め、同項第2号中「それぞれ」を削り、「減じた」を

「なった」に改め、同項第8号及び第4号中「それぞれ」を削り、同表第3級の項第1号中「減じた」を「なった」に改め、同項第2号中「が失われた」を「を廃した」に改め、同項第3号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第5号中「すべての指」を「手指の全部」に改め、同表第4級の項第1号中「それぞれ」を削り、「減じた」を「なった」に改め、同項第3号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、「が全く失われた」を「を全く失った」に改め、同項第6号中「すべての指が用をなさなくなった」を「手指の全部の用を廃した」に改め、同表第5級の項第1号中「減じた」を「なった」に改め、同項第6号中「すべての指」を「足指の全部」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「が用をなさなくなった」を「の用を全廃した」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「が用をなさなくなった」を「の用を全廃した」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの。

3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの。

別表第2第6級の項を次のように改める。

第6級	156	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したのもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したのもの 8 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの
-----	-----	--

別表第2第7級の項第1号中「減じた」を「なった」に改め、同項第2号及び第8号を次のように改める。

2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの

3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが

できない程度になったもの

別表第2第7級の項第4号中「に著しい」を「又は精神上」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

6 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの

7 1手の5の手指又は母指及示指を含み4の手指の用を廃したのもの

別表第2第7級の項第8号中「片足」を「1足」に改め、同項第9号及び第10号中「障害」を「運動障害」に改め、同項第11号中「すべての指が用をなさなくなった」を「足指の全部の用を廃した」に改め、同項第12号中「が著しく醜くなった」を「に著しい醜状を残す」に改め、同表第8級の項第1号中「減じた」を「なった」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

3 1手の母指を含み2の手指を失ったもの

4 1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したのもの

別表第2第8級の項第6号及び第7号中「のうちのいずれか1関節が用をなさなくなった」を「中の1関節の用を廃した」に改め、同項第10号中「片足のすべての指」を「1足の足指の全部」に改め、同項第11号中「一方」を「一側」に改め、同表第9級の項から第11級の項までを次のように改める。

第9級	391	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神上に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度
-----	-----	---

		に制限されるもの
		12 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの。
		13 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの
		14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの
		15 1足の足指の全部の用を廃したもの
		16 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	302	1 1眼の視力が0.1以下になったもの
		2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
		3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
		4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
		5 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
		6 1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの
		7 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの
		8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
		9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの
		10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
		11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	223	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
		2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		4 10歯以上の歯科補綴を加えたもの
		5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
		6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
		7 脊柱に奇形を残すもの
		8 1手の中指又は薬指を失ったもの

		9 1手の示指の用を廃したものの又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの
		10 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの
		11 胸腹部臓器に障害を残すもの

別表第2第12級の項第3号中「7本以上の歯に」を「7歯以上に対し」に改め、同項第4号中「一方の耳」を「1耳」に改め、同項第6号及び第7号中「のうちのいずれか」を「中の」に改め、同項第8号中「長管状骨」を「長管骨」に改め、同項第9号から第11号までを次のように改める。

9 1手の中指又は薬指の用を廃したもの

10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの

11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの

別表第2第12級の項第13号中「が著しく醜くなった」を「に著しい醜状を残す」に改め、同項第14号中「が醜くなった」を「に醜状を残す」に改め、同表第13級の項及び第14級の項を次のように改める。

第13級	101	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 4 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 1手の小指を失ったもの 6 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の示指の指骨の一部を失ったもの 8 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 11 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	56	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

	4 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの
	5 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの
	6 1手の小指の用を廃したもの
	7 1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
	8 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの
	9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの
	10 局部に神経症状を残すもの
	11 男子の外貌に醜状を残すもの

別表第2備考を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和51年9月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償一時金及び遺族補償一時金並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金及び遺族補償一時金（適用日から施行日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和51年政令第225号）が公布施行されたことに伴い、本市においても非常勤消防団員に対する損害補償の充実を図るため、障害の程度についての改善を行うほか所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(障害補償)</p> <p>第9条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの身体障害に應ずる等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。</p> <p>5 <u>別表第2に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。</u></p> <p>6 <u>既に身体障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷、疾病又は廃疾によって、～(中略)～障害補償の金額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>7 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があったため、新たに別表第2中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った等級に應ずる障害補償を<u>行うものとし</u>、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。</p>	<p>(障害補償)</p> <p>第9条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの身体障害に應ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。ただし、同項の規定による等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。</p> <p>5 <u>すでに身体障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷、疾病又は廃疾によって、～(中略)～障害補償の金額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があったため、新たに別表第2中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った等級に應ずる障害補償を<u>行なうものとし</u>、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。</p>

新	旧
<p>(遺族補償年金)</p> <p>第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限る。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、廃疾の状態(身体に別表第2の等級の第7級以上に該当する<u>程度</u>の障害がある状態又は負傷若しくは疾病がなおらないで、<u>身体の機能若しくは精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態をいう。</u>次条において同じ。)にあること。</p> <p>2、3 略</p> <p>別表第2 略</p>	<p>(遺族補償年金)</p> <p>第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限る。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、廃疾の状態(身体に別表第2の等級の第7級以上に該当する障害がある状態又は負傷若しくは疾病がなおらないで、<u>身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態をいう。</u>次条において同じ。)があること。</p> <p>2、3 略</p> <p>別表第2 略</p>

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。

○ 消防長(和田増義君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第79号

「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びに内容について御報告申し上げます。

一昨年9月、労働者災害補償保険制度における障害等級等が改正され、引き続いて本年5月、国家公務員災害補償及び地方公務員災害補償等も同様の改正が行われましたので、それらと均衡を図るために本年8月、政令第255号をもって、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布施行されたことに伴いまして、本市におきましても、消防団員等の災害補償の充実を図るために、身体障害の程度についての改善を行うほか、所要の規定の整備を行いたいとするものでございます。

改正の内容は、条例の別表第2に障害補償表がございしますが、この補償表に規定しております身体障害の状態の等級評価を改正するものでございまして、主なものは、精神及び神経の2系列の障害を同系列として取り扱うことにしたものです。聴力障害程度について、各等級欄に詳しく評価が加えられたこと。胸、腹等の臓器の障害につき若干の評価を加えたこと。歯科の障害につきまして、歯科の補綴についての評価を加えたこと。

次に、別表第2の備考欄に掲げておりました表の付則説明的規定を全面的に削りましたが、そのうちの一部の規定を条例の第9条第5号に挿入いたしましたことと関連して、第11条の第1項第4号に規定する以下の廃疾状態についての定義を改正整備したものでございます。

なおまた、全般的に評価の表現について、地方公務員災害補償法による表現との差異をなくして同一の表現とするよう、所要の規定を整備したものでございます。

なお、本条例は、本年9月1日以後に事由の生じたもの及び同日以後に引き続き支給事由のある年金等についてもこれを適用しようとするものでございます。よろしく御審議くださいまして、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第79号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第14「土地開発公社特別委員会設置並びに委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第3号

土地開発公社特別委員会設置並びに委員の選任について

和泉市議会は土地開発公社特別委員会を設置しその委員を選任するものとする。

昭和51年12月20日提出

和泉市議会議員	横	田	憲	治	郎
〃	三	井	正	光	
〃	寺	田		茂	
〃	仁	井		明	
〃	大	谷	昌	幸	
〃	藤	原	要	馬	
〃	直	村	静	二	章
〃	竹	下	義	章	
〃	藤	原	利	一	

記

構 成 人 員 9 名

提案理由

地方自治法及び公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき和泉市土地開発公社に対する議会審議の充実と市長の監督命令権の行使に対する意見、助言、協力を行ない公社業務の健全な運営を確保するため。

- 議長(坂上国治君) 本件につきましては、市長からの要請に基づき、皆さん方に御協議を煩わし御了解を願っていると思いますので、特別委員会を設置し、委員の選任につきましては、はなはだ替越ですが、私より選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、土地開発公社特別委員会を設置することに決します。

委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 土地開発公社特別委員会委員＝藤原要馬議員さん、成田秀益議員さん、大谷昌幸議員さん、直村静二議員さん、天堀博議員さん、横田憲治郎議員さん、富山敏治議員さん、柳瀬美樹議員さん、竹内修一議員さん。

以上、9名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、ただいまの朗読どおり選任することに決します。特別委員の皆さん方にはまことに御苦労ですが、よろしくお願いを申し上げます。

————— ○ —————

- 議長(坂上国治君) 次に、日程第15「緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願」及び日程第16「緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」を一括議題といたします。

請願文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員

田 中 包 治 ㊦

” 三 井 正 光 ㊦

” 赤 阪 和 見 ㊦

” 仁 井 明 ㊦

” 柳 瀬 美 樹 ㊦

今日の社会状況のもとで和泉市に於かれましては、教育行政の重大さに多大のご理解を頂き、又、児童の教育指導にも十分な意欲を示されている事は市民として有難く感じている次第であり

ます。しかしながら当緑ヶ丘校区には小学校及び保育所各一校のみで未だ幼稚園が設立されておりません。年々幼児教育の重要性が叫ばれている今日に於いて緑ヶ丘校区としても公立幼稚園の必要性を痛切に感じます。小学校へ入学する前の子供を持つ親は止むなく「バス」等で遠隔地の幼稚園まで通園させているのが現状です。

今日の交通事情から親は何時も「ハラハラ」しながら児童の送り迎えをしています。又幼い子の身になってみれば通園途上の心労は大変な事と思います。

一校区一幼稚園の主旨からも緑ヶ丘校区には、公立幼稚園が既に設立されていても良いのではないかと考えます。

ここに青葉台、いづみ緑ヶ丘、松風台各住民の願いとして安心して通園出来る幼稚園をぜひ緑ヶ丘校区に設立して頂き度く、住民大多数の要望署名を付して公立幼稚園の早期設立を請願致します。

昭和51年12月20日提出

代表 青葉台自治会会長

堀 健 次 ㊟

他2,312名

和泉市議会議長

坂 上 国 治 殿

緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願書

紹介議員

和泉市議會議員	田 中 包 治 ㊟
”	三 井 正 光 ㊟
”	仁 井 明 ㊟
”	大 谷 昌 幸 ㊟
”	直 村 静 二 ㊟
”	富 山 敏 治 ㊟

(主 旨)

学校の放課後、両親の保護がなくいわゆる「カギッ子」として放置されている児童たちに暖い手をさしのべることは、児童たちの安全、非行化防止の面だけでなく、教育的配慮の点からも、絶対不可決の問題であります。

かねてより緑ヶ丘校区に「学童保育所」(留守家庭子供会)を設置して戴くよう強く要請してまいりましたが、いまもって開設されておられません。新興住宅地の当緑ヶ丘校区は、入居者が増えるにともない共働きの家庭も多くなっております。

働く母親が増えつつある今日、「留守家庭子供会」の必要性はますます大きくなっています。

すでに小学生の子供や、来年度入学児を持つ働く両親にとっては、来年度こそ緑ヶ丘校区にも「留守家庭子供会」を設置してほしいということはさしせまった切実な願いであります。

(請願項目)

1. 昭和52年度から緑ヶ丘校区に「留守家庭子供会」を開設し、始業式より入会できるようにして戴きたい。
2. 同上のための予算措置をして戴きたい。

地方自治法第124条の規定により上記の通り請願書を提出します。

昭和51年12月20日提出

代表 和泉市緑ヶ丘70-7
奥 埜 美奈子 ㊟
外551名

和泉市議会議長

坂 上 国 治 殿

- 議長(坂上国治君) 日程第15、16の請願趣旨を合わせて御説明を願います。
- 20番(田中包治君) いま事務局長より読んだとおりで、緑ヶ丘校区に公立幼稚園と留守家庭子供会設置の請願書を、皆様方の慎重審議の上、よろしく願い申し上げます。
- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、十分調査検討する必要があると思いますので、所管の委員会に付託し、閉会中の御審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、所管の厚生文教委員会に付託し、閉会中の御審議をお願いすることに決めます。委員の皆さん方には大変御苦勞でございますが、よろしくお願い申し上げます。



○ 議長(坂上国治君) 次に、日程第17「工事請負契約締結について」(上代伏屋線道路改良工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第80号

工事請負契約締結について

上代伏屋線道路改良工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和51年12月20日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 上代伏屋線道路改良工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 50,159,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
竹内、大平共同企業体
代表取締役 竹内 務 |
| 6 工 期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和52年 3月20日 |
| 7 契約保証金 | 2,508,000円 |

8 保証人 岸和田市臨海町17番地
大東建設株式会社
取締役社長 東京 清 治

議案第80号

上代伏屋線道路改良工事概要

1 工事場所	和泉市尾井町地内
2 敷地面積	10,105.2㎡
3 工事種別	道路改良工事
4 構造	土工事 13,238㎡
	下層路盤 6,940㎡
	法面工 1,638㎡
	擁壁工 255m
	U型工 690m
	石練積工 430㎡
	他雑工 一式
	上層路盤工 6,854㎡(粒調碎石層)
	” 6,603㎡(粒調鉍滓層)
	基層工 6,603㎡
	表層工 6,854㎡
	ラインフェルト 3,059m

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市参与(中塚白君) それではお許しを得まして、議案第80号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本件は、上代伏屋線道路改良工事で、契約金額5,015万円をもって、契約の相手方、和泉市旭町37番地の4、竹内、大平共同企業体代表取締役竹内務と。契約工期は、御議決の日より昭和52年3月20日をもって契約しようとするものでございます。

なお、工事概要は、工事延長1,269mの築造並びに舗装を実施するものでございます。詳細については、別紙参考資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（寺田茂君） これは地元の要望もございまして、お願いかたがお聞きしたいということですが、

この上代伏屋線については50年2月に市道認定されてる。その上についての買収、舗装となるわけですが、これは全長4,016mでしたか、今回は1,200m余となるわけですが、特に通称山の谷という村がございまして。この村の人たちは、自分たちの村の近くを上代伏屋線が通るわけです。一番心配してるのが、墓道になるんじゃないかということです。全長4,016mでは、それを越えて上代まで抜けておりますが、工事に対して云々ではなく、気分的な問題です。村は村なりに1つの心配、老婆心というんですか、持っていることは事実です。その辺について、村の代表者も議長さんらに会うてということもございまして、村の意向も今後の問題としてお願いしたいということもございまして、参与さん、ひとつどんなものでしょうか。

- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 市参与（中塚白君） 御要請の件につきましては、かねがね現地でのお話のときにも承っております。これにつきましては、当然、そういう懸念もあろうかと存じます。これは現在、伏屋から工事を開始してございます。いずれにしても、火葬場を経て信太2号線に接続するのが本来の目的でございますので、早期にこの事業を完成したい。少なくとも、防衛施設庁に対しては、私の方もできるだけの事業費の拡大を要請してございます。その面からも側面的に御協力を願いたい、かように思います。
- 1番（寺田茂君） 国府補助が約6千万円、この契約では5千万円余ですが、985万円ぐらゐを用地買収に充てていくことをお聞きしております。985万円の用地買収のめど、恐らくは山の谷に入っていくのですが、めどはどんなものでしょうか、期限というか、日程は。
- 市参与（中塚白君） たまたま、これは演習場内の付けかえ道路ですので、ほとんど官有地でございまして。ちょうど本年度の重点に当たる部分は、山荘から演習場内に入っている低い坂の下で交差するわけですが、その一部分の用地がかかってまいります。現在の道路が通っている一番低いくぼ地までが本年度の予定でございまして、面積的には、用地取得はわずかでございます。だから、御指摘のように、現在の地価を勘案して、この程度でおさまらるうということですが、
- 議長（坂上国治君） 他に。
- 8番（成田秀益君） 初めて聞くのですが、1,269mの起点はどこですか。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 市参与（中塚白君） 起点は、伏屋の和泉富田林線で、そこから信太2号線までです。

- 8番(成田秀益君) それやったら、1,200何ほできかん。起点はどこかと聞いている。
- 市参与(中塚白君) この提案しておりますのは、寺田議員さんにもお答え申し上げましたように、重点は、山荘から下がっている一番低いところまでです。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認め、議案第80号を原案どおり可決決定いたします。



- 議長(坂上国治君) 次に、日程第18及び日程第19「工事請負契約締結について」(市立郷荘中学校増築工事)、(市立富秋中学校講堂新築工事)を一括議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第81号

工 事 請 負 契 約 締 結 に つ い て

市立郷荘中学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和51年12月20日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 市立郷荘中学校増築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池 田 忠 雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 86,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市箕形町437-4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一 |

- 6 工 期 自 昭和52年 1月 5日
至 昭和52年 7月20日
- 7 契約保証金 4,300,000円
- 8 保 証 人 和泉市北田中町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥 野 喜八郎

議案第81号参考資料

市立郷荘中学校増築工事概要

- 1 工 事 場 所 和泉市寺門町地内
- 2 敷 地 面 積 26,650.00㎡
- 3 工 事 種 別 増築
- 4 構 造 及 び 規 模 鉄筋コンクリート造 地上3階建
建築床面積 367.95㎡ 延床面積 1,151.92㎡
普通教室 4 技術教室 2 理科教室 1
図書室 1 及び各準備室
電気、給排水、ガス各設備

議案第82号

工事請負契約締結について

市立富秋中学校講堂新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和51年12月20日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

- 1 契約の目的 市立富秋中学校講堂新築工事
- 2 契約者 和泉市長 池 田 忠 雄
- 3 入札の方法 指名競争入札

- 4 契約金額 205,000,000円
- 5 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東一丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭
- 6 工期 自 昭和51年12月25日
至 昭和52年 3月31日
- 7 契約保証金 102,500,000円
- 8 保証人 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務

議案第82号参考資料

市立富秋中学校講堂新築工事概要

- 1 工事場所 和泉市富秋町123
- 2 敷地面積 39,800㎡
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模 鉄筋コンクリート造平家建 一部2階
建築床面積 979㎡ 延床面積 1,035㎡
ホール、観客席（固定席808）、舞台、機械室
映写室、便所
電気、給排水、排気設備、冷暖房用配管設備

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市参与（中塚白君） まず、議案第81号「工事請負契約締結について」の提案理由、内容の御説明を申し上げます。

本件は、市立郷荘中学校増築工事で、契約金額8,600万円をもって、契約の相手方、和泉市箕形町437-4 小野林建設株式会社代表取締役小野林徳一と。契約工期は、昭和52年1月5日より昭和52年7月20日までをもって契約しようとするものでございます。

なお、工事概要は、鉄筋コンクリート造3階建てで、詳細は参考資料記載のとおりでございます。

引き続きまして、議案第82号の「工事請負契約締結について」を御説明申し上げます。

本件は、市立富秋中学校講堂新築工事で、契約金額2億500万円をもって契約の相手方、大阪市浪速区浪速町東一丁目8番地の1、株式会社複並工務店代表取締役複並昭と。契約工期は、昭和51年12月25日より昭和52年3月31日までをもって契約しようとするものでございます。

なお、工事概要は、敷地面積39,800㎡で、鉄筋コンクリート造平家建、一部2階建てでございます。詳細な参考資料記載のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 郷荘中学校の増築工事、これはなぜ増築するのか。人数がふえる予定だということでしょうか、一応、確認しておきたいのは完成が7月20日、来年4月入学時には何人になるのか。その辺を明快にお答え願いたい。

- 議長（坂上国治君） 答弁。

- 管理部長（松村吉堯君） お答えいたします。

現在、19クラス、699名ですが、52年4月当初の推定で802名、21学級になることを想定して本増築工事をしようとするものでございます。

- 21番（直村静二君） 今福団地とか、いろんなことが計画されていくと、さらに、その時点ではふやさないかん、そういうことですね。その場合には、社会増もいうことで補助金がよけい取れるという内容を含んでますか。

- 市参与（阪東重信君） お答えいたします。

そういう見通しの中で、いわゆる現在の来年に向けての対応も十分配慮しております。

- 21番（直村静二君） 4月には間に合わないが、その分は。
- 市参与（阪東重信君） その間、特別教室の転用をしたいと思っております。
- 21番（直村静二君） それから、富秋中学校の講堂は3月末ですか、これは後にずれるということはないんですか。遅くなったかたしょうがない面もあり、問題は、ここで同建業者が入ってますな。こういうものは、同和事業だということで同和の同建業者だけが入札する権利があるということをやまだに果たしてるわけですか。
- 市参考（中塚白君） これは毎回、私もお話し申し上げておりますように、いわゆる同建ルールを大阪府も含め各市とも遵守してございます。私の方も同じ扱いをやってるわけでございます。ただ、地元業者の関係もありますので、できるだけ加入していただく行政努力は重ねております。現実には、落札した業者は複並ですが、指名参加には、一般市内の同建業者でない業者も入ってることは事実でございます。

- 21番(直村静二君) 言うておかなければならないのは、本来、富秋は同和地区じゃないんですね。同和の中学を建てて生徒が混入してるが、さらに広がっていく。だから、できるだけ一般校としての性格を持たせていくことが真の解放であろうと思います。いまの中塚参与の答弁では、一応、入札にはほかの人も参加したということですが、出てくるのは皆同建業者だとすると問題がありはしないか。上代伏屋線もそうでしょう。できるだけ同和事業であっても、一般業者の加入する方法をとってもらわんと問題が起こる。

これについては、はっきり意思表示しておりますが、一括上程ですが、郷荘中学校の増築請負契約についてはわが党は賛成です。しかし、富秋中学校講堂は反対です。

そこで反対ですから、先の説明で答弁がなかったので聞いておきますが、現在の体育館を講堂と併用する改造費、どんな計算でもええからしてください。まだ議決してませんからできるはずです。通ってしまったらしようがない。

- 管理部長(広岡史郎君) お答えいたします。

一切、現体育館の改造工事費等の試算はいたしておりません。講堂建設にいろんな検討を加えて邁進したものでございます。

- 21番(直村静二君) 答えられないとすれば、私の方で推定して大体1千万円あればいける。答えてくれなかったのでよろしい。もったいないことをしたなということで、郷荘中学校は賛成、これについては反対です。

- 議長(坂上国治君) 他に。

- 19番(貝測博治君) この追加議案3件については別に異議はないんですが、1時間ほど前に補正ですったもんだして、通過した途端に出すということ。私は、いつ入札したかというやばなことは尋ねませんが、こういうやり方をせずに、今後、何かひとつ間を置く。通るや通らんやらわからんものと、通るという前提で先の問題から1時間もせん間に出してくるということは、ちょっと筋論としてはおかしいと思う。だから、今後こういうことのないようにできないのかどうか。

- 17番(富山敏治君) 関連。この2億余の工事なんですが、12月25日から3月31日までに果たしてできるんですか。この点もあわせて御回答願いたい。

- 議長(坂上国治君) 答弁。

- 市参与(阪東重信君) お答えいたします。

お2人の議員さんの御質問ですが、御指摘の筋論としては、非常に私たちも今後、十分反省してまいりたいと思います。

また、事業計画を立てて本年度の補助貸し付け事業としての関係上、工期的にも51年度の

貸し付け事業として、工期は、一応5月にかかるのではないかと心配しておりますが、そのことも予想しておりますが、本年度の貸し付け事業としてなるべく努力していただくということで本日、急いで提案させていただきましたので、御了解いただきたいと思ひます。

- 19番(貝渕博治君) 貸し付け事業か何か知らんけど、そういうことを聞いてない。そういうことを言われると何か抵抗を感じます。そういうことじゃなく、もう少し何か予算補正からもう少し間を置く、たとい1日でも2日でもなければいけない。できたレースを走らせるということは今後、改めるかどうかですわな。もうよろしいわ。今後、もっと正常にすれば議会も納得いくんじゃないかと思ひます。

- 議長(坂上国治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の声錯綜)

御異議がありますので、挙手により採決を行います。本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

賛成多数でありますので、原案どおり可決決定いたします。

— ○ —

- 議長(坂上国治君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議が全部終了いたしました。よって、昭和51年第4回定例会を閉会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、第4回定例会を閉会いたします。

— ○ —

- 議長(坂上国治君) この際、市長のあいさつを許可いたします。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 閉会に当たり一言、御礼を兼ねてあいさつを申し上げます。

去る14日に本年最後の第4回定例会をお願い申し上げ、補正予算等多数議案を上程いたしましたところ、議員皆様方には年末を控え何かとお忙しい中にもかかわらず、慎重御審議をいただき御可決いただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

なお、昭和50年度歳入歳出決算認定につきましては、特別委員会に付託され御審議を願うことになりました。委員の皆さん方には御苦勞をおかけすることと存じますが、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

今議会において一般質問並びに議案審議の過程におきまして、いろいろ御意見、御要望のありました点につきましては、今後の市政の執行に当たり十分心して努めたいと存じております。

御承知のように、現下の地方自治体を取り巻く諸情勢はまことに厳しいものがあり、これが勢い都市問題の解決のむずかしさに一層の拍車をかけております。半面、市民の市政に対します要望はさらに高度化し、かつ多様化してまいっております。私どもはこの厳しい本市の実態を真剣に受けとめ、的確に対処していくために創意と工夫をこらし、計画的行政の推進に一層の努力を尽くしてまいる決意でございます。議員皆様方におかれましても、本市の発展と市民福祉の増進に絶大なる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から十分御自愛の上、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、心を込めての御礼のごあいさついたします。本当にどうもありがとうございました。



(議長あいさつ)

○ 議長(坂上国治君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

7日間にわたる本年最後の定例議会も、本日をもって閉会の運びに至りましたことを議長としてここに厚く御礼を申し上げます。本定例会を通じて一般質問並びに提出議案について、終始熱心に、しかも慎重御審議を煩わし、また、議事運営には格段の御協力をいただきまして、おかげをもってすべての議案が可決され、円滑に終了できましたことを、ここに改めて議員各位の御支援に対し衷心より深く御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、本議会を通じて、種々御指摘のあった事項について十分意を尊重され、鋭意検討の上即実行に移され、赤字財政の健全化の実現に全力を傾注せられんことを希望いたします。

先ほど来、いろいろと各議員の中から相当3月議会に備えての非常に厳しい御意見があったと思います。それを肝に銘じて理事者の方々はひとつやっていたいだきたい、肝に銘じていただきたいということくれぐれも申し添えておきます。

最後に、皆様方いいお年をお迎えくださらんことをお祈り申し上げます、私の御礼を兼ね閉会のごあいさついたします。長期間どうもありがとうございました。

(午後4時40分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するために、ここに
署名する。

- 和泉市議会 議長
- ” 副議長
- ” 署名議員
- ” 署名議員
- ” 署名議員

